

令和5年第4回嵐山町議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月30日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	10
議案第42号～議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託	49
請願の委員会付託について	51
休会の議決	51
散会の宣告	52

第 2 号 (12月4日)

議事日程	53
出席議員	54
欠席議員	54
本会議に出席した事務局職員	54

説明のための出席者	5 4
開議の宣告	5 5
諸般の報告	5 5
一般質問	5 5
11番 川口浩史議員	5 5
10番 島山美幸議員	8 2
散会の宣告	9 7

第 3 号 (12月5日)

議事日程	9 9
出席議員	1 0 0
欠席議員	1 0 0
本会議に出席した事務局職員	1 0 0
説明のための出席者	1 0 0
開議の宣告	1 0 1
諸般の報告	1 0 1
一般質問	1 0 1
5番 狩守勝義議員	1 0 1
3番 橋本将議員	1 2 7
2番 竹内隆哲議員	1 4 1
4番 宮本大裕議員	1 4 3
1番 佐藤弘美議員	1 5 2
散会の宣告	1 5 8

第 4 号 (12月6日)

議事日程	1 5 9
出席議員	1 6 0
欠席議員	1 6 0
本会議に出席した事務局職員	1 6 0
説明のための出席者	1 6 0
開議の宣告	1 6 1
諸般の報告	1 6 1
一般質問	1 6 1

12番	渋谷登美子	議員	161
9番	青柳賢治	議員	189
6番	小林智	議員	211
散会の宣告			227

第 5 号 (12月7日)

議事日程	229
出席議員	230
欠席議員	230
本会議に出席した事務局職員	230
説明のための出席者	230
開議の宣告	231
諸般の報告	231
一般質問	232
4番 藤野和美	議員 232
8番 吉本秀二	議員 255
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	279
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	280
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	294
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	296
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	297
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	299
延会の宣告	305

第 6 号 (12月8日)

議事日程	307
出席議員	308
欠席議員	308
本会議に出席した事務局職員	308
説明のための出席者	308
開議の宣告	311
諸般の報告	311
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	311

議案第 5 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 1 3
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 4
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 0
請願第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 2 2
議員派遣について	3 2 7
閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について	3 2 7
発議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 7
発議第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 1
日程の追加	3 3 3
発議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 3
町長挨拶	3 3 5
議長挨拶	3 3 5
閉会の宣告	3 3 6

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第616号

令和5年第4回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月17日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和5年11月30日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	佐 藤 弘 美 議 員	2 番	竹 内 隆 哲 議 員
3 番	橋 本 将 議 員	4 番	宮 本 大 裕 議 員
5 番	狛 守 勝 義 議 員	6 番	小 林 智 議 員
7 番	藤 野 和 美 議 員	8 番	吉 本 秀 二 議 員
9 番	青 柳 賢 治 議 員	1 0 番	畠 山 美 幸 議 員
1 1 番	川 口 浩 史 議 員	1 2 番	渋 谷 登 美 子 議 員
1 3 番	森 一 人 議 員		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和5年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

11月30日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（森議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 佐久間町長）
（行政報告 下村教育長）
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 議案第42号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第43号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第44号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第45号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議案第52号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算(第6号)議定について
- 日程第11 議案第54号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第12 議案第55号 令和5年度嵐山町下水道事業会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第13 議案第56号 町道路線を廃止することについて(公共用地使用申請)
- 日程第14 請願の委員会付託について

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	狛守勝義	議員	6番	小林智	議員
7番	藤野和美	議員	8番	吉本秀二	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	森一人	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
贄田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
近藤久代	長寿生きがい課長
藤原実	環境課長
中村寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
大島真弓	会計管理者兼会計課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長

馬 橋
中 村

透
寧

生涯学習課長
農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第4回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

なお、今定例会におきましても感染症を予防するため、発言は自席で着座にて行います。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第5番 狩 守 勝 義 議員

第6番 小 林 智 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にして、11月22日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに出席要求に基づく出席者としまして、高橋副町長、萩原総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、条例10件、予算4件、その他1件の合計15件ということでございます。なお、追加議案並びに議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は本日11月30日から12月8日までの9日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については、12月4日に1番目の川口浩史議員と2番目の畠山美幸、12月5日に3番目の狩守勝義議員から7番目の佐藤弘美議員、12月6日に8番目の渋谷登美子議員から10番目の小林智議員、12月7日に11番目の藤野和美議員と12番目の吉本秀二議員となります。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○森 一人議長 お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり、本日11月30日から12月8日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月8日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案、条例10件、予算4件、その他1件、計15件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案及び追加議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月から11月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第2号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願及び陳情第7号 学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願いの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、議員派遣について報告いたします。さきの定例会におきまして可決された令和5年11月1日、埼玉県県民健康センターにおいて埼玉県町村議会議長会主催の議会広報研修会に広報広聴常任委員4名が出席いたしました。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長、ご登壇願います。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和5年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、誠に感謝に絶えないところでございます。

本議会に提出いたします議案は、条例10件、予算4件、その他1件の計15件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

さて、嵐山まつり、時代まつりは昨年にも増して盛大な開催となり、天候にも恵まれ、多くの来客でにぎわいました。議員各位をはじめ、ご来賓の皆様、関係団体の皆様のご臨席を賜りまして、心から御礼申し上げます。また、紅葉まつりにつきましても11月初めまで暑い日が続き、紅葉の色づき具合が心配されましたが、その後急激に気温が下がり、木々の葉も色づき、訪れた方々には嵐山溪谷の美しさを十分堪能していただけたものと思っております。

令和5年8月から10月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げますので、ご高覧願いたいと思います。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

下村教育長、ご登壇願います。

〔下村 治教育長登壇〕

○下村 治教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料38ページから44ページをご高覧いただきたいと思います。

なお、3点ほど補足をさせていただきます。1点目は、お手元の資料38ページ、1の(2)嵐山

町立小中学校再編基本計画（案）説明会の開催状況についてでございます。9月下旬から10月下旬にかけて8回の説明会を行い、計172名のご参加をいただきました。この説明会の中で直接のご発言や説明会後のアンケートにより、多くのご質問、ご意見を頂戴いたしました。また、10月2日から学校再編基本計画（案）に対するパブリックコメント手続を行い、22名の方からご意見をいただきました。これらの意見を検討し、学校再編基本計画の策定を進めてまいりました。

2点目は、同じく38ページ、2の（1）就学時健康診断についてでございます。昨年度までは各小学校を会場に実施しておりましたが、本年度は嵐山幼稚園を会場に、10月25日及び11月1日に実施いたしました。これは働き方改革の観点から、学校の負担軽減に資するために変更したものでございます。本年度初めての取組ですので、成果と課題を踏まえ、次年度の実施につなげてまいりたいと思います。

3点目は、生涯学習の関係でございます。40ページの上段、第4回嵐山町偉人マンガ製作活用検討委員会ですが、この会議をもって偉人マンガの完成及び活用について、計画策定が完結いたしました。「いざ鎌倉 いざ嵐山 正路をゆく 清廉の人 畠山重忠物語」は2,000部印刷され、町内全小中学生に配布するとともに、学校図書館など関係機関にも寄贈いたしました。今後地域を学ぶ大事な教材として活用してまいります。なお、昨日11月29日にこの偉人マンガ製作にご支援をいただきましたB&G財団から来賓をお招きし、発行記念式典を町民ホールで行いましたことを申し添えます。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長、登壇願います。

〔藤野和美広報広聴常任委員長登壇〕

○藤野和美広報広聴常任委員長

令和5年11月30日

嵐山町議会議長 森 一人様

広報広聴常任委員長 藤野和美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について10月30日、11月1日、7日及び14日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 広報部会

・議会だより192号発行について

第3回定例会を主な内容として、10月30日入稿、11月7日初校、14日再校、12月1日発行の予定で準備を進めた。

新議会の人事構成や議場コンサート、令和4年度の決算審査を特集。また、主な議案や可決意見書、一般質問、常任委員会報告などで構成し、表紙は七郷小学校の創立150周年を記念したものとした。

今号もページの適正化に取り組み、全20ページでの発行とした。

(2) 広聴部会 11月1日に開催

・第23回議会報告会について

令和6年1月13日土曜日に午前、午後の2回開催することとし、意見交換会のテーマは「新しい議会に何を求めますか」とした。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎議案第42号～議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第42号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、日程第7、議案第43号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて、日程第8、議案第44号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、日程第9、議案第45号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第42号から日程第9、議案第45号までの4件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第42号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和5年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料、期末手当及び勤勉手当、並びに60歳を超える職員の昇給を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和5年人事院勧告に準拠して、一般職の任期付職員に支給する給料、期末手当及び勤勉手当を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和5年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料等の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

最後に、議案第45号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和5年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料等の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議案第42号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについてから、議案第45号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件についての細部について説明させていただきます。

議案第42号から議案第45号は、令和5年人事院勧告に準拠いたしまして改定を行うもので、本年の人事院勧告ですが、月例給及び特別給につきまして引上げとなるもので、民間給与等の格差を埋めるため、一般職員に支給する初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて、俸給月額の上上げ及び特別給の支給率を引き上げるものです。議会の議員及び特別職の特別給についても同様に引上げを行うものでございます。

まず、議案第42号でございますが、参考資料を御覧いただきたいと存じます。今回の給料改定の

概要をお示ししたものでございます。人事院勧告に準拠し、月例給及び特別給につきまして一般職員に支給する給与等の改定を行うものでございます。初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含め、俸給月額の上上げと特別給の支給率を0.10月分引き上げ、期末手当と勤勉手当を合わせた支給率を年間4.50月分とするものでございます。実施時期でございますが、月例給につきましては、令和5年4月1日からの適用とし、特別給は本年12月から改めるものでございます。

議案書の裏面、新旧対照表を御覧ください。本条例は2条より構成されておまして、1条では、60歳を超える職員については、国、県と同様に昇給抑制を講じるものです。期末手当の支給割合にあつては、12月の支給分は100分の120から100分の125に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあつては、100分の67.5から100分の70に改め、勤勉手当の支給割合については、12月の支給分は100分の100から100分の105に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあつては、100分の47.5から100分の50に改めるものでございます。

第2条では、期末手当の支給割合を100分の122.5に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあつては100分の68.75に改め、勤勉手当の支給割合を100分の102.5に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあつては100分の48.75に改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めており、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。また、2条の改正規定は、令和6年4月1日とするものであります。

続きまして、議案第43号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての細部について説明させていただきます。

議案第43号は、一般職の特定任期付職員に支給する給与及び期末手当の改定を行うものでございます。

新規対象表を御覧いただきたいと存じます。本条例は2条より構成されておまして、1条では月例給及び期末手当の改正です。期末手当については、支給割合を100分の165であったものを、12月の支給にあつては100分の175と改めるものでございます。

第2条では、期末手当の支給割合を100分の170と改めるものです。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めており、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。また、第2条の改正規定を令和6年4月1日とするものであります。

次に、議案第44号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて並びに議案第45号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての細部について説明させていただきます。

議案第44号、議案第45号は、令和5年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職員に支給する特別給の額を改正することに伴い、同様の措置を講ずるものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。それぞれの条例につきまして、2条より構成しておまして、第1条では、期末手当の支給割合を100分の220であったものを、12月の支給にあつては

100分の230と改めるものです。

第2条では、期末手当の支給割合を100分の225と改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めており、公布の日から施行し、第2条の改定規定を令和6年4月1日とするものでございます。

以上、議案第42号から議案第45号の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） それでは、お聞きしますが、近隣のラスパイレス指数を教えてくださいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 近隣のラスパイレス指数ということですが、最新で令和4年4月1日現在のものが公表されております。令和4年4月1日現在の数値についてしゃべりたいと思います。まずラスパイレス指数というのは、国家公務員の給与と嵐山町の職員の給料の割合を示すもので、100だと同じ。100を超えると、嵐山町の職員の給料は国家公務員より高いよねという割合でございます。まず、嵐山町から申し上げます。嵐山町98.6、滑川町100.3、小川町100.8、川島町97.7、吉見町97.9、鳩山町95.2、ときがわ町97.7、東秩父村95.4。近隣の状況は以上のような状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） あと東松山市、分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 大変失礼しました。東松山市98.4でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 最初に確認なのですが、一般職員と任期付きの職員は、引上げの分は遡及がされるということよろしいのでしょうか。

それから、一般職の60歳を超えるとゼロ号給になるということで、ゼロ号給の表がないのですけれども、これは今までの4号給からするとかなり給料が下がるということなのですか。その辺の具体的な金額を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 遡及措置におきましては、令和5年4月1日より適用するというふうに申し上げ

げましたので、遡及措置はございます。

その次に、60歳以上の昇給ですが、一般職の職員については4号給ずつ毎年上がっていくのが一般的でございます。55歳になりますと、半分の2号給ずつ上がっていましたが、60歳以上につきましては国同様に昇給をしないということでゼロ号給、現状維持のままでございます。

以上でございます。

〔「分からん」と言う人あり〕

○森 一人議長 続けてどうぞ。

○萩原政則総務課長 議案第42号の最後のページをお開きください。給料表の数字が羅列しているところでございます。60歳から61歳になると役職定年という形で、課長級ですと6号給ですが、その給料表が主査の4号給に変わります。6級の職員で、例えば40万円もらっていた職員については3割カット、7割の28万円になりますので、4級の28万円のところの直近上位を見ていただきたいと思います。そして、本来ならば2号給上がるところが上がらなくなるということで、その差額がもらえなくなるということでございますが、今現在定年退職の年齢が60歳から毎年1歳ずつ上がっていきます。今年度定年退職する方はいないので、今課長の中で一番年上の方が60歳ですが、その方は61歳退職になりますので、この方が来年61歳になったときは、役職定年になるけれども、定期昇給はありませんという形になります。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） なるほど分かりました。それで、特別職と議員の給料の引上げなのですが、物価高騰で賃金も30年ぶりに上がったと岸田総理もかなり強調してはいるのですが、実態は物価高に追いついていないということは岸田総理も認めているわけです。引き上がったとはいえ、そういうことで。だから、当然嵐山町民も物価高に追いついていない賃金にあるなということと言えると思うのです。そういう中で、議員少ないのですが、引上げはどうだろうか、特別職の給料引上げはどうなのだろうか、今回はやめた方がいいのではないかと、そういう考えはなかったのかどうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 特別職、議員さんのボーナスについて上げなくてもよかったのではないかと、いう考え方ですが、今回国のほうから公務員の給与改定に関する取扱いについてということで、令和5年10月20日付で閣議決定されたものがございます。まず1番として、一般職の職員の給与については人事院勧告のとおり改定を行うものとするというふうになっております。そして、特別職の給与についてもおおむね一般職員に沿って取り扱うものというふうに国のほうから指示が来ております。そして、地方公務員の給与についても国家公務員の給料改定と同様な措置を講じてくださいと

ということなので、特別職及び議員さんのボーナスについても職員と同様の見直しを行ったところ
でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 国からそういう指示が来ているのでしようけれども、嵐山町としての考
えというのがここに反映されていいと思うのです。特別職、ほかの町民が物価に追いついていない給
料の中で、我々は上げていいのだろうか。三役と議員です。ちょっとまずいのではないかとい
うことを考えて、これはやるべきだったなって思うのです。課長では同じ答弁になってしまうから。
やるのだったら結構だけれども、答弁ね。町長に伺いたいと思うのです。先に言っていていいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 川口議員さんおっしゃるとおり、町民の方もそういうふうに思われる方がいら
っしゃるかと思います。今回特別職、議員さんのボーナスを上げるか上げないかというのは二通り
考えられると思います。国に準拠して上げる方法、据置きにする方法、どちらかということになる
と思います。まず上げないという方向ですと、今後も上がったときは上げない、もうずっと見直し
はしないという考えかと思うのですけれども、人事院勧告で、必ずしも上がるという人事院勧告だ
けではありません。マイナスの人事院勧告もちろんございます。マイナスの人事院勧告のときに、
逆に職員は下げましたけれども、特別職、議員さんのボーナスについて嵐山町は変えていませんと
なると、そのほうが町民からしたときに何で議員さんは変えないのというふうになると思います。
なので、職員に準じて上げるときは上げる、下げるときは下げるというのが一般的な考え方だと思
いまして、今回条例の制定をさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 町長、答弁ございますか。

答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

ただいま総務課長のほうからお答えさせていただいたとおり、今までもずっと人事院勧告、これ
は上がるときもあるし、下がるときもある。それがまず大前提としています。それと同時に、今国
を挙げてデフレの脱却という、そういう大きな命題になっているわけです。ですから、民間のほう
にもどんどん給料を上げてくださいというような取組をしているわけです。我々もそういったこと
であるならば、少しでも可処分所得も増えるわけですから、私はそういったものは積極的に町内の
経済を回すために使っていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、ちょっとばらばらするかと思うのですけれども、43号のほうです。43号のほうの特定任期付職員というのは、嵐山町にいらっしゃるのかどうか。そして、定年前再任用短時間職員は嵐山町でどのくらいいらっしゃるのかということと、あと結局、2条のほうでは、逆に言えば下がるという形になるのか。ここの差というのはどのくらいの差になっていくのか伺いたいと思います。それが1点。

それから、44号のほうなのですけれども、今の考え方ですと、嵐山町の議員というのか、国のほうもそういうふうに考えるのだと思うのですけれども、議員報酬は生活報酬というふうに生活費として考えるというふうに考えていいのですか。それは特別職、町長、副町長についてもそのように考えるというふうに嵐山町も国も捉えているというふうに考えていいのですか、ということです。

○森 一人議長 2点でよろしいですか。

○12番（渋谷登美子議員） 2点です。

○森 一人議長 大きくな。

答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 順番変わりますけれども、まず議員さんの報酬についてでございます。職員の給与については生活給というふうに思っておりますが、議員さんであったり、三役の給料については生活給ではないというふうに考えております。

そして、その前の43号の関係ですが、まず定年前再任用短時間勤務職員の人数ということですが、今段階的に定年退職の年数が65歳になっています。もう既に退職なされた方が65歳になる間の期間を定年前再任用短時間勤務職員というふうにごうたっております。今現在役場のほうでいらっしゃるのが4名だと思います。続いて、特定任期付職員でございます。特定任期付職員は嵐山町にはいらっしゃいません。ただし特定業務等従事任期付職員につきましては7名の方がいらっしゃいます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしましと、それぞれの2条になるわけですけれども、2条のほうは、逆に言えば、またさっきも質問したかなと思うのですけれども、下がるわけですよ、比率としては。それについてはどのような考え方になっていくのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

すみません。課長。

〔「その後でもいい」と言う人あり〕

○森 一人議長 いえ、続けてください。

○12番（渋谷登美子議員） 定年前再任用短時間特別職員ではなく特定任期付職員のうちの、事務的、専門性のある職員というのが7名いらっしゃると言っていましたよね。そういうふう聞こえたのですけれども、あれとあって、その7名の方というのはどのような方になるのか伺いたいと思います。2つです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 順番は変わりますけれども、まず任期付職員7名でございます。まず看護師1名、図書館司書3名、あとマイナンバーカードの仕事ということで3名で、合計7名と私は回答させていただきました。

そして、次ですが、2条で給料減るのという質問だったかと思います。もう一度参考資料を御覧ください。43号、44号、45号も同じなのですが、まず人事院勧告でボーナスは年間4.5か月というふうに設定をされております。議案第42号の参考資料を見ていただきたいのですが、まず下の表でございます。5年度につきましては6月にも支給をしてしまっております。期末手当1.2か月、勤勉手当1.0か月、合わせて2.2か月ということはもう支給をしております、年間4.5か月にするためには残り2.3か月、期末、勤勉合わせて2.3か月ということで、人事院勧告で期末を0.05か月分、勤勉も0.05か月分増やした1.25か月分と1.05か月分、これで6月と12月を合わせて4.5か月となるものがございます。そして、2条で来年の4月1日以降については、年間で同じく4.5か月にするので、6月支給分と12月支給分で平均的にするというので、今回もらう率より4月、来年の6月、12月にももらうのは平均した率になるということで、数字が下がっている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 任期付職員は再任用の場合は、号数が4号ずつと上がらないのですね。普通に上がっていくのだったら、そこでの差がまた違ってくるのかなと思うのですけれども、実際には上がらないからということ、数値的にはどういうふうな形になってきますか、額面的には。

○森 一人議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 先ほど答弁した中で、どういう資格の人ですかという中で、私は看護師というふうに答えてしまいました。1名という。大変失礼しました。保健師1名の誤りでございます。

あと再任用職員の給料についてでございますが、再任用職員については給料表の一番下に金額が示してありまして、すみません、別表の一番下にも示してあります。再任用職員につきましては3級の給料表を使っておりますので、25万6,200円ということで、これ以上給料表が変わることはございません。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論、採決は議案ごとに行います。

それでは、議案第42号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて討論はございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第43号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて討論を行います。討論はございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第43号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第44号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて討論を行います。討論はございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第44号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第45号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて討論を行います。討論はございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第45号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時といたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10、議案第52号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第6号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第52号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第6号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,192万円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億5,596万5,000円とするものであります。このほか繰越明許費の設定が1件、地方債の追加が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、議案第52号の概要につきまして説明させていただきます。

議案第52号は、令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第6号）として、歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ2億2,192万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億5,596万5,000円とするものでございます。

それでは、細部について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の4ページ、5ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出補正予算でございますが、歳入歳出の今回の補正額を款項別にそれぞれ記載させていただいております。

次に、6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。歳出で説明しますが、健康増進センターの空調設備更新工事によるもので、年度内にその支出を終えることができない見込みのあるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用するため、4款1項保健衛生費の健康増進センター管理事業に繰越明許費を設定させていただいたものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございますが、追加1件でございます。新たに第2表、繰越明許費で説明しました健康増進センター空調設備更新事業に1,650万円の起債を起こすものでございます。

それでは、14、15ページをお願いします。2の歳入でございます。主なものについてご説明申し上げます。1款町税、2項1目固定資産税でございます。固定資産税の調停見込額の増加に伴い補正するもので、家屋1億2,857万円、インターランプ内の企業分でございます。償却資産1,472万2,000円、設備投資の増に伴い補正をするもので、合わせまして1億4,331万2,000円で、補正後の額を17億2,410万6,000円とするものでございます。

続いて、10款地方特例交付金、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。274万7,000円でございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、中小企業者等に対する固定資産税の特例措置の拡充・延長に伴う減収補てん措置として交付されるものでございます。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金646万8,000円で、訓練等給付費、自立支援医療費等の利用者の増加に伴い補正するものです。補助率は2分の1でございます。障害児通所支援事業費負担金333万9,000円で、障害児通所支援事業の利用者の増加に伴い補正するものでございます。こちらも補助率2分の1でございます。児童手当国庫負担金、減額の630万円で、児童手当支給額の実績見込みに伴い補正するものでございます。

続きまして、15款2項1目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金430万6,000円で、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修に対し交付されるものです。補助率は10分の10でございます。

2目民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金98万5,000円で、保育所等における業務のICT化及び障害児等の受入れに伴う施設改修等に対し交付されるものでございます。介護保険システム改修費補助金42万円で、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対し交付されるものでございます。補助率は2分の1でございます。

3目衛生費国庫補助金、妊娠出産子育て支援交付金100万円でございます。支給対象者の増加に伴い、支援金分を補正するものでございます。補助率、大変失礼しました。2分の1と記入してありますが、3分の2でございます。おわびして、訂正をお願いいたします。補助率3分の2でございます。

5目教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金49万5,000円で、学校における感染症対策に対して交付されるものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。16款県支出金、1項2目民生費県負担金、障害者自立支援給付費負担金323万5,000円で、訓練等給付費、自立支援医療費等の利用者の増加に伴い、補正するものです。補助率は4分の1でございます。

同じく障害児通所支援事業費負担金167万円でございます。障害児通所支援事業の利用者の増加に伴い補正するものでございます。補助率は4分の1でございます。児童手当県負担金、マイナスの147万円でございます。児童手当給付額の実績見込みに伴い、補正するものでございます。

続きまして、16款2項1目民生費県補助金でございます。埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金46万5,000円で、保育所等への物価高騰対策に対し交付されるもので、補助率2分の1でございます。

2目衛生費県補助金、埼玉県出産・子育て応援事業費補助金25万円で、支給対象者の増加に伴い支援金分を補正するものです。こちらも補助率、訂正をお願いします。4分の1となっておりますが、6分の1でございます。おわびし、訂正をお願いいたします。

18款寄附金でございます。一般寄附金1,434万円で、内訳として一般補助金が53万3,000円、ふるさと納税分として1,380万7,000円でございます。次の社会福祉事業に対する指定寄附金803万6,000円で、こちらもふるさと納税分でございます。自然・環境保全に対する指定寄附金241万円、こちらもふるさと納税分でございます。産業振興に対する指定寄附金97万9,000円、こちらもふるさと納税分でございます。教育に対する指定寄附金257万8,000円、こちらもふるさと納税分でございます。文化財保護事業に対する指定寄附金90万7,000円、こちらもふるさと納税分でございます。スポーツ振興に対する指定寄附金128万3,000円、こちらもふるさと納税分でございます。合わせまして、今回の補正額3,053万3,000円ですが、一般の寄附53万3,000円を除きますと、3,000万円分がふるさと納税分でございます。今までふるさと納税として7,000万円を予定しておりましたが、今補正で3,000万円の補正を行い、ふるさと納税分を1億円と見込みをいたしました。

次のページ、18ページ、19ページをお願いいたします。19款繰入金、2項3ふるさとづくり基金繰入金1,233万3,000円でございます。こちらにつきましては、観光駐車場整備事業として1,533万3,000円、観光協会補助事業としてマイナスの300万円ということで、合計しまして1,233万3,000円となっております。

22款町債、1項6目衛生費、公共施設等適正管理推進事業債1,650万円でございます。3表の地方

債の補正で説明しましたが、健康増進センターの空調設備の更新工事に対し起債をするものでございます。

次に、歳出でございます。こちらにつきましても主立ったものにつきましてご説明させていただきます。まず全般にわたり、人事院勧告による人件費の補正分を計上させております。

それでは、それぞれの項目について説明させていただきます。22、23ページをお願いいたします。2款総務費、1項1目(22)ふるさと納税推進事業でございます。まず、寄附者への謝礼として930万円、手数料としまして、送付料であったり、サイトの利用料等で487万8,000円です。ふるさと納税の増額に伴い、返礼金等を補正するものでございます。

続きまして、4目財産管理費、(6)ふるさとづくり基金管理事業でございます。ふるさとづくり基金積立金2,775万円で、内訳としまして、今回のふるさと納税分の寄附として2,925万円、大変失礼しました。ここに円の前に漢字の千が抜けております。おわびし、訂正をお願いいたします。2,925万円と森林環境譲与税分マイナスの150万円ということで、トータルしまして2,775万円とするものでございます。

続きまして、24、25ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、(4)の住基ネットワーク事業でございます。電算委託料として364万6,000円で、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステムの改修に要する経費でございます。全て補助率10分の10で、一般財源からの充当はございません。

続きまして、(6)コンビニ交付サービス等事業、こちらは委託料66万円でございます。マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るコンビニ交付システムの改修に要する経費でございます。こちら10分の10の補助率でございます。

26、27ページをお願いします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(2)社会福祉総務事業、返還金2,089万1,000円でございます。実績に基づく補助金等の確定に伴う返礼金を補正するものでございます。

(11)介護給付・訓練等給付事業でございます。扶助費846万6,000円で、介護給付・訓練等給付に要する経費を補正するものでございます。

(12)自立支援医療給付事業でございます。自立支援医療費負担金447万円で、更生医療の受給者及び育成医療の受給者の増加に伴い補正するものでございます。

続きまして、28、29ページをお願いします。3款1項2目老人福祉費、(5)在宅高齢者等日常生活支援事業、役務費の240万7,000円でございます。こちらにつきましては、緊急通報システムが比企広域から埼玉県西部消防組合日高のほうに統合されるため、端末設定費用を補正するものでございます。

(9)高齢者外出支援事業、高齢者外出支援タクシー実施委託料350万円でございます。こちらの350万円を合計して、トータルこちらの委託料が1,500万円となる予定でございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。3款1項6目後期高齢者医療事業費、(1)後期高齢者医療保険事業でございます。後期高齢者医療広域連合負担金440万9,000円で、市町村の療養給付費負担金の増加に伴い補正するものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、(2)児童福祉総務事業の返還金821万7,000円でございます。こちらにも実績に基づく補助金等の確定に伴う返還金を補正するものでございます。

(5) こども医療費給付事業、こども医療費給付金992万4,000円でございます。インフルエンザの流行等により、こども医療費の増額に伴い補正を行うものでございます。

(8) 障害児通所支援事業、扶助費667万7,000円で、障害児通所サービスに要する経費を補正するものでございます。

続きまして、32、33ページをお願いします。3款2項2目児童措置費、(2)児童手当・特例給付支給事業、児童手当マイナスの924万円でございます。児童手当・特例給付支給額の実績見込みに伴い補正するものでございます。

3目保育所費、(1)保育所保育事業、保育所等物価高騰対策事業補助金93万3,000円、保育対策総合支援事業補助金138万6,000円で、保育所等における業務のICT化、障害児等受入れに係る施設改修及び物価高騰等に直面する保育所への支援に要する経費でございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、(8)健康増進センター管理事業でございます。工事請負費として1,839万2,000円で、第2表の繰越明許費、第3表の地方債の補正でも説明しましたが、健康増進センターの空調設備の更新工事に係るものでございます。

続きまして、34、35ページをお願いします。3目母子衛生費、(6)出産・子育て応援給付金事業、出産・子育て応援給付金150万円でございます。出産・子育て応援事業に要する経費を補正するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、(2)農業者支援事業、伐採委託料として70万円でございます。千年の苑手芸用施設敷地内の樹木伐採に要する経費を補正するものでございます。

続きまして、36、37ページをお願いいたします。7款商工費、1項2目商工振興費、(3)地域商業等活力創出支援事業、地域商業等活力創出推進委員会補助金100万円でございます。空き店舗等活用事業に対する補助金を補正するものでございます。

4目観光費、(2)観光施設等管理事業でございます。土地購入費として1,533万円を補正するものでございます。観光駐車場の整備事業費でございます。ラベンダー場の西側の駐車場を拡張するものでございます。

(4)観光協会補助事業、観光協会補助金、マイナスの300万円でございます。人件費分の減額により、嵐山町観光協会補助金を補正するものでございます。

続きまして、38、39ページをお願いします。8款土木費、1項1目(3)道路管理事業でございます。手数料400万円で、町道整備における分筆等に係る経費を補正するものでございます。

続いて、40ページ、41ページをお願いいたします。8款3項4目都市下水路費、(1)都市下水路管理事業で、測量設計委託料495万円で、町道菅谷31号線雨水管設計業務委託でございます。テレビカメラ調査委託料として165万円、こちらは線路敷横断排水路調査業務委託でございます。

続いて、10款教育費、1項2目事務局費、(3)教育委員会事務局総務事業でございます。印刷製本費として95万7,000円で、社会科副読本に係る経費を補正するものでございます。

続きまして、42、43ページをお願いいたします。14小中一貫教育推進事業、会計年度任用職員報酬165万3,000円でございます。育児休暇取得職員に対応するため、補正するものでございます。

(19)学校保健特別対策事業99万7,000円で、小中学校における感染症防止対策に要する経費を補正するものでございます。

続いて、10款2項1目学校管理費、(1)菅谷小学校管理事業、消耗品費424万3,000円、(2)七郷小学校管理事業、消耗品費345万3,000円及び(3)志賀小学校管理事業、消耗品費388万8,000円で、こちらにつきましては教師用の指導書購入に要する経費を補正するものでございます。

飛ばしまして、46、47ページをお願いします。10款5項3目文化財保護費、(2)指定文化財保存管理事業でございます。指定文化財環境整備業務委託料163万2,000円で、杉山城跡に発生したナラ枯れの緊急伐採及び薬剤処理に要する経費を補正するものでございます。カシノナガキクイムシによるものでございます。

続きまして、10款6項1目保健体育総務費、(5)スポーツ振興基金管理事業でございます。スポーツ振興基金積立金141万6,000円で、ふるさと納税の寄附によるものでございます。

最後に、13款予備費、1項1目予備費でございます。今後の不足に対応するための経費で、補正前の額に2,256万5,000円を増加し、補正後の額を6,165万1,000円とするものでございます。

50ページ、給与費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、議案第52号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番(川口浩史議員) 初めに、6ページの繰越明許費なのですが、年度内に工事が終えられないという、その理由は何なのか伺いたいと思います。

それから、15ページの固定資産税ですけれども、家屋償却資産ということで、これは両方ともランプ内の企業ということでよろしいのでしょうか。

それから、あの企業って固定資産税は3年間ではなかったですか、軽減でしたか、無料にするのでしたか、ちょっと調べていなかったのですけれども、もう3年が過ぎたということなのですか。そんな感覚を持ってなかったのか、伺いたいと思います。

それから、27ページの中ほどの思いやり駐車場ということで整備をされたということなのですか、どんな駐車場を整備したのか。思いやり駐車場というのは内容を教えてもらいたいと思

ます。幾つ整備したのでしょうか。

それから、その下に人工透析の受給者が増えているということで、国保の関係では大きいのではないかなと思うのですが、何人くらいこういう方が増えているのか伺いたと思います。今後の警鐘を鳴らしていく必要があるかなと思いますので、お聞きしたいと思います。

それから、29ページの緊急通報システムですけれども、比企広域から埼玉西部に変わりますよということで、連絡の流れとしては、これは単に比企広域で受けていたものが埼玉西部の局で受けるという形にだけなるわけなののでしょうか。スムーズに行くのかどうかも、試験もしているのかどうかも含めて伺いたと思います。

それから、31ページ、国保の関係で会議日程増加ということですが、ちょっと理由を伺いたと思います。

それから、こども医療費、インフルエンザが増えているということで増額になっているわけですが、ちょっと状況を伺いたと思います。

33ページの、保育園の物価高騰対策事業補助金がICTと施設の改修ということで、物価高騰の関係と関係するのかなと。これで県ですか、国ですか、了解得られているのかどうかを1点伺いたいのと、これ補助率が違うのですね、歳入で見えますと。これどういうふうになるのか。この園はこっちの補助率で、この園はこっちの補助率でということになるのか、そこを伺いたと思います。施設の改修の内容も伺いたと思います。

健康増進センターの空調は今どういう具合なのかを伺いたと思います。

37ページの観光駐車場整備事業ですけれども、ラベンダー園の西側に駐車場がありますけれども、さらに拡張するというものであります。広さはどのくらいで、何台分ぐらいの乗用車なのか、乗用車だったら何台、バスだったら何台、伺いたと思います。

それから、観光協会の人件費分は、そうするとどこでどういう形で捻出したのか、この減額のできた理由を伺いたと思います。

39ページに町道整備がありますけれども、分筆の経費、これは幾つぐらいの場所なのか、どこなのか、1か所なのか伺いたと思います。

41ページのテレビカメラが入るということで、町道菅谷31号線、これは駅のところですか。どういことに、工事の関係でこれも一緒にやろうということにしたのか。場所は確認していないのですけれども、場所も含めて伺いたと思います。線路敷の関係もどういう状況なのか、テレビカメラを入れるようにしたのか伺いたと思います。

43ページの小中学校における感染対策ということで、どういうものを対策としてやるのか伺いたと思います。

それから、教師用指導書購入、各小学校で購入するわけですが、これ全て同じものを小学校の先生に渡すということなのか伺いたと思います。

47ページのナラ枯れなのですけれども、委託ですから専門の業者がいるのか。薬を塗布するということなのですけれども、現在枯れているものはどうするのか。全てのコナラ、クヌギ、ほかのもやるのですか。コナラとクヌギだけにするのか伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

それでは、初めに菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

ページ数でいきますと、6ページの繰越明許の関係ですが、健康増進センターの空調なのですけれども、これから設計をして発注となりますと、とてもこれから3か月では工事は年度内に終わるのは難しいかということで判断しまして、繰越明許させていただきました。

それから、33ページの、同じく健康増進センターの空調の工事の内容なのですけれども、増進センターの1階の検診室と隣の歯科指導室、2階のセミナールームのエアコン、空調が壊れてしまいましたので、更新工事をさせていただき予定でございます。

以上です。

○森 一人議長 続きまして、岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからは、14ページ、15ページの固定資産税の内容についてお答えをさせていただきます。

議員さんご指摘のとおり家屋分、償却資産分、共にインターランプ内のものが入っているということでございます。なお、軽減につきましては、今手元に資料がございませんで、申し訳ございませんが、お答えできないということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 先ほどの税務課長の答弁に補足をする形でご説明させていただきたいと思っております。

恐らく川口議員さんおっしゃっているのは、企業誘致条例の奨励金のことではないかなと思っております。こちらにつきましては軽減ではなくて奨励金でございます。一度納めてもらった固定資産税を次年度に奨励金として相当分を交付すると、そういう形でございます。軽減ではございません。

なお、ちなみに企業誘致条例の奨励金については、対象事業として要件がございまして、今回の杉山地区のインターランプ内の物流倉庫につきましては、マルチテナントの物流倉庫ということで、分類される業種を調べますと不動産業に該当するというので、企業誘致条例の対象外という形になっております。ですので、企業誘致条例に基づく奨励金の交付はないという状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 順番どおりでなくてよろしいですか、川口議員。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 受けた順で答弁させていただきたいと思います。

続きまして、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから思いやり駐車場の関係をお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、従前からこの年末に埼玉県のほうで障害者用専用の駐車場につきまして、適正利用につきましてマナーアップキャンペーンということで、ここ数年ポスター等で、広報で、あるいは町の広報で周知をさせていただいたところがございますが、今年度埼玉県のほうで11月1日から思いやり駐車場制度という制度を創設いたしました。新たな駐車場というよりは、既存の障害者用駐車場に関しまして思いやり駐車場制度という名称で、パーキング・パーミットということなのですけれども、許可をできるような、許可というほどではないのですけれども、利用ができるものです。従前の障害者用の駐車場ですと、例えばよく目にされるのが車椅子マークを車に貼られて、そこに駐車している方がいらっしゃいますけれども、あちらはシンボルマークという形で、許可のマークではないのです。ただ、あれをつけておくと、駐車場の面につきましても車椅子マークがついているので、恐らく障害を持っている方だろうということなのですが、大型店舗等では駐車ができないために、車椅子用の駐車場に一般の方が駐車をしてしまうということで、本来止めたい方が止められないという弊害が多数あったかと思えます。そういった意味で、県のほうでまず3種類、利用者証という形で、これを作成しまして、車椅子使用者用が1つ、それからその他の障害・要介護者等用が1つ、妊産婦・けが人用ということで、車椅子使用者用は青色の色です。その他障害の方は緑色、妊産婦等に関しましてはオレンジ色という形で、車のルームミラーのところにつり下げられるような形の、できる利用者証を全市町村で県がつくったものを配布するという形になってございます。そちらの関係なのですけれども、市町村のほうでは公共の施設ということで、申し訳ございません、数をこちら確認してこなかったのですけれども、役場の駐車場ですとか、ふれあい交流センター等で既に車椅子マークが設置しているところを思いやり駐車場ということで分かりやすく、よく店舗等で駐車場に入り口のプラスチック製ででかい看板がつり下げるといふか、貼れるようなものなのですけれども、サインボックスというのですけれども、そちらの購入を予定してございまして、その分の費用で計上させていただいてございます。

続きまして、自立支援医療の関係でございます。こちらは人口透析の人数ということでございますが、内容につきましては生活保護受給者の方の人口透析分が増加したことに伴いまして、その分の予算を計上させていただいたところでございます。当初予算のほうで人口透析の見込み6名、生保の方を見込んでございましたが、7名という形で、こちらにつきましてはご承知かと存じますが、生活保護の制度を活用している方であっても、人口透析の費用については生活保護費では支給されませんので、その分が自立支援医療という形で町のほうで支給するものでございます。

続いて、こども医療費の関係でございます。こども医療費、先ほどインフルエンザ等々ご説明ございましたが、受給されている方の罹患の状況というのは、このこども医療費制度自体は医療保険の自己負担分を助成する制度でございますので、どのような疾病でというのは確認ができていないところでございますが、担当課のほうで一つあるのが昨年10月から、それまで比企医師会圏内で現物化、窓口払いなしという形になっていたものが、令和4年10月から県内の医療機関が現物化、医科、歯科、調剤が全て現物化ということで、窓口払いがなくなった関係を含めて、先ほどのインフルエンザ等も入っていると思われそうですが、ちなみに昨年度のこども医療費の実績で見ますと、4,900万ほど支給しているのですが、これは12か月で換算しますと月当たり400万ちょっとの金額を支給しています。今年度の実績、10月まででいきますと、月平均が500万ほどになっていますので、今までですと比企医師会以外の、例えば小川日赤さんにかかる場合は、窓口払いは必要なかったのですが、埼玉医大さんですと比企医師会管外になってしまうので窓口払いをされて、後々償還払いという形であったものが、県内の医療機関関係は全て基本的には窓口払いがないという状況ですので、少額の自己負担分も含めまして国保連合会、あるいは社会保険診療報酬支払基金のほうから請求が回ってきますので、漏れなく未払いがないような状態の部分で、そういった部分の影響がかなり大きいのかなと考えてございますので、見込みとしまして今後3月までの間で、1,000万ぐらいの不足が生じるのではないかとということで今回の補正額を計上させていただいたものでございます。

それから、保育所関係でございますが、今回保育事業の関係でございますが、補助金としましては2つございまして、1つは保育所等物価高騰対策給付事業補助金ということで、こちらは埼玉県独自の制度になります。内容といたしましては、補助基準額としまして光熱費、これは高压電力、都市ガス、LPガス及び食材料費の部分につきまして、県の指定する補助額で助成をするものでございます。内容といたしましては、高压電力を使っている保育施設につきましては利用定員の1名につき2,500円、それから嵐山は都市ガスがないのでLPガスだけにしますが、LPガスにつきましては、利用定員の1人につき140円掛ける利用定員数という形になるのですが、このガスにつきましては埼玉県で別途独自でLPガス料金負担軽減事業補助金というもので、2,500円の利用者負担額を減額している事業でございます。つきましては、利用定員の人数に掛ける140円から、この2,500円の軽減分を除いた残りの部分について補助をするという考えでございます。それぞれ対象となる施設は違うのですが、高压電力を利用している施設でございますと3円、それから、失礼しました。もう一つ、食材料費につきましては、利用定員の1名につき2,000円ということで補助の基準額が示されてございます。先ほどの高压電力でございますが、3円で、合計33万7,500円、それからLPガスの部分でございますが、こちらが5円で2万4,740円。1つ例でいきますと、60人定員で140円掛けますと8,400円になるのですが、こちらから先ほどの軽減2,500円を引きますので、5,900円というような形で、LPガスの関係につきましては、全ての単価140円掛けた総額から2,500円を引いた形

で計上となります。それから食材料費に関しましては6円対象で、57万円でございます。

以上で物価高騰対策の補助金の内容でございます。

それから、保育対策総合支援事業費補助金でございます。こちらにつきましては県と国それぞれでございますが、どちらも同一の保育所でございます。ICT化につきましては、いわゆる登園、降園、保育所に来る、帰るの部分の確認ができるシステム、加えて保護者との連絡が取れる機能を有するものについての補助でございます。先ほどの登園と降園の管理の端末を購入するといった場合には、1施設当たり70万円が補助基準額でして、これが補助率としては5分の4ということで、56万円が実際の補助という形になってきます。また、その端末を購入して、かつ保護者との連絡に関する機能をつけた場合は1施設当たり30万円でございますが、こちらの30万円につきましては4分の3の補助率でございますので、22万5,000円ということでございます。こちらにつきましては、国のみの補助金という形になります。そして、施設改修の部分でございますが、既に改修済みの部分でございます。同一の保育園でございますが、障害を持つお子様の夏場のプール、いわゆる多動なことがあります。プールに転落する可能性があるということで、転落防止の柵を、常設の柵を新設したいということで申出がございまして、こちらが60万円ほどかかったということで、国、県の補助につきましてはこの後補助申請の流れになりますので、既に設置をしたものにつきましても対象となるというものでございまして、その分を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 私からは28、29ページの緊急通報システムについてお答えいたします。

川口議員おっしゃるとおり、県内の消防本部の司令業務が共同運用ということで、比企広域から埼玉西部のほうに司令部が移るということに伴いまして、緊急通報システムの受けるところも移るとのことでございます。連絡の流れは特に今までと変わりはありません。あとスムーズにいくかどうかというのは、これから設定の作業をさせていただきますので、設定の作業をしたときにそれぞれつながるかというのはテストを各過程で行う予定でございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 お答えいたします。

31ページ上段の国民健康保険特別会計繰出金、会議日程の回数が増えた理由でございますが、議案第47号でも今回お願いしております税率改正につきまして、諮問機関の嵐山町国民健康保険運営協議会に諮り、審議をいただきました。8月、10月、11月と諮問し、答申をいただいております。例年より1回回数が増えたものでございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、36、37ページの観光費の内容につきましてご説明いたします。

まず駐車場の関係の土地購入費なのですけれども、現在ラベンダー園の県道を挟んで反対側に駐車場がございます。こちらを観光駐車場として拡張を行うものでございます。拡張する面積なのですけれども、8,518平米でございまして、乗用車約280台分の駐車場を拡張するものでございます。

続きまして、観光協会の補助金の減額の関係なのですけれども、こちらにつきましては、観光協会の補助金につきましては嵐山町の知名度向上ですとか、関係人口増加による地域活性化を目指して、町が実施すべき観光事業について観光協会が実施していることに対して補助を行っているところでございますけれども、この補助金の内訳といたしまして、現状事務局長1名、事務担当者2名分の人件費、こちらの2分の1が計上されているところでございます。こちらにつきましては、観光協会が自前で事務局長を雇用すると、そういう前提に基づきまして計上しておりましたが、町の再任用常勤職員が、町の職員が事務局長となるということが前年度末に決定をいたしました。そうしますと、当然のことながら事務局長の給与は町のほうから支払われるということになりますので、補助金として見込んでおりました事務局長分の人件費300万円につきまして、減額の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、38、39ページの道路管理事業の説明についてお答えさせていただきます。

これにつきまして分筆等の内容でございますが、今現在交渉を行っておりますし、当初予算に掲載させております根岸10号線4筆及び都市計画道路であります1の23号線22筆、計26筆につきまして交渉を、分筆等登記を行うものの補正を行いたいという考えでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 私からは40ページ、41ページの菅谷31号線の雨水管の設計と線路敷横断排水路調査についてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、いずれも現在の線路下を横断した雨水管の排水ルートから新規に雨水管を埋設し、新しい排水ルートに変更するための事業でございます。菅谷31号線の雨水管設計でございますけれども、今現在、駅広場整備事業内の雨水管については5年度中に敷設が完了いたします。来年度からはその前後、今現在は駅広場整備地区内だけでございますので、真ん中の部分を整理しております。その上流部分、東武の変電所前のところになります。そちらに新しく、その真ん中に伏せている雨水管と同口径の90センチ真っ角のボックスカルバートを43メートルほど敷設して、今現在行っている雨水管に接続するための工事の設計業務を補正させていただきたいというものでございます。

もう一点は、今現在の線路敷の横断している排水管、そちらのカメラ調査でございます。新しく敷設をする雨水管の起点部から東武敷地、及び線路下を今現在横断しているヒューム管の450ミリの管でございます。このヒューム管は年数もかなり経過しておりまして、劣化度もかなり進んでおります。そのため新しく更新することは見込めておりませんため、撤去する方向で今現在東武鉄道と協議を進めております。その協議に当たりまして、撤去方法とか検討を図るために事前にカメラを横断管の中に入れて、内部の状況を把握して調査を行うという事業でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、私からは2点お答えさせていただきます。

まず43ページ、学校保健特別対策事業に係る感染症防止対策事業についてでございます。こちらに係る購入物資でございますが、換気に期するものとしましてCO₂モニター、サーキュレーター、扇風機、また加湿器、そして換気することによって室内の温度が低下することを補うため石油ストーブ、こういったものを購入する予定でございます。

続きまして、43ページ、教師用指導書についてでございます。こちらにつきましては、4年に1度の教科書改訂に伴いまして購入する教師用の指導書でございます。各教科に対応するものでございますので、基本的には同じものでございますが、各学校の学年のクラス数の構成等によって購入する冊数が違ってまいります。そういったことで若干の各校の金額の違いはございますが、図書の内容については同じでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 最後に、馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 私のほうから指定文化財環境整備業務委託料についてご説明いたします。

今回杉山城のナラ枯れの関係ですけれども、木の伐採と薬剤処理を分けてお願いする予定になっております。ですので、木の伐採につきましては一般の業者、木を切れる業者ということになりますけれども、薬剤処理についてはある程度専門の業者ということになるかなと考えております。

それから、全ての木をやるかということなのですが、今回予定しているのが22株、29本分でございます。こちらにつきましては杉山城の散策路、要するに人が歩くところに近いもの、人的被害や影響がある部分のみやることになっております。ですので、杉山城の木を全てやるということではございません。それから今回はナラ枯れについてですので、ほかの木はということだったかと思うのですが、ほかの木が枯れた場合には随時処理をしておりますので、今回まとめてお願いするということで補正でお願いすることになっております。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時29分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、川口浩史議員の再質疑からになります。どうぞ。

○11番（川口浩史議員） 33ページの健康増進センターですけれども、壊れたということで、空調器が。そうしますと、この冬どういうふうな形で乗り切るのか。ストーブをたいて、しかも1つや2つでは足りないでしょうから、その辺の費用が載っていないわけです。多分これはね。そこを伺いたいと思います。

それと、37ページの駐車場ですけれども、8,518平方メートルで280台分だということだと、今の広さよりももっとというか、かなり大きくなるのですか。倍以上の広さになるというふうに見てよいか。それで280台分というのは、今までの分は除いているわけですね。今までの分は、あそこは広さはどのくらいで、何台分になっているのか伺いたいと思います。

41ページの雨水管の関係なのですが、そうしますと、1つはこの工事をやると、駅の工事が影響を受けて、少し延びるような形になるのですか。年度内というふうにはなっているわけですが、少し延びるのか、そしてどのくらいまでに終わるのか、その見通しを伺いたいと思います。

それから、線路下の関係では、前ビニールのようなものを詰めて、それで工事をやったわけですね。今回はその工事は駄目なのか。駄目だという判断をしているのだと思うのですが、その工事、駄目な判断をした理由を伺いたいと思います。

変電所のところだというふうにおっしゃったと思うのですが、この工事が、あそこはビニールのあれをやったときにはまだ大丈夫だというふうに答弁したと思うのですが、ここ数年で一気に駄目になってきたわけなのですか。そのときの見通しが甘かったのかなというふうに感じたのですが、伺いたいと思います。

それから、47ページのナラ枯れなのですが、当面安全策を取るということで、道路上の両脇をというふうな、そこは分かるのですが、その先を見た、先というか、しっかりとナラ枯れが起きないようにも大事だと思うのです。その考えはないのか。それから国の、これは補助金がないみたいなのですが、国は全然動いていないのですか。全国的な問題ではないかなと思うのですが、国にもしっかりと要請もし、やっぱり補助金出すべきだというふうに思うのですが、要請しているのかどうかちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

33ページの健康増進センターの空調の件なのですけれども、9月ぐらいに冷房が壊れたのですけれども、試しにまたここ寒くなったので電源を入れてみましたところ、暖房は効いているので、今年の夏は何とか乗り切れるかなというふうに考えているのと、あともしかして途中で駄目になってしまったら、ストーブで対応したいというふうに考えています。

以上です。

〔「今年の冬は」と言う人あり〕

○菅原広子健康いきいき課長 今年の冬は何とか乗り切れると思っております。

○森 一人議長 次に、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、駐車場の件につきましてご説明いたします。

今現在、既存の駐車場があるわけですが、こちらにつきましては、面積が3,247平米、台数にしますと、止められる台数が乗用車で約60台分となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、駅前広場の工事につきましてお答えさせていただきます。

今回補正に上がっているのは駅前広場より上流、小川町方面へ行く道路でございまして、駅前広場とは関係ございません。駅前広場については、今年度完成に向けて努力しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 私のほうからは、管更生の関係でお答えさせていただきます。

令和2年度に小川町寄りの1本目の横断管は管更生で処置をしているわけですが、当時も、当時は線路下ではございませんけれども、それに近い部分で管が潰れて陥没が起こったため、急遽緊急的にその管更生、中にガラスファイバーの塩ビでシールドをして、取りあえず応急処置として管更生を行ったという経緯がございます。今回のところにつきましては駄目だという判断ではなくて、最初の令和2年度に管更生をしたものと同時期に行っている横断管でございますので、その関係上かなり老朽化、もう50年から60年たった管でございますので、令和2年度にはその陥没があったから緊急的にやった。今回については、また今後そういったおそれがあるために、ここで管更生ではなく、その部分は廃止するという事で、これは雨水整備計画の中にございましたので、そのとおりに今回の部分については廃止をするということで今予定しているところでございます。その雨水整備計画上はその管を駅前広場を通じて、最終的に東松山方面にある、これは平成元年度に作った横断管、これは1,650というとても大きな管でございますので、その2路線を1つの横断管

にするための工事を今行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 最後に、馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 私のほうからは、ナラ枯れの関係で今後の考えということなのですが、ナラ枯れの原因につきまして、カシナガにつきましては在来種ということで、根絶は不可能というふうに考えています。町では管理している部分については気づいているのですが、私有林のほうにも既にナラ枯れが始まっていたりしますので、町全体のナラ枯れを根絶するというのは不可能というふうに考えていますので、人的被害が及ぶような部分について今後も処置していくという考えでございます。

それから、経費の関係で国の補助金ということなのですが、文化財関係につきましてはその関係の補助金はないのですが、農林関係ではあるというふうに聞いております。いずれにしても、国の補助金についてはかなり条件が厳しいようですので、その補助金を使って、町全体をどうのということは今のところ考えていません。

以上です。

○森 一人議長 続いて、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、カシノナガキクイムシの被害の補助金について補足させていただきます。

議員おっしゃるとおり、補助が必要ではないかということです。令和5年度におきましては、里山平地林整備事業という事業の中で森林病虫害防助事業というのがございます。令和5年度の予算につきましては県内で800万ということで、内訳が、国が2分の1、県4分の1、実施主体が市町村になりまして4分の1ということでございます。4分の1につきましては、森林環境譲与税のほうは充てられないということで、単費を充てるというものです。いずれにしましても今回補正で160万程度の、29本で160万ということで、かなりの額が、薫蒸という殺虫剤を使うものをやるとかなりの額が出ます。そちらを使いますと、本当に30本余りの木でもそれだけの額がかかってしまいまして、国全体、県全体を見ても全く予算のほうをかなり準備しても、なかなか追いつかないということでございます。なかなかこの補助金が有利なものがございますので、先ほども申したとおり、人的被害の被害木を優先的にやらせていただきまして、私有林がございまして、森林の管理を徹底するというところで農政課としては周知をしてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 駅の雨水管なのですが、そうすると、今のところは管を取ってしまっただけで何か入れて終わりにしようという、こういうことなのですか。そうすると、電車を止めるような形にもなるのですか。そこを伺いたいと思います。

1,650ミリ、前に下水道課の人が中に入って調べていますということを知りましたが、そういう大きな管だということなので。そうすると、駅のほうから流れたものも十分流すことができる、今の流れと合わせて計算上できるということなのか、そこを確認したいと思います。

それと、ナラ枯れの件なのですが、有利な補助金がないということで、本当にそれは残念です。ただこのままだと、もう嵐山含めてこの比企の地域、もっと広いかね、松が枯れてしまっていないですから、あのような状態にここ10年くらいでもなってしまうのかなって思うのです。コナラとクヌギ、これ一番農家の人なんかは植えたのかな、その芽が出たのを周りの草を取って、それを育つような形をしたのか。まきを取るということで、まきにするという、それが主だったわけです。嵐山町の里山の風景は、まさにコナラとクヌギなのです。それがなくなってしまうということは、これは本当にまずいなって思います、これからの嵐山町の観光を考えても。ですので、町だけでやるというのは、これは本当に不可能です。30本足らずでも160万円かかるということなので、やっぱり国の補助というのが必要だというふうに思うのですけれども、国への要請を……

〔何事か言う人あり〕

○11番（川口浩史議員） 分かりました。訂正しておく。国への補助というのをやっぱり要請していくべきだと思うのですけれども、その考え、課長ではできないと思うので、町長、副町長に伺いたいと思います。教育長になってしまうかな。教育長だね、ここだと。全体だから、町長になるのかな。伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

最初に、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

今回その廃止する横断管でございますけれども、変電所の前から東武の敷地内、線路下を通過して反対側のむさし台の関塾の前へのところまで管が横断しております。その距離が60メートルほどございまして、そのうち、変電所から入って10メートル、15メートルのところまでは線路とは関係のない、駐車場とか、そういった敷地でございますので、その部分につきましては掘り上げて管自体を撤去いたします。それから先、線路下にかかる部分につきましては撤去することができませんので、その管につきましては発泡モルタルコンクリートを注入して完全に固めて、そのまま固めて埋設した状況にしておく予定でございます。それとその変電所前から横断している管が450ミリ、45センチの丸型でございます。その部分の雨水を今度は駅前広場を通過して、一番東松山沿いの1,650につながるわけですが、450ミリの水量をその1,650のほうに合わせていても、その2本分の雨水の排出は東松山寄りの1,650の管で全てむさし台のほうに流すことは可能でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 今回場所が杉山城跡に発生したナラ枯れということで、教育委員会のほうで補正予算を上げさせていただきましたけれども、場所によって担当課が一応変わるということもありますが、教育委員会としては、指定文化財に指定されていますので、文化財保護という観点でそれに影響が出る場合にはもちろん国のほうに補助金申請等はしてまいりたいと思いますけれども、そのナラ枯れに特化した補助金申請ということは教育委員会からはできないと考えております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

川口議員ご心配のとおり、埼玉県でもこうした深刻な被害によりまして、令和5年の3月にカシナガの対策協議会というものを発足いたしました。その中で、埼玉県におけるナラ枯れの被害対策に関する方針というのが打ち出されております。その中の考え方の一つとして、カシノナガキクイムシは在来種であり、また本県で被害の発生状況や、これまでの他県の状況から判断すると、ナラ枯れを根絶することは現実的ではない。そのため、人的、社会的影響への優先順位に応じた被害対策を行う。ついては、枯死木の倒木、落枝による人的被害やインフラ、家屋等への被害の防止を最優先として、併せて景観を守る重要性の高い森林や歴史的・文化的価値のある森林等について重点的に対策を講じるということになっております。当町でもこの方針に準じて今後も対策を講じていきたいと思っております。

また、かつて石川県でもカシナガの被害がかなり深刻になっておりました。在来種でありますので、ピークがございます。私自身の調べでは、2005年に流行を経て、また収束するというような波がございます。自然界におかれましては、当然在来でございますので、増え過ぎたものは減る、そういったサイクルが繰り返されると思っておりますが、そのような動向を見ながら、県の方針に基づいて今後も対策を講じてまいりたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 私のほうからは、3点ほど質問させていただきたいと思っております。

まず1点目は、33ページの、これは保育対策総合支援事業補助金ですか、その中で障害児等受入れに係る施設改修、この部分についてちょっとご質問させていただきたいと思うのです。要するに、新たに障害児の方を受け入れるために改修するのか、その辺のことをお話しいただければと思います。

それから次に、37ページです。これは地域商業等活力創出推進委員会補助金ということで、空き店舗等活用事業に対する補助金というふうに書いています。この詳しい内容、これをお聞きしたいと思っております。

それから、もう一点は43ページと、それから45ページにかけてなのですが、教育振興費で要保護準要保護児童就学援助金。これが各小学校、さらに菅谷中学校ですか、大分増額の補正というふうになっているような、全体でこれは。ということは、当然これそういう対象者が増えているということなのだろうと思うのですが、全体でどのくらい増えているのか。そしてその要因です。どういった要因でこうなったのか、その辺のことをお聞きしておきたいなというふうに思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうからは33ページの保育対策総合支援事業との関係でございますが、こちらにつきましては既に入園されているお子様の関係でございます。先ほども答弁させていただきましたが、夏場のプール遊びが近くなった時期に動きが活発なお子さんということで、園としてもプールのほうに転落してしまっはということを危惧しまして、その辺で常設の柵を設定したいという申出がございまして、今回このタイミングで補助を上げさせていただくという形になってございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、36、37ページ、地域商業等活力創出推進委員会補助金につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、市街地及び地域活性化を図るために、失礼しました。市街地及びその周辺地域の地域活性化を図るために嵐山町商工会の中に設置されております地域商業等活力創出推進委員会に対しまして補助を行うものでございます。この委員会が実施をいたします活性化のためのメニューの中に駅を中心とした空き店舗対策を行うということがございまして、今回、武蔵嵐山駅西口の駅前通り沿いに空き店舗を活用しました出店が2件ございます。こちらの店舗改修費等につきまして、1件50万円の補助を行うものでございます。業種でございますが、1件目が卵系、鶏の卵です、及びその加工品を扱う小売業。もう一件が飲食とレンタルスペースを兼ねた出店という内容でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 最後に、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、私からは42ページ、43ページ、44ページ、45ページの要保護準要保護就学援助費につきましてお答えさせていただきます。

こちらの増額補正につきましては、議員さんおっしゃったとおり、見込み人数よりも対象児童生徒数が多かったことによる増額補正でございます。人数の割合でございますが、見込み人数よりも5%程度増えたものでございます。そして、その増えた要因でございますが、申請理由にそういった理由等を書く欄はございませんので、確定ではございませんが、やはり所得の少ない方が増えた

のかなとは思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 14ページと15ページです。第10款の地方特例交付金、補填特別交付金が274万7,000円ですか、新規ということで計上されております。これは議案説明会のときだったでしょうか、11企業分というようなことで説明を受けましたけれども、これは今、もう既にこの減収補てん措置がされていると思いますので、令和4年度に対しての総務省からの通達か何かに基づいて計上されたものかどうか、これが1点。

それと、菅谷小学校の、43ページになりますか、アクセスポイントの移設に要する経費が補正されているのですけれども、93万5,000円なのですが、これはどのような内容といたしますか、工事でこの補正予算が組まれたのか、2点お尋ねいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

この交付金ですけれども、先端設備等で固定資産税の減額をしたものに対して、その分補てんするものでございまして、件数につきましては全部で10件ということで認識をしております。

以上でございます。

○森 一人議長 それが令和4年度における計上なるかということですか。4年度分の計上なるかということをお聞きになりましたよね。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、お答えします。

令和3年の4月1日以降の取得分ということでございます。

以上です。

○森 一人議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、私からは43ページのアクセスポイントの移設に係る経費につきましてお答えさせていただきます。

こちらの工事でございますが、9月補正で計上させていただきました菅谷小学校の雨漏り対策に伴う教室移動、こちらの工事をするのに伴いまして、各教室3階に設置しておりますアクセスポイントが移設しなければならないということが改めて分かりましたので、こちらを移設するために計上した経費でございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この1点目の件なのですけれども、恐らく総務省のほうから通達が来たのだと思うのです。それで、町で先端の部分として、いわゆる補助金として出した金額、この金額が全額、この10社分なら10社分相当ここに補てんされたという理解でよろしいのかどうか、確認させていただきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、お答えいたします。

青柳議員さんお見込みのとおり、減額になったものがそのまま交付金になったものでございます。以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 1点だけ質問させていただきたいと思います。

32、33ページ、3款2項1目（2）児童手当についてですけれども、924万円の減額、結構大きな数字ですけれども、実績見込みということで、これは単に少子化というか、子どもの数が減ってこれだけ減額ということでしょうか、お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、児童手当の件です。児童手当につきましては、6月、10月、2月、年3回の支給をしているところでございます。このたび10月の定期支給分が10月に支給が終わりまして、残りの2月の見込みで、おおむね同程度の金額が支給される見込みという中で、大幅に上回っている部分について一旦ここで減額をさせていただくというような内容でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 子どもの数に関しては別にそんなに問題ではないということですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 当初見込んでおった人数に対して、昨年度実績で申し上げますと1億9,698万2,000円、期別の平均で6,500万ずつというところでございますが、今期、令和5年度につきましては、2期分の平均でいきますと6,300万ということで、子どもさんの人数という部分も減ってきているというところがございますけれども、見込みの金額よりも少し減っているというような状況であります。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） まずページの14、15ページ。支出のほうは24、25なのですが、マイナンバーカードのローマ字ということなのですが、マイナンバー交付されてもう3年ぐらいたつわけなのですが、外国人の方も登録されるということでローマ字表記が必要であるということになったと思うのですが、今まで外国人の方のマイナンバーカードというのは片仮名表記だったのですか、それとも今後新しくローマ字表記が始まったら、外国人の方でマイナンバーを作っていられる方は作り直すのか、その辺確認したいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

賛田町民課長。

○賛田秀男町民課長 お答えいたします。

これは国のほうが進めている利用促進、カードの利用促進の券面の一部見直しということで、日本国が出した、政府が出したカードであるということをつからせるために、西暦と和暦の二重に表記したり、またはローマ字で表記したりということで、海外で利用できるようなカードにしたいということで、2024年運用開始を目指して改正するものです。マイナンバーカードの今ある漢字の氏名の右横に片仮名で表記するのですが、外国人の方はそれを今表記するかどうかを検討しているところだということで、今表記されているのはアルファベットで表記されています。希望する方には下に住所が変わったりするときに追記欄というのがあるのですが、そこにローマ字で名前を表記したり、あと西暦で表記したりということ記載できるようにするというので改正するものなのです。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） では今後、私ももう作ってはありますけれども、追記したい場合には、町民課に持ってきて、町民課ではないか、あれは送付するのかな、送って追記してもらうのか、それとも町民課の窓口に来ればいいのか、その辺はどのような体制を取るのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

賛田町民課長。

○賛田秀男町民課長 一応ここにある資料ですと追記なので、町のほうに持ってきていただければ追記できると。上の名前の横に片仮名を振るのは、それは更新のときとか、また新しく作る人が国のほうで作っていますから、表示されるということになると思います。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 16、17になるのですが、ふるさと納税が予算の約1.4倍になってい

ますけれども、これをどのように評価するか、どのような形でここまで広げたかというのを伺いたいと思います。1点。

もう一点なのですが、歳入だと15と17かな、そして歳出だと31ページになるのですが、これも、扶助費で障害児通所サービスに係る経費の補正なのですが、これは中学生の学童保育というふうに考えた方がいいのか。今、放課後デイというのはどんどん、まだまだ必要とされているというふうな形で、いろんなところでコマーシャルがあるので、そのことなのか伺いたいと思います。今現在で、もし放課後デイであるのなら何人ぐらいが、ここで新たに何人が加わったのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

ふるさと納税がトータル1億円ということで今回補正をお願いいたしました。伸びた理由、評価ですが、まず自分の課の職員を褒めるのもちょっとあれなのですが、やる気のある優秀な職員がいるということが一番大きいかと思います。伸びた原因としましては、まず4年度の決算は約5,900万円でした。その前から比べて、去年、4年度も伸びたのですが、何をしたかという、ポータルサイト、まずふるさと納税をする人は、あるサイトでふるさと納税と検索すると、ポータルサイトが出てくるかと思います。その中のポータルサイトをクリックして、例えば自分が欲しいものを検索する、もしくは嵐山町に寄附したい人は、そこから嵐山町を見つけて、嵐山町の寄附のものを見つけるという流れかと思います。ただし、ポータルサイトはたくさんありまして、開いたところに嵐山町のものがなければ、嵐山町の寄附者はいません。今年度につきましては、今まで7のポータルサイトから嵐山町の寄附ができたのですが、そこに新たに4つのポータルサイトから寄附ができるようにしました。今現在11のポータルサイトです。自分が思うには全てのポータルサイト、嵐山町が出てくるかなと思います。まずそこが一番だと思います。その次に、返礼品。もう決まったところではなくて、今年度も新たな企業さん等をお願いをして、返礼品を出していただいております。幾つか申し上げますと、嵐山郷さんに入所している子どもたちが作ったものを売ったり、あと町内のカレー屋さんのカレーであったり、あとメダカを飼育している人のメダカであったり、面白いものでは、町内で電車というか鉄道模型を作る方がいらっしまして、そういう方のものもふるさと納税等にしてあります。そういうものが増えたことによって、11月28日現在、おとといですが、おととい現在で6,695万円の、約6,700万円のふるさと納税が今入っております。12月というのは、皆さん駆け込みでふるさと納税をする方が多くて、去年でいうと全体の3割が12月でございます。先ほどポータルサイトを増やしたというのも、ここに間に合うように増やしましたので、多分一気にまた増えるということで、今約6,700万円ですが、3月までで1億円に行くのだろうという予想で今回の補正予算を上げさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうからは、30、31の障害児通所支援事業の関係でお答えさせていただきます。

障害児通所支援事業、種類が幾つかございまして、その中の一つが放課後等デイサービスとなっております。こちらにつきましては、就学後、学校に上がったお子さんです、小学校、中学校、18歳未満の高校生までの方が利用できるサービスになってございます。今回の補正の歳入のほうで利用者の増加というところですが、厳密には対象者数としては36名で変わっていないのですが、対象者の方のうち、放課後デイサービスを使う事業所の利用日数が、例えば週3であったものが週4日使いたいとか、こういったことは計画相談支援事業所等を利用される本人、保護者並びにサービスを提供する事業所と話し合いをした中で、日数のカウントをしていきます。だから、計画上は例えば4日でも、実際の利用は2日しかできなかったとかということはあるのですけれども、そういった部分が伸びた分として1つ計上した部分と、あとやむを得ない措置ということで、お子さんは町外にいらっしゃるのですが、町外の里親に預けられているお子さんで、町外の放課後デイサービスを使う場合に保護者、その本人の実父母が嵐山町にお住まいの場合はこれは法律上、保護者がいる市町村が費用負担をする形になってございますので、その1名の方がやはり同じように事業所を1か所利用していたのですけれども、2か所利用という形になりまして、その分が増えまして、来年度の年度末までの状況を見込んで増額分を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 1点質問させていただきます。

35ページの出産・子育て応援給付金150万円というのがあります。出産・子育て応援事業に要する経費を補正するものとあります。そこで、歳入の17ページのほうで埼玉県出産・子育て応援事業費補助金25万円計上されていて、支給対象者の増加に伴い支援金も補正するものとあるので、これとこれは同じイメージと今私は認識しているのですけれども、先ほど子どもが減っているから児童手当減りましたという、簡易的にそういう説明があったのですけれども、これは対象者が増えたということは、子どもの数が増えるという見込みで150万円計上しているのか、それとも支給する対象者の枠が増えたのか、ご説明いただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

35ページの出産・子育て応援給付金なのですけれども、当初見込んでいました人数が年間70人と

いうことで計上させていただいたのですけれども、10月現在のこの補正を計上するときに、もう既に実績として40人出産予定の方がいらっしゃいまして、また妊娠届を出した方が43人いましたので、もう既にこれでは足りないなというのと、あと月平均で見ると大体7人ぐらい子さんを産んでいる感じだったので、追加で15人分増加をさせていただいて150万を計上させていただいたところです。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第6号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、議案第54号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第54号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については収入事業収益に21万6,000円を追加し、総額を5億4,816万円とし、支出事業費用に85万8,000円を追加し、総額を5億75万3,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出の予定額については資本的支出に8万7,000円を追加し、総額を5億3,206万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 議案第54号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）の細部をご説明申し上げます。

補正予算書の83ページをお願いいたします。令和5年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第2号）によりご説明申し上げます。収益的収入及び支出の収入につきまして、1款2項4目消費税還付金は収益的支出、営業費用の時間外手当を150万円、職員報酬を90万円、合わせて240万円減額した分、同額を同じく営業費用の修繕費、給・配水管修理に計上したことによりまして、その消費税分等により21万6,000円を増額し、補正後の額を2,459万3,000円とするものでございます。

次に支出でございますが、1款1項1目原水及び浄水費の1節給料から4節法定福利費につきましては、人事院勧告に伴います補正でございます。合わせまして14万4,000円の増でございます。

9節委託料の水道施設運転監視業務委託であります。次期契約を入札により完了いたしましたため、その契約差金1,122万円を減額するものでございます。

2目の配水及び給水費につきましても1節から4節は人事院勧告によるもので、合わせて11万2,000円の増、2節時間外手当は今後の見通しにより100万円の減、8節修繕費は、現在の執行状況から給・配水管修理費を1,362万円増額し、補正後の額を4,362万円とするものでございます。

84ページをお願いいたします。3目総係費、1節報酬は会計年度職員報酬1名減によりまして90万円の減、2節から5節は人事院勧告によるもので、合わせて60万2,000円の増、3節の時間外手当は、今後の見通しによりまして50万円を減額するものでございます。

以上、収益的支出、営業費用全体では85万8,000円の増額をお願いし、補正後の額を5億75万3,000円とするものでございます。

続きまして、資本的支出でございますが、1款1項1目事務費につきましても人事院勧告に伴います人件費の補正でございます。8万7,000円の増額をお願いし、補正後の額を1,455万5,000円といたすものでございます。

77ページ以降にございます予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書並びに予定貸借対照表につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

水道事業会計補正予算（第2号）の細部につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 83ページの水道施設運転監視業務委託なのですが、入札でやったら1,000万円を超える減額になったということで大変驚いているのですけれども、どんな監視業務をしているのか。1,000万円も減額になって適正な監視ができるのか、そこを伺いたいと思います。

それから、一番下の修繕費の給・配水管なのですけれども、これは場所は何箇所もあるというこ

となのですか。それであれば主立ったところを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

水道施設の運転監視業務委託でございますけれども、これは3年間の長期継続契約で契約をいたしているものでございます。運転監視業務につきましては、水道施設全ての浄配水場等の、それと水源井戸の運転監視を全て行っていただくものでございます。こちらの今回の契約につきましては、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの契約となっております。こちらにつきましては8者入札を行いまして、県内業者4者、準県内業者が4者の8者でございましたが、入札によりましてこのような結果となっておりますのでございます。設計額といたしましては6,388万8,000円、入札額、落札額につきましては4,884万円でございます。率で申し上げますと76.4%の執行率でございます。こちらにつきましては適切な監視ができるのかどうかということのお問合せでございますけれども、こちらにつきましては特記仕様書に全ての浄水施設について、このような全てのことを一つ一つ申し上げられないのですけれども、各施設の監視項目に沿って必ず行っていただくという、仕様書どおりに行っていただくということで明記してございますので、適切な監視業務はできるものと考えております。

続きまして、修繕費用の増額でございますけれども、こちらにつきましては年間の漏水修理等の修繕費用を出す予算科目でございまして、今年度につきましては今現在で60件の漏水修理を行っております。執行率といたしましては、金額で申し上げますと2,890万円でございます。当初予算が3,000万円ございましたので、修繕費用が、残額が今現在は110万円でございます。そのため、今後3月まで、また漏水等に備えまして今回1,362万円を増額補正させていただいて、補正後の額を今現在の執行率で申し上げますと1,472万円、12月から3月までの漏水修理に対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 監視業務の関係なのですが、落札率が76.4%、かなり最低制限価格に近いような落札率かなと思うのです。範囲内には入っているわけですが、やはり人件費というか、人を削減してでもやれるというふうにこの会社は言っているわけなのですか。それでも大丈夫だよというふうに町のほうは見てその業者を選んだ。落札が一番低いのですから、見たわけなのですか。ただ単に範囲内に入っているから、最低制限設けているか分からないけれども、設けていれば範囲内に入っているから、そこまで考えないで、ここの会社は大丈夫だろうということを見たのか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

こちらは先ほども申し上げたとおり設計額は正規と申しますか、基準に沿って設計したものでございまして、それを提示して入札にかけるといふこととございまして、特記仕様書、先ほどご説明したとおり、この項目は必ずやってくださいといふことと入札にかけるといふこととございまして、それは8者指名して入札にかけておるわけですので、その中で競争入札でございますので、私の事業所ではこの金額でできるといふことと入札して下さるわけですので、当然最低制限価格の範囲内に入っておりますので、適切な入札で落札していただいた業者でございますので、そういった運転監視がおろそかになるとか、そういったことの懸念はないと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、私のちょっと記憶違いだったら申し訳ないのだけれども、議決案件というのは、請負契約とかは5,000万円以上は議決案件ではなかったでしたか。これ3年間で6,338万円でした。そうすると、あれどういうふうを考えていいのかなと思つて、今7,000万円だったかな、5,000万円だったかなとちょっと考えているのですけれども、記憶が定かでないのですが、その辺はどうなっているか分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

一般会計ですと当然議決案件でございますけれども、公営企業法では議決案件というものが一般会計とは全く異なっておりまして、こういったものにつきましては議決案件の対象ではないということになっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、参考までに企業会計だと、どこが議決案件になるのか伺わせていただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

もちろん決算、予算そういったものは全て議決案件でございますけれども、こういった土地の購入とか、こういった請負契約、工事もそうですけれども、そういったものにつきましては議決案件ではないといふふうには公営企業法のほうではうたわれております。あるいは、ほかには決算のとき

に剰余金の計算書、そういったものについては議決案件というふうになっております。資産の処分等につきましても議決案件というものになっております。今持っている資産を処分する、あるいは剰余金をどう使うか、そういったものは議決案件でございます。買うもの、取得するものについては議決案件ではないというふうに公営企業法ではなっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第22、議案第55号 令和5年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第55号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は令和5年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、支出事業費用に65万円を追加し、総額を5億8,753万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上を持ちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第55号 令和5年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第2

号)の細部をご説明申し上げます。

補正予算書の98ページをお願いいたします。嵐山町下水道事業会計予算執行計画(補正第2号)によりご説明申し上げます。今回お願いいたします補正は、収益的収入及び支出の支出科目でございます。1款1項4目総係費の2節給料から12節負担金までは、人事院勧告に伴います担当職員4名の人件費等に係る補正でございます。合わせまして65万円の増額をお願いし、1款事業費用、補正後の額を5億8,753万4,000円とするものでございます。

91ページの予定キャッシュ・フロー計算書及び92、93ページの給与費明細書、94、95ページの予定貸借対照表につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては以上でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和5年度嵐山町下水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

○森 一人議長 日程第13、議案第56号 町道路線を廃止することについて(公共用地使用申請)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第56号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、町道路線を廃止することについて(公共用地使用申請)の件でございます。

公共用地使用申請に伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第56号につきまして議案説明させていただきます。

議案第56号は公共用地使用申請に伴う町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書を御覧いただきたいと思っております。廃止する路線は町道大蔵261号線の1路線でございます。大蔵地内でございます太陽ホールディングス株式会社が新たに開発棟を建設することに伴い、職員駐車場が不足することになったとのことでございます。それに伴い、本町道を含んだ駐車場整備の計画を持たれ、賃貸借申請書が提出されました。当該道路を主として設置する土地は駐車場用地として使用されることになり、本道路を接道として利用することがなくなったため、今回道路を廃止させていただき、駐車場用地として貸付けを行うものでございます。廃止する路線の延長及び幅員につきましては延長18メートル、幅員が2.01メートルでございます。

次のページの参考図面である廃止路線図を御覧いただきたいと思っております。場所におきましては、大蔵地内でございます太陽ホールディングス株式会社の県道大野東松山線を挟んだ反対側にある、既に駐車場の隣接地となっております。今回廃止させていただく大蔵261号線におきましては、普通財産として賃貸借契約を予定しているところでございます。

以上で細部説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

お分かりだと思っておりますが、総務に付託させていただきますが、それでも確認しますか、質疑。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 売却ではなくて貸付けということなのですか。平米当たり幾らで貸し付けるのか、その話はできているのか伺いたいのと、幅員と距離を聞きそびれてしまいましたので、お願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 では、お答えさせていただきます。

この駐車場用地にするときにおきまして、企業が前の土地を賃貸借で使用するというところでございますので、町についても賃貸借契約でさせていただきたいと考えております。企業の用地とするのではなくて、前の人の名義も残っておりますので、引き続き賃貸借を行いたいと思っております。

単価につきましては、まだ事業者と交渉しているところでございませぬけれども、以前の例としましては宅地代金の30%程度で考えておりますので、月平均10円程度、10数円でなりますので、これは行政財産の貸付条例に基づき準用しておりますので、それに基づきまして、いろいろとそれくらいになるかな。まだ確定ではございませぬけれども、前の例を見るとその程度ありますので、そ

の程度になるかなというふうを考えているところでございます。また、先ほど申し上げました延長については18メートル、幅員は2.01ということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号につきましては、会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第56号につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎請願の委員会付託について

○森 一人議長 日程第14、請願の件を議題といたします。

本職宛てに提出されました請願第2号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願については、文教厚生常任委員会に会議規則第92条第1項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第2号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の審査につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

請願第2号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の審査につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月1日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、12月1日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時41分)

令和5年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

12月4日（月）午後1時30分開議

日程第 1 一般質問

第11番議員 川口浩史議員

第10番議員 畠山美幸議員

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	狩守勝義	議員	6番	小林智	議員
7番	藤野和美	議員	8番	吉本秀二	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	森一人	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長
馬橋透	生涯学習課長

◎開議の宣告

- 森 一人議長 皆さん、こんにちは。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第4回嵐山町議会定例会第5日は成立いたしました。
- 直ちに本日の会議を開きます。
- これより議事に入ります。

(午後 1時30分)

◎諸般の報告

- 森 一人議長 ここで報告をいたします。
- 本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
-

◎一般質問

- 森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。
- 一般質問は、通告順に従い順次行います。
- なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。重複する質問については、同じ内容の質問、答弁の繰り返しにならないよう、先に質問した方への回答で納得が得られる場合、再質問からお願いいたします。
-

◇ 川 口 浩 史 議 員

- 森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号11番、川口浩史議員。
- 質問事項1の学校再編基本計画(案)についてです。どうぞ。
- 11番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。
- 第1問として、学校再編基本計画(案)についてであります。
- (1)、(子どもの人数が少ないと)社会性の育成(不足)が生じるとある。根拠を伺いたいと思います。
 - (2)、現在の各校1教室当たりの人数の評価を伺います。
 - (3)、統合により教員の人数はどのくらい少なくなるのか。
 - (4)、複式学級の捉え方を伺います。
 - (5)、先行統合より仮設校舎を選んだ理由について。
 - (6)、4案の建設費の積算根拠を伺います。
 - (7)、説明会において写真撮影、録音を禁じた理由について伺います。

(8)、学校設置条例の改正を急ぐ理由について。

(9)、意見公募期間を30日間設けなかったことは瑕疵に当たるのではないか。

(10)、財政の見通しについては口頭ではなく、書面による説明はいつ頃になるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)から(9)について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、お答えさせていただきます。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

文部科学省が平成27年1月に出しました「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」によりますと、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、次の点が特に顕著な課題として現れてきます。クラス内で男女比の偏りが生じやすい。体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。班活動やグループ分けに制約が生じ、今求められている協働的な学習を行うことが困難である。児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。クラス替えが全部または一部の学年でできない状態になり、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。こうした活動に制約が出てまいります。このことが社会性が身につけにくい要因につながると考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

1教室、すなわち1学級当たりの児童生徒数は、国の定める学級編制の基準によって決まってきます。現在本町における各学校の1学級当たりの児童生徒数は、特別支援学級を除き5名から36名とばらつきがあります。菅谷小学校、志賀小学校、菅谷中学校、玉ノ岡中学校においては、授業において3～4人の小グループを複数編成することができ、望ましい形での学び合いが展開できると考えます。一方、七郷小学校においては小グループを複数つくるのが難しい状況にあり、学び合いや多様な考えに触れる機会が減少する可能性があります。さらに、体育におけるゲーム型の授業や音楽における合唱・合奏など、集団で行う活動に制限が生じてきています。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

再編計画では、小学校は3校が1校に、中学校は2校が1校に統合される計画です。校長、教頭、養護教諭、事務職員といった学校に1人の職員は学校数に伴い減少します。それ以外の教員数は学級数によって定数が決まります。通常学級を基本に教員数を考えると、統合時の学級数から見込まれる教員数は、現状より小学校では13名程度、中学校では3名程度が少なくなります。しかし、現状では特別支援学級に在籍する児童生徒数が未定であることや、加配教員の配置数など不確定な要素が含まれるため、この数字は確定的なものではございません。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。

複式学級とは、国の定める学級編制基準に照らして、児童または生徒数が少ないために、1つの

学年の児童または生徒だけでは学級の編制ができない場合に、同一学級に2学年で編制する学級です。一人一人に目が届き、個々の児童に応じた指導ができる。異年齢同士活動することで協力的な態度が育つというメリットがあります。反面、児童の学年などに偏りがあると、個々の能力差や個人差が大きくなる。学習の場面で多面的に考えたり、多様な考えに触れたりする機会が少なく、対話的な学びを行うことが難しい。集団での社会経験の場や機会が少なく、活発な討議がされにくいというデメリットがあります。

なお、学校再編審議会からは、その答申の中で、複式学級が生じる可能性があるため、早期に再編を進めることと提言がなされています。

続きまして、(5)につまましてお答えいたします。

嵐山町立小中学校再編基本計画(案)において、望ましいとしている案は、中学校の先行統合及び小中学校の仮設校舎を必要としない案となっております。

続きまして、(6)につまましてお答えいたします。

嵐山町立小中学校再編基本計画(案)においてお示ししております4つの学校配置案の積算根拠は、A案は、新築工事43.7億円、外構工事1.83億円、解体工事5.85億円、消費税5.14億円、基本設計・実施設計・工事監理料3.33億円、合計で59.9億円。B案は、新築工事43.7億円、外構工事3.76億円、解体工事5.85億円、消費税5.33億円、基本設計・実施設計・工事監理料3.33億円、合計で62億円。C案は、新築工事52.88億円、外構工事1.95億円、解体工事5.85億円、仮設校舎工事6.4億円、消費税6.71億円、基本設計・実施設計・工事監理料3.87億円、合計で77.7億円。D案は、新築工事54.06億円、外構工事1.95億円、解体工事3.85億円、仮設校舎工事6.4億円、消費税6.63億円、基本設計・実施設計・工事監理料3.06億円、合計で75.9億円として見込み、積算したものでございます。

続きまして、(7)につまましてお答えいたします。

嵐山町立小中学校再編基本計画(案)の説明会において録音、写真撮影を禁止させていただいた理由は説明会参加者のプライバシー保護の観点によるものでございます。

続きまして、(8)につまましてお答えいたします。

学校設置条例の改正は適切な時期に改正するべきと考えており、特に改正を急いでいるものではありません。

続きまして、(9)につまましてお答えいたします。

嵐山町立小中学校再編基本計画(案)のパブリックコメントは、嵐山町パブリックコメント実施要綱にのっとり実施いたしました。実施要綱第7条では、実施機関は、政策案を公表した日から起算して3週間以上の期間を設けて、町民等から意見等の提出を受けると規定されています。9月29日に嵐山町ホームページ、ライン、あんしんメール、ツイッターにて計画案を公表しており、意見等の提出を受けられる期間は10月2日から10月23日までの22日間としておりますので、瑕疵はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（10）について、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目1、（10）についてお答えします。

財政計画につきましては、計画期間を令和6～15年度の10年間とし、収支計画を作成しております。財政計画の詳しい内容につきましては、今後ご説明する機会をいただきたいと思いますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 社会性の育成がどういう形で出てくるのだろうかということを伺いたいと思ひまして、ここを質問したわけですが、極端に少なくなった場合、次の点が考えられるということで、幾つか出したわけです。これ極端な人数というのは、どのくらいの人数を指しているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

この極端な人数というのに、特に人数の決まりはございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうでしょうけれども、大体、幅を持っていいですから、例えば3人から5人とか、7人までいいとか、そういうことをある程度想定して言っていることではないかなと思うのです。基本計画にあるのですから、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

先ほどお答えしたように、明確な人数というものは当然ございませんが、先ほど答弁の中でもお伝えさせていただいたとおり、グループ活動を通して学習する際にグループがつかれない。あるいはスポーツですけれども、グループに分かれて競技をするものがありますけれども、そういったことで複数のチームをつくったり、球技でお互いにボールを、例えばやり取りするのにも相手チームがつかれない。そういったことの中で、少ない人数では学習の中に不都合が生じると考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） なるほど。そうすると、体育や音楽というのは、ある程度私も分かるのです。ただ、主要5教科とか4教科とかって言いますが、そういう学習面でのところでの問題

というのは起こるのでしょうか。これ切磋琢磨ができないということであるのですから、起こるわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、人数が少ないということで切磋琢磨できないと、今議員さんがおっしゃられたようなことがあると思います。もう一つは、令和の日本型教育の中では、個別最適化で協働的な学びというのが求められております。それは、これからの社会は与えられた問題を効率よく解く力が求められているのではなく、協働することによって問題を解決していく力を養うものになっております。そういった中で、子どもたちが授業を、主要という言葉が適切かどうか分からないのですが、主要と言われる教科の中で授業を行う際にもグループ活動、このグループも様々な研究がございますが、おおむね4人程度がよいと言われております。そういった中で協働的に話し合った1つのグループ。そのグループが複数ないと、そのグループの話し合い同士を今度は比べて比較をしたり、合意形成を求めたり、そういった活動が厳しくなります。したがって、話し合いを行う最小単位のグループが複数できるということは、やはり今申し上げました協働的な学びを推進するためにはなくてはならないものだと捉えてございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今の七郷小学校で一番少ない人数は何人でしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 一番少ないクラスは5人でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、その七小の児童は協働的な学習不足が生じるというふうに理解してよろしいのですか。そういう面がもう出ているということで理解してよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

協働的な学びの力は子どもたちへつけなければならないものです。ですから、5人しか、もし子どもたちがいなくて、その中だけで話し合いができなければ、ほかのところで意見を交換できる場を意図的に学校では設けて、こういった人数が少ない場合における学び合いが十分にできない状況、そういったところを解決する方法を取らないといけないと思ってございます。ですから、そういったことで補完をしながら、そういった力を子どもたちにはきちんとつけられるような工夫をして、教育活動を進めているところでございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、何かもう現象は出ているというふうに理解してよろしいのですか。協働の学習不足が出ているよということに理解してよろしいのか、ちょっと伺いたいと思うのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 協働的な学びがしにくい現状が現在出ているというご質問でよろしいでしょうか。これは、指導をしている教員はそういったところを何とか解決しなければいけないと思って教科教育の指導は続けていると思います。ただ、子どもたちには分かりにくいと思います。子どもたちは、今学んでいる環境の中で本当に協働的な学びが育っているかどうか。それは次の社会に出たときに、恐らく少人数の中で学習をしていると、少人数の中で完結をしていて、そのことが果たして多くの他者の意見とぶつかったときに、どうやって合意形成を経て解決に導いていくかというのは、そのとき初めて感じるということが出てくると思います。ですから、子どもたちの中には現在協働的な学びが育っていないという認識というものが子どもたちに実感として生まれてはいないと思います。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 子どもたちには多分分からないと思うのです。ただ、教諭というか、教育長から見て、どうも七郷小のその5人のクラスはあまりにも少ないので、協働的な学びが不足しているなというふうに感じているのかなのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

私から見て、例えば5人だけで授業を完結していたら、それは不足が出ると思ってございます。ですから、学校の教員にはその認識を持ってもらって、もっと多様な意見を取り入れる場所であったり、多くの人と触れ合う場面というのを意図的につくっていただかないと、現状の人数のまま、それ以外の何ら工夫もしなければ不足をしていくと捉えております。ですから、学校にはそういった指導を学校でしっかりするようにと話しているところでございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ほかのところと何か協働的な学びを学んでもらうようなというふうにおっしゃいましたよね。今、そのクラスは何かやっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 現状のクラスにおいて具体的にこのクラスがどこのどういう方と触れ合いながらで

すとか、どんなふうな意見を取りながら授業を進めているというのは、申し訳ございません、今手元に資料がございませんので、そのことについてはちょっとご答弁のほうを差し控えさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 教育総務課長は分かっていますか。そういうクラス、どっかとどっかでやっていますよというのがあるのでしょうか。ご存じですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

私自身は小学校の授業の内容につきまして、そこまでの認識ができておりません。申し訳ございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これが協働的な学びの不足が生じるのかどうかというのは、私は本当に疑問なのです。というのは、私は小学校を1人で卒業したという子どもを知っているのですけれども、もう自分の子どもさんがいるくらいに、もう20代後半になっているのかな、半ばぐらいかな。なのですけれども、1人ですよ、1人で卒業したのです。その子どもと私は話したけれども、何ら問題ないというふうに思いました。特別なものは何も感じなかった。なぜか。同級生はいませんが、上級生、下級生は近所ではいたし、兄弟3人ですから、いたし、親もいたし、テレビもある、新聞もあるという中で、その子は育っているわけですから、社会性の不足というのを、やっぱりそういう環境の中で育っていれば、私はないと思っているのです。教育長が考えるような。だから、具体的にどういうものが社会性の不足なのかおっしゃっていただかないと、ちょっと分からないのですけれども。私は、その1人の卒業生の子どもと話をしている全く感じなかったということを申し上げたいと思うのですけれども、いかがですか。どういうものなのかというのが何かおっしゃられればありがたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 社会性というものに明確な、このことが社会性だという定義というものは様々な研究者の中でも明確なものはまだ一致はしていないと、ある研究のもので読んでございます。ただ、学校におきましては、集団の中で生活を行っていく上での人間関係を形成する力であったり、それから行動規範であったり、そういったものを養うことが社会性の育成につながるものだと思っております。これは文部科学省の資料の一節をお読みいたしますと、「近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性機能の低下や少子化が中長期的に継続することが見込まれていることを背景とし

て、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化してくると予想される」。この社会性の有無というものが非常に問題になってくると。そこで、国のほうといたしましては、児童生徒に不足しがちな社会性を涵養する機会というものを研究テーマで募集をしてございます。

また、新たに、これは社会教育と密接に関連した学校教育活動を実施することにより、児童生徒の社会性の涵養に関する取組で有効となるものを研究してくださいということで、国のほうでも学校の小規模化・少人数化等、社会性の育成の不足というものを問題視して、こういったものを研究を進めてくださいということを出しているところでございます。社会性は年齢が違う年齢と触れ合うことも大事で、子どもの小学校においては、低学年までの間は親であったり、近所の大人であったり、年齢の違う集団と触れ合うことによって育ちます。ところが、年齢がある一定以上になってきますと、今度は同年代、同じ年代の人間の間での触れ合いであったり、交流であったりしたところから、こういった社会性を育成することが大変重要になってきます。そういった中で、確かに大人や上級生や、それから年齢がもっと小さい子どもと触れ合うことで、縦の人間関係の触れ合いというものは少人数になってもできると思っておりますが、横の、大事なことは、同年代の子どもたちと接することというのがこれから先の子どもの社会性の育成には大変重要になってくると思っております。そういった意味で、学校の小規模化ということは社会性の育成に懸念を生じていると私は捉えてございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 先ほど教育長は、七小のその5人の子どもたちには社会性の不足が生じているというふうに断言しておっしゃいましたよね。具体的にどういうふうな症状が出ているのか、伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

先ほどの私の答弁が分かりづらかったかと思うのですが、学校では社会性が育成できませんでしたという教育の効果はいけないと思っております。人数が少なければ、同年代の子どもたちと接する機会が少ないのであれば、学校はそれを補完するような形の教育活動を取り入れることによって、その社会性の育成の担保をしなければならない。ですから、決して私は七郷小学校の子どもの社会性が不足しているというふうにご答弁したつもりではございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） もう30分たってしまうので、もう少し詰めたいと思ったのですが、そうですよ。社会性の不足というものは教員のほうで私は大丈夫だと思っているのです。教員がしっかり見ていれば。というか、しっかり見られますよ、5人ぐらいだったら。兄弟がいなかつ

たりとか、周りに友達がいなくてとか、そういう環境の中ではかなり難しい面が出てくるかもしれない。そこは分からないです。私はまだまだ。でも、そういう環境が整っていれば、友達もいて、親もいて、そういうのが整っていれば、兄弟もいてって。私は、そんなに心配する問題ではないなというふうに思います。何かありますか。なければ、次に行きたいと思うのですけれども。

現在の教室の人数の評価についてなのですが、5名から36名でばらつきがあって、特に七小が小グループを抱えていて複数のグループをつくるのが難しいと、そこでの問題があるということなのですが、ここで言いたい問題というか課題は何なのでしょう。そういう答弁がされていますけれども。ないですか。なければいいのですけれども。では、いいです。

○森 一人議長 続けてどうぞ、川口議員。

○11番（川口浩史議員） 七小の場合、先ほどとちょっと重複するわけなのですけれども、1人の先生が僅か5人ぐらいだったら、一番目が届く。勉強も何が分からないのか分かるし、指導もしやすいというふうになると思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

小規模校のメリットということは、そういったことが挙げられると思います。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですよ、そういったことが。ここでも挙げている体育や音楽における、前に学校等が出たときも同じようなことが言われていたのですけれども、体育や音楽についての課題というのが出てくると思うのです。これは私もそう思います。特にボール競技は団体が多いですから。団体以外にあるかな。ないのではないかな。そういうところの課題というのは当然出てくると思うのです。問題はそこに課題があるというのは私も分かっているのですけれども、いわゆる主要4教科とか5教科を学ぶ上では少人数のほうがよいのではないですか。よいというふうなお考えはないのか重ねて伺いたと思います。先ほど小規模校のメリットっておっしゃったけれども、もう一度伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

少人数がいいか、ある程度の人数があるのか、どちらがいいかというところ、お答えはなかなか難しいかと思います。それぞれにメリット、デメリットがございますので、ここではどちらがということは一言ではご答弁できないかと思っております。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 主要4教科と5教科ですよ。5教科。小学校高学年になるともう英語が入

ってきますので、5教科というふうに言われていますけれども、それらを学ぶのに少人数でないほうがよいという面があるわけなのですか。ちょっとどういうことでおっしゃっているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

主要教科というのが国語、算数、理科、社会というふうにご考えてございますと、先ほどの答弁で申し上げましたように、今は与えられた問題を効率よく解く力というのを求められているわけではございません。確かに教師が1人に対して子どもたちのほうが少なければ、目は行き届きますし、きめの細かい指導はできると思います。それは、少人数の学校の大きなメリットだと思ってございます。ただ、先ほども申し上げましたが、今は個別最適化で協働的な学び、大事なことは協働的な学びでございます。様々な人の意見を、合意を取ったり、戦わせたり、そういった中で新たな解決を見出す力というのがこれからの子どもたちに求められる力です。ですから、今指導の教師1人に対して子どもの数の、その子どもとの教育の濃度という形でいうと、確かに小規模校のほうが濃度があると思いますが、これから求められる協働的な学びということはある程度意見交換をしたり、話し合いをしたり、合意形成をする場面がつかれないと、そういった力はなかなか形成しづらいと思います。そういった意味である一定の、特にグループが、小グループが幾つかできて、その中で話し合いをし、さらにグループ間の意見が話し合える程度の規模があったほうが協働的な学びというもの、それから協働、そういったものが推進できると考えています。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、協働的な学びがもう始まっているのですか。七小の児童はちょっとどうしても劣っているな、菅谷や志賀あるいはほかの自治体の学校の子どもから比べると、どうも劣っているなというふうな感じを受けているわけですか。具体的に伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁を申し上げます。

まず結論から申し上げますと、ほかの学校の子どもたちや、他の地区の学校より七郷小学校の子どもが劣っているという認識は全く持ってございません。ただ、それには指導するほうが5人という人数なり、そういった少ない人数の指導だということを十分把握した上で、その上でそれを担保するような教育を行うことでほかと同じようなある程度力をつけていかないと、これが公教育ではございませんので。特に現段階で七郷小学校が劣っているという認識は全く持ってございません。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そういう答弁を期待して質問しているのですけれども。多分そうだと思う

のです。そういう教育ができるということですよ、今の教育長の答弁ですと。少ない人数では少ない人数の教育のやり方があると、協働的学びの不足分を補えると、その指導によって。私もそう思います。ですから、何かメリットを生かしたほうが私はもっといいと思うのです。教育の目的というのはご存じだと思いますけれども、人格の完成です。人格を完成させるために教育があるわけです。皆さんは、そこに責任を負っているわけです。メリットを生かさないとどうして人格の完成ができるのですか。できますか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 人格の完成は、本当に教育の最終的に求めるところでございます。ここなくして教育が進まないと思っておりますので、あらゆる状況であっても我々は、学校は、また教育委員会は子どもたちの人格の完成に資するような学校教育であり、それを支える教育行政を進めるべきだと思っております。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 1教室の人数が増えていくというか、多かっただら、それはデメリットなのでしょう。少人数がメリットでっておっしゃったのですから。デメリットの中でどうして人格の完成ができるのですか。今言おうとしたのを忘れてしまった。ちょっと先に伺いたいと思います。

○森 一人議長 川口議員、質問が。

○11番（川口浩史議員） 質問が分からないか。

○森 一人議長 はい。

○11番（川口浩史議員） そうだね。ちょっと一旦、3番に行きます。

○森 一人議長 はい。一旦、3番ですか。

○11番（川口浩史議員） うん、ちょっと思い出したら、また。

教員の人数の関係なのですが、小学校で13名減ると、中学校では3名程度だということで大きいなというふうに考えざるを得ないです。先ほどの人格の完成の中ではどれだけ先生が、教員が子どもたちと向き合えるか、私はここが一番大事だと思っているのです。しっかり向き合えるようになれば、いじめや不登校などもあまり起きないと、そう思います。今、七小でいじめや不登校というのはどのくらいあるのだから伺いたいと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

数については各学校ごとに集計してあるのですけれども。今までも答弁の中で各学校ごとのデータというのは公表してございませんので。七郷小学校は極めて少ないということでご答弁させていただきたいと思っております。

○森 一人議長 川口議員に申し上げますが、(3) 一旦ということは厳しいので、(2) と (3) を一緒にさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

第11番、川口浩史議員。

○11番 (川口浩史議員) 多分そうだと思います。前に聞いたときにゼロだっておっしゃっていたので、多分今回聞いてもそのくらいだろうな、極めて少ないだろうなって、多分ゼロではないかなって思えるのです。菅谷小はどのくらいなのか。これも分からないか。人数は知らないけれども、ある程度いるというふうに理解してよろしいわけですね。9月に出た教育のあれでも出ていますから。やはり一人一人の先生が子どもと向き合えたら、私はいじめも不登校もゼロに近いような数字でいけると思うのです。そのほうがよっぽどいいのではないですか、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 おっしゃるように、いじめ、不登校は今喫緊の課題になっておりますし、全国的な課題、嵐山でも課題になってございます。ですから、こちらのほうはない、それから認知がない、不登校がないということが最善のことだと思います。ただ、そのことにつきましては、教師がよく見ていくということにつきましては、学級数の子どもが少ないからきちっと見られて、では、人数が多いからきちんとは見られないというわけではないと捉えてございます。そういった中で他の学校においても同じように教員は子どもたちをしっかりと見て、いじめの早期発見、不登校の組織的対応で子どもたちを支えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番 (川口浩史議員) それは教育長、違いますよ。人数がどうしても多かったら、いじめ、不登校は増えてしまうという、これはもう研究結果が出ているわけです、学者が研究して。やっぱり少ないと、どこの学校だって少ないのです。いじめ、不登校はゼロに近いのです。いても1名とか。どうして、そうなのか。教員の目が行き届かないのです。この子は何か分からない、授業で。教えてあげたいけれども、そこまで時間的に手が回らないと。ほかにいじめや不登校の対応をしなければならぬと、そっちに時間取られてしまうのです。だから、教員は分かっているけれども教える間がない、いとまがないということで、もうどうせ俺なんか、私なんかで不登校になってしまう。いじめも起きたり、されたりする、そういうことが言われているわけです。そういう研究結果があるのですけれども、教育長の経験からしたってそうではないですか。多いと、どうしても増えているのではないですか、多いのではないのですか、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 経験でというお話でしたので、科学的データではなくて経験でということでお話

をさせていただきます。

まず、人数が多いほうがいじめや不登校が多い。それは割合の問題がございまして、当然人数が多い学校のほうが数としては多くなると思います。人数が少ない学校であれば、1とか2とかということは、これは十二分にあると思います。私は、いじめや不登校は規模の大きい学校だから起こるとか、人数が少ない学校だから起きない、そういった見方は違うと思っています。いじめ、不登校は確かに先生1人と子どもの人数で割り算をしたときには、数的にはよく見られることがあると思います。でも、そうでなくても教員は様々なところで子ども一人一人に声をかけたり、そういったところを探す、早く見いだす、そういった努力をしております。そういったところをしっかりと支えていきながらいじめや不登校のほうの撲滅を進めてまいりたいと思います。

経験からと申し上げますと、私も規模の大きな学校のときには小学校でございましたが、嵐山町の全部の子どもたちを集めたよりも多い学校を一人で校長で見てございました。それでも決して、では目が行き届かないから、いじめがすごく起こるかということは決してそんなことはありません。それから、中学校で、非常に小さな中学校にいたこともございます。では、そこにいたら、そういう問題が全く起きないかということ、そんなことはございません。ですから、私の経験からということでは、大きな学校であっても、大きなというのは人数規模が大きな学校であっても、小さな学校であっても起こり得る。数としては、当然人数が多い学校のほうが実数が多くなると捉えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 教育長の経験を聞いたので、ちょっとこれはまずかったのかなと思うのですけれども、当然ほかの学年の教員とはいろいろ話合いがあるわけですね。そういう中で人数が多いと、どうしても起きやすいという環境はできてしまうということだと思います。私は、教育長が無理やり統合に持っていきたいから、何かそんな答弁しているのだなというふうにしかならないです。子どもをしっかりと見られる、その人数のほうによっぽどよい。一番よい環境だと、そういう面では。七小は特によいというふうに言えると思います。菅谷も志賀も小人数学級23人ですけれども、志賀はもう少しあれだったかな。それでもいい人数だなというふうに思います。これが統合したら35人。106人とか4学級になればもちろん少なくなりますけれども、106人になった場合はなりませんけれども、基準として35人になってしまうわけですから、これは1人の教員の目が行き届かなくなる、そういうことはもう十分今からだって分かるわけです。それに向かってやっついこういいますので、私はとても理解なんかできません、学校統合、今の段階で。これから先、岸田総理が異次元の少子化対策だなんて言っていますけれども、これは今の状況では財源がつかないのですから、このまま進むでしょう、少子化が。20年、30年先にはひょっとしたら統合が必要になるかもしれないかもしれませんが、今一番いい環境ではないですか。私はそう思いますけれども、何かあります

か、いいですか。

複式学級について伺いたいと思います。複式学級になるというのは、これは私も鎌形小学校が2000年に入った頃かな、複式学級に来年、再来年って言ったかな、その当時。もうなるのですよって聞いたときに、これは悪い教育の在り方だなんて思いました、私は。ある元先生やっていた人にその話を持っていったら、「川口君、複式学級というのは大変いい制度なのだよ」と言われて、本当にびっくりしたというか、いや、そのことを聞いてよかったなんて思いました。異学年が勉強を教え合う、特に上級生が。上級生に、これ何ですかということ聞きに行ったときに、上級生が教える。教えるというのは分からなかったら教えられないのだと。上級生もそれによって勉強するのだと、分かるのだと。それが非常にいいのだよということをおっしゃっていて、ああ、そういうものなのかということのを私は聞かされました。

それで、和歌山大の久保、富の三の夫、これ富三夫ってお名前を呼ぶらしいのですけれども。久保富三夫名誉教授は、複式学級について、これを否定的に見ることは避けたいと。ある条件の下では高い教育力を発揮するというふう述べているわけなのです。非常に高い教育力を発揮するのだと、この先生、学者が研究した結果。ところが、そうではないのです。多面的に考えたり、多様な考えに触れたりすることができないというふうにもう決めつけてしまっているわけです。複式学級の在り方の、私は間違いがあると思うのです。多面的な考えができないなんていうのはどうしてできなくなってしまうというふうに見ているのか、まず伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

複式学級の制度を否定するものではございません。40人学級の制度があるのと同じように、複式学級という制度はございますので、子どもたちの数とその人数に達したときには複式学級を編制し、その人数に適する教育を行っていく、このことが大事になるかと思えます。多面的な考えができにくくなるというご指摘でしたけれども、こちらにつきましては、確かに工夫はできると思えます。ただ、先ほどご答弁させていただきましたように、同学年の子どもたちと話し合いをしたり、意見を交換したり、合意形成をしたりという、そういう場面というのは、複式だからということではなくて、人数が極端に、複式学級の場合は16人ですけれども、そうなってくると、2学年でその人数ですから、その半分の人数になるわけですので、人数が少なくなるという意味で、そういった話し合いや、合意形成を伴うような協働的な学びというのはしづらくなる環境にはあると思えます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） なるほどね。ここも一番最初の質問のところに戻ってしまいますので。複式学級は、よい面があるということで、むしろ否定的な見方はしない方がよいという学者の意見をやはり参考というか、これをしっかり見ていただきたいというふうに思うのです。

(5)の先行統合より仮設校舎を選んだ理由ということで、仮設校舎を今回建てるということになっていますよね。附属施設を建てるということになっていますよね、A案は。これが仮設校舎というふうに理解してよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

基本計画(案)に示しました4つの案でございますが、A案の中に示しております附属施設というのは自転車置場ですとか、部室棟のようなものを想定しております。ですので、A案、B案には仮設校舎はございません。C案とD案に仮設校舎の案がございますが、今回採用した案はA案になりますので、町のほうで採用させていただいているものには、仮設校舎は建設の予定はございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番(川口浩史議員) ちょっと、次の(6)の金額との関係もありますので、こっちと併せて質問したいと思うのですけれども。

○森 一人議長 どうぞ。

○11番(川口浩史議員) このA、B、C、Dは、当然のことながら平米当たりの単価というのは同じわけですよね。菅谷中の長寿命化をやったほうがより安くというか、かなり安く私はできると思うのですけれども、そっちを考えなかったというか、考えた結果、こっちにしたわけなのですか。考えなかったのですか。どのくらいの金額差があるのか。一遍では難しいかな。まず、考えたのか、考えなかったのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

今回案の中でお示しました4つの案のうち、D案は中学校部分を長寿命化する案でございます。ですので、D案の総額は75.9億円となっておりますので、A案を採用したときの差が、A案とD案との差が長寿命化との差と考えていただきたいと存じます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番(川口浩史議員) そうですよ。D案が長寿命化、そこでしっかりと長寿命化も考えているのですよということをしているわけです。ここで、なぜD案がこんなに高いのかというのがちょっとよく分からないのです。長寿命化と新築の場合の平米当たりの単価を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

今回新築工事を行うのに当たりまして、平米単価は1平米当たり38万円で計算をしております。
そして、長寿命化工事をする場合の平米単価は35万円で考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この38万と35万円、僅か平米あたり3万円の差というのが本当なのだろうかというのを私は疑問を持たざるを得ないのです。どうしてこう僅かの差しか生まれないのか。これは総企画がそういうふうにおっしゃっているわけなのですか。それで、そのまま検証も何もしないで、そのまま載せているということなのではないでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

特にこの単価につきまして検証まではしておりませんが、過去に学校等を建てているほかの市町村の単価と比べましても特別高かったり、安かったりということではないと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 新築が38万で、長寿命化が35万というのはあまりにも長寿命化が、私は高く設定されているのではないかって思うのです。その辺はしっかり、こんなに金額が高いのですかというのは確認しているのかどうか。確認しているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

こちらの平米単価は一般的に新築をした場合、長寿命化をした場合の、過去に算定したものを参考に捉えて出していただいた単価と考えております。そして、新築に比べ長寿命化が高いのではないかとご指摘でございますが、長寿命化工事につきましては単に内部を改装するというのではなく、外壁等も全て壊して、新築するのと同程度のかかなり大規模な工事をしなくてはならないことから、新築に近い単価の積算が必要と考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時45分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それにしても長寿命化と新築の工事が壁を新しくするのだということを言われても、それでも3万円ぐらいの差しかないのかなって考えてしまうわけです。やはりちょっと長寿命化を高く見過ぎているのではないかというふうに思うのです。ここはしっかり、綜企画がこの値段でということをやったわけなのですか。であれば、根拠を伺ってみたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

まず、新築工事の38万円の単価でございますが、今回新築工事を想定しております中にZEB Readyの、省エネ基準に値しますZEB化を考えております。このZEB化の費用というのが15%見込んでおりますので、それを単価に落としますと、38万の1.15倍になりますので、単価が43万7,000円と、44万円程度の坪単価に換算されることとなります。そちらは先ほどお伝えできませんでしたので、追加で答弁させていただきたいと思います。

そして、長寿命化につきましてですけれども、先ほどこれはお伝えしたとおり、単なるリフォームとは違ひまして、骨組みだけを残して大きく工事をするものになりますので、当然仮設校舎を建てる費用もかかってまいります。また、D案につきましては、現在の菅谷中学校を長寿命化しただけでは若干足りない面積の分の新築部分も含まれておりますので、D案の工事額総計は少し多くなっているものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ZEB化というのをちょっと私も確認して知らないのですけれども。当然これは入れた金額で出すべきだったというふうに思います。仮設工事をやった結果、6.4億円かかるのだということですよ。なぜこの時期にこの校舎を建ててしまうのか。玉ノ岡で一旦勉強すればよいわけです。この仮設校舎というのは要らないわけでしょう。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃるとおり、仮設校舎は今回の案では菅谷小学校の敷地に小学校及び中学校を建設予定ですので、中学校の仮設校舎を建設する予定はございません。

以上でございます。

〔「先行統合」と言う人あり〕

○森 一人議長 続けて、高橋教育総務課長、どうぞ。

○高橋喜代美教育総務課長 答弁漏れで申し訳ございません。

先行統合のことについてでございますが、先行統合につきましても今回は先行といいましても統合することには変わりはありませんので、先に中学校を玉ノ岡中学校の場所にて統合を進めるという考えはございません。

以上でございます。

〔「理由は何ですか」と言う人あり〕

○森 一人議長 続けて、どうぞ。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

玉ノ岡中学校に先に先行統合をしないという、この理由でございますが、まず第一にはこの再編を進めるに当たり再編等審議会がございましたが、そちらからいただいている答申の中にも先行統合、先に中学校を統合するような、そういった結論、また提言等はございませんでした。そういったことを町のほうでも、町教育委員会でも改めて確認いたしまして、先に中学校を玉ノ岡にて統合するという案は採用しておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 提言がないからといってやっちは駄目だというわけではないでしょう。より安くすることのほうが私は大事ではないかなと思うのです。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

ただいま結論及び提言になかったということをお伝えいたしました。それももちろん第一にございますが、そのほかにも玉ノ岡中学校は2つの川に囲まれておりまして、災害時に大変弱い地区でもございますので、そういったところに一旦でも統合した中学校を始めるということに対しての懸念があることもお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 災害時になんてそんなことを言っていたら、今通っている中学生に何て言うのですか、では。あなた方は危ない場所に通っているのですよということを行っているのと同じですよ。そんなことを理由にしては駄目です。そういう災害時の中で事故が起きたのだったら分かるけれども、事故が起きているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 そちらにつきましては、特に今事故が起きているということではございません。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） だったら、学校自体が危ないような場所だったら考えていく必要はあると思いますけれども、安全が確認できる環境に今あるのではないのですか。大雨降ったら登校中止すればいいわけです。その上でより安くという方向が私は大事だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

今課長からも答弁がございましたように、先行統合という考えはこの再編計画を進める中ではございませんでした。1点目は重複になってしまいますが、答申の中には先行統合というのはないのです。先行統合と申し上げますと、仮設の校舎のように、場合によると誤解をなさっている方もいて、一時的に仮設校舎のように子どもを移して、また元に戻すというふうに考えられる方もあるかと思うのですけれども、先行といいましても一度は統合するわけです。ですから、一回統合をして、また元に戻すときは2段階の引っ越しがあります。一旦玉ノ岡中学校に菅谷中学校と統合して新校になるのか、それか、または玉ノ岡中学校で全員吸収合併するのか。その形をして、教職員の数もきちっと定数どおり精査をし、全ての備品であったり、そういったもの、教室の整備であったりということを全て子どもたちが教育が過不足なくできるように整える必要があります。そのために引っ越しや工事が必要になると思います。それで、仮に2年したときに新しい学校に引っ越すときには、また今度は学校を全て引っ越すことになります。そういった短時間の間に、答申にございましたので、もちろん先行統合ということは計画に入っていないのですけれども。仮に先行統合ということを検討したとしても、そういった短時間の間に2回の大きな引っ越しをして、子どもたちの通学ルートも全て変える、それから子どもたちの備品や、そういったものを全て移し替える、そういった子どもたちの負担を考えたときにももちろんそこにかかる経費もございます。そういったことを総合的に考えても先行統合で玉ノ岡中学校に、先行統合というか、第1次統合と言っていいのでしょうか、統合するという考えには至ってございません。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今初めて引っ越しのことを聞いて、どうなのだろうなというふうには思います。子どもたちのことを考えてということで、新しい提起をされたわけですから、ちょっとここは慎重に精査する必要があるなというふうには思います。ただ、金額面では先行統合のほうが安価

ではないのですか、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 今ご答弁申し上げましたように、こちら基本計画の中で先に玉ノ岡中学校に菅谷中学校を統合するという考えはございませんでしたので、当然見積りもしてございません。そうした中でどれくらいそこにかかる経費が、確かに仮設校舎を建てるという分においては経費がかからないと思いますが、その他引っ越しにかかる経費であったり、場合によると、玉ノ岡中学校のほうを整備するために必要な経費であったり、そういったものについては計画にございませんので、見積りをしてございません。そういった形で経費が必ずしも安くなるかと言われると、明確な答えは用意をしていないところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 6億円以上かかるという見方なのですか。どうだろうな。ちょっとそんなにはかからないような気がするのですけれども。もう一度私も精査して、次の議会にでも質問したいと思います。

学校設置条例について、特に改正を急いでいるものではないということなので。だけれども、教育長は説明会ではこの後設置条例を考えているということで答えているわけです。それはどのくらいのスパンというか間隔、日にちを見て言っているのか。3年、5年、5年先はもうやらなくてはだ。直前でやりたいというふうなことでそういうお答えしているのかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

これは私の考えということになりますが、必要な時期に必要な改正を行っていくと答えたところでございます。これにつきましては、実際に設置条例がきちっと決まっていなければいけない手続ということも生じてくるものがあるかと思えます。もう一点はぎりぎりに変更した場合、教員の人事のことも非常に重要になります。このときに11年度に開校するとなると、設置条例できちっと決まっていて、教職員の数が変わりますので、そのために直前では先生方の異動先であったり、人事が間に合いません。そういった意味で人事は何年かけて計画的に進める必要がございますので、そういった人事の進み具合、それから計画であったり補助金であったり、様々なそういう事務の執行具合と合わせながら、必要な時期に条例改正は行ってまいりたいと思えますが、ぎりぎり直前という考えは人事の面でも、それから様々な手続を行う面でも間に合わなくなるものもあってございますので、ぎりぎりで変えるという考えはなく、できるだけ準備が整い次第、整ったところで条例改正に進んでまいりたいと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） もちろん直前では支障を来すと思います。ですから、来さないような段階まで私は町民の意見を聞くということが大事だと思うのです。聞くというか、町民の合意を得ることが私は大事だと思うのです。そういう点ではできるだけ後に回したほうが良いという考えを持っているのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 町民の皆様方には丁寧な説明を行いながら、必要な時期に適切に条例の改正のほうは議会のほうに上程をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そういう考えはあまりしないほうが良いなと思います。必要な時期なんて言って、1年後が必要な時期だというふうな考えにもなってしまうわけですから、必要な時期というのは。学校運営に支障を来さない段階で私はやればよいと思います。決して勧めているのではないですよ。私は学校統合というのは反対ですから、現段階では。ただ、進めるとなったら、そういうふうに来年でもやりたいということでは、それはしないほうが良いというふうに思います。何かありますか。

○森 一人議長 これにつきまして答弁ございますか。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

必要な時期にということで、直前では難しいと議員さんにもご理解いただいたかと思うのですけれども。来年というのは少し早いのではないかというご意見もございました。これに必要なものとしたしましては、まず補助金を申請するために、もし必要な要件であればそこに間に合うようにしなければならぬということ、もう一つは教員の人事も少なくとも3年か4年かけて徐々に人事異動で替えていかないと、この教員を動かすことが実は比企管内でも統廃合を考えている地区がほかにもございます。そういった中で教職員の人事を考えることは非常に難しくなっていますので、何年かけて段階的に行う必要があります。そういったことを逆算して考えると、やはり必要な時期にということで、教員を考えても明確なことは申し上げられませんが、私の人事に関わった経験的には少なくとも3年とか、そういう期間をかけないと、順次人事異動はさせられないと捉えてございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それはないと思います。鎌形小の廃校は直前でしたよ。話だけは通してい

たと思います、当時の教育委員会は県と、今度廃校にするからということでは。話だけ通しておけばいいわけですか。もちろん人事はね。補助金って、何の補助金のことなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、補助金についてお答えさせていただきます。

現在想定しております国土交通省の補助金でございますが、まちづくり整備課のほうで立地適正化計画を現在作成中ですが、この立地適正化計画が作成、公表されるのと並行しまして、都市再生整備計画、こちらを作成、公表していき、その中で都市構造再編集集中支援事業、こちらの補助金を使うことを想定して、国補助金を2分の1と想定して現在計画を進めております。こちらの補助金を申請する際にもこの条例の改正、学校の建設時期ということが明確になっていないと、この申請が正式には申請できないと考えておりますので、そちらもこの補助金をぜひ使いたいという考えで現在進めておるところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この都市再生整備の関係での補助金は、これ建設に関わっての補助金というふうに理解していいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、小学校を建てるのが1事業、中学校を建設するのが1事業、2事業。1事業に当たり、先ほどZEB化の話をさせていただきましたが、ZEB化をしている建物につきましては、1事業30億円が限度額となっておりますので、その半分の、2分の1の15億円が1事業当たり限度額と想定しております。2事業ですので、この限度額、そういった想定でいきますと、工事費用の限度額が60億円、そして補助金額の上限が30億円。この補助金を獲得できるように現在頑張っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） このお金をもらうためにいつ頃申請しなければいけないということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 現在のところ、これはまだ予定で進めておるところでございますが、県へ事前に相談等に現在行っているところでございます。そういったことを5年度内に行いまして、

令和6年度に申請できれば、7年度から事業を始められる。そういったことを目標に現在進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 工事は令和9年、10年でしょう。なぜ7年度になるわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

建築に係る工事は計画のスケジュールの中でもお示しさせていただいたように、現在想定しているのは令和9年度、10年度で工事をする予定でございますが、その前にこの工事を実施するのに当たり実施設計等があります。実施設計からが今回の補助金の対象になる予定でございますので、その実施設計まで含めた期間としまして、令和7年度からの補助金獲得を目指しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ちょっとこの問題だけにできないので、後でまた質問したいと思いますが、設計段階で設計はいつ頼むのか。設計段階では、私は設計だなんて、こういうものはできる1年前とか、その程度で十分だというふうに思います。都市再生整備、これで県に出すわけでしょう、できたものを県に。県は国に出すかもしれませんけれども、それが2年も前だなんていうのはどうかかなというように思わざるを得ません。

次に行きます。

○森 一人議長 はい。

○11番（川口浩史議員） 意見公募期間の関係なのですが、要綱は3週間以上というふうになっているわけで、これ前も学校関係で聞いたのかな、どこで聞いたのかな、ういう答弁だったので。では、法律はどうなっているかということなのですが、命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案等をあらかじめ公示し、意見提出期間を定めて広く一般の意見を求めなければならないと。公示する命令等の案は具体的かつ明確な内容であって、当該命令等の題名や命令等を定める根拠を示さなければならないと。そして、ここなのです。意見提出期間は、命令等の案の公示の日から起算して30日以上でなければならない。これが意見公募手続法の39条。30日以上でなければならないというふうにあるわけです。いかがですか。瑕疵があるのではないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えさせていただきます。

行政手続法の適用範囲、こちらにつきましては処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続でございます。意見公募期間に関しましては、この行政手続法では第39条の1の規定により、命令等を定めようとする場合等を規定されておりますが。命令等というのは、この行政手続法上の第2条第8項イからニにおいて定義されております法律に基づく命令、審査基準、処分基準、行政指導指針となっておりますので、今回の学校再編基本計画（案）に対する意見公募手続は、行政手続法上の適用を受けないものと考えております。

嵐山町パブリックコメント手続実施要綱、これは町の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民等の町政への参画と町民等との協働のまちづくりの推進に資することを目的としております。適用範囲は町の基本的な政策等でありますので、学校再編基本計画（案）はこれに該当するものと考えております。意見等の提出期間は、パブリックコメント手続実施要綱第7条で定められておりまして、政策案を公表した日から起算して3週間以上とされております。今回計画（案）を嵐山町ホームページに掲載し、X等の各種SNS、あんしんメール等でお知らせしたのが9月29日です。その上で意見募集を10月2日から10月23日の3週間設定させていただいておりますので、パブリックコメントに係る手続上は問題はないものと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、これは法律にのっとったパブコメではなくて、町の善意でやっているパブリックコメントなのですよという、そういう位置づけでやったわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 今回のパブリックコメントに関しましては、町のパブリックコメント手続実施要綱に基づきまして行ったものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 命令等の関係ではないということでは、おっしゃっていましたが、やはり基準は私は30日以上をしっかりと取っておくべきだと。法律がそう書いてあるのですから。その法律外だから、いや要綱で決めているからいいですよ、やらなくていいですよというふうには私はないというふうに思います。そこは、きちんと見直しをしていくべきだというふうには思うのですけれども。これはどうですか。見直しをしていくべきだと思うのですけれども。ちょっとお考えを伺いたいと思います。教育委員会ではこの要綱を盾に取っておりますので、ちょっと。分からないか、質問の意味が。

〔「30日にしてほしいということですか。条例をつくらないといけない」と言う人あり〕

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 町のパブリックコメントの要綱については引き続き訂正しないでいきたいというふうに考えております。今の状況でそのまま実施していきたいと考えております。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 行政手続法がそういうふうに30日間と規定しているわけですから。今後何かあった場合の期間が瑕疵があって短いって言われたら、皆さんが困るのではないですか。そのときに何かあった場合の。そのために事前に私は改正が必要だと思うのです。いかがですか。課長は同じでしょうから、町長に。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

川口議員さんがおっしゃるように、法律を改正するのと同じくらいある意味では厳しく、あるいはじっくりとやるべきだということだと思いますけれども、例えば同じ法律にしても、あるいは憲法にしても、これ改正する手続はみんな違うわけです。それがいかに重要かということによって手続が、重要性が高まれば高まるほどそれだけ厳しい複雑なものになっているということがありますので、私は今回のものは嵐山町のパブリックコメントのこの規定に従ってやるというのが一番適正だと思いますし、こういったレベルのものは町としてはこの形で進めていくべきだと思います。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今後命令等の関係でパブコメを取った場合に、それでは私は瑕疵が出てくるというふうに思いますから、事前の改正が必要だというふうに思ったのですけれども、ちょっとその考えはないということなので、次に行きます。

○森 一人議長 はい。

○11番（川口浩史議員） 財政計画なのですからけれども、今後ご説明する機会を設けたいということなので、そのときには書面で出したいという考えなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 もちろん書面を提示して、それに沿って説明させていただきます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 大体いつ頃になりそうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 もうできていますので、次、全協等あるときに説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それでは、今議会中に配るだけ配ってもらえませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 今そういうお話ありましたので、議会中にまず資料のほうは提出したいと考えております。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 次、行きます。

給食費の無償化についてなのですが、子育て支援の強化は引き続き求められていると考えます。そこで、給食費の無償化を第2子以降にしていくことが必要ではないかと思えます。

（1）、給食費の無償化を第2子以降にした場合、どのくらいの予算でできるのでしょうか。

（2）、第2子以降を無償化する考えについて伺いたいと思えます。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。

令和4年度において、第2子半額、第3子以降全額補助した実績は556万2,785円であります。この状況で第2子以降を全額補助とする場合を試算いたしますと、総額が約1,010万円となります。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。

少子化対策が国全体でも大きく進められる中、子育て世帯の経済的支援は重要なことと捉えております。現在町ではこの目的のため、第2子の給食費を半額、第3子以降を全額補助しております。今後第2子以降を全額補助することはさらなる支援と考えられますが、財政負担も生じることから、町全体で慎重に考えていく必要があると思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 1,010万円というのは、これ総額ということですから、あと450万円くらいで。もう少し高いかな、でいいのですよということによろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

そのとおりでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、450万円、460万円あればお釣りが来るわけなのですけども、今の人数でいけば。もっと多分減る傾向でしょうから、それ以上にはならないと思いますので。嵐山の少子化の対策……子育て支援、これは決して近隣から比べて、特に滑川町から比べますと進んでいるわけではなく、後塵を拝しているわけです。やはり隣の町がもう第1子から無償化しているというのは、印象的にも滑川町は子育てに力を入れていると。私の知っている若い人も子どもができた途端にもう滑川に引っ越してしましまして。本当に嵐山に住んでくれればよかったのだけれども、向こうが進んでいるからということで引っ越してしまつたわけです。やはり滑川町と同等にまでは引き上げていくべきだというふうに思うのですけれども、慎重にということなのですから、考えがないわけではないのしょうけれども、できるだけそれを早くやっていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 川口議員に申し上げます。

発言残り時間3分30秒ほどとなっております。

それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

第2子を全額補助する、これにつきましては追加の予算がおおよそ450万円ということになりますが、こちらにつきましても予算を伴うことですので。子育て支援としては大変意義があることかと思いますが、先ほど答弁させていただいたとおり、財政状況も見まして町全体で考えていけたらと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、町長、副町長どちらかでもいいのですけれども。滑川町に少しでも近づけていくということを考えていった段階で、第1子からとはここでは申しませんので、第2子から当面考えていくべきだというふうに思うのですけれども。その実施のお考えをちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

こういう問題は、基本的には私は国のほうがしっかりとやるべきだと思っています。国のほうはこども家庭庁までつくれたわけですから、そのときのスローガンは異次元の子育て支援ですから、

ずっと私も期待しながら待っているのですが、なかなか想定をも下回るような、そういう状況で非常に歯がゆい思いをしているのは私自身も川口議員と同じだと思います。

それから、あとは嵐山町の子育て支援が弱いのではないかとご指摘もありましたけれども、私は決してそういうことはないです。日本全国から見たら、これは最上位のほうで嵐山町はやっていると思います。いまだに18歳までの医療費だとか、そういうことを全くやっていないところも多々ありますから。ただ、ご指摘のとおり、幸か不幸か、嵐山町は滑川町さんの隣にありますので、それはこの近隣の方は当然比較をしていくと思いますので、その辺のところはしっかりと念頭に置く中で、私も就任と同時に給食費の補助にも手をつけさせていただきました。医療費のほうも18歳まで無料にさせていただいたということ。この後、議員さんの皆様方にお諮りをして認めていただけるのであれば、国のほうの補正予算の関係もまた追加議案として考えています。それは、総額の子育て支援として約1,600万円の子育て支援のほう、それからあとは水道関係も基本料金4か月ぐらい無償化していこうというような議案なんかも含まれていますので、ぜひそれは皆さんにご理解をいただいて、当面はそれでしのいでいただいて、それでそれは当面ですから、その後もしっかりと対応できるように。ただ、何といっても今学校再編で、先ほど幾らかかるのだと、どれだけお金がかかるのですか。もう本当嵐山町の年間予算なのです。こんな事業はありませんので。しかし、だからそれをやっぱりある程度想定をして、しっかりとめどが立った段階で次の段階としてやっていくということは、財政を責任ある立場として預かっていく私としては見極めていきたいと思いますので、ご指摘の点はしっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 制限時間100分となっておりますので、ここで打ち切らせていただきます。ご苦労さまでした。

◇ 畠山美幸議員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号10番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の選挙後の防災無線の運用・選挙看板についてです。どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） それでは、ご指名がございましたので、議席番号10番、畠山美幸、今回5項目についての質問を行わせていただきます。

まず1番目、選挙後の防災無線の運用・選挙看板についてでございます。9月の町議会議員選挙は、無投票で13名が当選しました。無投票の周知についてお聞きします。

(1)、8年前の無投票選挙では、午後5時間もなく無投票周知の防災無線が流れました。今回5時50分に流れた理由についてお伺いします。

(2)、告示翌日に無投票になったことを知らず、期日前投票に行った方がいるとお聞きしております。期日前投票に行った方は何名ほどいらっしゃったのか伺います。

(3)、告示看板に無投票を知らせるシールが貼ってある場所と、貼っていない場所がありました。

ア、シールは誰が貼るのか。

イ、シールの大きさを大きくできないか、お伺いしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)ア、イの答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目1の(1)についてお答えします。

10月1日執行の嵐山町議会議員一般選挙が無投票となりましたが、この際には何種類かの方法で一般の方にお知らせするとともに、多くの関係者の方々に選挙管理委員会事務局のある総務課職員総出で個別に連絡をいたしました。防災無線については8年前と比べて遅くなってしまいましたので、今後は早めに流すよう配慮いたします。

質問項目1の(2)についてお答えいたします。

期日前投票については、役場町民ホールと、ふれあい交流センターの2か所で行われる予定でした。期日前投票所に来られた方は、総務課で把握している範囲では1名いらっしゃいました。

質問項目1の(3)についてお答えいたします。

無投票と決まった後、町内の各掲示板、投票所には全て「無投票のお知らせ」と記載した貼り紙を翌27日の午前中に総務課職員にて実施いたしました。貼り紙については「無投票」の文字自体を大きくしている市町村もございますので、「無投票のお知らせ」の「無投票」をもっと目立つようにするなど検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番(畠山美幸議員) まず、(1)のところから行きたいと思います。今回はいろんなところに連絡をする関係で遅くなってしまったとここに書いてあるのですが、今回は供託金という仕組みも初めてありましたし、もう早い段階で突然議員になりたいというような人は立つあれがないというのが分かっていたのではないのかなと思うのですけれども、各課に、各課というのは地域支援課ですよ。地域支援課にまずは一報を流してくださいって言うだけで済むことだと思うのですけれども、こんなに50分も前回と比べて遅れたというのがちょっと腑に落ちないのですけれども、もう一度確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 無投票のお知らせについては事前をお願いをして、何時何分に流してほしいというのはお願いをしています。選挙になった場合、それをキャンセルする形で、流さない方向をとる形でもう既に準備はしてありました。準備したのに当たって5時45分に防災無線が流れるように準備してしまったのが遅かった原因だと思っています。どうして5時45分に無投票のお知らせを

するようにしたかという、役場総務課の職員、今回8年前の職員、携わった者がいなかったの、4月9日執行の埼玉県議会議員の一般選挙、こちらが5時50分にお知らせをしましたので、それに沿って同じように手続をしてしまったのが遅かった原因だと思っています。今回畠山議員さんから指摘されましたので、今回の選挙は、町で行っている選挙です、もっと早くもちろんできるというふうに思っていますので、早い時期に流せるようにしたいというふうに思っています。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の（2）に行きます。（2）は、期日前には1名の方しかいらっしやらなかったですよという答弁でしたけれども。私の知っている限り、ご近所の方がお二人で行ったというのをお聞きしているのですけれども。これほどこのところに1人だったのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 総務課で把握しているのが1人ということで、役場のほうに来られた方がいて、役場の総務課の職員でなく、他の課の職員が今日期日前に間違っ来て来た人が1人いたよというふうに聞いたということで、今回答弁では把握しているところでは1名ですというふうに答えさせていただきました。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 私のほうにはその方以外にも様々連絡が来て、「もう畠山さん、今回は無投票だったのですね」というご連絡が来て、「あれはちょっと、次の日とかにも防災無線で流すべきだよ」と言う方がいたのですが、地域支援課にその辺のことをお伺ひしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 防災無線でございますが、全部で4回お知らせを流しております。まず、1回目が無投票になった当日の9月26日、こちらがちょっと遅かったですけれども、夕方の5時45分でございます。翌日、朝の9時5分に流しております。あと30日、こちらについては15時5分。そして、選挙日、本来ならば10月1日でしたので、この日は9時5分に流させていただき、防災無線につきましては、計4回の放送をさせていただいております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） こんなに流していただいていたのですか。私はこの4回の防災無線を聞いた記憶がなくて、今回本当にご近所の方とか支援者の方とかからご連絡が来たものですから、もうちょっと周知ちゃんとしてほしいよねという一報がありましたので、今回こういう内容の質問どう

かなと思ったのですけれども、入れさせていただきました。やはり町内の方は今回様々、新人の方が多く出ていらっしまったので、すごく関心があったようだったのです。ですので、今後は、しょっちゅう鳴らしていたら、また苦情も入ってしまうのですけれども、地域支援課としては毎日決まった時間に鳴らす。10時とか、よくオレオレ詐欺とかの小川警察署からというのが10時頃流れたりしますけれども、そういうのを流すというのはやはり厳しいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えさせていただきます。

まず、防災無線につきましては定時放送というのがございますので、定時放送であれば毎日流してもおかしくはないかと思っております。定時放送というのは10時5分及び3時5分となっておりますので、ここに流しましょうということでしたら、私どもの運用どおりという形でやらせていただければと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） うるさいって怒られてしまうかもしれないのですけれども、最初の関心がある、次の日の水曜日ぐらい、あと土日ぐらいはそのような形を取っていただいたほうがよかったかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。総務課長でも地域支援課でもどっちでも。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 防災無線につきましては、告示日、告示日の次の日、選挙当日、選挙の1日前のほうに流させていただきます。そのほかにも駅のサイネージ。こちらは告示日の5時半から10月1日までずっと、駅を降りると掲示板のほうに流れていた形になります。あと、ホームページはもちろんですけれども、ラインでも町のお知らせということで9月26日と10月1日の2回のお知らせを発信させていただきました。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 次に、(3)に行きます。

○森 一人議長 はい。

○10番（畠山美幸議員） 告示看板のところに「無投票」って本当にちっちゃい紙が貼ってあったところと、何も貼っていないところがあったよというのを聞いたのですが、先ほどの答弁ですと、貼ってくれたのでしょうか、全部。貼り紙を翌日27日の午前中に総務課の職員が全部貼ってくれたという内容なのですけれども、大きさは何センチ掛ける何センチぐらいのものを貼られたのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 翌日午前中に総務課で振り分けて全箇所には貼らせていただきました。大きさについては、A3の用紙に「無投票のお知らせ」という文字と「無投票」というところは赤いのですが、ご指摘のあった件につきましては、私見させてもらったら、ちょっとやっぱり目立たないな、ちっちゃいなと思いましたので、次回のときはその「無投票」だけが目につくように、他のお知らせはちっちゃくてもいいかなと思ったので。そんなふうに工夫していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひそのようにしていただかないと、県知事選とかも今年ありましたけれども、ポスターが1枚しか貼ってなければ、もうないのだなというのが分かるのだけれども、今回は13名のところを12枚とか、そのぐらいしか貼っていない場所もあったけれども、しかしながら今回新人の方が多かったものだから、やはり町民の方はすごく興味を持っていたのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） 2番目、電子回覧板についてです。自治会、町内会は、加入率低下や役員不足などの課題に直面しております。高齢化により地域によっては回覧板を回す時間がかかるところもあります。総務省のモデル事業により自治会のデジタル化が進み、回覧板の手間軽減などが実現されております。町のお考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 質問項目2につきましてお答えいたします。

自治会の加入率低下や役員の担い手不足、若者の参画促進などの課題を解消する手段として、自治会のデジタル化に取り組む市町村が増えております。本町の自治会でも同じような課題を抱えていることから、来年度の区長会にて電子回覧板や掲示板など紹介し、感触を見たいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 感触を見たいと存じますということで書いてございました。今回総務省は今年度から自治会のデジタル化を応援するモデル事業を進めているという記事をちょっと見ました。そちらで、今こちらは名古屋市だったかな、愛知県の北名古屋市の事例などが紹介されていたのですが、同市では市内32自治会のうち6自治会がモデル事業に参加する。アプリでは自治

会ごとにグループが設けられ、任意で登録した自治会の住民がスマートフォンなどで様々な機能を無料で利用できる。ここには無料でできるということで、ここで使っているものが「いちのいち」というアプリだって書いてあったので、一応アプリのストアから見ましたら、「いちのいち」というのが載っております。今私のスマホの中に取りあえず「いちのいち」というのを入れてみました。しかしながら、登録も何もしていないから何も見ることもできないし、ただ入っているだけのことなのですけれども。課長はこちらの総務省で始めているこの内容をご存じか、内容を教えていただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

本年度、総務省で全国で10地区ということでモデル事業のほうを開始していることは承知しております。私ども情報を調べさせていただいたのはこの今年度の事業ではなくて、昨年度、1年前に県内で調べたところ、さいたま市が行ってございましたので、もう報告書等もできておりましたので、さいたま市の事例のほうを調べさせていただきました。まず、金額なのですが、議員、無料というふうにおっしゃいましたが、基本的には自治会、議員さんですと、広野2区とその会社がまず契約をして、1人幾らみたいな形でお支払いをしますのです、加入された方に関しては通信料をお支払いしますけれども、自治会が支払うというようになります。今年総務省の実験ですとか、昨年のさいたま市も全て市でお支払いをして、補助金を払うのか、それともモデル実験なので、市と契約をするという形でやっておりますので。無料というのはモデル事業の間だけ無料で、1つの大きなネックが自治会とその会社が契約をするという形になりますので、そこが1つ大きなネックになろうかと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 料金がかかるということですから、これは本気でうちの自治会はやりたいというところはやってもいいかなと思いますけれども、やはりちょっと高齢者の多い地域というのかな、そういうところだと、ちょっとこういうものに対するアレルギーがあると思うのですが、東原の菅谷の新しい分譲地だとか、志賀の小学校の向こう側のほうに割と新しいおうちが建っていたりとか、だから区によっては共稼ぎでなかなか回覧板もゆっくり見ていられないというような地域があったりもするかもしれないから、課長の答弁だと、来年度の区長会にこれを提案してみるというお話がございましたので、区長さんの感触を見ていただいて、今すぐ始めてほしいということではなくて、こういうものがあるということをお早めに周知していただければなと思いました。実際問題、うちも昨日回覧板が届いていたようだったのですけれども、夜に置かれていて、今朝はばたばたして、そのまんまで、お昼に帰って、うちのほうは何月何日に次のうちに届けましたよと

いう日にちを入れるようになっていたので、うちのほうは4日間ぐらいで、隣近所が近いからなのですけれども、できておりますが、やっぱり地域によってはちょっと離れているところとかもあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

では、次の質問に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） ナンバー3、学校統合による指定業者の今後について。現在小学校3校、中学校2校の体操着など販売している指定業者があります。販売店は今までの実績に基づき、仕入れをしていると伺っております。販売店の方には早い段階で、学校統合の情報開示と今後の運用について意見交換の場が必要と考えますが、町のお考え、教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

体操着などの販売を行う指定業者の方は、学校再編により販売品が今後どのように変更になるのか、それによりどのように在庫管理をするのか等、不安を感じている状況と思われまます。学校統合について積極的に広く情報提供をしていくことで、販売店の方には適切な在庫管理をしていただければ、そして保護者は購入に際して不便が生じないよう配慮してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今回販売店のお宅というか店舗にちょっと訪問しましたら、玉ノ岡中学校が、昔うちの子どもたちが行っている頃は白のスニーカーでないと駄目という決まりがありました。恐らくPTAのほうから白は洗濯というか、汚れてしまうと汚れも落ちにくいですし、もう自由にしてほしいというような要望があって、それを校長が受け入れてくれて恐らく自由化になったと思うのですけれども、それでよろしかったでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

各校で校則の見直しがあったと聞いております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） その情報を店舗の方が聞いておらず、もう白いスニーカーを入荷してしまい、何で売れないのだろうって思ったときに、後から生徒さんに聞いたら、もう自由になったので

すよということだったので、もっと早く教えてほしかったという、ちょっとそういう残念な、私のほうにお声があったのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

私も販売店の方に一度お話を伺ったときにそのようなお話を伺いました。学校のほうから適切に情報がお伝えできなかったことについては大変申し訳なかったなと思っております。教育委員会についてもそのことについて承知していなかった面もございます。今後は、そういった変更があった場合には販売店の方にも早く周知をしていこうと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） それで、この間の全員協議会のときに嵐山町立小中学校再編基本計画新旧対照表をいただきました。この中で先ほど川口議員も質問されておりましたけれども、令和6年度に諸準備、6年度の後半から8年にかけて基本計画や実施計画とかつて書いてあるのですけれども、やはり早い段階に、やっぱり販売店の方々もちょっと年齢が高くなってきて、後を継いでくださるお店の方は継続できるのかなと思うのですが、やはり店舗も7時までとか、そういう形でお店閉まってしまいます。働いているお母さんたちとかがいるから、ある地域というか、ある県では大型スーパーとか、そういうところでも販売をしているということを伺っております。今購買をしてくださっている業者さんが現在何店舗あるのか教えていただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えさせていただきます。

現在は、嵐山町内で衣料品組合に加入しております3店舗であると捉えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 万が一、今回この学校統合によって、ある店舗さんは今体操着を100サイズから160サイズまできれいに並べておいても、やはり今のお母さんはシビアだから、今は100でぴったりなのだけれども、120、130という大きなものをもう1年生のうちから購入して、袖を丸めて着せている。だから、小さいものを入荷してもなかなか買ってもらえなくなっているのですなんて言われてしまったのですけれども。今後もうこんなことでは在庫を抱えてしまうし、やっていけないわっていったときに、お店をどういうところに持って、さっき大型スーパーって言いましたけれども、どういうところに販売元を動かすとか、本当に学校の購買にしていけるのか、どのようなお考えがあるかお伺いしておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えさせていただきます。

今後再編に関しての、こういった体操着等の販売店の拡大については今のところ検討はされてお
りませんが、やはり町内業者で買えるということが近くで買えるメリットだと思いますので、現在
お願いしている3店舗、こちらのほうは引き続きお願いできればと考えております。

そして、在庫の管理につきましては、なかなか学校、またあるいは教育委員会のほうでこのよう
にお願いしますというふうにはっきりとは申し上げられませんが、保護者の方が買いたいという
ときにそのニーズにお応えいただけるような在庫管理をしていただければと考えております。その中
で今後の再編に関して早くいろいろなデザイン等を決めてほしいとかのご要望があると存じますの
で、今後体操着あるいは制服等のデザインなどにつきましては、早い段階で統合準備委員会等で検
討していきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひそうしていただきたいのですけれども。その販売店の方から言われた
ことは、今中学校で、玉中は全部ジャージの色が学年によって色違いということはないのだけれど
も、菅中だったかな、どこだったかな、は何か学年で色を変えていると。そうすると、下の子に着
せようと思うと学年が違って、色が違うために着せられないというような、そういうお話もありま
したので、今後は使い回しができるような方向性で考えていただきたいなということを言っていた
のですけれども、これは私が販売元でも何でもないので、ぜひ早い段階に今後の方針、その販売店
さん3店に対しまして、今の在庫の状況などなど聞いて。たまには汚してしまう低学年のお子さん、
児童がいると思うので、学校でもちょっと協力して買って置いてあげて、汚してしまったときには
着替えとして購入していただくとか、ちょっと何らかの対策をしてあげないと、在庫が大変なこと
になってしまうのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えさせていただきます。

指定販売店の在庫管理につきましては、なかなか教育委員会及び学校のほうでも難しいと考えて
おります。また、学校に替えのものを購入して置いておくという考えはなかなか今のところはこれ
も難しいかなと思っております。私ども教育委員会といたしましては、適切な在庫管理をしてい
ただくために今回のように変更があったときには早くお伝えすること、また今後の学年カラー等の取
扱いにつきましては、昔のように児童や生徒が多く、学年ごとに色を替えなければ識別が難しいと
いうような状況ではなくなっていると思いますので、汎用性の高いものを考えていく方向がよ

いのではないかと考えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 令和11年度に4月開校という目標に向かって今動いているわけですので、早い段階でとにかく業者の方にはお知らせをしていただくこと。それと、在庫のあるために10年まで売らざるを得ないものもあつたりするときには、それを11年度、新校ができて着ているということできじめにならないというか、移行期間というのかな、やっぱり移行期間は3年ないし5年持たないとちょっと厳しいかなって思うのですけれども、その辺のお考えも伺っておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

今課長から答弁ありましたように、まずは業者とも情報共有をしながら、それから体育着等につきましても、これから新校に向けて考えていく中では保護者の声ですとか、子どもたちの声ですとか、もちろん教職員の声ですとか、そういったものをしっかり聞きながら、よりよいものを目指してまいりたいと思います。

また、学校の統合があつたときには、こちら体育着であつたり、制服であつたりということは当然違うことというのは生じる可能性はあるかと思っています。そういったときにはしっかりそれを子どもたち自身にも理解をしてもらって、お互いそういうことで仲間外れであつたり、そういうことのないように人権教育の部分もしっかり進めてまいりたいと思います。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） では、ぜひよろしくをお願いします。

次に、4番目に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） 不登校児童生徒の居場所と学びの場の提供についてです。全国で不登校の児童生徒が急増している中で、さいたま市では令和4年4月から不登校等児童生徒支援センター Growth が開設されました。メタバース教室に子どもたちは自宅などから登校します。オンライン授業を通じて中学3年生34人の全員が高校進学を果たしたそうです。今後本町においても取り入れていくお考えはあるかお伺いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目4につきましてお答えいたします。

現在嵐山町の不登校児童生徒への支援体制は、学校に登校できる児童生徒に対しては、保健室・相談室や、教員免許を保持している町費の支援員による学習支援対応を行っております。学校に登

校できない児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーや担任の家庭訪問、オンライン学習の提供、嵐山町子ども家庭支援センターや小川町広域適応指導教室との連携等の支援を行っております。現在、町独自のさいたま市のようなメタバース教室の構築はしていませんが、既存のメタバース教室を活用する児童生徒が生じた場合には出席の扱いを含め、適切に対応したいと考えております。今後も一人でも多くの児童生徒に学習の機会や居場所の提供ができるようにしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） さいたま市がG r o w t hというのを立ち上げたという記事を見まして、これは一体何だろうと思ひまして、さいたま市の市議会議員に資料を頂きました。それは、課長のほうにもお渡ししたと思うのですが、しかしながらこのG r o w t hの支援センターは、やはりさいたま市の規模だと、お金がすごくかかるということが分かりまして、指導主事が7人、公認心理士等のそういう専門職の方が3人、合計10人が運営する形でやっているということを知りまして、とにかく人員とお金がかかりますよってさいたま市議会に言われて、それでは嵐山町は駄目だと思ひましたのですけれども、今課長の答弁の中に既存のメタバース教室を活用するという答弁が入っていたのですけれども、既存のメタバース教室というものはどういうものなのか、教えていただきたいと思ひます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

現在、こういったメタバース教室というものが幾つかあるのですけれども、そういった中でN I J I Nアカデミーというメタバースの教室がございますが、そちらの教室を利用したいというような声が上がっておるところでございます。そういった中でフリースクール、実際に通うフリースクールとは違いますが、今回のG r o w t hと同じように、ネットの中で参加しまして、勉強して、そこでの活動報告を月1回なりして。ちゃんと連携を取っていく中で登校扱いとしていけるような想定をしておるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開時間を4時15分といたします。

休 憩 午後 4時00分

再 開 午後 4時14分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、畠山美幸議員の再質問からです。どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） 先ほど答弁いただきました、メタバースの教室がN I J I Nアカデミーというお話がございました。これは、うちの町の不登校の生徒さんに限りやるものなののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

こちらは嵐山町で運営しているものではございませんので、民間で運営しているネット上のフリースクールとなっております。ですから、参加したい人はどこからでも参加できるという状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そうしますと、嵐山町にこういうのが、N I J I Nアカデミーというものがあるから参加してみますかって児童生徒に聞きました、そうしたら、参加したいって言った方には参加していただき、そこに入る方は、さっきはさいたま市に限っての教室になるわけですけども、そのフリースクールはいろんな生徒さんがいるという考え方なののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

さいたま市のG r o w t hはさいたま市で運営しているものですので、さいたま市が利用をお勧めというか、紹介することももちろんだと思いますが、先ほどお話ししましたフリースクールは民間のフリースクール、ネット上のフリースクールでございますので、特に教育委員会や学校で推奨というか、こういうものがありますよというふうにご紹介しているものではございません。利用したい人がこういったものをご自身で探していらっやっやっ、こういうところで学びたいということの申出であると思っております。また、こちらにつきましては、もちろん民間ですので、金額はちょっとこちらでも把握はしておりませんが、有料での参加となっていると思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そうしますと、こちらに参加したいという生徒さんがいた場合には、こちらの教育委員会を通すわけでもなく、個人対そちらのアカデミーと提携して、費用負担を個人がするという形になるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

仕組みといたしましては、議員さんおっしゃるとおり、その個人の方と、そのフリースクールとの契約ということになると思います。ただし、それを出席扱いにするということの中では学校との情報連携ということが必要になってまいります。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 嵐山では今後これを活用していく場合もあるということで書いてあるのですが、今この比企管内でこれを利用しているような小中学校というのはあるのでしょうか、この近隣で。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

近隣でこの利用があるかどうかということについては現在把握をしておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ちょっとお金もかかる、また学校の校長の判断で出席扱いにするかどうかという問題というもあるということですが、小川町教育相談室・広域適応指導教室がありますけれども、こちらには今、まず範囲は。小川町というぐらいだから、小川町と、嵐山町と、あとどこが、ここに児童生徒さんが通っていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

小川町広域適応指導教室の対象地域は小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村、こちらが対象でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 先ほどさいたま市のほうはちょっとお金もかかるのでという話もしたのですが、民間でそういうものがあれば、そういうのを活用してもいいのだけれども、広域的にこちらの適応教室、例えば滑川とか、ときがわ町の生徒さんが通おうと思うと、あそこの武道場のすぐ近くにあるみたいですが、あそこまで多分親御さんがお連れしていらっしゃるのだろうと思うのですが、こういう形でメタバースの教室とかをつくっていけば、親の負担も減るし、どうなのかなって。比企広域という形で考えていくということはなかなか難しいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

実際にこの小川町広域適応指導教室も構成町村で負担金を出し合いまして、運営をしております。そういった中で、さいたま市のようにこのメタバース、こういったネット上でのシステムも一緒に構築するという事はなかなか現在では難しいかと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そうですね。今後安価でできるような時代が来たら、こういう考えもあるということで、日頃からちょっと注視していただきながら、導入を進めていってもらいたいかなくて。やっぱり今のお子さん、こういうことなら興味を示して入ってくる。自分のアバターを作って入っていらっしゃるということですから、慣れてくると、対面でカメラで自分の顔を映しながらやるときもあるかもしれないけれども、最初のうちはアバターを使っているいろんな教室に行けるようになっていくという話を聞いていますので、検討していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

全ての子どもたち、一人も取り残さない教育って今求められているところですから、子どもたちが学べる場はたくさんつくっていくことが必要だと思っております。こちらについては既存のもの、メタバース上のもは活用することを積極的に認めていきたいと思うのですが、これからこれがつくれるかということに関しては、技術的な問題とかいろんなことがございますので。いろんな動きを注視しながら研究してまいりたいと思えます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、次、最後の質問、5番目に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） 屋根のある公園について。

温暖化により夏の期間が長くなっています。公園で遊びたくても暑過ぎて、午前中だけの利用になってしまいます。今や屋根のある公園が造られています。費用はかかるとは思いますが、屋根があることで遊具の傷みは遅くなると思えます。町のお考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目5につきましてお答えさせていただきます。

現在全国で雨天でも利用できる遊具施設や屋内施設ができつつあります。公園利用につきまして

は、町民の方々から様々なご意見があるところでございます。現在町では駅西公園において低年齢児が安心して遊ばせることができる整備を進めているところでございます。今後は町民の方からも強い要望のある、いわゆる大型遊具の整備を検討しているところでございますが、遊具の充実を優先して考えており、費用のかかります屋根の検討はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そういう答弁でしょうと思いましたが、たまたま朝、NHKだったかな、ニュースをつけたら、もう終わり頃だったのですけれども、ある町で公園に屋根をつけたというニュースが目飛び込んで来て、あれはどこだったのだらうって調べたのですけれども、結局見つからずに終わってしましまして、前回文教で立正大学のベアリスという子育て支援センターがあるのですけれども、支援員の方が言っていたのが、ここは屋根のある公園ですってお話ししてくださったのです。だから、嵐山においては嵐丸ひろばと、そのレピはまさしく屋根のある公園ではあるのですけれども、やはりちょっと大きなお子さんたちは、あそこには入場できないので、できればフィットネスパーク、前々から私も大型遊具を入れてくれという質問をさせていただいておりますが、屋根があれば、遊具の傷みも遅くなるし、今の温暖化にも対応できるし、日陰がないと親御さんも大変ですし、お子さんも大変ですから、屋根があるといいなと思ひまして。東松山にはテントを造っていらっしゃる企業さんも近くにあるし、そういうのをちょっと設置したらどうなのだろうなと思ったのです。一応調べてみたら、秩父のキッズパーク、ここは有料で入る公園ですけれども、ここがそういうテント式で、鉄骨で周りを、きれいな彩りの鉄骨で足を組んでやっているのですけれども、そういうことは不可能なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

やっぱり費用があればある程度のは可能だと思いますし、確かに議員さんおっしゃるとおり、今大変暑くて、親御さんたちも日陰が欲しいという要望がございました。昨年この駅西公園の整備のときにもワークショップを開いたときに、やはりその親御さんは休むときには日陰が欲しいよねというので、今回も日陰まではいかないのですけれども、遊具で簡単な日を遮るようなものを含めてこの整備を設置しているところでございます。大型のテント等になりますと、建築物になりますので、かなり費用がかかってくるかなというふうに考えているところでございます。今何が皆さんは求められているかというやっぱり大型遊具、ある程度の、小規模ではなくて立派な大型遊具というのを要望されておりますので、そちらのほうに費用をかけて、その後検討できれば検討していきたいなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 大型遊具は私も以前からぜひお願いしたいということは言っているのですが、今大型遊具の物自体に屋根がついているものとかありますので、なるべく日陰に特化したような大型遊具とかを入れていただかないと。遊んでいる子どもたちとかも大変なのかなと思いますけれども、その辺のお考えはいかがなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

大型遊具を今後入れるときには前もお話しさせていただきましたけれども、やっぱり皆さんの意見を聞きながら考えていきたいと思っておりますし、今遊具もどんどん進化しておりますので、やっぱり遊具で日陰のできるような構造のあるようなものが出ておりますので、そういうのを皆さんの意見を聞きながら、できる範囲の中である程度のものを造りながら、そういう要望も応えながら今後整備していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひ今子育て中の、今課長もおっしゃっていただきましたけれども、お母さんたちによくご意見を聞いて、ここに合ったものを設置できるように検討していただければと思います。

以上です。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時25分)

令和5年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

12月5日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第5番議員	狛 守 勝 義 議員
第3番議員	橋 本 将 議員
第2番議員	竹 内 隆 哲 議員
第4番議員	宮 本 大 裕 議員
第1番議員	佐 藤 弘 美 議員

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	狩守勝義	議員	6番	小林智	議員
7番	藤野和美	議員	8番	吉本秀二	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	森一人	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
藤原実	環境課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長
馬橋透	生涯学習課長

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第4回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 狛 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 本日、最初の一般質問は、受付番号3番、議席番号5番、狛守勝義議員。

質問事項1の子どもの交通安全対策についてです。どうぞ。

○5番(狛守勝義議員) おはようございます。議席番号5番の狛守勝義でございます。議長のご指名をいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきたいと思っております。質問通告書に沿いまして質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番の子どもの交通安全対策について。子どもの交通事故の特徴を調べてみると、近年、子どもの交通事故死者数、負傷者数は減少傾向にあるものの、歩行中の事故では飛び出しの原因の7歳児が死傷するケースが突出していることが分かりました。この状況は1994年から続いていることから、魔の7歳と言われているそうです。また、車を運転中、子どもが相手の冷やっとした経験のある人が半数以上というデータもあり、事故の数字に表れない危険な状況であることも分かりました。私の住む地区でも複数の方から子どもの飛び出し事例のお話をいただいております。交通事故は被害者、加害者、双方を不幸にします。交通事故のない安全安心なまちづくりは町民の願いであり、私たちの役割です。そこで、町の交通安全対策について、次のことをお聞きします。

(1)、町の交通事故の状況は。

(2)、交通事故危険箇所の把握状況は。

(3)、交通安全教育の実施状況について。

まず、ア、町ではどうしているか。

イ、幼稚園、保育園、小学校、中学校ではどうしているか。

(4)、道路標識のサビがひどくて、標識の役割をなさないものがある。標識等の維持管理の状況は。

(5)、安全対策として危険箇所には標識の新たな設置や町独自の立て看板の設置等も考えられるが、設置における課題や基準は。

(6)、国土交通省、警察庁が連携して進める生活道路の交通安全施策、ゾーン30やゾーン30プラスの内容と指定における課題は。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)、(4)、(5)、(6)について、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

令和3年から本年9月末時点の交通事故件数を申し上げます。人身事故、3年34件、4年39件、5年34件、負傷者、3年44人、4年44人、5年39人、うち中学生以下の負傷者、3年5人、4年1人、5年ゼロ人でございます。

なお、中学生以下の負傷者は自動車に同乗していた場合も含まれますので、全てが子どもの交通事故ではありません。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

交通事故危険箇所の把握ですが、通学路ではPTAから要望書または点検報告書を頂戴しております。本年は菅谷小中PTAと七郷小PTAから要望がありましたので、地域支援課、まちづくり整備課、教育委員会で協議して対策を講じてまいります。また、町内全域において区長さんを通じた地域要望や町民から電話やメールでのご指摘が多々ありますので、可能な限り対策を講じてまいります。

続きまして、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。

表面がさびて読めない道路標識を町内でも見かけます。30年以上前に設置されたものと考えますが、誰が設置したのか不明なものばかりです。毎年のように区長さんや町民から撤去してほしいとの要望がありますので、地域支援課にて撤去しますが、基礎と支柱まで撤去できないものもあります。

なお、現在、道路標識(規制)は警察しか立てられませんので、町は注意喚起を目的とした立て看板を設置しております。

続きまして、質問項目1の(5)につきましてお答えいたします。

(4)でお答えしましたとおり、規制の道路標識は警察しか立てられませんので、町は立て看板

を設置しております。かなり古いものは別ですが、大方の立て看板は町の交通安全担当課で設置したものと認識しています。設置に関する基準は特になく、職員が現地に赴いて注意喚起が必要だと感じたら立て看板を設置しますが、なるべく私有地を避けて公有地を選んでおります。

続きまして、質問項目1の(6)につきましてお答えいたします。

ゾーン30は2011年9月にスタートした交通安全対策の一つです。住宅地域や学校周辺など、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とし、区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施することで、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けを抑制します。ゾーン30プラスは、ゾーン30に狭柵やスラローム等の物理的デバイスを加えて交通安全の向上を図ろうとする区域で、2021年8月にスタートしました。どちらも警察本部(公安委員会)が指定するものです。現在、小川警察署管内にゾーン30の指定区域はありません。2年前に小川警察署へ相談に伺ったところ、現時点で小川警察署管内に指定すべき区域(ゾーン)はない、区域ではなく、路線の規制やスクールゾーンで十分なのではとの回答でした。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(3)について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目1の(3)ア、イにつきましてお答えいたします。

町では、現在子どもの交通安全対策を目的とした交通安全教育は実施しておりません。町内の幼稚園、小中学校ではそれぞれの発達段階に応じた交通安全教育を行っております。小中学校では小川警察署や埼玉県警と連携した交通安全教室、DVDを活用した安全指導並びに安全点検、幼稚園では企業と連携した交通安全教育を実施しております。保育園では、小川警察署や交通安全まなび隊による交通安全教室、また散歩のときや、交通安全に関する紙芝居を活用した交通安全指導を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番(狛守勝義議員) それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、現状ということで嵐山町の事故の状況というのをご答弁いただきました。4年が39件、5年が34件、これは本年9月末時点ということですが、基本的にこの状況をどのように町は見ているのか、まずそこをちょっとお話を聞かせたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、コロナ禍におきまして人の外出が減ったこともあると思いますので、この近年交通事故が減っております。今年の数字というのは恐らく最終的には50件を超えるぐらいかなというふうに思っているのですが、50件というのはコロナ前の数字、例えば令和元年が54件でしたので、コロナ前

に戻るのかなというふうに現在そのように認識しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そのとおりの判断だろうと思うのです。いろんな見方があるのですが、例えば埼玉県警、いろいろ分析していきまして、人口1,000人当たりの人身事故の件数というデータもあることはご存じだと思うのですが、それを見ますと嵐山町というのが大体1,000人当たり1.93ということで、埼玉県の区も含めてですけれども、その中の全部で16位ということなのです、ワーストのほうで。1番が川島町です。これが1,000人当たり3.39ということで。このデータで見ますと、要するにレッドゾーンという形の部分の中に嵐山町は入っているという状況なのです。そして、第6次総合計画の中では、5年度というのはちょうど半分過ぎたようなところですよ。7年度の目標というのは大体50件という目標になっています。最終的には令和12年度が35件の目標という形になっていきまして、こういう状況を考えると、非常に達成が難しいような状況があるのかなというふうに思っているのです。そういった中で、これからどういう形で安全対策を進めていくかということなのですけれども、そういった意味でこの状況というのは非常に危機的までいかななくても、ちょっと要注意状況なのかなというふうに思っていますが、その認識を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

私が手元で調べた資料によりますと、10月末日時点の埼玉県内の市町村の交通事故発生率というのがございまして、議員さんおっしゃったようにさいたま市の区も入れますと、10月末日時点ですと9月よりやっぱり年末に向けて事故がふえてきまして41件になって、そうしますと2.33、第5位という形に10月末日となっております。人口の関係で1件当たりの率はかなり増えてしまいますので一概には言えないのですが、今交通事故、コロナ禍明けて少し増えてきておりますので、何とか対策を練らなくてはいけないなというふうに考えています。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そのようにお願いしたいと思うのですが、次に同じように（1）番ですけれども、町とか学校に対して飛び出しなどの苦情とか連絡、これ多分入っているのではないかなというふうに思うのですが、どのくらい入っているのか、それをちょっとお尋ねしたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

私も地域支援課にそういう苦情的なご指摘等はどちらかというと中学生の自転車がなくて、飛び出しというのは正直今までご指摘を受けたことはございません。

以上でございます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

各学校に問い合わせをしましたところ、町内の小学校で登下校中ではなく、休日に飛び出しが1件あって、ちょっと危ない状況だったというご指摘が学校のほうに連絡があったという事例が1件ございました。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうした場合に、例えば学校に苦情とか連絡が行った場合に、学校はのときどういうふうな対応を学校内で行うのか、その辺は把握していますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

今回の事例は休日の事例でしたので、そういった事例が発生した翌日等に近隣の方から通報があったというふうに伺っております。そういったことがあった場合には児童の安全教育ということで、学校のほうでもそういったことに気をつけるようにということで児童に注意喚起をしていると思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 私は、数字に表れないような非常に危険な状態があるのだろうと思っているのです。これは先ほどもちょっと通告書のほうで読ませていただいたわけですが、例えば運転中に冷やっとした経験のあるドライバーが半数以上あるということなのです。これ一つ間違えば事故につながるという状況ですよね。ですから、そういう状況になったときに、やはりこれから安全教育というのをどのようにしていくかということがまた大事になってくるのだろうと思いますので、(2)番のほうにちょっと移らせていただいて、そちらのほうで質問させていただきたいと思うのですけれども。特に魔の7歳と言われているような年齢のお子さんというのは小学校1年生から2年生あたりだと思っております。そうすると、例えば幼稚園とか保育園のときの、まず安全教育とか、それから小学校低学年のときの安全教育というのがこれは非常に大事なのだろうと思うのです、ソフト面の安全対策という考え方をすれば。そうしたときに、例えば先ほどの2番目の安全教育についてということで考えたときに、確かにこれは町内の幼稚園、小中学校では発達段階に応じた安

全教育を行っている。これはちょっと抽象的で分かりづらいなというふうに思うのですが、例えば幼稚園とか保育園ではこういったような安全教育を具体的にやっているのか、それから小学校の低学年では具体的にどういうことをやっているのか、その辺を詳しくお尋ねしたいのですが、よろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

発達段階に応じてということですので、その年齢に応じた交通安全教育を行っているとは承知しておりますが、幼稚園等では日々の園の生活の中で散歩等に行ったりすることもございますので、そういう中での安全教育、また嵐山幼稚園では園児の描いた絵を、配送のトラックがあるのですが、その企業さんにラッピングの車がありまして、そのラッピングの絵に園児の描いた絵を貼っていただきまして運行していただく、そういったところで交通安全教育をしている面がございます。また、保育園につきましては、こちらは福祉課で各保育園さんのほうに聞き取り調査をした結果でございますが、毎日ではございません、失礼しました。ときどき散歩をするときに、その歩く最中に危険箇所がないかどうか、そういうようなことも先生と園児と一緒に確認したりする場合や、交通安全に関する紙芝居をしたり、交通安全まなび隊、こういったところに交通安全教室を開いていただいたりというようなことがあるそうです。また、小学校につきましては、小川警察署の方や交通指導員ですとか、そういう方に交通安全教室を実施していただきまして、交通安全について学んでおります。また、中学校につきましては、交通安全点検をヘルメットの着用ですとか、そういうところに観点を置きまして行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 特に小さいお子さんについては、例えば保護者の方に対する安全対策の啓蒙啓発みたいなものも相当大事なのだらうと思うのです。その保護者に対して、または運転する、ここを見ると交通安全対策を目的とした安全教育は町ではやっていないというのですけれども、例えば運転者向けにある意味では啓発、当然やる必要もあるだらうと思うのですけれども、その実施状況というのはどんな状況なのか。まず、保護者の方に対する啓発ですよね。それから、あとは要するに運転者に向けたり、そういった方たちに対する安全対策についての実施状況というのはどんな状況でしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えいたします。

まず、保護者さん向けですとか、一般の運転者さん向けの特別な講習等は行っておりません。一

一般的には免許の更新のときに講習を受けますので、それが一般的なのかなというふうに思っております。町で行っているというのは、年4回、交通安全運動の期間がございまして、そこで街頭キャンペーンを行ったりとか、そういったものを主で行っておりますので、改めて皆さんを集めてということには行っておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

特に保護者向けの啓発のお手紙等を出しているケースはないのではないかと思います。確認はしておりませんので、申し訳ございません。ただし、各学校では小学校においては児童の引渡し訓練等がございまして、そういったときに親御さんと児童と下校時に歩いている状況でここが危ないとか、そういったことを親子で確認する面というのがございまして、そういった面で親御さんも交通安全につきまして考えていただける機会になっていると思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 分かりました。

それでは、(4)番のほうに移りたいと思います。(4)番は資料のほうもお手元にあると思うのですが、表面がさびて、それで道路標識の役に立っていないとか、役割をなさないものが多々あると。そういう状況の中でどういう対応をしているのかということをご質問したわけですが、これを見ますと、例えば毎年のように区長さんや町民から撤去してほしいという要望があるということ、それで撤去ということが入っているのです。撤去だけでいいのかどうかということと、それを新しく変えるとかという、そういう部分というのがないと、やはりこれはちょっとおかしいのではないかなというふうに思うのです。だから、古くなったから撤去する、それで終わりということだったら、これ安全対策にはならないのではないかなと思うのです。

先ほど(2)番のところをちょっと外してしまったのですが、基本的に、例えばこの資料を見ても分かるように、この資料の左側は「この道路は」というのが書いてあるけれども、どういう状態なのか、その後は全然読めない。それから、右側の上のほうというのは、標識のほうはこれは「子供飛び出し注意」というのを読めますけれども、下の看板が何を書いてあるのか全然わからないというような状況があるわけです。ですから、これをただ撤去すれば、この部分のところは今度は危ないからこういう立て看板なり、標識なりが立っているわけです。これを撤去するというところで終わりにするような感じだったら、それはちょっとおかしいのではないかなと思うのですが、その点についていかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、このように何が書いてあるか分からない看板というのがまだまだ町内に多く残っておりまして、毎年のようにご指摘をいただいております。例えばこのご指摘いただいた資料の左側に「この道路は」と読めないものがございます。たしか昨年だけで3枚か4枚、お電話いただいて撤去しております。実際この後はこの白いポールに立て看板のほうを設置をして、そこに注意喚起を残しているというのが大多数でして、この看板ですとまず基礎を造ってやりますので費用がかかるということと、今基本的にこの標識というものはある程度規制に関しては警察が立てるとかありますので、町はお答えさせていただいているとおりに立て看板、いつでも撤去できる立て看板というので対応しておりますので、例えばこの看板類も撤去したら白いポールまではとても撤去できないとなれば、ここに立て看板を巻きつけまして、そのような形で対応しておりますので、基本的にはそのままというよりは立て看板を巻きつけて帰ってくるというような形でご認識いただければと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 確かに予算のかかることなので、例えば全町一斉にということにはならないと思うのですが、順番だろうと思うのです。ただ、こういう状況が長く続けば、このとおりというのは危ないからこういう状況の立て看板なり標識などがあるわけですよね。それが意味をなさないようなものがずっと立っていても危険ということには変わりはないわけです。対策にはなっていないわけです。ですから、そういった意味で維持管理をきちっとやるということ、そしてまたそういうことをやっていかなければ、先ほどから何度も言っているように、やっぱり冷やっとするドライバーが半数以上、それからヒヤリ・ハットという言葉もあるそうです。これはどういうことかという、子どもがあともう少しで事故になりそうだったということでヒヤッ、ハットとしたという。だから、例えば魔の7歳を過ぎてだんだん年齢が高くなると、徐々に飛び出しの事故も少なくなっていくというようなデータもありますよね。ですが、こういうことがきちっと対策としてなされていなければ、いつあってもおかしくない状況というのは今も続いているわけです。この通りでも今年何回か飛び出しで冷やっとしたことがあるわけです。そういうお話も聞いています。ですから、そういった意味で確かに予算のかかることなので一斉にはできないけれども、できるだけ早くこういう対策をきちっと取っていくということが町の役目でもあるだろうと思っておりますので、その辺の見解を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、この資料で頂いた、基礎があって看板があるようなものというのは、もうここ10年、20年と恐らく設置をしてごさいません。これは恐らく30年ぐらい前に立てたものが残っているような形です。なぜ設置をしていないかという、管理がなかなかし切れないということと、動かさませんので、さびたときとか、これ撤去するだけでもお金がかかりますし、設置するのでも相当のお金がかかりますので、今は一般的には黄色の立て看板のほうを設置しております。これはもう電話をいただきましたら、すぐにでも設置に行きますので、金額的にも比べものにならないほど安価ですので、基本的には立て看板のほうをできるだけ多く、もう速やかに設置をしてごさいますので、このような基礎がある看板につきましては基本的にはどこかのタイミングで一斉に撤去していくという形で、代わりに黄色の立て看板で基本的には足りるのかなと思っておりますので、そのような形で対応させていただければと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうしますと、この資料にあるようなところだったら、通報というかお願いすれば、すぐ立て看板に代えていただけると、そういう考え方でいいわけですよ。それと、もう一つは維持管理ということで標識等ということで等という言葉をつけたのは、このほかに例えばカーブミラーとか白線がもう全然分からないような形になっているとかという、そういう箇所も結構見受けられますよね。この通りのところでは、ちょうどつい最近私がちょっと見ましたら、「止まれ」の標識が立ちましたけれども、白線のほうがほとんど見えない状態とか、そういう状況があるわけですが、その辺の管理はどのようになされているのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど質問項目1の4でありましたとおり、規制については警察が行いますので、例えば「止まれ」において、「止まれ」の横の線は警察が引くものでございます。ただ、文字は市町村の管理でありますので、文字は書くことができます。やっぱり狛守議員が言うとおりの、「止まれ」の文字が消えていたり、外側線が消えていたり、もちろん横断歩道が消えていたりというのがたくさんありまして、横断歩道のほうは警察が最近ちょっと多めに引いていただいているかなというふうに考えていますけれども、やっぱり町も予算がございまして、場所場所によってなるべく引くようにさせていただく。ただ、一遍に全部引くというのはなかなか難しいこととございまして、状況を見て、今はなかなか予防対策というか、苦情が来てやっているとということで予算がいっぱいになってしまっていますので、そういうところから始めて、また気づいたところから順次やっていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） ハード面の安全対策というのは、やっぱり先ほど言った標識とか看板とか、カーブミラーの維持管理とか、それからあと白線とかという形でそれぞれ管轄も違ったりしながら、例えば標識だったら警察ということなのだろうと思うのですけれども、できるだけそういうふう新しいものに替えていってもらいたいという要望を強く警察なんかにもしたり、それから場合によっては白線のほうも、要するに看板と白線があって一つの対策になるのだろうというふうに思いますので、その辺のところをもっと徹底して警察のほうにもお願いするというようなことをこれから期待したいと思うのですが、いかがでしょうか、どちらでも。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えさせていただきます。

小川署の交通課とはよく連携を取っておりますので、ここが消えているようですとか、そういう形では常にご指摘というところであれですので、情報提供のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） 次に、（5）番のほうに移りたいと思います。

これから危険箇所が、先ほど（2）番目のほうで、例えば町内全域において区長さんを通じて地域要望や町民からの電話やメールがあって可能な対策とするというふうに（2）番目のほうで答えていますね。そうした中で、そういう危険箇所が分かった場合に、例えば標識というのは警察しか立てられないという答弁でした。当然、そうするとできるだけスピーディーにやるというのは立て看板の設置ということになるのだろうと思うのですけれども、要するに立て看板というものは要望すればある程度予算の中で順番を決めてということとやっていくのだろうと思うのですけれども、どのくらいの要望というのが出ているのか、今の時点で分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えいたします。

まず、今年道路に関するご要望等で地域支援課のほうで把握しているものを申し上げたいと思います。まず、区長さんからの要望で、草刈りとかも含めて広い意味での道路に関する要望が11月末時点で36件、町民の声または電子申請、メールなり、町民の方のお手紙、そのような形で同じく11月末時点で9件、地域支援課に直接電話等でいただいたのが同じく7件、こちら以外に多分まちづくり整備課は直接ご連絡はあるのかなと思っております。あとは先ほど申し上げましたとおり、PTAから今年に関すれば通学路、道路に関する事で菅谷小学校と七郷小学校から要望書のほうをいただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうすると、これだけの数の立て看板とか、そういうもので注意喚起をするという、そうするとこれは1年ではなかなか難しいということになるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、一定の予算がかかるものに関しましては、大体まちづくり整備課の管轄になりますので、まちづくり整備課のほうで予算等の計画的なものという形をお願いしております。立て看板であればあまり予算のほうはかかりません。1枚、今物価高騰等もあるのですが、大体1万円、議員さんふだん見ていらっしゃる「一時停止」とか「あぶない 飛び出し」というのは1枚1万円ほどします。町の予算、一定の予算をいただいておりますということと、在庫のほうを常に持っております。先ほど見てきましたら、大体40枚ほど地域支援課のほうで在庫を持っておりますので、基本的にはもうお電話をいただいたら、ほぼその日のうちというか、2～3日以内にはこれだったら読めるかなとか、読み替えられるかなというものも含めまして、すぐ設置をしておりますので、可能な限り。立て看板が何しろスピーディーという意味では一番のスピーディーですので、本当に1週間以内に全て立て看板をまず設置して、例えばそこに一定の線を描かなくてはいけないとかとなれば、まちづくり整備課のほうで少し予算を調整してというような形で連携して対応しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうですね、ヒヤリ・ハットが事故につながらないように早急に対応していただきたいということをぜひお願いしたいというふうに思います。

次の（6）番目に移りたいと思います。答弁によりますと、今小川警察署管内では指定すべきゾーンはないということなのですから、例えば嵐山町でいうならば、住宅密集地で新しく東原団地みたいに新しくできて、若い方たちが増えているような住宅がありますよね。当然そこは小さいお子さんも存在するのだらうと思うのです。それから、また学校の周辺とかという、そういうところというのはある意味こういうものを指定して交通事故につながらないような対応をするというのが私は大事なことなのだらうと思うのですけれども、相当ハードルが高いような印象なのですから、それはなかなか難しいことなのですか、これは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、このゾーン30につきましては、現在埼玉県内で325あるそうです。そのうち10がゾーン30プ

ラスという形で狭冊ですとか、物理的デバイスを行っているものだと思います。ちょうど私も2年前に地域支援課におりまして相談に行ったところ、非常にハードルは高い、今のところ考えはないとぴしゃっと言われてしまいました、もうそのまま帰ってきたような形で。ただ、嵐山町の中によく考えてみると地産団地、志賀2区があれば事実上のゾーン30という形になっております。たしか役場の下の川袋橋を渡ったところに30の標識があって、この団地内、ここから先30みたいなことが書いてありまして、多分県道から入ってくるところに30とありまして、歯医者さんのところに30があって、新埼玉さんのところに30があるので、あのような形で恐らく一定の昔、多分道路がある程度こう、メイン道路はいいですけども、それ以外は結構狭いかという形で地域で要望して事実上のゾーン30という形になったのだと思うのですけれども、なかなか今ですと団地のほうも道路幅も広いということと、やはり規制をするという、警察の場合は以前と比べて規制という制限をするということに非常にナーバスになっておりますので、ほかのことで規制に関するものはなかなかオーケーをいただけない状況ですので。よく区長さんから、この道路を40キロ規制にしてほしい、30キロ規制にしてほしいというご要望をいただきます。私もかなりの本数をいただいて実現したことはございません。もう10件、20件いただいても一本たりともなったことがございません。その上のゾーン30ですので、ゾーン30ではなく、いろんなことを組み合わせて、町でできることを組み合わせながらやっていくのが現実的なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） せっかくこういう制度があるので、できればこういう形であれば交通事項の、何度も言うとおりに、本当に冷やりとしたことが少なくなるようなこともあるのだろうなと思ってこれを取り上げてみたのですけれども、なかなか難しいと。そうすると、地産団地にあるような標識で入り口のところにも30の規制というような標識とか、そういうふうなものが一番現実的かなというふうな感じもしますけれども、そういうことも含めて子どもの交通安全のみならず、安全対策というものをこれからもしっかりやっていただきたいなということで2番目に移りたいと思います。

○森 一人議長 はい。

○5番（狛守勝義議員） それでは、2番目の質問は消防団についてです。2019年の台風19号による災害時には消防団の皆さんが大変活躍していただきました。消防団は地域防災力の中核的存在としての役割を果たしていますが、消防庁の消防団の組織概要等に関する調査（5年度）の結果によると、入団者数は学生団員や機能別団員の増加に伴い8年ぶりの増加になったものの、消防団員数は約76万3,000人と2年連続の2万人以上の減少になったとのこと。成り手不足は地域防災力の低下につながります。そこで、消防団について次のことをお聞きします。

（1）、近年の嵐山消防団員数と推移について。

- (2)、団員確保に向けた課題と町の実策は。
- (3)、消防団の活動（平常時と災害時）について。
- (4)、女性団員の役割と活動状況は。
- (5)、基本団員と機能別団員があるが、機能別団員は具体的にどのような活動をするのか。
- (6)、消防団員が消火技術を競う消防操法大会をめぐって全国の多くの団員が不満の声を上げているという報道があった。嵐山消防団の参加状況と操法大会への今後の考え方は。
- (7)、消防団員の身分と処遇について。
- (8)、条例には機能別団員には報酬は支払われないとあるが、その理由をお聞きしたい。
- (9)、消防団の予算について。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（9）の答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 順次お答えさせていただきます。

質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。

近年の消防団員数（基本団員）を申し上げます。団員定数100人に対して、令和元年度92人、うち女性6人、2年度95人、うち女性7人、3年度97人、うち女性7人、4年度96人、うち女性7人、5年度94人、うち女性7人でございます。

続きまして、質問項目2の（2）につきましてお答えいたします。

団員確保に向けた課題として、消防署と消防団の違いが分からないなど、認知度の低さも挙げられますが、根本的には消防団活動により自由な時間が削られることを嫌がる方が多いと聞き及んでおります。団員確保に特効薬はなく、事務局である嵐山分署と協力して目の前の課題に取り組んでまいります。

続きまして、質問項目2の（3）につきましてお答えいたします。

消防団の平時の活動は多岐にわたりますが、主に月2回の定例訓練と火災予防活動です。定例訓練は消防車の点検と消防技能の上達、火災予防活動は地域への巡回です。また、10月からは特別点検に向けた訓練も始まります。大雨、台風、地震などの災害発生時は、消火活動に加えて、住民の救出・救助活動や避難誘導などが主な任務となります。

続きまして、質問項目2の（4）につきましてお答えいたします。

本町の女性団員は平成28年4月に誕生しました。団員数7名をめぐりに日頃の活動を行っております。火災予防の広報活動や救命講習などの普及啓発活動が主な職務であり、火災現場には出動しません。なお、先日も川島防災会の防災訓練に応急手当と心肺蘇生法の普及員として参加しました。

続きまして、質問項目2の（5）につきましてお答えいたします。

機能別消防団員は新しい制度で、嵐山消防団では令和3年度に誕生しました。全ての消防団活動に参加する基本団員とは異なり、特定の活動に限って参加する団員です。全国的には消防団OBが

昼間の消火活動に協力する形態が多く見られます。本町においては、企業と消防団、または町をつなぐ役割を期待して、町内の企業にお勤めの方が入団されています。

続きまして、質問項目2の(6)につきましてお答えいたします。

嵐山消防団が出場する消防操法大会として、約20年に1度順番が回ってくる埼玉県大会と、隔年で開催する消防団比企支部の大会があります。埼玉県大会へは昨年度出場し、比企支部の大会は来年度に開催予定です。なお、消防操法大会の開催や出場については、比企広域消防本部と各消防団の協議により決定しております。

続きまして、質問項目2の(7)につきましてお答えいたします。

条例で設置された消防団員の身分は、地方公務員法の定めにより、特別職の地方公務員となります。比企広域管内の各消防団員は同じ処遇であり、団員には年額報酬、出勤報酬、費用弁償、退職報償金、公務災害補償が支給されます。

続きまして、質問項目2の(8)につきましてお答えいたします。

機能別団員は、特定の活動に限定して参加する団員です。基本団員のような年額報酬は支給されませんが、活動したときには基本団員と同額の出勤報酬と費用弁償が支給されます。

続きまして、質問項目2の(9)につきましてお答えいたします。

消防組織法第8条に消防団活動に要する費用は全てその市町村が負担すると定められているため、嵐山消防団の活動に要する費用は全て本町が負担します。消防業務については一部事務組合を設置しておりますので、比企広域市町村圏組合に非常備消防負担金として支出します。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番(狛守勝義議員) それでは、順次再質問させていただきたいと思うのですが、まず(1)でちょっと確認をしたいのですが、私が調べた比企広域市町村圏組合消防団概要、これは令和5年4月1日現在という形でいくと、嵐山町の消防団の定員が110になっているのですが、これが今の答弁では100人というふうになっていますね。まず、どちらが正しいのか、それを再質問。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

まず、消防団員には基本団員と機能別団員というのが分かれておりますので、基本団員100名、機能別団員10名、計110名という形になりますが、ここではあくまでも基本団員という形でお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番(狛守勝義議員) そうすると、嵐山町の充足数というのが92.7%ぐらいですよ。これ大体

人数を見ますと、ほとんど嵐山町では人数的には大きく減っているという状態にないように思うのですが、何かこれあるのですか。例えば高齢化とか、要するに辞めた団員がいて、新しく入ってくる団員がまた同じくらいの人数だったとか。その辺はどんな状況なのか、ちょっとまたお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、基本団員の人数がそれほど減っていないというふうに感じると思います。中身をよく見てみますと、やはりいろいろありまして、例えば令和5年、今年度、男性団員という形で絞りますと、平均勤続年数が11.2年という形になります。87人を平均すると11.2年という形になります。これが例えば10年前、平成25年ですと、同じような計算をすると8.3年。今、私どもが分かる限りで一番古いのが平成21年、このときですと7.5年という形になりますから、1人の団員の勤続年数が伸びていると。見方を変えるとなかなか退団ができないという、そのような形でも取れるのかなと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうしますと、年齢が高くなって、辞めたいな、もう体力がちょっと大変だなという、でも辞められないなという状況が嵐山町の団員の中の課題というふうに見えていいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、消防団に関しましては自由入団、自由退団ということで、本人の意思を尊重する、これがまず大きく一つあります。ただ、組織として、私が辞めたときに代わりの補充がないというところで、それでも退団をさせてほしいという方と、私の代わりが見つかるまでは残りますという方が大きく分かりますので、なかなか代わりが見つかるまで辞めないという意思の団員が多いのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） （1）番ですけれども、次の質問ですけれども、例えば嵐山町の定数というのが機能別団員を含めて110という、この定数というのは適正というふうな考え方を今町のほうではしていますか、それとももう少し人数が減っても十分対応できる状態だという、どちらの考え方を持っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

消防団員の人数を少し区切ってお答えさせていただければと思います。まず、基本団員の男性、こちらが93います。一般的に一応、中のルールで、女性団員を7名にとという形で運用しようという形で女性団員が7名、100になって、機能別で10人で110になるのですが、この93名に関しましては、私たちが調べた限りでは、恐らく昭和42年、嵐山町が町制を施行したときに嵐山消防団ができて、そのときの人数が93名だったというふうに聞いております。ですから、55年前に適数だと思った数字が93名だったわけですので、考え方はいろいろあるかと思っております。まず一つは、消防車を含めた機械化が相当進みましたので、そういう人数というのは少なくなったのかなというのは考えております。ですので、適数というのは、あとは消防団の考えもありますので、いろいろ相談をしているというのが今の現状でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 分かりました。

あともう一つ聞きたいのは、団員には在住者、嵐山町に住んでいる方と、それから在勤者という方がいらっしゃると思うのですが、その人数比率はどのくらいになっているのですか。機能別はこちらに勤めに来ているという人が多いのだろうと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

今、入団をした後、町外に持ち家を設けて引っ越してしまうという方も中にはいらっしゃるのですが、私どもで今考えているのが入団をしたときに在住なのか、在勤なのかという形で、そのような形で考えさせていただきますと、入団したときに在勤枠、在勤条件ということで入団をした団員が現在男性で7名ございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 分かりました。

では、(2)番目のほうに移ります。(2)番は団員確保に向けた課題ということで、消防署と消防団の違いがよく分からないとか、認知の低さという、そうなのかなというふうに私も思っています。といいますのも、ちょっと資料が古いのですが、私が調べた中に、広報嵐山2017年、そのときにちょうど10月号でしたか、嵐山消防団について皆様の声を伺いましたという中でアンケート調査か何かしているのです。そのときに「嵐山消防団を知っていますか」というのが70%、これ

は多いか少ないかの判断でもありますけれども。それから、「消防団に興味がありますか」、「はい」というのが49%と。興味ない人が多いのだなということです。多分これがそれから何年かたっていますから、もっと低くなっているのではないかなという状況で、ちょうど答弁いただいたように認知度も低いのかなという。そういう状況の中で考えると、私は団員確保においてはやっぱりもう少しPR活動というのが必要なのではないかなと思うのです。この2017年のときにいろいろインターネットなんかで調べてみると、これが出てきて、その後のやつがあまり出てきていないのです。例えば広報の消防団についての何かのものが掲載されたとかという形であっても、これがぼつ、ぼつと出てきたり、もう一つぐらい出てきたりということで、あまり消防団の掲載がないような状況があるのですけれども、その辺のPR不足というように私は感じているのですけれども、その認識はどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えさせていただきます。

まず、広報嵐山に掲載をさせていただくのは、今も定期的に年に1回、例えば新入団員が入った頃ですから、5月、6月号に団長のご挨拶と一緒にこういう活動をしていますということをやらせていただいておりますので、広報には、まず年に1回、場合には2回、これはもう10年以上前から、恐らく2017年だと始まった頃かなというふうに。2017、18ぐらいから広報紙で町民にPRしようという形で企画が始まりまして、記事は基本的には消防団と私たち役場の職員で分担しながら作っておるのですが、そういうものをもう10何年ずっと続けております。また、駅のデジタルサイネージには載せているのですが、私どもの感じているものは、PR不足はあるのですが、できるだけ、特に今年からですから、もっと消防団は地域にやっぱり入っていかないと、認知がされないといいますが、理解をなかなかしていただけられないので、できるだけ地域に入りましょうという形で今年から特に強く始めさせていただいております。先ほど川島防災会の防災訓練に参加をしたということをお話をさせていただきましたが、もしかしら昨年までは消防署が来ていたのかもしれないのですが、今年からは、もうぜひ消防団で行かせてくれという形でお願いをしまして、今年が多分かなりの防災会、地域の防災活動に消防団が実際行って、起震車以外はある程度消防団でできますので、それで極端に言えば私はどこどこに住んでいる誰々ですというふうに名乗って、もう顔をとにかく売って行って、こういう若者がいるのだと、そこで周りが押しさせていただくしか、広報とかではなかなかやりきれないので、もう地域に入っていきしかないと考えていますので、大変なのは重々承知なのですが、とにかく地域に入って草の根で始めていきしか結局はないのかなというふうに思っておりますので、今地域支援課も一緒になって地域に入る活動を行っております。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時15分といたしま

す。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5番、狛守勝義議員の再質問からです。どうぞ。

○5番（狛守勝義議員） （2）番につきましては、認知度がちょっと低いなというところもありますので、これからPR活動を活発にさせていただいて、団員確保に向けてご努力願いたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。3番、4番、5番、これは一括で再質問ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、3番なのですが、月に2回の定例訓練、それから火災予防活動、それから定例訓練というのが点検と消防技能の上達ということで、それからあとは10月は特別点検に向けて訓練と。これは平時の状態でも結構活動多いなというふうな感じのイメージがあるのです。ですから、そういった意味では火事があれば、いち早く詰所に集合して出動しなければならないというふうな形で、本当に高い使命感がなければ務まらない仕事だなというふうに思いますし、その中で、またこれだけの訓練とか活動があるという、そういう部分がなかなか団員確保の中でも難しいのかなという感じもしているのです。それで、この中で点検に向けて消防特別点検とか火器訓練というのは大体どのくらいの日数を費やしているのか、まずその辺をちょっとお聞きしておきたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんも11月19日だったか、特別点検を御覧いただいたと思います。大体10月から練習を始め、週に2、もしくは週に3回ぐらいポンプ車操法をご披露させていただいたと思うのですが、あちらの練習にそのくらい日数がかかりまして、そのまま本番を迎える。一般的には週に2回ぐらいは10月からは始めるというふうにご認識いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうしますと、基本的には点検のときには集中して週2回ずつ、これは全員が集まってやるということですか。例えば第1分団と第2分団、それぞれ分けてやるという、どちらですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今回ポンプ車操法が2隊とタンク車操法が1台あったと思いますので、操法する部隊でそれぞれ日程を決めて練習を行っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そういった意味で必要な部分のところはやらざるを得ないと思うのですが、そのほかにある程度業務というか活動として、省けるようなところは少し軽減してやるというようなことも大事かなというふうに思うのですが、今の段階ではこの部分は絶対必要で、これは絶対やらなければならないというような活動だけでなっているのか、この辺は少し削ってもいいのではないのかなという活動があるのか、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

消防団でも負担の軽減ということはもうずっと昔から出ておりまして、できる限り2つのことがあれば同じ日でやるとか、削って削ってはいるのですが、実際に活動報告を見ますと、これはもう見ていただいただけでも年間50日とか60日、多い方は100日、消防団活動にどうしても関わってしまうということで、なかなか幹部になってしまえば、ある程度慣れてきてしまうのですが、やっぱり入って2～3年の団員が年間50日というのは自分の時間が削られてしまうと、それが今の一番の厳しいところかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） できるだけ負担軽減ということにこれからも取り組むような形でいっていただかないと、どんどんまた団員も少なくなっていくって、要するに地域の防災力もどんどん落ちていくということになりますので、その辺の努力もよろしくお願ひしたいと思います。

それで、次に4番目の女性団員も大分活動しているみたいなのですが、できるだけこれからはPR活動も含めて地域の防災会のほうにどんどん出向いてやっていくというようなお話も伺いました。前線で女性の方が活躍するというのはなさそうなのですが、例えば大きい災害があって、避難所なんかが開設されたようなときの、女性団員の活動拠点というのはどんな感じになるのですか、想定している状態では。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、大きな災害が起きて避難所等を開設した場合は、女性団員にはできれば避難所の運営には携わっていただきたいというふうに思っておりますが、団本体の活動というのもございますので、

うまく組み分けているのかなというふうに思っております。実際大きな災害が起きますと、役場の、議員さんも入ってきた町民ホールに消防団の活動本部というのが実際できますので、一般的には女性団員もそちらに詰めていただいて、女性ながらの職務をお願いをして現地に派遣したりとか、そのような形になると思っております。基本的には大きな災害のときは役場に詰めていただく、そのような形で考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） では、次に移らせていただきたいと思うのですが、機能別団員ということでこの答弁を見ますと、町内の企業にお勤めの方が入団されているということで、これは企業名とかというのは出してはいけないのですか。どういう企業にお勤めの方が入っているかという、そういうのを出してはまずいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

嵐山町の場合の機能別団員につきましては、町内にある大きな企業の方がいずれ企業から消防団員が誕生することを願って、企業とふだんから顔を合わせていければという形でお願いをしております。今は太陽ホールディングスさん、大蔵3人、太陽インキさんですので、平澤2人、あとは花見台の工業会から1人の6人という形でお願いをしております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、次に移らせていただきたいと思えます。6番です。6番は消防操法大会ということで、20年に1回順番が回ってくる埼玉県の大会と、それで消防団比企支部の大会があるということなのですが、これは新聞報道がありまして、この操法大会が非常に負担だと。それで、出るということが決まると、本当に集中して1日5時間とか6時間とかというような、時間を割かれるようなときもあると。これは多分休日なのだろうと思うのですけれども、そういうようなことでこれは何とかならないかというふうなお話が結構あるみたいなのです、全国的には。これ嵐山町の団員さんからそういうお話は聞きませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、消防業務につきましては、一部事務組合を設置しておりますので、比企広域市町村圏組合、比企広域消防本部が消防業務を担っております。ですので、嵐山消防団の事務局も比企広域消防本

部の嵐山分署が担っておりますので、私ども町というのは事務局を行っているわけではない、そういう位置づけですので、多少本音のお話が当然、事務局にはなかなか言えませんが、私たち一歩外に引いた人間には多少本音のことをお話をしてくれますので、私にはやっぱり大変だという声はそれはもうたくさん届いております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 何か前に聞いたときに、操法大会の比企大会が来年とか再来年とかあるというようなお話を聞いたのですけれども、それに向けて、もし出場するということが決まったときには当然別個の訓練というのが必要になってくるのだろうと思うのですけれども、これは相当長い期間拘束するような訓練になるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

比企の操法大会というのは平成17年から実は始まりまして、2年に1度というような形で行っております。ですので、17年から始まったから余計昔を知っている方ですと、昔はなかったのに、今比企の大会があってという形で多分大変になったという、そういうようなお話なのだろうと思います。比企の大会になりますと、この前特別点検のときに水を出さずに型を披露させていただいたような形で、ポンプ車が2台あったのを何となく御覧いただけたかなと思うのですが、あれが実際に水が出る的に当てます。的に当てるまでのタイムを競うような形で、型と、きれいに消防の型ができていくということと、実際に始めと言って、水が的に当たるまで何秒で当てるかというのを競いますので、もう事実上のスポーツの大会と同じような形になります。そうしますと、大体10月の最終週ぐらいが比企の操法大会になりますので、早ければ9月から週2、週3で、このところ嵐山町は1隊出ていますので、5隊、嵐山ありますので、5隊から1人ずつ出て、1つのチームをつくって、もう嵐山消防団全体で、どこかの部が出るのではなくて、嵐山消防団で選抜して1隊チームをつくっていきますので、当然そこにはそれ相応の人員で応援に行かなくては、もうホースの片づけから全てやりますので、それと特別点検と一緒に絡みますので、なかなか大変だというのは私が見ていてもそのように感じます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そういった意味も含めて、この操法大会に関してはやっぱり少し見直すということも来ている時期かなというふうに思うのです。当然これは1つの町だけで判断することはできないと思うので、広域的に会議等でそういう発言が出てくるような雰囲気づくりというのをやっぱりするべきだなというふうに思うのですが、そういうことをしていかないと先ほどから何度も

言っているように、地域防災力が団員が少なくなることによって低下していくという、そういうようなことにつながっていくということなので、そういうふうには私に思うのですが、その件に関してはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

消防団の比企支部の操法大会につきましては、答弁書でも書かせていただきました。比企広域消防本部と、比企広域内の団長が集まる団長会議というのが、団長会議が比企支部というのですが、そこで集まって支部行事というのが毎年いろいろ決めます。その中で2年に1度が慣例的に消防操法大会というのがあります。ですので、その比企支部で決定をしますので、私どもには来年操法大会がやることが決まりました。決定事項が実際は来るだけです。そうしますと、操法大会を開催するための予算がありますので来年は増額をお願いしますと、そういう報告が来るだけですので、団長会議の比企支部の会議の段階で開催について決定がなされますので、そこで何か起きないと、私ども決定事項を報告を受ける段階ですので、今はそういうような段階でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 分かりました。できるだけそういう会議の中でこういう話題が出るような雰囲気が必要かなというふうに思いますので、そういう醸成的な形で、そういうことが出るような形で動いてほしいなというふうに思います。

次に移らせていただきます。7番です。7番と8番、これ一括でこれも再質問ということでお願いしたいと思います。

7番のところは、身分としては地方公務員法に定める特別職の地方公務員であると、それで各消防団員は比企広域で同じ処遇であると、そういうふうな答弁をいただきました。それで、例えば年額報酬とか出勤報酬とかというのが比企広域の条例改正によって消防庁長官通知ということで、非常勤消防団員の報酬等の基準に準ずる形ということで改正になったみたいなのですが、比企広域のこの報酬体系というのはそれに大体準ずる形になっているのか、その辺はどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、報酬に関しましては2つ大きな種類があって、年額報酬という、年間幾らという年額報酬と、出勤報酬といいまして、簡単に申し上げますと1時間1,000円という形の出勤報酬というのがございます。出勤報酬につきましては、大体国が定めた基準という形でやっております。年額報酬に関しましては、比企広域の消防団に関しましては、国が定める基準額よりは多く支給のほうされて

おります。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 分かりました。

では、次に移ります。今度は9番なのですが、予算ということで一応これほどのくらい年間で予算を組んでいるのか、まず総額、これおっしゃっていただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

予算につきましては答弁させていただきましたとおり、比企広域市町村圏組合に負担金という形で支出をしてございます。非常備消防負担金として、これは嵐山消防団に係る費用ということで、今年度、令和5年度で2,989万5,000円、こちらが今年度の嵐山消防団の費用という形になります。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） その中でいろんな項目で比企広域のほうで出てくると思うのですが、その中で消防車の維持管理ということで、嵐山町は5台消防車があるのですかね。そこでお金が維持管理で支払われているということなのでしょうけれども、私がそこで一番知りたいなと思うことと、それからちょっと考えていることがあるのは、例えばこの5台の消防車で普通車で乗れない消防車が4台ありますよね。それで、これ実はある消防団OBの方からもちょっと電話をいただいて、要するに、これは何という免許だったかな、中型ですか。それが新設されたことによって、今まで普通車でも運転できる消防車だったのが、その免許がないと乗れないという。それで、実際福岡県のある自治体では火事だということで詰所に若い人が集まった。でも、結局運転できる人がいなかったということで出動ができなかったという、そういう事例も新聞で報道されているのです。嵐山町も同じように、例えばせっかく消防車があるのだけれども、免許がそれに対応していないということで出動できなかったというようなことがあるのではないのかなというふうに私自身思ったのですけれども、そういう事例ありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

私のところに聞いている限りでは、出動できなかったというのはなかったというふうに聞いております。ちなみに、現在男性が87名、先ほど申しました男性消防団員がいる中で中型免許の基準で、私なり議員さんでも準中型が8トンなのだと思うのです。それが5トンとか3.5トンということで免許がどんどん、どんどん改正をされていって、若い方は消防車が乗れなくなってきています。消防

車は一般的には5トンになりますので、それで乗れなくなっているのですが、現在87人のうちの12名が自分が所属する隊の消防車に乗れないという形になっておりますので、今は何とか回っているのですが、これから多分時間をかければかけるほど乗れない団員が増えていきますので、対応は取らなくてはいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そこなのです。その対応で、県のほうで免許取得に対する助成金みたいなものがつくられましたよね。そういうものを利用して積極的に免許を取っていただくように促したり、そういうPRするということが大事だと思うのですけれども、せっかく消防車があってもそういう12名の方がいて運転できない、その人たちが集まってきたときに運転できないということがあったら困るわけです。ですから、そういうふうな対応というのは必要だと思うのですけれども、それに対してどうですか。助成金も出るということ。これは8年度まででしたか、たしか。私が調べた中では8年度までの期限がついているような気がするのですけれども、そういったことも含めてそういう対応をできるだけしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

埼玉県の補助事業を活用しました消防団の準中型免許の取得事業というのが今年度、令和5年度から開始いたしました。私どもの対象になればというふうな形で調べてみたのですが、条件的に先ほど消防団の普通免許が、私たちは8トン、平成19年のときに今度5トンという形でできまして、それから29年で3.5トンという形になりました。埼玉県の補助の制度は簡単に申し上げて、3.5トンの方が補助対象という形になります。5トンが残念ながらなりませんので、私ども今12名というふうに先ほど申し上げましたが、12名は全て5トン未満で乗れない団員ですので、県の補助事業は残念ながら活用ができないというのが今の現状でして、あとはもう町でという形になってしまうのですが、埼玉県の補助事業というのはそのような形でちょっと厳しめになっておるのが実情でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうしますと、準中型というのを取るためには自腹で全部やらなければならないというのが現状ですよね。そうするとやっぱりこの報酬も、例えば私がずっと一覧を見るとそんなに高い報酬をいただいているわけでもないし、なかなかこれは難しいなということで、そうすると先ほど課長さんがおっしゃったように町でというようなことになるのだらうと思うのだけれども、町ではそういうことは全然考えられないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、最初に県の事業に活用できないかというふうな形で検討しましたところ、対象者がいないということで、まず諦めました。今12名いらっしゃいまして、来年度から何とか支援ができないかという形で、現在財政当局にもお願い等をして、まだ決定は当然していないのですが、始めたいという形で地域支援課から申入れをさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そういう方々に助成できるような制度を構築していただきたいということで、この質問に関しては終わりたいと思います。

最後に、3番目、デジタル教科書導入について質問させていただきます。

デジタル教科書について文部科学省は来年度から小学5年生から中学3年生の英語で先行導入するということですが、その内容と導入についての町の考えをお聞きます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

嵐山町では、令和4年度から国の実証事業としてデジタル教科書を導入してまいりました。今年度も引き続きこの実証事業によりデジタル教科書を活用しております。デジタル教科書を導入することでデジタル機能の活用による教育活動の一層の充実、デジタル教材等との教師と子どもの一体的使用、特別な支援が必要な児童生徒の学びの充実が期待されます。英語のデジタル教科書を例に挙げると、英語の発音の確認、検索機能を用いた英単語の確認、文字の拡大や書き込みといったデジタル機能の活用が期待されます。今後教科書のデジタル化は急速に進展することが予想されます。嵐山町でもデジタル教科書を効果的に活用し、子どもたちへの教育の充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 再質問ですが、これは2020年度の文科省の省令によりますと、例えばデジタル教科書は無償給与の対象外、それでデジタル教科書の使用をするかどうかは学校判断、それから購入に係る費用は市町村教育委員会等が負担というふうに一応書いてありますよね。来年度のやつは無償というふうな言い方をされていますけれども、この無償というのは、要するに保護者は無償ということであって、例えば教育委員会とか、そういうことはその費用はかかるということの意味ですか。保護者が無償ということなのか、町もこれ全部費用がかからないのかという、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

デジタル教科書につきましては、学習者用、児童生徒用のデジタル教科書につきましては無償給与であるとあります。また、それを指導する教員用の指導書につきましては有償となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうしますと、町のほうとしては一切デジタル教科書を導入しても費用はかからないというふうな判断でよろしいのですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

使用する児童生徒に負担はございませんが、町として先日も補正予算で来年の教師用の指導図書の費用を補正予算で組ませていただき承認していただきましたが、そういった教員用の指導図書につきましてはデジタル化されたものにつきまして有料となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 分かりました。

では、最後にもう一点だけ。当然そのメリットは、今ここに答弁されていたとおり、非常にこれから学びの充実ができるのかなということで、私も導入に対しては賛成の立場なのですが、そういう中で、デメリットの中でつい最近も新聞報道で視力低下の話題が出ましたよね。その一番の原因というのがスマホだったり、タブレットだったりという、そういうものが原因ではないかということで、ある意味このデジタル教科書を導入したときには当然日常的にずっと、どの程度の時間になるか分からないのですけれども、その辺の使い方の工夫というのが必要になってくるのだらうと思うのですけれども、その辺1点だけそれに対してどういうお考えをしているのか、ちょっと聞いて終わりにしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

やはりデジタル教科書導入に当たるデメリットというのは幾つか挙げられているものでございます。その中で児童生徒の健康面というのがございますので、やはりデジタル教科書を使う場合には先ほど議員もおっしゃられたように、ずっと見ていることによって障害、目に対する健康上の問題が生じますので、例えば一定時間使った後は一定時間そのデジタル教科書を使わない時間であった

り、要は目を休ませる時間というのを計画的に指導の中に入れていくことで子どもの健康を配慮しながら、デジタル教科書のメリットを最大に生かした教育を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 私の質問はこれで終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 橋 本 将 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号3番、橋本将議員。

初めに、質問事項1の自転車用ヘルメットについてです。どうぞ。

○3番（橋本 将議員） 議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。議席番号3番、橋本将でございます。よろしくお願いいたします。

自転車用ヘルメットについて。まず、冒頭に少し訂正させてください。自転車用ヘルメット着用が13歳以上となっておりますが、申し訳ありません、13歳未満が努力義務となっていました。2023年3月31日までなっていました。ここを訂正させていただきます。参考資料のほうをつけさせていただきましたので、そこの辺はご確認をお願いいたします。

埼玉県の条例では、児童と生徒のヘルメットについて、その保護者に対して着用努力義務が課せられ、高齢者についてはその家族にヘルメット着用義務が課せられています。県下でも既に日高市、八潮市、坂戸市、新座市、蕨市、秩父市、三芳町が自転車ヘルメット助成制度を創設し、実施しています。町にもヘルメット助成制度はありますか。質問させていただきます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

質問項目1につきましてお答えいたします。

改正道路交通法により、令和5年4月1日から自転車を運転する全ての人がヘルメットをかぶるよう努めるとともに、同乗する人にもヘルメットをかぶらせるよう努めることになりました。これは努力義務です。県内でもヘルメットの助成制度を創設した自治体が増えてきておりますが、本町にはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 再質問させていただきます。

同様の質問を前回6月で青柳議員がされているものを参考にさせてもらっているのですが、そのときに安藤地域支援課長が、まず、工業会の事務局を通じ、各企業にヘルメットを協力し

てくださいと、ぜひ事業所の皆さんにお話をさせていただきたいということをまずお伝えに行こうかなと考えておりますというふうに答弁されております。実際お伝えに行ったのか、また各企業さんの反応はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

7月に花見台工業会の事務局のほうに出向きまして、今度ヘルメットが努力義務になりましたということをお伝えをしまして、花見台の工業団地の皆さんでぜひ共有をしていただきたいという形でお話をさせていただきました。私が聞いている限りでは10月の会議でチラシを掲示して、義務になりましたということを周知いただきました。また、なかなか花見台の工業団地に通われている方は外国人の方も多くいらっしゃいまして、なかなかヘルメットをかぶっていない方もおります。そういうご指摘もありましたので、七郷駐在さんと私と、あとは花見台の管理センターの事務局さんと何社か、実際に会社のほう、私自身は3社ほど回らせていただきまして、総務の方とお会いして、とにかくヘルメットをかぶっていただきたい、プラス、自転車の運転マナーというのがどうしても歩道を走っていいとかいろいろありまして、そのようなことと一緒に私が3社ほど回らせていただきました。また、七郷駐在さんのほうでコロナ禍で企業訪問ができていないということで、そろそろ企業訪問を開始したいので、駐在さんで1社1社回って、いろんなことを喚起をしたいというふうにおっしゃっておりますので、私が目を見て、何人かヘルメットをかぶってきていただくような方、朝擦れ違うのですが、なかなか効果というのはこれからなのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 続けてなのですけれども、またこれも前回の答弁というところで周知の面、まずは東口の駐輪場のところに「4月1日からヘルメットが努力義務になりました」という立て看板を置いて、あとは駅の自由通路、階段を下りるところに、例えばもう一つ置いたり、嵐山駅を自転車で利用される方に周知ができて、そのときにかぶっていただけるといいと思っていますというふうに答弁されていますけれども、立て看板、実際どの程度置いたのか実績を教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

町の駐輪場が東口に2か所ございますので、ちょうど入り口のところに「自転車にはヘルメット」という形での立て看板と、あと「義務化になりました」ということのラミネートのほうを貼らせていただきました。立て看板は2つです。西口のほうには個人で駐輪業務をやられている方がいらっしゃいますので、1軒1軒回りまして、ラミネートしたチラシを駐輪場の中に貼っていただけませ

んかという形で周知のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 努力義務なのでシートベルトと一緒に、周知活動はすごく大事だと思います。これからどんどん増えていくためにはそういう周知活動をもっと続けていただきたいなと思います。私、ヘルメットをどうしたら普及すればいいかというのを自分で考えたり、アンケートを取ったりしているのですけれども、例えばですけれども、私の子ども、小学校3年生になるのですけれども、友達が結構かぶってまして、ある日ヘルメットを買ってくれと言われたのです。私のところはかぶってくれているのですけれども、ほかの家、買ったけれどもかぶらない問題がありまして、なのでほかの自治体等で助成金出しているのですけれども、ヘルメット3年経つと保険が利かなかったり、安全性が低下しますというのがあります。なので、今中学校のほうでは小学校6年生が卒業するときに全員に配っていると聞きました。これをデザイン等を変えて、子どもたちがかぶりやすいものにしたらどうかな。これは提案なので、一般質問とは違うのですけれども、そういうことが可能かどうかちょっとお答えいただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご質問の内容は中学生に配布しているヘルメットのデザインを今のものではなくて、子どものデザインを活用することができないかということによろしいでしょうか。そんな形でお答えさせていただきます。

まず、私のほうもヘルメットのデザインというのをつくってくれる会社等で一般的にこういうデザインのでつくってくれという形で発注をして、そういうものができるものかどうかということはまだ十分研究してございませんので、そういった中で、もし安全性を担保しながら子どもたちのデザインが生かせる、そういう会社さんがあり、その中で今購入している経費等もございますので、そういった経費の高まらない中で子どもたちが積極的にかぶっていけるようなことが可能であれば、そういったことというのは研究に値するかなと思ってございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 今難しいということがあったのですけれども、まずほかの近隣でいうと、ヘルメットに関してはすごいなと思ったのが、寄居町では小学校1年生のときにもう配ってしまつて、自転車でもなく通学時にもヘルメットをかぶっているというお話を聞きました。すごいなとちょっと思ったのですけれども、嵐山町におきましては、例えば私の経験でいうと、小学校5年生ぐらいになるとB&Gまで自転車で行ってもいいというサッカー少年団に所属してまして、そのときやっぱり子どもたちはヘルメットをかぶっていないのです、小学生は。なので、4年生ぐらいか

ら菅谷小学校、小学生に対して配布するという事は、今まで小学生に対してヘルメットを支給するという事を検討されたことはありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、このヘルメットの配布、小学6年生の卒業式のときに配布をするということは、私が調べた限りですと平成27年度から始まっております。今年度の6年生にも配布をしますと12学年という形になります。この始まった経緯がたしか100万円の寄附が当時、トラック協会だったかなと思うのですが、100万円を子どもたちのために使ってほしいという形でございまして、これをどのように活用するかというところで、これから中学生になって自転車通学をする6年生に配布をしたらどうだということが始まった経過ですので、そこでほかのというところにはなかったのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 非常にありがたい寄附の使い方だと思います。ですが、今残念ながら子どもの数はどんどん減っていきまして、平成27年ということになると、7～8年前ということ、そのときに比べると子どもの数は減少しているのですから、4年生と新中学校1年生に配布する予算は不可能ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まだ正直申し上げて検討を今までしたことがございませんので、何ともお答えしようがないのですが、ちなみに、今小学6年生の卒業式に配布しているものは2,500円相当という形になります。ただ、白くて、多分議員さんからすると、もうちょっとデザインを考えたほうがいいのかというふうなお考えもあるのかなと思いますので、その辺の個数とかを考えて、あとは町の財政面という形になりますので、今ではちょっとお答えができないのですが、これでご勘弁いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） いろいろ私もアンケートを聞いたり、自分の考えもあるので、今日は一般質問ということで、これから本当にヘルメットの普及というものを自分自身活動していきたいと思っておりますので、それに関しましてはまた別の機会でご提案なりをしていきたいと思っております。

次の質問に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番（橋本 将議員） 公園の管理についてお聞きします。住民アンケートにおいて、子どもたちが安心して遊べる公園を整備してほしいという要望が挙がっていることはご存じだと思います。そこで、以下の点について質問します。

（1）、公園の整備は十分していますか。

（2）、町内の公園にトイレや駐車場の設置の予定はありますか。よろしくをお願いします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えさせていただきます。

現在、町では武蔵嵐山駅西口近くにある駅西公園を低年齢児でも安心して遊ばせることができるよう整備を進めております。今後は非常に要望が多い、いわゆる大型遊具について比較的整備が整っている公園に整備することを計画しているところでございます。

続きまして、質問項目2の（2）につきましてお答えさせていただきます。

まちづくり整備課が管理している遊具等がある公園は13か所あり、うち公園内にトイレがある公園は5か所、駐車場がある公園は6か所でございます。トイレにつきましては4施設において令和4年度に和式トイレの洋式化・非接触化及び電灯のLED化等の工事を行いました。現在においては、トイレや駐車場のない公園に新たにトイレ及び駐車場を設置する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3番、橋本将議員の再質問からです。どうぞ。

○3番（橋本 将議員） ちょっと午前中緊張していたせいか、声が小さいと言われたので、ちょっと元気出していきます。質問します。

駅西公園の遊具について整備を進めているということがありました。でも、私が聞きたいのは、この令和2年の子ども・子育て支援事業計画の69ページに都市公園・児童遊園の維持管理という項目がありまして、そこに「幼児から年配者まで優しく利用できるバリアフリー化、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた公園の整備を推進します」と書かれてあります。これ令和2年の基本計画なので、今令和5年、令和6年に向けて何か考えていることがあれば教えてください。

い。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど言いましたように駅西公園につきましては、バリアフリーではないのですけれども、その前にワークショップを開かせていただいて、駅西公園、低年齢児用に再整備をどのようにするかという話を聞かせていただきました。その中で、やっぱり安心して遊ばせる公園として考えてもらいたいということでございますので、そのときに一つが柵を、小さい子どもは手が放れて追っかけて歩くのが大変だということなので柵をつけてもらいたい。そんな大きな柵ではなくて、遊具用の柵があったらいいなという話もいただきました。あと畠山議員さんの昨日の意見でもありましたとおり、日が暑いので屋根というのを要望されているところでございまして、今回の駅西公園についてはそのような対応をしております。今はやりのインクルーシブル遊具も検討しているところでございますが、まずやっぱり一番大きな要望である、そういった低年齢用の遊具と、また大型遊具、皆さんが大きくなったときに元気に遊ぶ公園が欲しいという意見もございましたので、そういうのを含めてやっていきながら、今後インクルーシブル遊具についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） これからの計画という面ではしっかりとやっていただきたいと思います。ですが、私が公園に対して一番問題と捉えていて、要望が挙がっているのは夏場の草です、雑草。本当に7月、8月、公園、草ぼうぼうです。近所なのですけれども、志賀2区第一公園というサッカーゴールやバスケットゴールがある公園があります。そのとき7月に入って、サッカーゴールと同じぐらい草ぼうぼうなのです。でも、近所の子どもたち、ママシが出るからママシ公園だというふうに言って誰も入って行けません。バスケットゴールのところは一応土なので草は生えていないのですが、あずまやがあります。あずまやも草ぼうぼうで、とても憩いの場と呼べる感じはしませんでした。ほかにも花見台第2公園、野球場があるところですが、グラウンド自体は芝生刈ってあるのですけれども、そこにつながる遊歩道、あずまやがあるところ、第1公園とかあずまやがあるのですけれども、そこジャングルです。子どもがボール投げて行ったら、ボール取りに行くのは危ない。夏場なのに半ズボンで入っていけないぐらい、あれは正直ひどいありさま。そういうところで夏場の公園管理、草刈り、予算とか計画があるのでしょうかけれども、どのようなことを思っているか教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、志賀2区第1公園の下の公園は基本的に川島遊水地でございまして、今はふれあい公園という名前をつけているのですけれども、基本的には志賀2区さんの管理でお願いさせていただいて、町も一緒になって草刈りをしているのですけれども、以前は、例えばお祭り等があって、夏はお祭り等のために草刈りをしてそういう場ができたと思いますが、コロナ禍にあつて、それも終わってしまったので、町職員と志賀2区の区長さん等と一緒に草刈りをさせていただいて、年3回ほどやっています。確かに夏は遊水地であることも含めて草がかなり伸びてくる状態であります。先ほど言われました公園につきましては、基本的に年2回、シルバー人材センターに除草の委託をしております。シルバー人材センターも人数の制限もございまして、なかなか夏場に合わせて除草するという計画を立てていただけなくて、ほかの民間の草も依頼が来ることから、なかなか時期に合わせて草刈りというのがなかなかできないようございまして、迷惑をかけてございます。ただ、一定の苦情や、あと職員が見てこれはどうかなというところは職員が対応していますけれども、職員の対応にも限度がございまして、なかなか難しい状況というのは把握してございます。一番は、特にその場所はなかなか厳しいのでございましてけれども、フィットネス21パークについてはやっぱり役場も近いことから何回か手が入りますので、そこはかなりまめに手入れさせていただいて遊べる遊具にはなっているところでございます。確かにそのほかの公園については時期が来ると草が伸びてしまっていますが、それについてはシルバーの委託の中に入っていますので、シルバーの管理をお願いして除草していただいている状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 町の方とかシルバーの方に頑張らせていただいていることはもう重々承知しております。予算がなかなか通らないということも重々承知はしています。ですがの話です。ですが、例えば新田沼公園、あそこ草がないときは物すごくきれいで、たまたま友人のうちがありまして、その2階から子どもが遊んでいるのが見える。水場があるので水場に行くなよと言いながらも、家の中から見えるぐらいいい公園だと思っています。ですが、本当に夏場、公園ではないよねみたいな、全部が沼みたいになっています。確かに草刈りというのは重労働で、今後ちょっと公園の話と変わるかもしれないのですけれども、草刈りというのは重労働で、担い手、今シルバーさんにやっていただいているのですけれども、それ持続可能かと言われると、なかなか厳しいのかなと思っています。そういう中で、やはりもう少し公園の整備の優先度を上げていただきたいと思います。それはやっぱり移住してくる方とか、引っ越しする方、町を見て決めると思います。そういったことから、もし人材がないのであれば、予算を取って外注するか、そういうことを考えてもらいたいのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど公園もございましたけれども、シルバー人材センターにおかれましては道路の除草も一緒に行っております。通学路の除草についても夏場、通学が始まる9月前までに優先的にやっていただきたいという話もしていますので、そういう準備を考えるとなかなか全てに手が回らないというのが実情だというふうに考えております。今橋本議員さん言われたとおり、シルバー以外の業者に委託するという手もあるのですけれども、そうするとシルバーの予算の4～5倍かかるというふうに言われておまして、シルバーができないから、その予算で違うところとなると、4倍から5倍の予算がかかるということでございますので、なかなか本当に苦労しているところでございます。本当にひどいところは職員が時間を削ってやっていただいているところでございます。ただ、今年の夏は大変暑くて、なかなか暑いと草の伸びも早かったので対応はしたのですけれども、皆さんにご迷惑をかけたというふうに考えております。今後そういうことも含めてシルバー人材センターの草刈りの職員もいない、なかなか難しいということでございますので、今後は何らかの手だてを考えなければいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 本当に何らかの手だてを考えていただいて嵐山町、住みやすいきれいな町だと思われるようなまちづくりをしていただきたいと思います。

あともう一つ、草刈りのことで質問したいのが今回公園の草刈りについていろいろ調査をしていると、コロナ禍の中でB&Gがもうぼうぼうだった時期がありまして、そのとき私の友人が子どものサッカーの練習が始まるから草刈り手伝ったと言って、あの広いところを4人ぐらいでやったと最近聞いたのです。そのときに町からの支援はあったか、なかったか教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

B&Gの担当が違いますので、言明できませんが、最近スポーツフェスティバルをやったときにはまちづくり整備課が持っている常用の草刈り機がございますので、それで支援したというのは覚えておりますが、その橋本議員さんがやられたときの支援というのはちょっと担当外で申し訳ありませんが、回答することができません。申し訳ございません。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 当時のことを急に聞いてしまったので、それは回答がなくてもしょうがないかと思うのですけれども、例えばぱっと災害があったときとかには、やっぱり避難地区になるような公園もありますので、もう少し優先度を上げていただきたいと思います。

次の第2番、町内の公園にトイレや駐車場の設置の予定はありますかということで、現状和式のを洋式に替えましたと、今後予定がないですということではちょっと残念なのですが、こちらに関しても可能な限り、特に私としてはトイレかな、トイレを優先してほしいというのがあります。トイレと自動販売機の設置、夏場とか、やっぱり子どもを遊ばせるのにトイレと水を補給できるところがあると安心かなと思いますので、これはちょっと質問ではなくて、このままで終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番（橋本 将議員） 電気自動車について。EVを活用した地方創生や業務効率化を図る自治体もあります。町の電気自動車保有台数と町内の充電スタンドの台数を教えてくださいということを質問しました。よろしくをお願いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目3につきましてお答えします。

現在町で保有している電気自動車はございませんが、来年2月に軽自動車の電気自動車を1台リースすることが決まっております。また、町役場に設置している専用充電スタンドは4台ございます。町内事業所等に設置されている一般の方が使用可能な充電スタンドは10台ございますが、一般家庭の充電スタンドは把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 公用車は今後有するという事です。私はもう既に持っていると思っていたのでちょっと違ったのですけれども、地方自治法第122条の事務に関する説明書に契約関係、公用車（電気自動車）メンテナンスリース、令和6年1月14日からということで280万円程度、業務委託料が載っているのですけれども、それが来年2月に軽自動車の1台リースする業務委託料で間違いないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 今、回答の中で電気自動車はございませんがというお話をしましたが、EVという車はないのですが、1台、PHEVという電気とガソリンで走るような車は1台ございます。そして、リースで契約期間がありますので、1台契約が満了するものについて来年の2月に新しく入れ替えをするのは電気自動車というふうに考えています。今後も入替えする時期については電気自動車を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 電気充電スタンドについてお聞きします。町内事業所に設置されている一般の方が使用可能な充電スタンド10台とありますが、ちょっと私把握していないので、もしよろしければどこに何台ずつあるかご説明いただけると助かります。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

嵐山町内10台、今答弁させていただきましたけれども、5か所で10台ということで、まず商業施設のところで8台、高速のパーキングで2台、そのような内訳でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 商業施設で8台とあるのですが、それが一般の方が使用可能なところで、商業施設に入って行って使えるというものなののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

8台のうち6台が実はゴルフ場になっておりまして、ゴルフ場を利用する方は利用できるのですが、それ以外の方はできないというちょっと制限がかかっております。あともう一台は自動車ディーラーのところにしている1台でございます、これは実際にはA社のディーラーのところにB社の車で乗りつけるというのはちょっと厳しいかなというのもあって、これも少しその辺の制約がかかってくると思います。そうしますと残り1台、これはショッピングセンターなのですが、こちらのほうは急速充電ということで性能が少しいいのがついていると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） もう一つまだ聞いたことがあるのですが、このリースする電気自動車、またはPHEVでもいいのですが、その公用に関する使用目的、もし今既にあるのだというPHEVの活動実績等がありましたら教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

今現在所有しているプラグインハイブリッド車はアウトランダーという車両がありまして、1,500ワットのコンセントが2個ついております。バッテリーは13.8キロワットと、そういうふうな

形でございます、ふだんはパトロールカーという形でよく下校時の子どもたちのときに使っているのですが、基本的には災害時に使う車ですので、1,500ワットのコンセントが2個ありますので、それを使って給電をするというような形で災害時は使っております。また、平常時の使い方、例えばどこか急遽現場があって、私たちも行くときに今までは発電機を持っていろいろトリマーを使ったりとか、いろいろそういうことがあったのですが、今はアウトランダーを持っていけばコンセントになりますので、普段はそういうような形で発電機に代わるようなことで便利に使わせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 続けて、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 補足をさせていただきます。

アウトランダーのほうは手前みそでございますが、環境課は夜間の不法投棄パトロールに毎月使わせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） ちょうど今災害時に有効になるというお話があったのでお聞きしたいのですが、すけれども、今プラグインハイブリッド車は1台、今後増やすご予定とかはありますでしょうか。災害時等1台で足りるということなのか。今後は嵐山町としてEVとか、そういうものをCO₂削減だとか、そういうことを目的にでもいいのですけれども、増やしていく予定があるのかないのか教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

災害面という意味では今のアウトランダーを、EVを増やしていくということは特別地域支援課では考えてはないのですが、町のゼロカーボンとか、広い町の施策の中でEVをどういうふうに活用していくかというのは十分検討の考えがございますので、災害面という意味ではなく、ゼロカーボンみたいな形では町では持っているのだらうと思いますので、もしよろしければ環境課長のほうからお話いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） ゼロカーボンに向けてということなので、今後電気自動車がどのくらい一般の方に普及するかというのはなかなか読めないと思うのですけれども、ちょっと先ほどの話に戻りますけれども、充電スタンドが置いてはあるけれども、なかなか利用しづらいところにあるという面ではそういう普及、一般の方が電気自動車を買っても嵐山だったら何かのときに充電できるね

という体制を整えていく意味での持続があるのかなというふうに私は捉えたのですが、その受け止めでよろしいか、どなたかお答えいただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

この充電スタンドの購入とかの支援につきましては、ただいま国のほうが充電インフラの補助制度を整備しておりまして、かなり手厚い補助制度になっております。機器に関しては50%、工事費に対しては100%補助する制度を国のほうで持っております。あと、埼玉県におきましてもその辺、これは充電スタンドではないのですけれども、外部給電機器というものに対してやはり補助制度というのを持っております。したがって、町としましてはその辺、充電スタンドの普及に関してはそのような国、県の手厚い制度がございますので、そちらのほうの広報を中心に住民の方々に周知のほうを図りまして、その辺のゼロカーボンに関しましての効果を向上させていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 町の考え方が分かりましたので、ゼロカーボンに向けて努力していきたいと思えます。

次の質問に移ります。

○森 一人議長 はい。

○3番（橋本 将議員） 学校の修繕について。菅谷小学校の雨漏りがひどく、教室棟の3階からほかの教室へクラス変更がありました。修繕の予算が確保されていると聞いています。そこで、以下の点について質問します。

（1）、どこをどのように、いつまでに実施する予算なのか。

（2）、同様に町内の小中学校の改修・修繕の予算と予定はについてお聞きします。お願いします。

それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目4の（1）につきましてお答えいたします。

雨漏り対策が必要な教室棟3階の空調設備5台を教室棟1階生活科室、2階教材室、管理棟2階会議室、多目的室、3階児童会室へ移設いたします。予算は1,194万6,000円となっており、令和5年度中の完成を予定しております。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。

七郷小学校は屋上防水の部分的な修繕と屋内消火設備の改修を予定しており、予算額は屋上防水が101万2,000円、屋内消火設備が1,320万円となっております。玉ノ岡中学校は教室棟の屋上防水の

部分的な修繕を予定しており、予算額は341万円となっております。両校共に令和5年度中の完成を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） まず、1番の菅谷小学校についてお聞きします。

令和5年度中の完成を予定しておりますとありますが、これは実質の工事期間を教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えさせていただきます。

現在こちらの改修につきましては9月補正で予算計上させていただき、その後教室の改修工事をさせていただき、その改修が終了いたしましたところでございます。この後、順次空調設備のほうをいたしまして使っている教室を移動させる予定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 今回の答弁で私がイメージしたものちょっと違っていたので、ああそうなのだという感想です。今回は大規模に雨漏りを工事すると聞いていたので、てっきりどこか立入禁止の区域があるのかとは思っていたのですけれども、今後も特に立入禁止区域がある工事ではないということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

今回の工事は雨漏り対策として、3階に教室があります4年生、5年生、6年生の3学年をほかの教室に移すという工事でございます。それですので、具体的に屋上の防水をやり直すということではありませんので、児童の立入禁止になるような場面というのは想定しておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） そうですね。イメージが違うのは、菅谷小学校の雨漏りは結構状況がひどいものと認識しておりまして、屋上の防水シートなんかも視察に入ったときにぼろぼろだったので、そちらはやらずに今回の修繕をしたとして、そうすると終われば、また3階の教室棟で子どもたちが令和6年度、実際授業で使えるという状況になるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

こちらの工事は統合により新しい学校ができるまでの間、現在の菅谷小学校の教室棟3階につきましては、教室としては使わずに、具体的には物を置いておくような場所として使う予定となっております。そのため、今まで教室としては使っていなかった多目的室ですとかコンピューター室、そういったところに児童の学習する教室を移動させるということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 教室棟のほうは今年度直すということなのですが、教務棟の、今実際子どもたちが移った校舎も築年数は同じだと思うのですが、その辺の教務棟の修繕の予定はありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

現在のところは、管理棟の修繕の予定はしておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 管理棟の修繕はないということなのですが、私議員になって聞いてきてねと言われるのが管理棟とかトイレだとか壁とか直してくれないのかというふうに強い要望をもらって、ここに座っています。今回は雨漏りの修繕ですが、トイレ、壁等の修繕の予定、これはもう本当に菅谷小学校に、町内の小中学校全部だと思うのですが、皆が気にしているところです。そういうところの予定があるのかないのか教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

○下村 治教育長 答え申し上げます。

今、計画的に進めているところといたしましては、まず第一義的に子どもたちの安全を守ることが大事でございますので3階の雨漏り、それから天井の破損等から子どもたちを守るということでございます。現在計画の中ではトイレをいついつ直す、壁をいついつ直すという計画はございません。ただ、故障が見られたりとか、不具合が生じたときには現在の子どもの生活に不具合が生じないような修繕は行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 分かりましたとしか言えないのですが、今後も子どもたちや先生たちが本当に安全安心で通えるような学校づくりをしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 竹内隆哲議員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号5番、議席番号2番、竹内隆哲議員。

初めに、質問事項1の公共施設の利用状況についてです。どうぞ。

○2番（竹内隆哲議員） 今、議長にご指名いただきまして、一般質問いたします。議席番号2番、竹内隆哲です。よろしくお願いいたします。

1の公共施設の利用状況についてお伺いいたします。公共施設の十全な利用を促すため、ヌエックの状況を交えて以下をお伺いいたします。

(1)、小項目です。ヌエックの利用状況はコロナ前の半分とお伺いしました。コロナ禍と比べ、町の公共施設、括弧内は省略しますが、ふれあい、北部・南部交流センター、体育施設等の利用状況はいかがでしょう。

(2)、ヌエックでは、実技棟の音楽室、茶室、陶芸室、調理室等に多くの空きがあります。町の各施設で偏り、利用状況に違いはございますでしょうか。

(3)、利用月の1か月前からの予約、これは町の施設です。予約時期を早める予定はございますか。

(4)、ヌエックでは、ネットでの予約を人員不足のために休止中ということなのですが、町でのネット予約を開始する予定はございますか。

以上、4件です。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、私のほうから質問事項1について順次お答えいたします。

初めに、(1)につきましてお答えいたします。

生涯学習課で所管する公共施設の利用状況につきましては、交流センター、スポーツ施設共に令和元年度までと比較しますと、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の蔓延による対応もあり、多くの施設で利用回数が減少しておりましたが、令和4年度からは様々な規制が緩和され、利用者数は回復傾向にあります。さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染に位置づけられたことにより、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

ふれあい交流センターには大中小の会議室がありますが、小中会議室が合わせて9つあるのに対し、大会議室は1つのみであることから、大会議室や中小合わせて大会議室になる部屋は稼働率が高くなっております。また、調理実習室はふれあい交流センターと南部交流センターにあります。ヌエック同様、いずれもコロナ禍以前と比較すると空きが多くある状況となっております。スポーツ施設につきましては、菅谷テニスコートのみ毎月抽せんを実施しておりますが、その他の施設に

つきましては、先着順で予約いただいております。

続きまして、(3)につつきましてお答えいたします。

交流センターの予約時期につきましては、議員ご質問のとおり、原則1か月前からの予約ですが、団体利用者からの要望もあったことから、交流センター運営協議会において検討いただき、町内団体に限り、1度の予約で3か月間、事前予約ができるような案を検討しております。また、スポーツ施設につきましても交流センターと同等の運営を予定しております。

続きまして、(4)につつきましてお答えいたします。

インターネットを利用した施設予約につきましては、現在のところ導入の予定はございませんが、将来的に必要となる可能性が高いことから、調査、研究をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、竹内隆哲議員。

○2番(竹内隆哲議員) 再質問に入らせていただきます。

1から4までまとめてお願いしたいのですが、コロナ以降、利用状況、どうしても外へ出られなかった期間というのがあったので、この間に大分利用状況が変わってきていると思うのですが、やはり町の財産であって、これを十全に活用して、利用料もありますけれども、維持していくにも大変な費用がかかっていると思うのです。これを十分に活用していただくのに予約状況であったりだとか、ネットでもっと簡便に予約ができるよというのは非常にやっぱり求められていることなのではないかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

続いて、質問してもよろしいでしょうか。

○森 一人議長 いいですよ、その流れで。

○2番(竹内隆哲議員) 企業支援の取組について。

(1)、人口の減少、財政難の対策として、町では地域の創業やビジネス全般を支援していると。起業セミナーや創業塾の開催等、今後のイベント等の予定はございますか。

(2)、企業では人材確保が事業継承に必須で、喫緊の課題である。地域住民に向けた大変評価の高い就業支援セミナーは、今回5名が成約とのことですが、来年の目標、参加者、企業数と広報手段について伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問事項2の(1)につつきましてお答えいたします。

現在町では起業セミナーといたしまして、嵐山町商工会が主催するらんざん創業塾を開催しております。こちらは起業を目指す方や起業後1年未満の方を対象として、例年10月に実施しており、中小企業診断士等の有識者を講師に招き、起業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓についての勉強会を実施しております。来年度についても同様に10月頃開催を予定しております。また、ら

んざん創業塾のほかに、小川町と共同で起業創業セミナーを年1回開催しており、こちらについても今年と同様に10月頃開催する予定です。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

就業支援セミナーにつきましては、今年度、嵐山町企業就職相談会として7月8日に開催いたしました。10社の町内企業と27名の求職者が参加いたしました。計54回の面接が行われた結果、5名の方が採用されております。来年度の参加者、企業数の目標について具体的には定めておりませんが、1社でも多くの求人企業、1人でも多くの求職者についてマッチングが図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

広報手段についてですが、今年度についてはチラシを町広報紙に折り込んだほか、町施設、近隣ハローワーク、県施設での配布を行いました。また、町ホームページ、X、旧ツイッターでございます、ライン、武蔵嵐山駅のデジタルサイネージ、テレビ埼玉のデータ放送等、様々な媒体にて周知を行っており、来年度についても同様の広報を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、竹内隆哲議員。

○2番(竹内隆哲議員) ありがとうございます。ほかにも多くのイベントだとか見ていると、たくさん企業の支援の主催をされている企業支援課のいつも努力というのを本当に短い期間ですけれども、見ていてすごく応援しております。今後もぜひ頑張っていただければと思っています。

それから、次の2番目の企業の人材確保だとか事業継承について、どうしても人材不足であったりだとか、環境だけではない、資金の問題とか、これがやはり小さな嵐山町のコミュニティの中で困られている方がたくさんいらっしゃる。新しく事業を始めようという方にも門戸を開いていただき、どこに相談に行ったらいいのかわからないとか、大変困っている方がたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ今後も頑張っていただければと思っています。

一般質問としては以上で。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 宮本大裕議員

○森 一人議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号4番、宮本大裕議員。

質問事項1の学校再編についてです。どうぞ。

○4番(宮本大裕議員) 議席番号4番、宮本大裕でございます。議長のご指名をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いたします。

私のほうからは大項目1つ、小項目4つ、学校再編について。学校再編の進捗状況と今後の方針についてお聞きしたいと存じます。

(1)、住民説明会の結果について。

(2)、パブリックコメントの現状について。

(3)、跡地利用の方向性について。

(4)、新学校の教育方針について。

以上、よろしく願いいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)、(4)について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

嵐山町立小中学校再編基本計画(案)の説明会は、地域説明会3回、保護者説明会5回の合計8回実施し、参加人数合計は172人でございます。地域説明会の状況は、9月25日に北部交流センターで夜7時から開催し、参加者39人、10月5日にふれあい交流センターで夜7時から開催した回では参加人数51人、10月8日に町民ホールで午後3時から開催した回では参加人数40人で、地域説明会全体の参加人数は130人でした。保護者説明会の状況は10月24日に北部交流センターで午後5時30分から開催した回では参加人数5人、10月27日にふれあい交流センターで午前10時から開催した回では参加人数3人、10月30日に午後3時30分から町民ホールで開催した回では参加人数13人でした。保護者の中でも就学前のお子さんを持つ方にも参加しやすいように設定したパパママ説明会では、10月18日に嵐丸ひろばで午前10時から開催した回では参加人数11人、10月26日に健康増進センターで午前11時から開催した回では参加人数10人で、保護者説明会5回の参加人数は42人でした。地域説明会、保護者説明会とも毎回多くのご質問、ご意見をいただきました。このご意見等は、学校再編を進める上で大変貴重なものでございます。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

嵐山町立小中学校再編基本計画(案)のパブリックコメントは9月29日に計画案を発表し、10月2日から23日までの22日間を意見等の提出を受け付ける期間として実施いたしました。22人の方からご意見等の提出があり、そのうち計画案を修正、加筆するご意見を提出された方が7人、今後の参考とすることをご意見等を提出された方が15人でした。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。

嵐山町では、長年にわたり小中連携から小中一貫した教育推進に取り組んでまいりました。統合後の新校においては一層このことを充実させることができると考えております。小学校、中学校の教員が協力して、子どもたちの9年間の育ちを見通した教育を推進します。あわせて、小学校には小学校の、中学校には中学校のよさがあります。そのことも生かすために、あえて義務教育学校ではなく、小学校、中学校を別々に設置し、六・三制の教育課程を取ることにいたします。子どもたちには、これからの変化の激しい社会を主体的に生き抜くために、基礎基本を身につけるだけでなく、変化への対応力や新たな価値を生み出す創造力も必要になります。そこで、嵐山町では、目指す児童生徒像として「ふるさと嵐山を愛し 夢と志を持ち 可能性に挑戦する 心豊かで たく

ましい子供」を目標に掲げ、新校での教育を進めてまいります。この目標に向け、グローバル化に対応する教育や、地域の歴史や自然を生かした教育など、魅力ある教育活動が推進できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（3）について、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目1の（3）についてお答えいたします。

学校再編後の跡地利用につきましては、学校再編プロジェクトチーム内で検討する予定であります。プロジェクト内でも町民向けのアンケートを取るなど意見が出されており、何らかの方法で町民の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ご答弁ありがとうございます。このたび嵐山町立小中学校再編等審議会の答申を受けて作成されました学校再編基本計画案につきまして住民説明会が行われたわけですが、私も各会場に足を運ばせていただき、教育長をはじめ、教育委員会事務局皆様の説明を聴聞させていただきました。今回の説明会では一般業務を終えられた後、大変お疲れだったとは思いますが、各課の課長様方が出席されたことで、住民や保護者の方々の疑問や不安をできるだけ解消しようと努める真摯な姿勢と、学校再編の実現に対する町の強い意思を感じられる説明会になったのではないかと私は思いました。中でも特に印象的でしたのは、新学校建設の財政計画につきまして、その質問に応じて総務課の萩原課長が建設基金の積立てや、国庫補助金等による返済方法を丁寧に説明されたことであります。昨日川口議員の質問に対する答弁でもありましたけれども、これから書面でのそういった説明がなされるということでもありますけれども、学校再編は多額の経費のかかる町としては一大プロジェクトであり、慎重かつ相応の覚悟が必要ですから、こういったことの積み重ねで、次第に保護者や住民との信頼関係が構築され、この一大事業を成し遂げるに当たっては何より大事なことと私は実感した次第でございます。この私の質問がもう既に町のホームページにも広報にも説明されていることは十分承知しておりますけれども、様々な方向から何度も繰り返し重ねて広報することが必要であると考えて、本日あえて一般質問の中で質問させていただいた次第でございます。

パブリックコメントに関してもよろしいですか、そのまま。

○森 一人議長 一緒にしてしまいますか。

○4番（宮本大裕議員） 一緒にお願いします。項目が大体似ているので、1と2、同じにさせていただきますと思います。パブリックコメントにつきましても11月22日に町のホームページに公表されました。これにつきましても私は拝見させていただきました。大分量がありまして、これをまとめるのにも大変ご苦労があったのではないかなというふうに思いましたけれども、こんなに早く

公表していただいたということを本当にありがたく感じておる次第でございます。その中で既に基本計画が示されて、来週にも住民説明会が行われるようでございますけれども、これはもう次の段階へ一歩進んだと解釈させていただいてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

9月から10月にかけて行われました住民説明会及び保護者説明会は案の段階での説明でございましたので、案を取りまして、正式な計画となりましたところで改めて住民の皆様説明をさせていただく機会を設けさせていただきたいと思ひまして、12月の説明会を計画いたしました。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ありがとうございます。そうしますと、来週からの説明会では基本計画の公表と、それから変更箇所が幾つかあったと思ひますけれども、そういったことに対する説明ということが主な目的になるということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

説明会につきましては、案の段階で一度来ていらっしゃる方、また今回12月に初めていらっしゃる方も両方いるかと思ひます。どちらの方にも聞いて分かりやすいような説明をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 どうぞ、続けて、下村教育長。

○下村 治教育長 追加で答弁させていただきます。

議員さんから一歩進んだのかということで、しっかりと一歩進めたつもりで説明をするつもりではございますが、やはり再編につきましては、今回の説明を初めて聞く人もいらっしゃいますし、また従前から聞いていたとしても新たな不安であったり、そういったものは持たれている人があるかと思ひます。そういったところには一つ一つ町民の皆様の声には丁寧に対応していきながら説明を十分に浸透させていきたい、そういう意図も持ちながら今後の説明会も開いてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ありがとうございます。こうして一つ一つ進んでいくということを私は本当にありがたいと思っておりますけれども、この基本計画の中に「小学校及び中学校の再編統合前

に統合準備委員会（仮称）を立ち上げ、再編に係る諸課題について検討・調整し円滑な統合につながります」とありますけれども、この委員会はいつ頃立上げとなって、どんな方法で委員の選出を進めていくのか、そういった予定が分かれば教えていただきたいと存じます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

こちらの再編のほうの基本計画ができましたので、もう来年度からはこの組織を立ち上げて統合に係る諸準備、1つは教育課程のすり合わせであったり、それから通学の方法であったり、それから子どもたちの行事のすり合わせ、PTA等の統合に向けての準備、それから学校の決まり、制服、そういった様々なものがございます。そういったものを作業部会をつくった中で統合準備委員会という一つの組織で全てをカバーするというよりは、大きな組織の下に作業部会をたくさんつくり進めてまいりたいと思っております。

メンバーでございますが、まだこちらは案で考えているところではございますが、教育課程に関わる部分は主に学校の教員を中心に検討ができるかと思っております。しかし、通学の方法、そういったこととなりますと学校と保護者、地域の方も必要になるかと思っております。それからPTAの関係のこととなりますと学校と保護者、そのような形で関係する方に集まっていただいて、その方々の声を聞きながら、そして統合の子どもたちも一番の関わる人になるかと思っておりますので、そういった声も聞きながら統合準備委員会のほうは進めてまいりたいと思っております。メンバーにつきましては、今まだ案の段階でございますので、どの方を何名というところでは決めていないのですが、そのような検討する内容によって必要な方々のお力を借りながらこの統合の準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 審議委員会の委員選出に関しましても疑問を持たれている方が少し見受けられたと思います。そういったことがまた起こらないように信頼を持っていただきますようお願いしたいと思います。とにかく賛成も反対も様々なご意見をいただくのは関心がある証拠でございますし、現状をありのままに知るにはとてもありがたいことだと思っております。しかし、現在説明会への出席者数やご意見の数、その内容なども拝見いたしましても学校再編の趣旨や方針に関する町民の理解、決して私は十分だとは思っておりません。先ほど大分たくさんの方がというお話でしたけれども、改めて私から申し述べることでございませぬけれども、今後の周知、広報活動に対しては百折不撓の決意を持って、不安があれば丁寧に説明し、疑問があればこれを解消し、広く隅々に至るまで、町民が夢を持って安心してこの一大事業を成し遂げられますように関係各所一丸となってご対応いただきますようお願い申し上げます。

私も菅谷小中学校の一環教育や教育委員として学校に深くこれまで関わらせていただいております。子どもも嵐山の多くの方々に大変お世話になってまいりました。私はもうこのご恩に報

いるために、町のさらなる発展と子どもたちの未来のために使命を尽くしたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。そういったことで、これから先の一般質問でも必ず私はこの学校再編についてはご質問を入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、3番の質問に参ります。

学校跡地利用の方向についてです。この件につきましては学校再編プロジェクトチームによって進めていくというお話でしたけれども、この学校再編プロジェクトチームというのはどういった人たちが構成されているチームなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 チーム編成でございますが、担当する課長様、総務課の場合、私、担当課長なのですけれども、事務局になっていますから、財政担当の副課長がメンバーとなっております。宮本議員さんが先ほど申しましたプロジェクトチームというふうな話だったのですが、考え方としては地元の意見を聞いて、そこをメインにプロジェクトチームの中で検討していきたいというふうな思っております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） それはすごく大事なことだと思います。今後の施設活用につきましては、新学校設立と同等、またはそれ以上の最重要事項とお考えいただいて、地域の方々の思いを丁寧に収集するとともに、町としての方針を明確化し、地域の発展と子どもたちの未来のために資する施設構成となりますことを切に願います。

ちょっと私見を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、特に七郷小学校におきましては、本年開校150周年を迎えた歴史ある学校であり、地域住民の方々の思いは特別でございます。緑に包まれ、田園風景を一望できる高台にはとてもいい風が吹いています。私も何遍も会議等で七郷小学校の会議室をお借りして、させていただいたことがありますけれども、とてもすばらしい環境だと思います。すばらしい環境であるからこそここを必要とする、もっと多くの子どもたちがこの恩恵を分かち合える、そんな場所であってほしいと私は思っております。

昨日、畠山議員の質問にもありましたけれども、現在様々な理由で学校に行けない子どもたちがとても増えています。その子たちが七郷の自然の力で元気を取り戻して、自分らしい人生を見つけ出せる場所として、町内だけではなく県内から、さらには全国から、この自然環境を必要とする子どもたちが集まれる場所であってほしいなということを私はすごく思います。そしてまた、隣接する北部交流センターを生涯学習の基地として一体的に活用すれば、幅広い年代が交流できる場所となって、人生の先輩からその豊富な知識や嵐山の伝統と文化を学び、反対に子どもからは元気

と希望をもらい、双方が自然の恩恵を享受しつつ、そこに地域農業の実践的教育を取り入れ、嵐山の農業を担う後継者を育成すれば、健康で互いに支え合うまちづくりを実現する大切な場所になるのではないかと考えています。

現在日本の食料自給率は38%と、とても低い水準にあります。農業の後継者育成は日本が飢えないためにも必須であります。そして、この試みはかつてこの嵐山の地で次世代をリードする人材の育成を志し、農士学校を設立した偉人、安岡正篤先生の遺志につながる事業となるのではないかと私は大いに期待したいところでございます。

〔「一般質問です。ちょっと質問事項から外れ過ぎています。
一般質問だということを意識してやってください」と言う
人あり〕

○4番（宮本大裕議員） すみません。

○森 一人議長 続けてください。

○4番（宮本大裕議員） このような話は時期尚早でしょうか。私もこれにつきましては話すべきか否か、よくよく考えました。ただ、学校再編を実現するという覚悟を決めているのなら、地域の方々に安心して学校再編にご賛同いただけるように建設的な方向性をなるべく早く示すことが大事であろうと思い、話をさせていただきました次第です。よろしいですか。活用方法は無限にあります。一つの考え方としてお受け止めいただければと存じます。

〔「すみません、動議です。これこういうことをやっていたら私も同じことをしますからね。議長としてそれを認めるということですね」と言う人あり〕

○森 一人議長 動議という今声が出ていますが、賛成という声はございませんので。

どうぞ、宮本議員、続けて。

○4番（宮本大裕議員） よろしいですか。

〔「進行上の動議ですよ。今の進行上は、これはやってはいけないことで、こんなことをやっていたら一般質問としての質問の時間の意味がなくなってくるし、議会事務局長も一般質問はどういうものであるかということの説明をしますよね、少なくとも、議員の勉強会有的时候に。それを1人の議員だけにこういうことをやっていて、では、今度から私だってこういうことはやりたいですけども、こういうことは絶対やっていないことなので、これは今後もやっていくということで認めるということですね、議長は」「1回議運開いたほうがいいです、ちょっと」「これはちょっと行

き過ぎです。ある程度までは許されると思うのですが、
も、ここまでいくとちょっとと思います」と言う人あり

○森 一人議長 宮本議員に申し上げますが、今自分の意見、私見を今述べているわけですが、その後質問に入られますよね。

○4番（宮本大裕議員） はい。

○森 一人議長 それでは、その私見も少し短くしながら質問に入っていただけたらと思いますので。どうぞ、宮本議員。

○4番（宮本大裕議員） すみません、私もいろいろと今回はこういったお話をするのをどうかなと思っ
て考えた次第でございますけれども、やはりこれから学校再編ということを進めるに当たって
は、その跡地利用というのはとても大事な点であります。これを先延ばしにするということ
で地域の方々が不安に思ったりするというのが私は非常にそっちのほうも問題かなと思
う次第です。そういったことでもっとスピードを上げて、そういったことに対応して
いただけるかどうか、そういったことをお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 跡地利用についてスピード感を持ってという今質問だったかと思
います。今先に教育委員会のほうが来週から案が取れた説明会を開きますというお話を
させていただきました。今までは案のある計画での説明会、そして議会で説明をして、
今後案の取れた説明会、そして近い将来というか、いつになるか分かりませんが、
学校設置条例の変更になります。案が取れていないときにプロジェクトチームの中
でも考えました。あわせて一緒に跡地利用も考えていくというもちろん意見もあ
ります。ただし、案の時点で、まだ1校になるというのが決定していないときに、ど
どこ小学校、どこどこ中学校の跡地は何々になりますよというのを先に決めてしま
うと、決まっていなくて先に跡地がもう出てしまうということなので、順番とし
ては、まず学校が、小学校が3校が1校に、中学校は2校が1校に、そして場所が
菅谷小学校の跡地にというのが確定してからの方が、では、その廃校になる学校
の利用はどうしましょう。町にはまだ案はありません。地元の方や町民の方から
意見をもらって、そしてその意見をプロジェクトチーム内で、もちろん廃校に
なる学校は市街化調整区域です。基本的に建物が建たない部分ですので、そうい
うことも町のほうで研究しながら、ではこういう跡地利用がいいよねということ
をこの後ゼロから出発して決めていきたいというふうに考えていまして、まだ
アンケート調査したらどうか、地元の意見をもらったかどうかという話だけで、
細かいところまでまだ行っていない状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ありがとうございます。少々私も先走ってしまったようで、大変失礼をい

たしました。

では、新学校の教育方針についてです。この教育方針については、学校再編基本計画の中に9年間を見通した教育課程の編成・実施、または小学校から中学校への円滑な接続、コミュニティスクール制度の充実、スクールバスの導入など、そういったことが明記されていますけれども、そのほかに何か教育委員会で新しい学校の方針というか、そういったものというのをお考えのものはありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

まだ具体的な形で学校のこれとこれをやるという形で決めているわけではございません。時代も変わっていきます。5年間の間でそういった社会の変化もあるとは思っています。でも、こちらのほうに書かせていただきましたように、子どもたちはこれから本当に厳しい社会の中に出ていく、変化に対応できなければいけないと思っています。そういった中で時代が変わってもこの後どうしても求められるものはグローバル化に対応する力だと思っています。グローバル化に対応する力ということでは異文化理解であったり、語学力であったり、そういったことはもちろん必要になると思っていますが、グローバル化で大事なことは地域のこと、自分の郷土のことをよく知って、それを語る人間でないと、私はグローバル化の対応には進まないと思っています。ですから、グローバル化を目指すというその要素の中には嵐山町が今持っている自然のすばらしさであったり、または郷土の偉人、過日も畠山重忠の本を小中学生に配らせていただきましたが、そういった郷土の持つ教育資源をしっかりと子どもたちに伝え、子どもたちが郷土に誇りを持って語るような、そういった子どもたちを育てていくことが新校において、やはりグローバル化に対応する人間をつくる大きな礎になると思っています。今、ピンポイントの目標ではなくて大きな枠組みですが、こういったことはぜひ新しい学校で、そしてそれを進めるためには小中一貫した教育ということで、これから日本が目指していく小学校の教科担任制、これも一貫で行えば、高学年は教員の行き来ができたり、そういったところで手法を取りながら、今申し上げましたような新校でグローバル化に対応する、そして町内外に誇れるような教育を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ありがとうございます。11月の広報に緑化活動を着実に実行し継承してきたとして、埼玉県内49団体ある緑の少年団のうち嵐山町のモウモウ緑の少年団が一般財団法人木原営林大和事業財団より顕彰されたという記事が掲載されておりました。私の子どもも嵐山へ来て早々にこのモウモウ緑の少年団の自然保護活動に参加をさせていただいて、特に下の子は平成25年に埼玉県で行われました第37回全国育樹祭にて、現在の天皇陛下の御前におきまして埼玉県代表とし

て活動発表をするという貴重な経験をさせていただきました。このモウモウ緑の少年団は、板橋区の子どもたちとの交流もあって、多いときには100名を超える子どもがこの嵐山の自然に溶け込んで森を育てる活動を行っています。こういった活動は、私はこの嵐山にとっては本当に宝だなと思います。こういった嵐山の自然、そういったものをぜひ生かしていただけたらなと私は思っております。町民憲章にも「自然を守り 環境をととのえ 緑と清流のまちをつくりましょう」、そのようにありますし、また住民意識調査では、身近な緑の豊かさに対して7割の住民が「満足している」、そう答える町です。ぜひこの嵐山の自然を取り入れた何かしらのそういったことをやっていただけたらなというのが私の希望です。私もここに来て20年になりますけれども、ここを選んだというのはこの緑に引かれて嵐山の住人になりました。そういったことですので、ぜひそういったお考えも含めて、これから新しい学校の再編ということに進んでいただけたらなと思う次第でございます。

この学校再編は、私は単なる学校の老朽化や少子化によって仕方なくなすべきものではなくて、この新たな学校の教育方針に共感する多くの子育て世代がここに集まってきて、人口減少問題とか、そういったことにも重要な力を発揮してくれる、そういったものかなと思いますので、今後の学校再編の事業に関しまして、どうかこれが無事に完成しますように、お力を尽くしていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終えたいと思っております。本当にちょっと行き過ぎたところがありまして、議長はじめ皆さんにはご迷惑をおかけいたしました。失礼いたしました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。開会時間を午後3時といたします。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 3時00分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐 藤 弘 美 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号7番、議席番号1番、佐藤弘美議員。
質問事項1の子育て支援についてです。どうぞ。

○1番（佐藤弘美議員） 議席番号1番、佐藤弘美です。議長からご指名いただいたので、質問させていただきます。

まず、子育て支援についての質問です。子育て支援センター利用状況についてお伺いいたします。

(1)、直近3年間の推移はいかがでしょうか。

(2)、事業の拡充予定はございますでしょうか。

(3)、開所日とオープン時間が短く感じます。開所日の拡大とオープン時間の延長の考えはござ

いますでしょうか。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（３）について答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、質問事項１の（１）から（３）まで順次回答させていただきます。

質問事項１の（１）につきましては、子育て世代包括支援センターにおいて実施している事業、子育て広場レピの利用の推移でございますが、保護者及びお子様の延べ利用人数といたしまして、令和２年度１,２０２人、令和３年度２,０１８人、令和４年度２,７１３人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響で令和２年度の利用は大幅に減少しましたが、令和３年度以降は利用者が増加傾向にございます。

続きまして、質問事項１の（２）につきましてお答えいたします。

現在の子育て広場レピは、令和元年度の子育て世代包括支援センターの設置と同時に会場を改修し、開催しているところでございます。令和３年度までの開催は週に２日でしたが、令和４年度より従前より実施をしてございましたイベントまたはふれあい教室を定期的開催日程に取り込みまして事業の拡充を図ってまいりました。今後は利用者の状況等により検討してまいります。

続きまして、質問事項１の（３）につきましてお答えいたします。

令和４年度より週３回の開催を試験的に行い、令和５年度より３日間の定期開催としているところでございます。質問事項１の（２）にて回答いたしましたが、利用者の状況等により検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第１番、佐藤弘美議員。

○１番（佐藤弘美議員） ありがとうございます。やっぱりコロナとかが終わって利用状況が増加傾向にあり、これから検討をしていただけるということなのであれば、できれば今の利用状況の時間帯が１０時から１１時半までなのです。私も子育て、今もしているのですけれども、今小学校に行っているので、子育て支援センターとかは利用することはないのですが、いたときに要は子どもがぐずってしまったり、自分の頭の中で想像していたのと違うことが起きてしまった場合、この時間では行っても１５分だけだったら、では行かないでおうちで遊ばせようかなと言って、ママとかパパとかの負担が増えてしまうと思いますので、もうちょっと延ばしていただきたいというのがあります。その辺についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 佐藤議員に確認させていただきますが、（１）から（３）まで一緒にさせていただきます。

○１番（佐藤弘美議員） お願いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 レピにつきましては、議員ご指摘のとおり午前中の開催でございます。こちらは、もともと令和元年度以前は週1回、会場も持ち回りというような状況がございました。加えまして、この子育て広場レピにつきましては平成24年から事業自体を実施しているのですが、平成27年度からは駅の橋上のところに子育てステーション嵐丸ひろばというものも開設してございまして、こちらは現在、社会福祉協議会のほうの指定管理という形で事業を実施していただいております。こちらは子育て支援拠点という形の取組にはなるのですが、子育て世代のお父さん、お母さんのお子さんの遊び場というところの部分では2か所、一応設置をしているところでございます。

駅のほうの広場につきましては10時から4時ということで開催をしてございまして、ただ12時から1時、この間は閉館という形になりますので、午前中の利用をしていただいております。お昼等をどこかで取っていただいております。また午後から再度利用いただく、あるいは午前中いっぱい使っていただく、午後から使っていただくというような形の使い方もできます。

議員ご指摘のレピのほうですが、今保育士が3名体制で会計年度任用職員という形でこの事業を展開していただいておりますが、会計年度任用職員の勤務時間の関係もございまして、そういった点で先ほども申し上げましたとおり、利用状況も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） そうなのです。今、太田課長がおっしゃったとおり、嵐丸ひろばのほうも10時から11時半で、午後はお昼を挟んで1時半から15時、保育士さんの問題とか時間の都合があるのはよく分かっております。でも、私が便利、佐藤弘美的に言えば、参考資料にも書いてあるとおり、いるかひろば、これは飯能のときに私が住んでいたときに一番近くだったのでよく通っていた子育て支援センターなのですけれども、お昼ご飯を持っていけば、こちらで食べる事ができて、お弁当も温めてくれて、インスタントラーメンを持っていけばお湯のサービスも出る。大体通常のお母様方はそうだと思うのですが、お母さんが子どもに先に食べさせて、その後自分が食べる。では、子どもを見てられるかというと、自分が食べるので、スタッフさんたちが、では、お母さんが食べ終わるまで私見ていますねというところが大体飯能の子育て支援センターだったので。それってとっても大切な時間だと思って、子育てをして、要は自分の時間がつくれない状況がただただやっぱりいっぱいあると思うのです。要は熱いコーヒーを熱いまま飲みたい、熱いラーメンを熱いまますすりたいとか、そういうのがあると思うのですが、そういうのを嵐山町のほうで子育て支援に取り組んでいただければ、お父さん、お母さんたちも1日のちょっとしたほっとしたタイム、休める時間がつくれるのではないかなと思って、私の中ではそう思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 佐藤議員のほうでご提出いただいた参考資料ですが、いるかというところですか、こちらが地域子育て支援拠点いるかひろばということで、嵐山町でいいますと先ほど申し上げた嵐丸ひろばがこれと同じ性質に当たります。今、お子様のお話をいただき、私も実は子育て世代なのですけれども、確かにパパ、ママ、お子さんの子育ての中でなかなかお休みが取れないというようなことがあると思います。この広場以外にも保育所のほうで一時預かり事業というのをやっています、こちらは特段、例えばどうしても急な用ができてしまってとか、そういうことではなくて、お母様のレスパイト的な要素も含めてお使いいただける事業でございますので、今多分佐藤議員がおっしゃっているのは、今日連れて行って遊んでいて、お食事をさせて、次に自分が食べる時に見ていただけるようなという方と思うのですけれども、そこに限らず、今申し上げているのが子育てをしている中でどうしてもやっぱり疲れてしまうようなことがあると思うのですけれども、そういった場合には保育所のほうで実施している一時預かり事業なんかもご利用いただくと、お母様の気持ちのリフレッシュというか、そういったこともできるのかなと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） ありがとうございます。その一時預かりは有料ですか、無料ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 有料になります。

○森 一人議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） たまにはお金をかけるあれも大切だと、必要なときもあるかと思いますが、でも、私が話しているのは公的サービスで無料で、要は昨日、畠山議員のほうからも質問が出たと思うのですけれども、屋根のある公園、暑さ対策、それと先ほど橋本議員さんからも出ましたけれども、要は夏の草ぼうぼうの草も枯れていない状況がある中で、時間を10時から16時までやっていただければ、要は1回来てしまえば、そこにお弁当さえ忘れなければ、ずっと夕方まで過ごせるというのを私はいかがですかということで思っているのですけれども、どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 先ほどの答弁でもお答えいたしました、今後そのような状況を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○森 一人議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） ちなみに、比企の地域で御飯が食べられる子育て支援広場みたいなのって

どのぐらいあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 隣接市町村を全部ちょっと聞き取りができていませんけれども、小川町さんですとココットがございしますが、そちらも現在お昼は一旦退館をさせていただいているという状況でございします。一つはやはりコロナの関係がございまして、午前中の利用で、その後の消毒とか、そういったこともあるので一旦退館をさせていただいているという状況でして、今現在もインフルエンザの関係ですとか、そういった部分がございしますので、今回はコロナの関係ではいろんな事業が制限をかけられてしまっていますが、逆にそういったことで感染予防というのは非常に大事だということもございしますので、そういった点も考えますと、広場の中でのお食事というのは一旦、例えばレピですと2階なのですけれども、そのロビーのほうに出ていただくとか、そういった形での対応は可能なのではないかなと考えております。

○森 一人議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 比企郡の中で私が検索した中で食べられるのは2か所だけなのです。ここで、昨日町長もおっしゃっていました岸田総理が異次元の子育て支援、だったら、では嵐山のほうからどんどん進んで先を行って変えていこうとか、そういうのは思いませんか。コロナの心配とかはあると思うのです。でも、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 先ほどのお話のとおりなのですけれども、勤務される方のこともございします。ちょっと違いますけれども、福祉課のほうではほかにも児童福祉に関する業務をしておりますが、やはりそれなりの専門性を持つ職員、具体的に言いますと、保育士さんの確保がなかなか今難しい状況にございします。そういった意味では、うちの課では保育所のほうも事業として取り扱ってございしますが、保育所の中でも民間保育所であっても保育士さんの新たな雇い上げは難しいというような状況が出ております。そういった部分も含めまして、今いらっしゃる3名の方プラス1名、2名というところが可能なかどうか、それは今後探っていきたいと考えてございしますが、いずれにしましても状況的に子育て支援というところでいきますと、拡大の方向は検討する必要があると考えております。

以上でございします。

○森 一人議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） さっきもありましたけれども、保育士さん3名は時間の都合とおっしゃっていますが、ご希望されてその時間内で働きたいとか、そういうことなのですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 会計年度職員の勤務時間につきましては、週の間で何日間の勤務か、あるいは職員さん自身が扶養の範囲で働きたいのかということもございますので、その辺も実際の現場を賄っていただいている保育士さんの気持ちも確認をしていかないと即答ができるものではないのですけれども、今のところそういう方向性で行けそうな感じも見えていますので、今後またその辺を確認した上で当初予算の関係もございますので、財政のほうにも要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） そうしましたら、この資料である「いるかだより」は、いるかひろばのものなのですが、ここもそうですし、ほかのところもそうだったのですが、飯能の場合は保育士さんもいるようなところがあれば、ある程度講習を受けた先輩のママさんたちが要は施設にいらっしゃってフォローしていただける。先ほど太田課長さんがお話しされたようにNPO法人嵐丸ひろばでしたっけ、違うな、嵐丸ひろばさんみたいな感じでやってみていただくのはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 参考資料を頂いてございます、いるかひろばさんと、それから嵐丸ひろば、先ほども申し上げましたが、地域子育て支援拠点事業の事業でこのサービスを提供しているものがございます。地域子育て支援拠点につきましては、国のほうで基準がございます。その基準が週5日間事業を実施すること等々ございますので、そういった部分も含めまして拠点事業は今ひろばのほうでしていただいているような状況でございます。したがって、レピのほうで週5の事業ができるとすれば、同じように拠点というような位置づけということも考えられますが、現状では3日間の開催という形でございますので、先ほど佐藤議員のおっしゃってございました午後の部、午前中ではなくてお昼を挟んで、例えば3時までの開催とか、そういったことも検討の視野には入れていけると考えてございます。

○森 一人議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） いろいろそうですね。予算の都合もございます、人の都合もございます、いろいろあるかと思いますが、子どもが1歳のときって、お父さんとお母さんって、子育て年齢って何歳になり得るのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 子どもさんが1歳のときのご両親の年齢ということですか。

○森 一人議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） いえ、子育て年齢です。すみません、質問が……

○森 一人議長 続けて、どうぞ。

○1番（佐藤弘美議員） いいですか、すみません。例えば私は6か月の娘を育てています、そうしたら私はママ年齢何歳ですか。

○森 一人議長 ママとしての、母親としてのということだと思います。

答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 5か月ということですか。

○森 一人議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） ピンポンです、正解です、そのとおりなのです。だからこそ子育て支援を充実していただきたいのです。私も産んだのはいいのですけれども、自分で読んでいた参考書と違う、学校というか支援センターで習っていたこととは違う、そういうのがいろいろございまして、長い間いればいいというわけでもないのでしょうけれども、すごくコミュニケーションが、スタッフさんにいろんなことも聞けますし、要は子どもの遊びだけではなくて、いろんな周りの地域の人、私、春日部から飯能に引っ越してきたとき、誰もご近所さんで知っている人はいなかったです。でも、子育て支援センターに行って、友達できました、ママ友できました、そういうのがあったので、ぜひとも充実させていただきたいのです。それもありますし、これから学校を町の考えでは60億円もかけて新しいのを造ろうとしているのですから、それだったら子どもの人数をいっぱい増やして、嵐山町はすごく子育て支援充実しているのだよとか、そういうのを充実して行ってアピールしてもらいたいのです。この近くの県議会の先生もおっしゃっていました。「比企から埼玉を変える」。では、嵐山から変えましょうよ。衆議院議員の先生も言っていました。「チャレンジ、未来へ」。では、嵐山からチャレンジしましょうよ、そういうのがあっていいと思います。

ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時21分)

令和5年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

12月6日(水) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

第12番議員 洪 谷 登美子 議員

第9番議員 青 柳 賢 治 議員

第6番議員 小 林 智 議員

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	狩守勝義	議員	6番	小林智	議員
7番	藤野和美	議員	8番	吉本秀二	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	森一人	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
贄田秀男	町民課長
近藤久代	長寿生きがい課長
藤原実	環境課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長
馬橋透	生涯学習課長

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第4回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 渋谷 登美子 議員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号8番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

質問事項1の小中学生の通学の安全についてです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 渋谷登美子です。小中学生の通学の安全について質問していきます。大体全部の時間、4問ですけれども、25分ずつの間隔で考えています。

1番目の（1）の中学生の自転車通学について。2学期の始まった9月の初め、近隣市町村で自転車に乗った中学生と自動車の交通事故がありました。とても大きな事故になり、その中学生は、当初意識不明の状態が続いていたということですが、今の時期になって、3か月たってリハビリが始まり、少しずつ回復に向かっていると聞いています。回復されることを祈りながら、自転車の登下校の安全について伺います。

①として、ヘルメットの安全性の把握について。

②として、持ち物の多さ、重量でバランスを崩し、大事故につながる可能性があるようです。通学時の持ち物に対しての配慮について伺います。

③として、中学生の自転車通路の安全性確保についての考え方を伺います。

④として、置き勉がされているようですが、長期休み明けは多くの教科書、参考資料を持って行かざるを得ないようです。その場合、中学生に安全である適正な分量についての把握、指導はどの

ように考えているのか伺います。

⑤として、これからの時期は暗くなるのも早いわけですがけれども、安全性についての指導、考えについて伺います。

⑥として、雨の日の安全性の確保について伺います。

(2)です。小学生の通学の安心安全についてです。小学生の登下校時間は学年によっても違いがありますが、平均どの程度の時間と把握しているか、遠距離通学児童の登下校時の時間の把握について伺います。

②、小学生の登下校時の荷物の重さについて伺います。タブレットと水筒を持参するため、持ち物が多くなっていると言われていています。町で調査したことがあるか。ある場合、その結果、またタブレットを持ち帰る頻度はどの程度か伺います。

③、あまり使わない教科書を学校に置く置き弁という形を取る学校もあるようですが、発想を転換して、家庭学習のために持ち帰る学用品とすると、持ち物による負担が少なくなると考えますが、小学生の持ち物の負担を少なくする方法について伺います。

④、ランドセルは900グラムから1.5キログラムといい、平均1,100グラムです。ランドセルは全国で規定されているものではないので、リュック等を保護者に紹介する考え方を伺います。

⑤、遠距離通学で重量のある持ち物を運ぶ子どもたちは、背中が痛いと訴える子もいると聞いています。対応をどのように考えるか伺います。

○森 一人議長 初めに、小項目(1)、①、②、④、⑤、⑥、(2)、①から⑤について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目1の(1)の①につきましてお答えいたします。

中学生の自転車の安全利用に資するため、町内の新中学校1年生に対し、ヘルメットを配布しております。配布しているヘルメットの安全性につきましては、SG規格対応適合で、通気性に優れ、ダイヤル等でサイズの調整ができるものとなっております。反射シールがヘルメットの周りに貼ってあり、夜間でも安全に使用できるようになっております。

続きまして、(1)の②につきましてお答えいたします。各中学校においては、通学時の荷物が重くならないよう、家庭に持ち帰る必要のない教材は学校に置いていくよう指導しております。また、重量バランス、操作性、転倒防止の観点から、荷台に直接固定するか、荷台に取り付けたカゴに入れるよう指導しております。

続きまして、(1)の④につきましてお答えいたします。長期休み明けに全ての教材を持参させるのではなく、必要な教材を分散させて持参するよう指導しております。

続きまして、(1)の⑤につきましてお答えいたします。各学校では、日没時刻を考慮して下校時刻を設定しております。具体的には、11月から1月においては、両中学校ともに午後4時30分頃を下校時刻としております。また、日没が早い寒冷期に生徒が着用するウィンドブレーカーは反射

材つきのものを選んだり、前照灯の点灯を徹底するなど、視認性を高める指導をしております。

続きまして、(1)の⑥につきましてお答えいたします。雨の日の自転車通学においては、傘は禁止しレインコートを使用させております。雨が降った場合の危険箇所や滑りやすい箇所は事前に把握し、日頃より情報収集、情報提供をしております。また、雨が強い場合はすぐに下校させず、学校に留め置いたり、状況により保護者に迎えを頼んだり、教職員が下校指導をしたりして生徒の安全を図っております。

続きまして、(2)の①につきましてお答えいたします。登下校の平均時間につきましては、通学班の集合場所から学校までおおむね20分程度と把握しております。次に、遠距離通学の児童の登下校の時間ですが、菅谷小学校ではおおむね50分、七郷小学校はおおむね40分、志賀小学校はおおむね30分程度となっております。

続きまして、(2)の②、③につきまして併せてお答えいたします。荷物の重さにつきましては、ランドセル、タブレットを含め、平均約4キロとなっております。また、水筒を含めると、水筒の大きさによって差が出ますが、およそ5キログラムとなります。タブレットについては、積極的な利用を促すため、原則毎日持ち帰らせるようにしております。持ち物の負担を少なくする方法として、授業での使用頻度等を考慮して、教科書等の学習道具を置いていくよう指導しております。

続きまして、(2)の④につきましてお答えいたします。本町では、ランドセルを使わなければならないという決まりは特段設けてございません。保護者からリュックサックを使いたいと希望があれば、適切に対応し、利用していただけることになると捉えております。保護者への紹介につきましては、検討をしております。

続きまして、(2)の⑤につきましてお答えいたします。各小学校に確認したところ、現在、町や小学校にそのような訴えについての声は寄せられておりません。しかし、背中の痛みを訴える子どもを見過ごすことはできませんので、学校に荷物を置いていくことや、必要な学習用具を計画的に持ってきたり、持ち帰らせたりするよう学校へ助言をしております。今後も通学の荷物の重さと子どもたちの健康については、しっかり見届けてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(1)、③について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは質問項目1の(1)の③につきましてお答えさせていただきます。

中学生の通学路に限らず、児童生徒の通学路につきましては、予算の範囲内において関係機関と協議しつつ、優先的に維持、整備を基本としているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) まず、①なのですけれども、私はヘルメットが調節可能というのを知ら

なかったのですけれども、事故に遭ったお子さんというのは、ヘルメットは小学校のときに買ったのを、もう一度中学校で買い直すようなのですけれども、ヘルメットに詰め物をしていただけです。ヘルメットが大き過ぎるというのがあって、どのくらいまでの範囲でヘルメットを調節することができるのですか。大体子どもの頭というのは、54センチから57センチぐらいだと思うのですけれども、中学生の子どもというのは。その点については把握なさっていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えさせていただきます。

現在、町で購入して、中学1年生に6年生の卒業式の日配布して、中学生になりましたら使用していただいているところがございますが、こちらにつきましてはサイズはフリーサイズでございますが、56から61センチ程度で調節できるようなものとなっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、一番小さいので56センチで、中学生は56センチぐらいが一番小さい頭、頭囲というふうなことで考えてよろしいのですか。それよりも小さい子どもさんというのはいないということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えさせていただきます。

個人差はあろうかと思しますので、必ずしも56センチのお子さんが一番小さいとは限らないとは思いますが、詰め物をして使っているというようなことは聞いてはおりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。

嵐山町のヘルメットは、安いけれども優秀なのだと思いましたけれども。持ち物のバランスなのですが、中学生の持ち物というのをなかなか調べることができなかつたのですけれども、越生町で、越生町の議員が調べてくれたのと、私の孫が中学生でいるので、それを調べたのですけれども、中学生は月曜日が9.2キロ、越生の場合ですよ。火曜日6.3キロで、平均が7.3キロでした。ということは、大体2リットルのペットボトルを3本と、1リットルのペットボトルを1本、いつも持っているということになるのです。

東京なのですけれども、東京都の場合は、これは1週間の平均が6.7キロだったのです。そして、パソコンが1.2キロで、一番重いときは7.8キロだったのです。これもやっぱりペットボトル3本分と1本分、2リットルと1リットルを大体毎日持ち帰っているのだなというふうな感じだいて、中

学生も期末テストとかそういうときになると、一遍にたくさん持って帰るらしいのです。そうすると、やっぱり9キロぐらいにはなってしまうらしいのです。そういった問題があって、一遍嵐山町ではどのくらいの中学生在、どの程度の荷物を持っているかというのを調査したほうがいいと思うのですが、その点についての調査はありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

今回、議員さんのほうからこのようなご指摘をいただきまして、各学校に調査をいたしましたところ、荷物の重さでございますが、小学校で多いと、軽い日は2キロ程度の日もあるようでございますが、多い場合には6キロを超えるような場合もございます。中学校でも同じように、軽い日では2キロ程度でございますが、重い日は10キロ程度という日もあるようでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、その10キロぐらいのときというのはいろいろなものがあるのだと思うのですが、それは置き勉という形でも、学校に置いておくということではできないような状況であるのか、伺いたいと思うのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

この重い日ということですが、例えば学期の終わりや学期の始めに荷物を持って帰る、あるいはまた学期始めに持ってきて使う、そういうようなときを想定しているかと思えます。ふだんにつきましては、家に持って帰らなくても大丈夫な教材につきましては、学校のほうに置いている状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 平成30年の12月ですか、文科省から通達が出ていますよね。子どもに対して、学期始めや学期終わりに関しては一遍に持ってこないように、少しずつ持っていくようにという指導がされていたり、置き勉という形が指導されているのですけれども、それについてはどのような考え方で子どもたちへの周知をしているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

文科省のほうから、いわゆる置き勉の推奨という形が通達が出ているのは承知しているところで

ございますし、このことについては各学校にきちんと周知しているものでございます。原則的に、一遍に物を持ち帰るような指導というのは、学校では行っていません。学期末や学期始めに物を持ってきたりするときというのは、基本的には計画的に持ってくることになるのですが、例えば学期終わりに全て荷物を持ち帰るときも、段階的に持ち帰るということを子どもたちには指導している中でも、やはり中学生ですから、それを自分で考えて順番に持って帰ればいいのですが、なかなか指導の中では、そうは指導をしても最後にまとめて持って帰るお子さんとか、そういったことが出てしまうことは正直ございます。

ですから、今日はこれを持って帰りなさいと、中学生ですので、そこまでの指導はしていないのですが、まとめて全部を持ってきなさいとか持って帰りなさいという指導はしてございませんし、置き勉のほうは、現在は必要ないものは学校に置いておく、家での学習用には使わないものであったり重たいもの、また辞書なんかも学校で用意したりと、そういう配慮はしているところでございます。ですから、中学生等につきましては、計画的に自分で終わりを見て、そこを考えて持ち帰るということも、併せて学校の中で指導していかなければいけないことかなとは捉えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次へ行きます。

学校の中で、例えば私も思うのですが、習字道具とかそういうのはもう中学生はないのですか。習字道具とか絵の具とかは、常に学校に常備しておくという形で、子どもたちが持ち帰りが不必要というふうな形の置き勉というか、教材の設置というのがあってもいいかなと思うのですが、その点はどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 書道の道具や絵の具の道具は個人のものでなくて、学校に設置という形の考えでよろしいでしょうか。

まず、絵の具の道具、書道の道具も、書道も中学生も使いますので、こういったものは基本的には学校に置いてございます。ただ、夏季休業中だとか冬季休業中に家庭において課題を行ったり、そういったときには持ち帰ります。これらのものは、基本個人のもので考えてございますが、先ほど私の答弁の中でも少し言わせていただきました国語辞典ですとか漢字、漢和辞典ですとか、非常に重いですね。こういったものにつきましては、学校の教科指導で使うのですが、子どもが持ち帰るのが大変なので、学校に指導する分だけは買い置きをしてございまして、学校にあるもので辞書の指導であったりというのを使えるような形で、重たい辞書を持ち帰るといったことは、学校でそろえて軽減を図るところでございまして。

ただ、絵の具の道具、書道の道具につきましては、家庭科の道具等もそうですけれども、基本的には個人のものであるということですので、今のところ、そういったものに関して学校で一括購入をして、備品として置くという考えはございません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次、中学生の通学路の安全なのですけれども、これに関して言うと13歳未満の子どもは、70歳以上の人は歩道を自転車で乗ってもいいのですよね。横断歩道なんかも、全部降りて歩かなければいけないということになっているのですけれども、そういったことも含めて、今の歩道というのは、玉ノ岡中学なんかを見ていると、やっぱり歩道を通っていますよね。そういうふうなことの指導というのはどうなっているのか伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 玉ノ岡の指導ということで特化して申しますと、玉ノ岡中学校の杉山公民館から役場のほうに向かってくる道路がずっとございますが、あの歩道というのは、自転車通行が可になっているところでございます。ですから、そこは自転車で通らせるのですけれども、やはり中学生が自転車で通るということは、歩行者のほう歩道は優先ですので、そういったことを併せて、歩道内を走るときには歩行者優先ということも併せて学校では指導してございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 難しいと思うのですけれども、小さい子どもが、体格の小さい中学生が重い荷物を持って歩道を歩くというのですか、それは結構バランスが崩れて難しいのですけれども、そこら辺に警察との関係って難しいかなと思うのですけれども、どのような指導がされるか伺いたいと思うのですが。子どもの体格に関係なく、やはり交通基準を守らせるという形になりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 まず、交通のルールというものは、これは守らなければいけないものだと思っております。ただ議員おっしゃられるように、重たい荷物を高い位置に置くというのは、バランスが非常に取りづらい。ですから、玉ノ岡中学校も子どもが自転車に乗る際には、荷物はくくりつけたり後ろの籠に入れて、特にそれから玉ノ岡中学校の場合には、ほとんどの子どもたちが、その荷物が揺れないようなカバーをかけて、ファスナーが閉まるようなものを設置しているかと思っております。そういったことで少しでも重心を低くすることによって、自転車に乗るときも、転がすときも、できるだけ倒れにくい。もちろん、それで絶対に倒れないわけではないのですけれども、そういった

ところは指導してございます。

体格によって、先ほどの交通ルールにおきましては、私のほうでルールは守るべきだというふうにお答えを申し上げましたけれども、これは以前に私が玉ノ岡中学校に勤めているときに警察の方に、玉ノ岡中学校から杉山公民館に行く間の下り坂については、たしか自転車通行可の標識はなかったかなと思うのですけれども、中学生が低学年とか危ない場合には、原則は車道が原則ですが、危ない場合には気をつけて乗ってもらっても大丈夫ですよというようなことを、お話をいただいたこともございますので、その辺りにつきましては十分安全を、もちろん第一義的にはルールを守ることが一番ではございますが、どうしても車の通りが激しくて危ないときには、そこを一時的にゆっくり通らせてもらうとか、そういったことは命を守る意味では子どもたちに指導をしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 通学路の安全なのですけれども、歩道の安全というのは、歩道の確保というのは難しいなと思うのですけれども、実際に私も自転車でいろいろ動いていると、やっぱりここは自転車で危ないなというところが多いのですが、それに関してはなかなか要望も通らないということもあると思うのですが、どの程度要望というか、自転車の道路に関しての要望というのはどのくらい出ているか伺いたいと思います。自転車通学路に関して。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

通学路等に関しましては、先日の地域支援課長の答弁もございましたが、PTAからよく要望が来ておりまして、このところ辺は危ないというふうに出てきますので、基本的には毎年ではないですけれども、PTAさんからは要望が出ております。件数については年によってばらばらでございます。ただ、先ほど申しましたとおり、全て完璧に解決というのがなかなか難しいものでございますので、ラバーポールを立てたり白線を引いたり、そういう対応をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。雨の日の安全の確保はいいとして、次小学生のほうに行くのですけれども、小学生の平均時間が50分とかになって、今のお話ですと、子どもたちの荷物というのはそれほど多くないような感じなのですが、私が小学校4年生のお子さんを持っているおうちに聞いてみたら、算数と国語と毎日のセットで5.3キロだそうです。そして、月曜日と金曜日は体育着と給食着と上履きを持って帰るそうです。そのほかに書道具と絵の具のセットがあつて、通学時

間が45分で坂道があると、これは本当に厳しいものがあるというのですけれども、そういったことをやっぱりもう一度。だから、2キロというのはちょっと分からないなと思ったのは、ランドセルなしで2キロなのですか。大体子ども、小学生の持ち物というのは6キロぐらいになるというのが、日刊工業のほうで新聞で出ていたのですけれども、ちょっと嵐山町のは少ないのかなと思うのですけれども、その点についていかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

先ほどお伝えしました一番軽いときに2キロというのも、学校のほうで調査していただいた段階ではランドセル等の重さも含むもので、軽いときであればその程度の日があったということでございます。重い日につきましては、6キロを超える日もございますが、そういった中でランドセルの重さというのはおおよそ1.4キロ程度を想定しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 遠距離通学のお子さんにとって4キロとか5キロとか、2キロぐらいというのは、多分小学校1年生の子どもが軽いのを持っていくくらいだと思うのですけれども、遠距離通学のお子さんにとって、これは結構厳しいものがあるというのを聞いているのですが、その点についての遠距離通学のお子さんに対しての配慮というのはいないですか。特にない。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 遠距離通学の子どもに限って配慮ということではないのですけれども、やはり実は教科書が以前に比べて厚くなっているという現状はございます。そういったことを考えますと、学校のほうで引き続き、先ほど私、中学生のほうはある程度自分で考えることも必要だという話を申し上げましたが、小学生については、やっぱり学校のほうで置き勉といっても、今日はこれは必ず持ち帰りなさいというものと、持ち帰らなくても大丈夫ですよというものを指導する中で、荷物の軽減というものは図っていく。これを引き続き丁寧に続けていくしかないかなと捉えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 小学生に関しては、これからも遠距離通学の子どもさんが多いので、置き勉というのの空間があまりなくて、教室のほうを見て、それは志賀小のほうなのですから、教室のほうを見たのですけれども、一緒にまとめて置き勉というふうな形になっているのですけれども、こういった空間というのは教室の中にかなりあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

学校に置いていく教材につきましては、議員さんがおっしゃっているようなまとめて置く場所も用意されているかと思いますが、そのほかにロッカーですとか、あるいは机の中に置いても構わないと思いますので、置く場所につきましてはあると考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 学校校舎の老朽化についてです。

10月25日と26日、学校校舎を見てまいりました。学校再編については異論があるわけなのですが、それ以前に菅谷小、七郷小、玉ノ岡中、菅谷中についての施設老朽化についての対応が必要だと思います。特にこれは私が思ったのですけれども、同じ学校でもこんなにメンテナンスに差があるのは、問題が大きいかなと思って見たのですけれども。

1番として、菅谷小についてです。11月下旬より雨漏り対策として、教室棟の3階にある4年生を教室棟1階、5年生を管理棟2階と3階、6年生を教室棟1階に移し、なかよしクラス2クラスを管理棟2階に1クラス、通級クラス2クラスを管理棟2階のPCルームに移動、教室棟3階は全面的に使用しないということですが、菅谷小は取り壊しが無い予定なのですが、トイレの壁と洋式化と臭いについての改修の考えを伺います。

それから、2番目として体育館の照明のLED化、トイレのバリアフリー化、洋式化についての計画を伺います。これは菅谷小に関しては、体育館は残っていくわけですから。

(2)として、七郷小についてです。2年前ですけれども、七郷小の男子トイレについて、子どもたちがペットボトルで水を流していたという衝撃的な事実が伝わったわけですが、それが問題になったわけですが、壁内部の配管を修理するのではなくて、手洗いの水道管から配管して水が流れるようになっているトイレと、教頭先生が毎朝トイレ掃除をして、子どもたちに臭いが気にならないように配慮しているトイレがありました。教頭による毎朝のトイレの清掃は過重労働であると考えられるのですが、トイレは子どもの健康上重要であり、トイレの洋式化、男子トイレの配管工事を行うべきであります、考えを伺います。

②として、七郷小を現計画では取り壊す予定はないのですけれども、屋上防水シートの部分的な張り替えをしているわけですが、令和11年度後も七郷小施設3階の特別教室も活用できるようにすべきだと考えるのですが、必要な改修の考え方について伺います。

③、玉ノ岡中についてです。町で一番新しい学校施設ですが、耐震改修をしていないために見た目がきれいではないです。現状では大規模改修をせず温存することになりますが、各階にトイレは男女1か所ずつは洋式化されていますが、男女とも身体が成長する時期であり、トイレにつ

いても洋式化を急がれるとありますが、考えを伺います。

②として、男子トイレの配管は、悪臭を防ぐ工事が今後とも必要であると考えますが、考えを伺います。

③として、階段のエントランスの雨漏りがあるということですが、改修についての考えを伺います。

④として、体育館は社会体育で利用されています。トイレのバリアフリー化、洋式化、災害時の避難所として活用できる改修の必要性はあるのですけれども、その考えを伺います。

(4)として、菅谷中についてです。トイレの洋式化を今後どのように考えていくかを伺います。

それと、(5)ですけれども、駅東側の学校施設についてですが、再編後施設を利用しないということを前提で改修せず放置するのか、それとも何らかの形で利用を考え、施設維持のための改修を進めていくのか、管理者の考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目2の1につきましてお答えいたします。

①といたしまして、現在在籍している児童の安全が脅かされる事態は改善しなくてはならないと考え、雨漏りの対応をいたしました。今後も安全対策工事など必要なことは対応してまいります。トイレの臭いは教育活動に支障が出るものであるもので、対応したいと思います。

トイレの洋式化について、現在具体的な計画はございませんが、必要な修繕を行う際に洋式化を選択肢に入れて検討してまいります。

②といたしまして、現体育館は再編後も使用する予定です。しかし、築年数も経過しており、いずれかのタイミングで大規模な改修が必要となると考えます。そのタイミングに合わせて、LED化やトイレのバリアフリー化、洋式化を検討してまいりたいと思います。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。①といたしまして、七郷小学校の水道配管は老朽化が大変進んだ状態です。七郷小学校のトイレ配管工事を行うためには、配管の全面的な改修が必要な状態であり、高架水槽から水を全面的に止めて工事を行う必要があります。大規模な工事となり、長期にわたって水を止めなければならず、子どもたちの学校生活に大きな影響が出るのが推測されるため、現在予定はしておりません。必要な修繕を行う際には、洋式化を選択肢に入れて検討してまいります。

②といたしまして、統合後の学校施設・用地の利活用は、現在町プロジェクトチームで検討中であり、結論は出ておりません。したがって、計画的な防水シートの張り替え修繕の予定はございません。校舎の利活用が決まったところで、修繕を行うかどうかが決まるものと考えております。

なお、今後も雨漏り等、子どもの教育環境に大きく関わる事態が生じた場合には、必要な修繕、必要な対応を講じてまいります。

続きまして、(3)につまましてお答えいたします。①といたしまして、トイレ洋式化の具体的な計画はございません。今後、必要な修繕を行う際、洋式化を選択肢に入れるなど対応してまいりたいと思います。

②といたしまして、トイレの悪臭は子どもたちの教育環境に悪影響を及ぼすものですので、改善に取り組んでまいります。

③といたしまして、雨漏り対策は9月補正で予算を確保できましたので、年度内に対策工事にて対応いたします。

④といたしまして、今後必要な修繕を行う際、洋式化、バリアフリー化を選択肢に入れるなどして対応してまいりたいと思います。

続きまして、(4)につまましてお答えいたします。現在、菅谷中学校のトイレ洋式化の具体的な計画はございません。

続きまして、(5)につまましてお答えいたします。駅東側の学校の校舎については、学校として活用している間は、子どもたちの安全を守ることを第一に修繕してまいります。再編後の七郷小学校、志賀小学校、玉ノ岡中学校の校舎及び跡地の利活用は、現在町プロジェクトチームで検討中であり、決定しておりません。その方針の決定に基づき、施設の維持のための修繕を行うかどうか決定していくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 菅谷小のトイレの洋式化なのですが、これは私、学校トイレというのをずっと探していたのですが、トイレの配置基準というのが、子どもの人数に合わせて幾つぐらい必要かというのが出ていないのです。それがないので分からなかったのですけれども、労働基準法でいくと、大人だったら何人に対して1人幾つというのがあるのですけれども、子どもの学校の場合は休憩時間に使うわけですから、それで洋式化のものが各トイレに1つずつというのは、やっぱり問題があるかなと思うのです。

少なくともあと5年間、5年間はあそこを使うわけですから、そのときの対応というのは、親御さんにとっては、今の家庭は全部洋式化ですから、トイレの和式の練習をさせる場がないわけです。それを考えますと、早い段階で洋式化について、これが本当に難しいなと思いながら、なくしていくものに洋式化というのは非常に予算の要求するのは苦しいなと思うのですけれども、1か所に最低2つぐらい。志賀小はすばらしいなと思ったのですけれども、大体全部ほとんど洋式化で、5つあっても4つは洋式化というふうな感じですよ、トイレ内容自体が。だから、同じくらいまではいかないとしても、5つあったら3つぐらいは洋式化にして、女の子の場合そうですし、男の子の場合もそういうふうな形に計画的にやって予算を取るべきだと思うのですが、その点について再度の考え方を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

トイレの洋式化というのは、子どもたちにとっても、保護者にとっても大きな関心事だと思ってございます。私も洋式のトイレの数というのは、一定数必要だと考えております。ただ、議員おっしゃられるように、これから統廃合を進めていく中においてどうやって進めていくかという中で、やはり今から計画的に何年度に何個直すというのは、なかなか計画が今立てづらいし、立てていない状態でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように子どもたちの生活に対して、例えばトイレが故障しているところができたり、修理をしなければならないと。そういう状態ができたときには、そこを修繕をどうせするならば、洋式化で修繕して、コストがそんなに変わらないのであればそうしようという、そういう必要な修繕はきっちり行わなければいけないと思ってございますので、そのときの対応として洋式化を考えるというのが今考えているところで、具体的にあと5年間、確かに5年間の間に小学校6年間まで大部分を過ごす子どもがいることは重々承知はしているのですけれども、具体的に今の段階で計画的にトイレを増やしていくというのはない状態でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） トイレの洋式化に関しては、1基70万から100万でしたか。それを幾つ造ったらいいかというと、やっぱり1つの棟に、各棟に1つずつでも増やすと、2か所ずつで、菅谷小の場合は2か所ずつで12くらい造ったらいいのですか。取りあえず2つぐらいずつやっていくとすると。そうすると、12掛けるの100万として1,200万円ですよね。そのくらいの予算をある程度つくって、そしてやっていくというほうがいいかなと思うのですよね。そうでないと子どもたちに対しての清潔さとか、親御さんに対しては和式のトイレを練習するところがないわけですから、役場に来て和式のトイレの練習をするというわけにもいかないでしょうから、それはちょっと早急でも考えたほうがいいと思うのですが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 今、議員さんのほうから大体概算で金額もお話しいただきましたけれども、それもやっぱり小さな額ではないかなと思ってございます。ただ、そういった中で予算ですので、学校再編がこれからあると、やはりそこに対するお金というのも非常にかかってくるかなと思ってございます。これにつきましては、確かに洋式のトイレがあることは必要だと思ってございますが、町の中の財政の関係もございまして、そういった中で、もちろん確保ができていけば直していくということも可能かと思うのですが、お金のかかることではございますので、全体で考えていかなければ

ばいけないと思っています。したがって、今現段階では、計画的に何年に幾つというところまでは至っていないところでございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これに関して私もちょっと、何年前ですか、12年前ぐらいに最初のトイレの洋式化の質問があったと思うのです。私ではないですよ。今の議長からあったと思うのです。それから全然なかなか進まなくて、この状況になっているわけなのですけれども、やはり今の状況の中で、親御さんたちというか、菅谷小に通学してくるお子さんの親御さんたちって、やっぱりそれが一番気になるかなと思うのです。そこのところを解決してあげることが、予算の問題ではなくやっていかなければいけないもので、予算要求をしていただきたいと思うのです。そうでなければ、これは予算要求がなければ進まないわけですし、菅谷小のトイレを見たのですけれども、これは危ないという、トイレを改修しなくてはいけないというトイレは1つか2つだったと思うのです、絶対にやらなくてはいけないと思うのは。それ以前の問題としてやっていかざるを得ないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ここで再編の計画の方も発表させていただきましたところですので、あと5年間という期間をどう考えていくかということ、それからトイレの洋式化というご提言もいただいておきますので、この辺りに関しましては真摯に捉えて、内部で十分に検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 体育館のことなのですが、今体育館の照明、随分消えているのですよね。それでLED化をというふうに思っているのですけれども、これも大規模改修となると、大規模改修はいつぐらいの時点になるか。再編が終わってから、再編後にどのぐらいの間隔でやるのかなど。11年に終わって、それからすぐ大規模改修というわけにはいかないでしょうから、随分後になりますよね。その点も考えると、今の段階でLED化が予算としてどのくらいかかるか分からないのですけれども、リースでやっていくという方法もありましたよね、かつて。そういったことも考えて、一度考えたほうがいいのかと思うのです。災害時の一応は防災拠点になっていますから、その点も含めていかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 菅谷小学校の体育館ですけれども、統合が終わってどれぐらいのスパンでその間隔を取って改修するかということは、まだ具体的な計画は実は立ってございません。状況によっては、すぐにやらなければいけないかもしれませんし、状況が持てばもう少し修繕をして、少し間を空け

るかもしれませんが、こちらのほうは今の体育館の状況を、今統合の途中であったり、統合の中では体育館を建て替えるという計画は現在ございませんので、今体育館の見積もり等もどれくらい費用がかかるかというのを取ってございません。

ただ、統合のこれから準備を進める中で、体育館ということも視野に入れながら、体育館のどの程度の補修が必要なのか、いつぐらいに改修が必要なのか、経費はどれくらいかかるのかということにつきましては、統合が終わってからということではなく、並行しながらその部分をしっかりと研究をしてまいりたいと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、ちょっと時間的なものもあるので、5番に行きたいと思います。

駅東側の学校なのですが、プロジェクトチームの跡地利用の考え方ができないということなのですけれども、私はずっと説明会とかを見ていて、このままの形で駅東側から学校がなくなっていくということに関しては、北部の方と、それから菅谷地区の方との間で分裂が起きて、多分学校の子どもたちの関係性も決していいものにはならないというふうに考えているのです。

今、私自身が考えているのは、多様性の学びの学校というのが今出ていまして、多様性の学びの学校だと思うのですけれども、それは1月に私も八王子の高尾山学園というのに行くのですけれども、それとともに鎌倉でも今度あるし、ぼちぼち出てきていて、全国的には300校を多様性の学びの学校を、学びの多様性だか、ごめんなさい、どっちかあれなのですが、目指すという形なので、それを私はいいのかなというふうに思っていて、多様性の学びの学校というのを始めから造りますと、今度立地適正化計画の中に、公共交通も一緒につくらなくてはいけないというのがありますよね、立地適正化計画は。

これから立地適正化計画をつくって補助金申請するわけですけれども、その中で考えていかざるを得ない問題として、菅谷地区と、それから北部地区の分裂をなるべくなくす。そして、なるべくそうしないような形を持っていくというまちづくりの姿勢が必要だと思うのですが、その点について、跡地利用のプロジェクトチームというのもいいのですけれども、考え方として、やっぱり菅谷小ではなくて、北部地区に学校を何とかして残すというふうな考え方を持っていただきたいと思うのですが、その点についてのことを伺いたいです。町長でいいのかな、それは。無理。

○森 一人議長 答えられるところで、教育長、結構ですが。

答弁を求めます。下村教育長。

○下村 治教育長 議員お尋ねの学びの多様化学校の設置についてということでございます。

今、不登校の問題というのは非常に大きな問題になっているので、多様な学びの場ができるということに関しては、私はいいことだと思っております。ただ、この今学びの多様化学校の設置の要綱のほうで、文科省から出ているものが令和5年につくり直すことになっているので、今の造り方に対して、私は令和2年に出た資料しか見ていないのですけれども、基本的にはこれって学校指

定を、これは教育課程の特別校として文科省に申請をして、その学校そのものを、そのことに特化した教育課程を組む特別な学校を造ることになります。

それから、通学範囲もどの程度なのかなと思って調べたのですが、なかなか具体的なことがないのですが、既に設置されている全国で24校ありまして、うち公立は全国で14校、埼玉には1校もないと思いますけれども、公立でやられているところを見ますと、どこも市町村立で建てていますので、通学範囲は基本的には市町村内なのです。その設置市町村内。

ですから、そういった意味では、嵐山町の子ども数を考えたときに、そういった学びの場があることというのはすばらしいことだと思っているのですけれども、町の中だけでどれだけのニーズが、今町の子もたちで不登校ということで課題を持っているお子さんは、広域適応指導教室であったり、それから福祉のほうの子ども家庭支援センターであったり、それからフリースクールであったり、オンラインのところに入って、そういったところも、学校では全て学校の出席と同じような形できちんとした教育を行われていけば支援しておりますので、まずはそういったところを教育委員会としては支援をしていければと思っています。

学びの多様化学校の存在は承知はしておるところなのですが、まだそれを教育委員会としてはこれを建てることでどれくらい、このことというのは目的は不登校の子どもの支援、学びの多様化を担保するものだと思っていますので、そんな形で担保していますので、今現在教育委員会サイドとしては、今の不登校支援の中に、この学校を町の中に建てなければ支援が届かないというところまでは考えが至っていないところです。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、跡地利用という考えではなくて、学校を駅東側に残すという視点で、今の段階だと適当な場所はどこというふうに申し上げませんけれども、あるというふうに考えています。そして、今令和5年11月の文科省の、11月だったと思うのですけれども、私も見たのですけれども、300校にしていくこと。そして、将来的には町村立のほかの地域からも入ってこれるようにするということが、柔軟なのですね、あれ。学びの多様性学校だから、学校のやり方自体も柔軟に文科省は考えていて、特に令和5年になってすごく不登校が全国的に増えていますよね。だから、どういうふうにしようかという形を出しているの、それを見るとかなり柔軟なのです。

なので、初めから学校を残せという考え方ではなくて、跡地利用という形ではなくて、学校を残す、どこかに学校を残すという考え方でいくと、また違った道ができていて、そして立地適正化計画もその形でやっていくと、住宅地などの、住宅地ではないのですけれども、学校施設も教育施設も、この立地適正化計画の中に入るので、今のところでは菅谷にある小学校と中学校だけが教育の立地適正化計画の中に入っていますけれども、もう一つ、北部地区に立地適正化計画の拠点となる教育施設があれば、それでそれをつないで地域公共交通網ができるわけです。そういうふうに私

は読んだのですけれども。

そうすると全く違うことになるので、今のやり方で、今の嵐山町の進め方だと、北部地区と菅谷地区が全く分断してしまうので、特に大人の方の考え方ですよ。それが多分、子どものいじめにも、クラスの中でのいじめとか格差にもなってくるので、遠距離から通学してくるといのは、それだけ子どもにとって負担なことですから、それを変えるためにも、そういった考え方があってもいいかなと思うのです。今のやり方だと、私はちょっと問題があり過ぎて、嵐山町自体が分断されていくという問題があって、それを解消していくための一つの方向というのですか。もともと地域に何も決定権がないということがあるので、今の仕組みですと、北部地区に何の決定権も、話し合う機会もなく、説明を聞いて、それに対しての質疑で、今の学校再編のことを少しずつ修正していくやり方ですよ。そうではなくて、学校を1つ残すというふうな形を取っていくと、また話が違ってくると思うのです。それに関しての考え方を伺いたいと思うのです。

文科省からは、令和5年11月だと思うのですよね。出ています、新しいのが。たしか令和5年だったと思うのだけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 もし、もう出ているのであれば、私のほうの落としかもしれません。文科省のホームページには、令和5年度末に発行するというふうに書かれておりましたので、今私のほうは、令和2年1月に出ている不登校特例校の設置に向けてということで、設置の仕方等を見ているところでございます。

この中に細かな設置の基準であったり、いろんなものが全て書かれておりますが、私申し上げましたとおり、これに従っていくと、今北部地区の子どもたちの交流という話があったのですけれども、これは特例校なので、校を指定しますので、特に公立の場合には自由に入れる場合ではなくて、原則的には、今この令和2年度現在で考えられている特例校に入れる子どもというのは、30日以上欠席があって、そういったことで不登校として認められている子が入って、そういった子を入れて、全国でもほとんどのところが公立のところはそういった形で、学校によっては30日に満たなくても、教室に入れられないために、またはほかの施設に行っているために、学校に実質来る日はそれに至っていないけれども、欠席はそれより少ないという子も認めるという学校はあるのですけれども、そのことが基本になっているので、北部地区の学校という形で今私の認識では、不登校の特例校が仮にできたとしても、それは不登校の特例校で、地域の子どもたちがそこに通ってくる学校ではなくて、そこは不登校の子の支援に特化した学校として、これは文科省の教育課程の認定が学校として認定するというようになっておりますので、そんな形になるかと思っております。

もちろん、東京都のように東京都型の新しい学校の形ということで、東京都が出していて、分室というものを、将来的に分室を学校に変えるのであれば、分室を認めるという、東京都型って造っ

ているところもございますが、まだ埼玉県の方では1校もないというところから、そこまでなかなかいろんな情報がなく、私のほうもこの見ている情報だけで判断してございます。

ですから、今の段階においては、これを設置してということが、どれくらいこのことというのが今の再編と関わってくるのかということに関しては、関連については検討もしてございませんし、今のところこれを建てるという考えは持っていないところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ごめんなさい。私も令和2年の1月のを読んでいて、それだと思うのです。ごめんなさい。

ですけれども、いろいろな状況を見ていると、不登校特例校を学びの多様性の学校というふうに名称が変更したのですよね。そのくらいやっぱり文科省も、今の令和4年の不登校の状態に関しての考え方で何とかしなくてはいけないという形で、かなり柔軟な形になっているので、逆に言えば、そういった向きがないのであるのならば、嵐山町でそれを設立していくという方法もあると思うのです。それを、北部地区の学校がなくなるということは、それがあつて不登校特例校、ごめんなさい。そういうふうな形であっても、学校があるということがどんなに地域にとって重要なことか。小学校があるというのは、地域の文化を今まで支えてきたというものが、全くなくなってしまうわけですから、その考え方を柔軟にしていく必要はあると思うのです。ですから、文科省のことを、逆に言えば進めていくという形で話すよう持つていくことが必要だと思うのですが、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 不登校特例校のことにつきましては、引き続き十分な研究をしていく必要があると思っております。

ただ、もし北部地区ということで、今後統廃合に関わってくる学校の跡地ということをお考えますと、この学校という選択肢も一つ、跡地利用の一つの選択肢になるかと思っております。そういたしますと、今後どうやって跡地を活用していくかということは、町のプロジェクトチームで話し合っておりますし、また町民の皆様からも声を聞くという昨日の答弁もございましたので、その中で考えていくべきだと思っておりますので、この段階で学校の跡地利用を不登校特例校としてということは、ここで断言ができるものではございません。総合的に跡地の中の一つの選択肢として考えていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 時間がもったいないのですけれども、跡地利用だと、今度立地適正化計

画の中にはそれが入らないですよ。立地適正化計画の中に入れていって、ある程度の予算を取っていくという形を考えていかないと、実際に私は具体的には七郷小を考えているわけなのですが、七郷小の修繕も、そこで長寿命化計画みたいな形ができるだろうなというふうに思っているのです。それを考えると、やっぱり跡地利用という形では難しいというふうに思うのです。

だから、そのところをはっきりさせたいと思うのですけれども、今後のことでプロジェクトチームで跡地利用という形になっていても、立地適正化計画の中にそれが入っていけばいいので、立地適正化計画の中に入れていくと、地域公共交通も含めた問題が解決できるわけですよ。その視点を持たないと、学校統合だけでなく、嵐山町全体のまちづくりを考えていくという視点が欲しいなと思うのです。だから、このところであえて言っているのですけれども、どうでしょうか、町長。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

話を丁寧にさせていただきたいと思います。これ大切なポイントでありますので。今までの渋谷議員の発言の中にも、地域の方たちの意見がほとんど反映されていない、決定権がないのだというようなご主張がありましたけれども、それは審議会の中には、18名の審議会のうち7名が北部地区の方で占められているわけです。そして、その方たちにも各学校あるいは保育園、幼稚園、小学校、そういう代表、そういった方々には、この会議が終わった後、地域の方はどう考えているのか、学校の方はどう考えているのか、それをちゃんとフィードバックして、次の会議のときにはちゃんとまたそれを反映した形でご意見を述べてくださいというようなことで進めてきているわけでありまして、北部の方たちの意見が全く反映されていないというのは、そういうことは全くないというふうに私は思っております。

それからあとは、七郷小学校をどうにか残せないかと、これは私も同じような認識がなかったわけではありません。ですから、審議会のほうから答申を受けて、その後また教育委員会のほうでそれを基本にして統廃合の再編の案をつくって、そのときにも議論しましたし、またそれから最終的な基本計画を達成するというときも、総合教育会議の中で、再度私はその件について問いました。いろんな説明会のこと、パブリックコメント、様々な方たちからの町民からご意見をいただく中で、どうにか七郷小学校を残せないかという意見が非常に強いように思うのだけれども、どうですかと、その辺のところはちゃんとクリアできたのですかというような話で、1回目のときには、私が満足いくような回答はいただけませんでした。

ですから、流会にして、もう一度しっかりと説明できるように準備をしてください。ちゃんと説明してくださいということで、再度総合教育会議を開かせていただいて、そのときには様々な観点がありましたけれども、まず第一に七郷小学校が今建っているところ、かなりの部分が土砂災害警

戒区域、中には特別警戒区域も入っているのです。だから、そういう意味においては、そういうことが今の段階で分かったとするならば、これから何十年も使い続けるそういった小学校を、そういう場所に造るということは、まずもっていけないだろうということがまず大きな判断の一つ。

それからあとは、複式学級がもう7年度くらいからは実施せざるを得ないということもあった。複式学級を全て否定するわけではないけれども、メリットもあるけれども、デメリットのほうが圧倒的に多い。グループ活動にしても、あるいは様々な意見を集約する、そういった点からも教育的効果としてはやはり避けたい。

それからあとは、また議員さんのほうから、小規模特認校にするのはどうか、そういうご意見もございました。それに関してはどうですかというふうに私のほうで問いかけたところ、そういうことをやったとしても、七郷小学校の生徒にとっては何のメリットもありません。そして、ほかからこういう状態になっているところに来るということは、非常に考えづらい。実現性は非常に低い、そういうこと。

それからあとは、小中一貫ということが大変大きな教育の中心になりますので、そうするとこの学校だけがこういうふうなところにあるということは、小中一貫校を進めていくにおいても大きな支障が出る。そういう様々な関係の中から、最終的にはこういう決断をさせていただきました、決定をさせていただきましたということで、そういうふうに基本計画も決定をさせていただいたわけでありす。

それで、町のほうとしては、では教育委員会のほうでそういう形で計画をつくったのであれば、今渋谷議員がおっしゃったように、今度はこちらのほうの菅谷地区あるいは南部地区、北部地区との亀裂、これがさらに深まってしまう可能性がある。私もそれは心配をしています。ですから、そういうふうにならないためには、町として何をすべきなのか。そして、ああいった地域をどういう形で活用していけばいいのか。その議論をこれから本格的に進めていく。

そして、跡地利用の議論に関しては、もう既にスタートしていますから。ただ、このところでしっかりと計画も決定をいたしましたので、決定をしたと同時に、今度は跡地利用の議論も、さらにスピード感を持って進めていかなければならない。その大前提となるのは、地域の人たちのご意見、そういったものをしっかりと今まで以上にお聞きをするというようなことで、町のほうは考えている。だから、そのような心配があるけれども、その心配をどういうふうにするか、10あるのを9にして、8にして、6にして、3にできるのか。そういうところで、町としてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 渋谷委員、このままこの項目は続けますか。次に移るのであれば、休憩入れますけれども。

○12番（渋谷登美子議員） 一言言います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私、跡地利用では、立地適正化計画の中に入っていないだろうということがあって、そのところを見直してほしいと思っているのです。立地的正化計画で、今菅谷小中学校を造るわけですから、そのところを含めて考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 そういうことは、今ご提案がありましたけれども、今考えておりません。今までの状況のずっと推移を見れば、それはもう明らかだと思いますので、この段階でそういった方向性にかじを切るということは考えておりません。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時25分といたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時25分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第12番、渋谷登美子議員からどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 3番の国保会計についてです。

埼玉県は、国保税納付金算定額の算定の統一化を予定しています。この統一化による町民への影響を伺います。町では平成27年当時、国保会計では法定外繰入れを行っていましたが、令和3年において法定外繰入れをやめて、国保税によって国保会計を維持しているということになっています。令和4年度の決算数値から、被保険者数は3,652人、そのうち53.1%の1,965人が高齢者であり、これ以上の国保税の値上げは町民への生活の影響が大きいので、伺います。

（1）として、国保加入者は低所得者が多いわけですが、現在町の1世帯当たりの国保税は14万5,324円であり、国保加入者の平均所得と加入者1人当たりの所得に占める国保税率を伺います。

（2）として、国保加入者は自営業、農業のほか非正規雇用が多く、非正規雇用の割合、独り親世帯の割合の把握を伺います。

（3）として、低所得者世帯3人目以降の子どもの均等割額を全額免除とする子育て支援策がありますが、国保加入世帯2,458世帯のうち、対象となる世帯数と子ども数、免除額を伺います。

（4）として、社保、公務員共済は被用者の所得が社会保険料の対象になりますが、国保は家族が税の支払いの対象になっています。社保、共済等において、子どもは税支払いが必要ではありませんが、同じことを言っております。すみません。子育て支援策として不平等です。子ども家族の

均等割を免除する制度を町の子育て支援策とする考えを伺います。子どもの均等割を免除する場合、町への影響の試算を伺います。

(5)として、国保が埼玉県統一保険税とする計画において、町民の保険税は値上げになるのか、値下げになるのか伺います。

(6)として、県内統一保険税への対応策を伺います。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(3)、(4)について、岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、まず質問項目3の(1)につきましてお答えをいたします。

令和4年度の国保加入者の平均所得につきましては174万1,000円、加入者1人当たりの所得に占める国保税比率につきましては5.6%となっております。

続きまして、質問項目3の(3)についてお答えいたします。多子世帯の均等割減免の対象となる世帯数は21世帯、子どもの数が29名、免除額が69万7,950円です。

最後に、(4)につきましてお答えをいたします。子どもの均等割を免除する制度を嵐山町子育て支援策とすることにつきましては、現時点では考えておりません。また、免除する場合の影響額は、18歳以下を免除の対象とした場合、概算で481万6,000円です。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)、(5)、(6)について、贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 それでは、質問項目、質問事項3の(2)につきましてお答えいたします。

非正規雇用の割合は把握しておりませんが、独り親世帯の割合につきましては、令和5年4月1日現在で33人であり、国保被保険者全体の0.9%、世帯全体の1.3%になります。

続きまして、質問項目3の(5)につきましてお答えいたします。令和9年度の準統一に向けて県が示す嵐山町の標準保険税率では、令和5年度では全体的に高くなっております。年度ごとに標準保険税率は変わりますが、現在の嵐山町の税率、均等割額と比較しますと値上がりになります。

続きまして、質問項目3の(6)につきましてお答えいたします。国におきましては、令和5年10月に保険税水準統一の加速化プランを策定し、県につきましても令和6年度から医療費水準を納付金算定に反映させないといった納付金ベースの統一を始め、令和9年度に準統一、令和12年度に完全統一をする方針を定めているとのことでございます。今回、条例改正により税率と均等割の改正をお願いしておりますが、現在の嵐山町の国保会計の厳しい財政状況と、令和9年度からの準統一までの県の示す標準保険税率に段階的に設定していかなければならないということから、嵐山町国民健康保険運営協議会においてご審議をいただき、対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) (1)の所得に対しての国保税の比率なのですけれども、私の持ってい

る調査では、保険料負担率は10.3%なのです。そして、これは嵐山町では5.6%ですから、嵐山町の国保の方は、国民全体の中からも所得が多い部類になるというふうに考えていいのでしょうか。それを1点伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 答えいたします。

渋谷議員さんお持ちのその数字というか、その計算の何ていうのでしょうか、式と、あとこちらで計算をした式が同一かどうかというのがちょっと分からないので、その辺を比べてみないと正確なところは分からないかと思うのですが、私のほうで試算をしたものは、1人当たりの調定額を出して、割る平均の所得ということで、5.6%といったような数字になりました。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 国保税は14万5,324円というのが私は計算したわけなのですが、この計算で全国的なものを見ますと、加入者1人当たりの平均所得というのが133万なのです。嵐山町の場合は、それよりも平均所得が多くなるのですか。計算式が違おうとしても、こんなに極端に出てくるものなのかなというふうに考えているのですが、嵐山町の方は国保の方も比較的ほかに比べると裕福というか、この計算式、一般的に出ている計算式ですと、協会けんぽの方が保険料負担率が7.5%なのです。でも、嵐山町のほうはもっと低いわけだから、協会けんぽよりも低いということは、所得が高いということになるのですよね。

多分、計算式が違うかと思うのですが、共済組合が5.8%なのです、所得における保険料の負担率が。だから、共済組合というのが一番保険料率が低いわけなのですが、それと同じくらいの金額になっていて、随分違うのだなというふうな感じはあるのですが、計算式、あまりやってみてもしょうがないので、嵐山町の方は、埼玉県全体の国保の方と比べて所得が高いほうになるのかどうか伺いたいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 答弁申し上げます。

県内の市町村の平均所得というのは、今現在把握してございません。申し訳ございません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ごめんなさい。では、次へ行きます。

3番目の低所得者世帯の人数と、嵐山町独自の減免ですと、世帯数が21世帯、子ども数が29名で免除額が69万7,950円なので、それほどではないのですが、国がやっているいわゆる未就学児の半額免除に関してはどのくらいの割合になっているのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 未就学児の均等割軽減の人数と世帯数でございますけれども、29世帯で35人というところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 当然、21世帯の先ほどの多子世帯のものとかぶっているということですよ。29世帯のうちの21世帯は、嵐山町の免除する制度も一緒に使っていらっしゃるということですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 お答えいたします。

第3子の独自の免除等、就学児前の軽減については、当然かぶってくるころはございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町が国保税統一になったときに、保険税が当然上がってくるわけですが、保険税の上がってくることに對して、町がどのような形でそれに対応せざるを得ないのかということ。その中で、保険税が上がってきた中で、それを町の国保会計でやっていけるかどうかということを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

齧田町民課長。

○齧田秀男町民課長 この今回条例改正でもお願いしておりますが、税率改定までの経過といたしまして、今まで嵐山町の国民健康保険がどういうふうな状態なのかということをちょっとご説明をさせていただきます。

現在の状況としましては、高齢化、産業構造の変化により、構造上の問題を抱え厳しい財政状況は続いております。平成30年4月に大きな制度改正がありまして、県内全ての市町村の国保の運営が町から県に移りまして、埼玉県が財政運営の主体となりました。国民健康保険は昭和36年の設立当初には、社会構造の変化がありまして社会保険への移行が進みまして、職種が農林業、自営業の方が当初は全体の7割を占めておりましたが、現在は非正規雇用者、無職の方が約8割を占めるようになっております。

高齢化が進みまして、被保険者の約半分の65歳から74歳の前期高齢者が半分を占めておまして、医療の高度化によって、1人当たりの医療費が年々増えております。5年前に県が保険者になりましたが、市町村ごとに県から示される事業費納付金を支払わなければならなくなりまして、当町で

は保険税や交付金等により支払いをしておりますが、不足分をここ数年、財政調整基金で埋め合わせをしております。取崩しをして支払っておりますが、令和3年度が約7,300万円、令和4年度が約6,500万円、令和5年度は残り1億9,000万円ありますが、5年度の取崩し予定額が9,000万円としますと、残り1億円は1年で取り崩してしまう額になります。

また、当時は大きな制度改革以外で独自に税率改正をしたのは、平成17年以来18年間してこなかったのですが、県が策定しました第2期埼玉県国民健康保険運営方針では大きな制度改革としまして、令和9年度から準統一として、県内全ての市町村が県の示す標準保険税率に合わせなければならないということで、3年間で税率を段階的に引き上げていかなければなりません。そのため県への納付金の支払いに財政調整基金の埋め合わせでは、当町では国保財政が令和9年度までもたないのではないかと。また、県の示す税率に令和9年度にはしなくてはならないということで、来年度の税率と、また9年度までの税率の設定につきまして、今年度8月と10月と11月に諮問機関であります嵐山町国民健康保険運営協議会に諮って審議をしていただきまして、令和6年度の税率と、また段階的に税率を改正していくという答申をいただきました。

さらに、県の推計では、団塊の世代の多くの方が後期高齢者医療へ移りまして被保険者が大きく減少する中で、保険税の調定も年々減額する予定です。令和元年から令和4年度の3年間で、保険税決算額は約2,600万円減額しております。逆に高齢化により全体の医療費は増えていきまして、1人当たりの医療費は増額し、県に納める納付金も増額していくというのが県の予想になっております。このままていくと国保の安定的な運営が難しくなります。国民皆保険制度の最後のとりでとなる国民健康保険の安定的な取組、また町民の皆様が安心して医療を受けられる環境の整備のために、厳しい現在の財政状況と令和9年度の準統一に向けて、税率の引上げを住民の皆様にご理解をいただければと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今のお話だと、非常に厳しい国保会計であるということで、知事会がせめて健保会計と同じくらいの負担率になるようにとあって、1兆円の国庫交付金を入れるように申入れたのですが、それが3,400億円だったのです。やっぱり6,600億円ぐらいはずっとこのところ不足していて、それを保険料で賄っているという形なのです。

私は、嵐山町でも町村会からでも、やはりこの国保に対しての国庫のお金、別の財源を入れていただくように要望していくということがなければ、多分ぎりぎりですら厳しい状況で被保険者の方の生活も厳しくなっていくと思うので、その点についてご要望していただけるかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○齋田秀男町民課長 お答えいたします。

前回の担当者課長会議の中で県から説明があったのですが、厚生労働省のほうへの要望がありますので、あれば出してくださいということで、県を通して国のほうへ要望するというお話はお聞きしました。ただ、市町村だけでなく、先ほど議員さん言われたように町村会、または知事会といった形でできればいいのかなとは思っています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 町長、いかがでしょうか。ひとつ町村会にお話を持って行っていただけませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

全くそのとおりだと思いますので、提案させていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） ゼロカーボンシティ宣言とストップ温暖化条例についてです。

昨年3月のゼロカーボンシティ宣言に対して、12年前議員提案で策定した嵐山町ストップ温暖化条例は、時代の要請から遅れており、私は残念なのですが、不適當であると考えています。ストップ温暖化条例の見直しについて伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目4につきましてお答えいたします。

嵐山町ストップ温暖化条例は平成23年から施行され、二酸化炭素の排出量を最小限にとどめ低炭素社会を実現し、地球温暖化を抑制することにより持続可能な地球環境に寄与し、全ての町に係る人の健康と豊かな生活に貢献することを目的としております。同条例は、本町町議会の文教厚生常任委員会において検討されました議会提案の条例であり、当時平成23年において大変先進的なもので、これまで大きな役割を果たしてきました。

一方、同条例の基になる京都議定書は、2012年、平成24年に第一約束期間を終え、2013年、平成25年から2020年、令和3年の第二約束期間において、日本は京都議定書に参加しませんでした。その後、2015年、平成27年12月、パリで開催されました国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命以前と比較し、平均気温2度C上昇の上限目標の設定、さらに1.5度Cに抑える努力を追求することとなっております。

これを受けまして、我が国では令和2年、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。本町においても緑豊かな自然環境を次世代につなげるため、2022年、令和4年3月1日、ゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととし、現在環境基本計画兼地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を目指しております。

以上のことを過日の議会全員協議会でご説明をしたところ、ご意見の中で廃止もやむなしのご意見を賜りました。町といたしましても、同条例につきましては一定の役割を終えたとのことで、廃止の方向で進めさせていただき、環境基本計画兼地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を嵐山町ストップ温暖化条例に規定される京都議定書の内容、低炭素社会の実現に基づくものでなく、最新のパリ協定の内容、脱炭素社会の実現を備えた地球温暖化対策推進法に基づき策定をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ストップ温暖化条例は廃止やむなしなのですが、このストップ温暖化条例に係るに当たって、どのような方たちが関わってきたかというのはご存じでしょうか。ご存じなければ私言いますけれども、町長はご存じですか。ない。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 ちょっとこのストップ温暖化条例、私も議会のほうでお世話になっておりましたので、新人の方もおられると思いますので、この条例というのは嵐山町の象徴と言ってもいいぐらいの、本当に全国でも注目を浴びた条例。その条例の在り方あるいは内容もそうですけれども、そのプロセスにおいて、いろんな学生さんとか様々な住民の方々の意見を取り入れる中で、しっかりと制定をした。それが評価をされて、全国で最優秀の賞を取った。その根底となる条例であります。

その条例をつくるときに、今ご発言の渋谷議員さんが委員会の委員長として指揮を執っていただいて、全国に本当に認められるようなすばらしい条例をつくっていただいた。ですから、本当、ある意味では渋谷議員さんにとっても、その当時の議員さんにとっては、本当に魂のような嵐山町の条例なのです。でも、今そのつくっていただいたご本人がこの内容を見ると、今はもうそぐわないなということを発言していただくというのは、とって私にとってもありがたいことであり、しっかりとその心は受けとめる中で、さらにすばらしい条例を制定してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは、私はちょっと話をさせていただくのですけれども、これに関わ

った人というのは嵐山町の方だけではないのです。環境ノーベル賞というのを取った平田仁子さんという方がいらっしゃるのですけれども、その方が嵐山町に3回来て、そして調べて、今法政大学の学長をしている廣瀬克哉さんという方が議会改革に対しての第一任者なのですが、その方の下で事務局をしていらっしゃるグループの方たちが来て、それで一緒にやっていて、中学生も入ってきました、非常に私にとってというか、嵐山町にとっても、ほかの議会にとってもよかったのではないかなと思うのですけれども、そういったものがあつたということです。

ですけれども、今私が嵐山町の議会でやっているととても残念だなと思うことが1つありまして、それはパリ協定では気候市民会議というのをつくることになったのですけれども、気候市民会議というのは、要するに議員が係っていると、結局議員の今の何ていうか、損得で行ってしまうので、将来の世代に関して、将来の世代のことをやっていかないような気候の在り方を考えていく。それが今の嵐山町の議会なのかなというふうに、私はとても残念なのですけれども、そうではなくて、ですからこの地球温暖化、これからつくるストップ温暖化計画ですか、それに関しては、私は嵐山町でも気候市民会議というのをつくっていただいて、気候市民会議は議員が入りません。そして、アトランダムに入ってきて、その人たちが、若い人もいろいろなタイプの人たちが入ってきて、今どういうふうな形で気候変動に対して対応していかなくてはいけないかというのを、大体1年間に6回ぐらいの会議をして、それで進んでいくのです。そのたび、そのたびにやっていくというのが、一番最初が札幌の気候市民会議なのですけれども、それから今、日野市でも気候市民会議とあって、少しずつ、少しずつですけれども広がっていているのです。

それは、嵐山町では、教育長さんも多分そのときいらっしゃつたと思うのですけれども、中学生も入ってやつたのですよね、これは。そういうふうな形があるので、嵐山町では中学生も入っていくし、気候市民会議には、町民会議になりますかね、大妻の高校生にも入ってもらったり、それからいろいろな世代の人に入ってもらって、そういった形をつくっていくという方向が一つあればいいかなと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。発言の残り時間3分ほどとなっております。

答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

渋谷議員さんおっしゃつた気候市民会議、こちらのほうは最初札幌で行われたということで、まだたしか2、3年ぐらいしかたっていないと思います。こちらのほうの会議のことは、今渋谷議員さんご説明いただきましたけれども、かなり4回から6回程度、丁寧に気候変動に関する学識経験者の説明とかそういうのを最初にやってから、非常に丁寧に事を進めて、それで市民の皆様から集まった提言とかをまとめ、それを提言すると。そのようになんか丁寧な作業をやっていく会議であると、そのように私は認識しております。

こちらの気候市民会議におきましては、埼玉県の状態を見ますと、さいたま市さんと所沢市さん、こちらさいたま市さんは今現在、会議を開いている最中とお聞きしております。所沢市さんのほうは、昨年市民会議を開いて報告書まで上げた、そのように承知をしております。このように、埼玉県内の状態を見ましても、かなりさいたま市さん、所沢市さんともに、埼玉県内の市町村を引っ張っていくリーダーシップのような大変大きな自治体さんでございます。このような先進的な自治体さんの動向も見極めてさせていただきまして、あと近隣の状況もよく勘案をいたしまして、適宜適切な時期に調査研究のほうを進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号9番、議席番号9番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の嵐山町立小中学校再編基本計画（案）パブリックコメントの内容と今後の工程についてです。どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 9番議員の青柳賢治でございます。議長の指名いただきましたので、一般質問させていただきます。

今回の1点目は、昨日、おとといと出ておりますけれども、嵐山町立の小中学校再編基本計画（案）パブリックコメントの内容と今後の工程についてでございます。学校再編基本計画（案）については、3か所での地域説明会と保護者に対する説明会及びパパママ説明会を開催し、実施報告書がホームページに掲載されています。その後、10月23日までを期限としたパブリックコメントが実施されました。提出されたパブリックコメントの内容と、その意見に対する回答、パブリックコメント後の工程についてお聞きをいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目1につきましてお答えいたします。

嵐山町立小中学校再編基本計画（案）のパブリックコメント手続は、9月29日に計画案を公表し、10月2日から10月23日までの22日間を意見等の提出を受ける期間として実施いたしました。22人の方からご意見等の提出がございました。

いただきましたパブリックコメントの主な内容といたしましては、統合後の新校位置の変更、通学路の安全性、丁寧な説明会の実施要望、再編計画の早い実施の要望、クラス替え可能な学校規模へ、スクールバスの運用に係る要望等、大変多岐にわたるものでした。これら一つ一つのご意見に対し教育委員会で回答を作成し、教育委員会会議、総合教育会議、政策会議を経て、町ホームページに全て公開いたしました。

パブリックコメント後の工程でございますが、いただいたご意見を再編計画案に反映し、修正したものを教育委員会会議、総合教育会議、政策会議で承認を得た後、学校再編基本計画として決定し、公表いたしました。公表につきましては、文書やホームページとともに説明会を開催してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今日、皆さん当然ご存じでしょうけれども、私はこの嵐山町の第6次総合振興計画、令和3年6月に議会議決をされました。その中の将来像といたしまして、「未来へつなぐ ひと しぜん くらし とともに学び育むまち らんざん」という将来像を目指しながら、今嵐山町の総合振興計画が3年目に入っているわけでございます。そのようなことを根底に置きながら、これからの再質問させていただきたいと思っております。

まず、このパブリックコメントが、私の出した15日の日時では全くどれだけ出てくるか、さらにはこのように早くネット上で公表されると思いませんでした。それで、私もほぼですけども、80数ページにわたる枚数だと思えます。一応、この間も質問、全協がありましたときに説明がありましたので、早速パソコンをのぞきました。それで、このスピードの速さといいますか、それと私は1、2枚は持ってきていますけれども、非常に一つ一つに対して丁寧な回答がされていました。そして、そのパブリックコメントを出されている方も、非常に深い学校施設関係といいますか、造詣のある方のコメントもあつたりしますし、そんなに大勢の方がまず町の学校再編に対して心配したり、いろいろなご意見を持っているということに対しては、真摯に受け止めていかなくてはならないなと思ったところでございます。

そして、私、その前にこの説明会が行われました。その説明会が10月の、あれは9月か、それも公表されていまして、そのことの中で、ちょっと私が違和感を持ったところが2つあるのです。我々の議会では、まだ恐らく9月26日か20何日では、そういった説明もなかったと思っているのですけれども、いわゆる説明会ですから、質疑応答の中で出た質疑の中で、これからどんな準備をしていくのだとか、これからどういうふうな進め方をしていくのだというような、町民ホールだったかな、それからあとふれあい交流センターで記録を見たところではありました。

それに対して、まず統合準備委員会を立ち上げるのだと。そして、いずれは学校のいわゆる設置条例、これにもいくのだというようなことが、そこで一般の町民の皆さんに対して答弁されている

のです、教育委員会のほうで。そういうことが、やはりそこでお答えになっているということは、学校再編の案ですから、その案の中である程度この先の進み方として、教育委員会としては方向と
いうか、方針が決まっているのだらうと、その中から思ったところです。

それで、やはり我々の議会のほうも、昨日、おとといもありましたけれども、先ほどの渋谷議員
の意見もございましたけれども、やっぱり嵐山町でこの事業をいっていくという再編、これは今々
始まったわけではなくて、この令和3年の総合振興計画をいわゆるみんなでぶつけていくときにも
出ていたようなことだと思えます。その中で、私は今回このパブリックコメントが、まずこれだけ
早く出てきたことに対して、とにかく担当課に対しては、本当にお疲れさまだったなということ
を申し上げておきたい。

そして、全協でも説明していただきましたけれども、そのパブリックコメントの修正するものを
求めて提出いただきました。学校基本計画の修正する箇所。そして、今後、12月12日ぐらいから説
明会を行われると。それについてどのような説明会の開催というか、やり方になっていくのでしょ
うか。お話をいただけるところで結構ですので、お答えいただきたいと思えます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、スピード感を持ってやっていきました。それにつきましては
はご評価をいただきましてありがとうございます。

今後の説明会についてでございますが、12月広報と同時に回覧でお知らせさせていただきました
とおり、12月12日、14日、17日に地区説明会をさせていただく予定でございます。また、1月に入
りましたら保護者説明会を3か所していく方向で進めております。その際には、前回（案）のとき
に説明させていただいたことも含めまして、今回（案）を取って正式に決まりました内容についま
して、丁寧な説明をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） いよいよ基本計画というふうになったわけでございます、町と、それか
ら教育委員会が1つの計画をつくったことになります。それで、私はこの一般質問を含めて今回聞
いている中でも、非常に先ほどの渋谷議員に対しての佐久間町長の答弁、これはやっぱり我々も、
私は支持できる答弁だと思って聞かせてもらいました。

それで、非常にまだまだ、あまりあれを言うてはいけませんけれども、北部だとか、南部だとか、
中部だとかありますけれども、そういう中で私もパブリックコメントを読んでみて、非常に何とい
うか、言葉はよくないかもしれないけれども、少し偏ったというか、中立を行くというところにな
くて、ちょっと思い違い、思い違いと言うと怒られるかもしれないけれども、ちょっと違った取り

方をしているようだなというようなところもありまして、非常にその辺のことに對しては、先ほど来も丁寧な説明とおっしゃっていますけれども、パブリックコメントに出てきた内容を十分に取り上げた説明を、それぞれ北部、それからふれあい交流センター等、町民ホールでやるわけでしょうから、その辺のところも私は肝心で大事なところだなと思っておりますけれども、いかがでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

今回、また説明会を開かせていただきますが、これは（案）が取れた計画ですという形で皆さんにご提示するのではなく、もちろんそれが前提ではございますが、今までの説明会で出されたご質問であったり、不明な点であったり、また今回パブリックコメントの中でも出されております質問事項や不明な点等がございます。そういったところをやはり丁寧に、そういった質問も踏まえて、説明の際にはご理解をいただけるような形で説明をしてまいりたいと思います。もちろんそれに付随しまして、また新たな不安な点や質問事項等も出てくると思います。そういったところもしっかり声を酌み取りながら、また来年度考えております統合準備委員会、そういった具体の作業の中に反映させることを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その道筋が非常に大事で、今までも丁寧な説明はされてきているというふうに私は思っております。ただ、やはり南北に長い地形でございますので、玄関の入り口にも七郷小の150周年の歴史が載っていて、寺小屋だとか塾から始まったのだというのを見ますと、そういった歴史が重くあるかと思えます。そういったことも含めて、いろいろな意見が出ていましたけれども、やっぱりわくわくするような、これからこの嵐山町が一つの統合した学校になっていくということは、こういうふうになる町になるのだ、こういうふうな学校になるのだという、やはりそういった高い視点からの教育委員会の知見というのは大事だと私は思っております。

ですから、その辺のところを、やはりある程度反対というか、あまり賛成できないという意見も、恐らくその意見の中で相当ありましたと私なりに思っています。ですけれども、丁寧にお答えしていくことによって、やはり一番先に求められていくのは、その両方の考え方というのはあるでしょう。ですけれども、そこをやはりある意味では修練させていくということ。これが議会にも求められるし、恐らく町民の皆さんにも理解してもらおうということ、これが一番、この嵐山町のこれから先に進んでいく大事な肝要な部分だと私は思っております。

ですから、それを含めると、来年になったら、これは宮本議員のときにも統合準備委員会を立ち上げるのだというような形の説明でございますけれども、いよいよこの説明が12月について3回行

われ、その後保護者に対して3か所で行われるということになっていきます。私一番やっぱり大事だったのは、何月にこういうことをやるということの方針というものはしっかりと教育委員会ですべきだろうと。やはりみんなに聞かれたから、質問されたから統合準備委員会を用意するとかということではなく、その辺のところは基本として、これだけのことをやるのですから、大事だなと思っていますけれども、いかがですか、教育長。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、統合に対して丁寧な説明という、これは本当に大事なことだと思ってございます。そして、学校がやはりなくなるということに関しては、本当に様々なご意見を持っていることは十分承知しているつもりでございます。そこも踏まえた上でも、ぜひこれから新しい学校を造って、新しい教育をするのだということを、本当にこのことをしっかりとこちらも捉えて、町の皆様にも、それだったら期待が持てる、未来につながるというような、そんな気持ちが持っていただけるような学校の教育の体制も含めて、これからしっかりと考えて説明してまいりたいと思います。

その中で、統合準備委員会の日程ですが、これからのスケジュールでございますが、いただいたご意見のように、やはり見通しを持つことというのは、それから見通しを持っていただくことは大事かと思っておりますので、これから説明会、それからまだ不透明な見通しの部分もありますが、分かることに関しては説明会であったり、それからホームページであったり、様々な伝える媒体がございますので、そういった形で進捗とともに、これから先どんなふうに、どの時期に進んでいくかということは、積極的に情報発信できるように取り組んでまいりたいと思います。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） なかなかこのパブリックコメントを見ていると、非常に理解が及ぶかなというような不安のものも私なりにも見受けられました。ですけれども、この枝端の部分はいっぱいあるのです。やはり嵐山町の学校統合をどうするということが、これがまず一番にある町の進んでいく方針ですよ。

ですから、そうなってくると、やはり今言った、今日もちよっと出ましたけれども、跡地利用、これも兼ねてやっていければいいかもしれません。ですけれども、これはこれでいろんなところへ行くことによって、いろいろな方たちの考え方だとか、思い方だとか、いっぱいあると思うのですよ、嵐山町の中に。それから、意見を聞くと、私も何度か幾つか聞いております、利用についてということで。ですけれども、本線はやっぱりこの統合をするという、ここが大事でして、ここが跡地利用があるからどうだとかではなくて、先日も総務課長が答えてくれましたけれども、要するにこれがある程度しっかりと固まらなかったら先に進めないのだと、これは肝心だと思うのですよ。

そういうことも含めて町民の皆さんに、私、今日パブリックコメントの回答も用意していますけ

れども、しっかりと町の方針がうたわれています、パブリックコメントに。ちょっと読ませてもらってもいいですか、議長。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） これは61ページなのですが、10月8日の質疑応答において、保護者より早くしてほしいと意見があることが、早く進めているというような回答をされていました。耳を疑いました。慎重に進めなければならないことで、決して急いでやるものではないのではないのかというような一つのパブリックコメントです。これに対しまして、町のほうで回答がほぼ同じような回答で幾つにも載っております。それをちょっと読ませてもらいます。

ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、学校再編事業は慎重に進めなければなりません。一方で児童生徒数の減少速度や校舎の早期建替の必要性、これらに伴う保護者の方からの急いでほしいという要望など、時間的猶予がないこともまた事実です。今後はスピード感を持ちながら、保護者の方や地域の方の声を聞ながら慎重に進めてまいります。

ここからが、ほぼ答弁の中に佐久間町長がさっきおっしゃったようなことと同じになります。嵐山町長と嵐山町教育委員会は、学校施設の老朽化と児童生徒数の減少による学校の小規模化により、失われつつある理想的な教育環境を整備するため、条例により設置された嵐山町小中学校再編等審議会へ、町立小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方について諮問しました。

審議会は学識経験者、保幼小中の保護者代表、各小学校区の地域代表、小中学校長、公募委員の18人で構成され、10回の会議を重ね、幅広い視点から自発的、自主的にご審議をしていただきました。会議では、今後の町の全体の学校の在り方について、統合の是非から統合の具体的な在り方、統合数、統合位置まで広く協議され、その過程において七郷小学校、志賀小学校、玉ノ岡中学校の在り方についても協議されました。ですが、最終的に菅谷小中学校の場所に町立小学校3校を1校に再編統合し、町立中学校2校を1校に再編統合すると結論になったものです。嵐山町教育委員会は、審議会の答申を町民の声を反映したものとして、非常に重く受け止めていますという回答でございます。これが、約22件のパブリックコメントの中に相当数書き込まれております。

そして、私なりにさっきから申し上げているように、その部分の丁寧な扱いは非常に大事ですから、その後、いわゆる保護者の説明会が終わって、その後もそのようなこともいろいろ考えられることだと思いますが、その後のことについては、教育長、今のところではどのように考えられていますか。保護者への説明会が終わったその後は。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

まず、説明会なのですが、地域で行われた後、保護者に3回説明会を必要と考えて今計画しているところでございます。この説明会につきましても、これで完全に説明が行き届いたかどうかとい

うのは、またこの説明会をやった中の反応であったり、また地域からの声、保護者からの声もあると思っております。そういった声に応じて、この説明会は保護者単位でやるのか、またパパママ説明会のような形を設けるのか、様々できるだけ多くの人に伝わるような形の説明会の機会というのは、その後も考えてまいりたいと思います。

また、統合準備委員会のスケジュール等もできるだけ、まずは大きな流れというものをお伝えするとともに、統合準備委員会が始まりました、その中でも進捗状況であったり、またはその中で保護者であったり、町の人々の声を反映させないと進まないところもございまして。そういったところも、またそこにつきましては、いつそういう説明会をやるかというスケジュールまではございせんが、それは進み方の中でこの時期にということになるかと思っております。そういった機会というのをできるだけ多く設定して、この再編の事業というものを慎重かつスピーディーに進めてまいりたいと思っております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ここまで進み出してきて、基本計画の説明になっていくわけですね。我々もしっかりと見守らせてもらいますけれども、何といたしても、ここはやはり意見が違うところもあっても、嵐山町がどういう方向に進んでいくのかというところの大所に立った判断が私は求められると思っておりますので、我々はいずれそのうち設置条例が出されるでしょう。この辺の今回は統合準備委員会の話までですけども、またこの説明会に行くと、統合準備委員会はいつ頃だなんてなったりしながら、学校設置条例はどうですかというようなことにもなってきます。この運びについてはいかがでございませうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 統合準備委員会につきましても、大まかなスケジュールは出したいと思っております。

先ほどの設置条例につきましては、以前、答弁の中でも適切な時期ということをお申し上げしましたが、これから様々な関係部署との調整であったり、もちろん議会への中間の報告であったり、そういったものを踏まえながらこの時期を設定をして、議会のほうに上程をさせていただきたいと思っております。その議会のほうに上程できる時期が明確に決まりましたら、説明会においてもご説明を地域の方に差し上げられることもあるかと思っております。

以上でございませう。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 昨日、おとといと、いろいろな視点に立った議員の発言もございませう。違っているからいいということではなく、やはり違っている意見のところに入り込んで、しっかりとそれを吸い上げて理解してもらおうということは、これは絶対大事だと思っておりますので、その辺ま

たご苦労も続くかもしれませんが、嵐山町のそれこそ未来へつながっていくことでございますので、ぜひとも何ていうのですか、進めていってもらいたいと思って、この質問は終わります。

2点目に入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 偉人漫画の活用についてでございます。

「いざ鎌倉 いざ嵐山 正路をゆく 清廉の人 畠山重忠物語」がついに完成し、関係者に配布されました。嵐山町の誇れる漫画として多いに活用の余地はあると思います。町の見解をお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、質問事項2につきましてお答えいたします。

今回の漫画は、公益財団法人B&G財団の海洋センター所在自治体による偉人漫画の制作と活用事業、日本財団助成事業、補助率10割の助成事業を活用し、2,000冊制作しました。助成の必須要件として、完成した漫画を学校教育で活用することが求められているため、町内各小中学校の児童生徒全員に配布し、授業等で活用する予定です。

町立図書館では、畠山重忠公の関連書籍を集め、地域住民を対象とした企画展及び嵐山町社会教育委員により作成された重忠検定を同時開催しております。また、比企広域電子図書館eライブラリーにより、近隣住民にも読んでいただけるよう周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これは町のほうからのラインで流れていて、テレビ埼玉で何日か前に放映されまして、馬橋課長も案内役で進行をやっていたらっしゃいました。それで、学校のほうに贈呈された中で、教育長が当然この冊子を配布するときに、ここにも挨拶文が入っていますけれども、このような形で子どもたちに郷土の歴史を知ってもらうのだということで配布をされております。

それで、今答弁いただいたので、答弁をいただいたほうから先にちょっと再質問しますけれども、この後段のほうで地域住民を対象にした企画展と、そして社会教育委員会により作成された重忠検定を同時開催するというような答弁がありましたけれども、これは具体的にはどのような事業になっていくのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、図書館で、今ここに書いてあるとおりなのですが、図書館のほうで重忠に関連した書籍を集めて、この漫画以外にも集めて提示させていただいて、そこでこれを推

奨して、その本を読んでいただくというような形になっております。あわせて、その場で重忠検定も実施させていただいて、興味のある方は検定を受けていただくという形で、図書館のほうで既に実施しております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そのようなものも記念すべき事業として計画していただいているということで、効果が出てくると思っています。

私もこの質問するに当たって、全国で100自治体で恐らく一番早く嵐山町、手を挙げておりました。それで、恐らく途中で制作の段階で、少し先に延びるよというような説明も町のほうからありましたけれども、でもいよいよできて、この漫画をある私の知っている人に読ませたのです。読んでもらったのです。小学生です。非常に見やすく、非常に畠山重忠が力持ちだということが、この漫画でよく分かったと話していました。ですから、それは申し上げておきたいと、制作者に対して。

それで、この要は2,000冊という予算の中でのものでしょうけれども、今生徒さんに配ったりして、いわゆる関係なんか配ったりすると、手持ちのいわゆる残りというか、在庫というか、どんなふうな状況になるものなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

教育関係ですとか行政関係、区長さんとか議員さんにもお配りさせていただきましたけれども、それらを除いて今150冊程度手元にあるだけでございます。ですので、こちらのほうは大切に取っておいて、次の小学生に上がる子どもたちの分として保存しておきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私は、令和4年の畠山重忠まつりがあるときに、これもぜひこんな祭り、コロナ禍であったけれども、あれだけの方が県立の資料館のほうにおいでいただいていたこともすばらしかったなと思っています。

そして、令和4年にこのドラマがあったわけですよ、NHKで。そして、この同じ時間を共有しているということってすごく大事で、我々みたいにもう60、70になる人間と、それから40、50の人たち、さらにまだ若い人たち、子どもさんとかという、そういう時間を共有していること、一緒に動いているということって、すごく私は価値があって大事なことだと思うのです。その中から、できれば何といいますか、嵐山町の子どもたちには、ほぼ子どもたち全部に配られたということでいいのかな。ちょっと質問します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

児童生徒数全生徒数分を学校のほうにお渡ししてあります。少し難しい内容となっておりますので、学校によって1、2年生についてはまだお配りしていなくて、3年生になってから配るというような形を取っているというふうに認識しております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） それで、私、大河ドラマの準主役級だったですね、「鎌倉殿の13人」を見ています。その方が、俳優がやってくれたことによっても違うのでしょうかけれども、その脚本を書いた作家もいろいろとさっき申し上げてもらったと思うのですがけれども、私はどうそれを思うかであって、それは人それぞれだと思うのですがけれども、やっぱりテレビでああいう放映されて、そしてあんなシーンがほとんどなかったのだらうけれども、つくり上げられたシーンがあったわけですよ。そういうのを見てみると、やはりそれだけ畠山重忠の偉人というか、偉大さというか、もう何年もたっているわけです。800年も1,000年もたつぐらいですか。そういう中でやっぱりそれを共有していくということの中で、私がここでちょっと申し上げておきたいのは、ほかのところでもやったところが、どのような効果が出ているかということなのです、この漫画の制作をして。

例えば、これはちょっと読めないかな、菰野町というのかな。八重姫伝という織田信長の妹さんか何かのものをつくったところがあって、これはそこを自転車のサイクルで来るぐらいになってしまっ、すごく人が来てしまっていると。ですから、郷土の偉人としての取扱いもしながら、もっと拡大をして、この本自体は価値があるのだと私は思っているのですよ。それで、できればこの2,000冊、今手元に150冊しかない。正直言って、私申し上げていますがけれども、ある人からこれを10数冊欲しいと言ってきている人もいます。できれば、これを本当に私嵐山の宝として贈呈するとか、プレゼントしたいと思っています。そういう声はこれから出てくるのではないかと思います。そういうことについては、今の段階ではどのように考えておりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

そういった声が多く上がるようであれば、増刷ということも視野に入れて検討しております。そちらにつきましては、今後、ほかの自治体でも販売しているようなところもございますので、そういったところを研究しながら、そういった声が多く上がるようであれば、増刷をして販売することも視野に入れて考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その声が上がってくれば、そういうことも対応できそうだというような答弁ですので、ぜひできるだけの対応をしてもらって、有料販売だってあり得るわけだから、何も今回はそういうB&G財団のほうからのあれがありましたからできたけれども、そういうことでなくてもいいと思うのです。だから、やっぱりこれは幅広く配られること、見てもらうこと。非常にこれは中身が、ひょっとしたら大人向けではないかなぐらいにしっかりしているせりふが入っています。ですから、大事だなと私は思っていますので、こういう機会にできたものはやはり大事にして、嵐山町のこれからの子どもたち含めて、また嵐山町に来てくれた人にもこういったものが手に渡るような形も、何らかの形として大事ではないかなと思いますので、その点申し上げておいて、次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 3点目になります。町所有備品等の効果的な貸出しについてです。

夏祭りや地域のイベントなどにテントを貸し出すことも多くなってきたことと思います。今回、購入したテントは相当重たく、移動や設営、撤収に苦勞します。町民の利用を円滑に促すためにも、組み立て方などの動画を作成するか、手順メモのようなものがあると便利ではないかと考えます。あわせて、町の備品等の貸出し要領、それと以前所有していましたが組立式のテントなどについてはどのような処置がされたのでございましょうか、お聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目3につきましてお答えいたします。

現在、町で保有しているテントは、令和4年度に購入したイベント用テントが16張ございます。従来使用していたイベント用テントより、ワンタッチテントであるため組み立てやすくなっており、従来のテントの組み立てに慣れていない方も多いため、ワンタッチテントの組み立ての説明を添付するなど検討してまいります。

また、町の備品等で貸し出せるものについては、借用書を書いていただいて貸出しを行っているのが現状でございます。さらに、以前保有していたテント13張につきましては、町内小中学校で12張、杉山城跡保存会で1張を利用していただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これも私、嵐山の夏まつりが行われたときに、倉庫に若い人たちと一緒にテントを取りに来まして、それから今回、嵐山まつりが11月にありました。その終わったときも片づけ、2張ぐらいだったのですけれども、ちょっと手伝いました。

そんな中で、私、最初にそもそも緑の箱へ入っている今の新しいやつだけれども、あれがあんなに重たいと思わなかったのですよ。それで、今の力のある若い人たちぐらいなら大丈夫かもしれな

いけれども、意外とあれも60、70になってくると、あれを2つ、3つ持って出ていくというのは非常に疲れます。それで、その上に組み立てようと思ったら、なかなか組み立て方も3人、4人分らないようなのばかりいると、時間ばかりかかってしまって中のごたごた、おまえやり方悪いのではないかなんていう感じで、内部のもめ事が起きるような状況でございます。

ですから、できればあそこに何か手順書みたいなものがあるかなと思ひながら、私も探したのだけれども、くいみたいなやつとか入れる白いやつとか何かあるのだけれども、何かそれらしきものがないのだよね。だから、もう恐らく借りる人たちが固定しているかもしれない。ですけれども、あれを片づけたりする人もいるのだよね。手を貸してくれる人もいるわけだ。そうすると、今回私たちなんか川島でも2張かな、3張ぐらい借りましたけれども、そういうことを考えていくと、ああいったものを利用してもらうということは、これから相当増えていくと思ひますし、やっぱりコロナがこれだけしっかりと次のところへ向かっているわけだから、何か今課長が答弁してくれた説明を添付するというような形になっていますので、ぜひその辺は、私もあそこで動画とか言ったけれども、動画までは要りません。

確かにその説明の組立て方、これが早くできるチームと早くできないチームでは、これからいろいろなことが起こったときにも違ってくるのです。ですから、ワンタッチだからすぐできるようになったなと思ひたけれども、重さがあるし、ですからその辺を何ていうのかな、これからまたあの備品を変えるということは大変ですけれども、あの備品を上手に使ってもらうしかないのだけれども、効果的な貸出しをしていくというような形の中で、その辺のところをもう一度確認しておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、テントが重いという状況でございます。

今回購入したテントにつきましては、イベント用テントということで、何日か継続して立てたままでも使えるようにというのをまず検討してつけたものでございます。イベントだけでなく、災害時にもおいても立てっ放しというのですか、でも丈夫なものというので、目的的には重たくなってしまったというふうに思っています。

取扱説明書につきましては、足と一緒に袋の中にもともと入っていたのですが、全部で16張あるのですが、いろんなところに貸している間になくなってしまった部分もあるかと思ひます。そういうこともありますので、貸出しをするときは借用書を書いて町のほうでお貸ししますので、そのとき取扱説明書の中のテントの設営のページをコピーさせていただいて、お渡しする形で貸出しをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今、課長のほうから答弁いただきましたから、できるだけやっぱり気持ちよく使ってもらいたいし、そしてそれで効果がイベントも上がってくるわけだから、その辺のところは徹底していってもらいたい。要するに借りる人たちが、いつも同じような感じで借りているところから、そういうふうになってくるのだよね。やっぱりしっかりとそれを借りた責任者が、その説明をそこでできるような指導というか、そういうのは貸す側としても求められるのかなと思いますので、その辺はお願いしたいと思います。

次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 4点目になります。人生100年時代に自治体のできる支援について。

町においても、この数年で100歳を超えて長寿者が13人と確実に増え、誰もが100歳になることが現実のこととなってきました。今、政府でもリスクリング、学び直しによる生産性の向上が問われ、予算化もされています。これから猛スピードで進む超高齢化・少子化社会に対して、少しでも和らげることができる事業等となり得ます。次の事業につきまして、町の見解をお聞きいたします。

（1）、生涯学習活動、（2）、図書館活動、（3）、老人クラブ助成事業、（4）、シルバー人材センター事業、お願いします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）について、馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、私のほうから質問事項4の（1）と（2）につきましてお答えいたします。

初めに、（1）につきましてお答えいたします。人生100年時代における生涯学習活動については、まず健康を維持するために欠かせないスポーツの推進が挙げられます。町では1人1スポーツを掲げ、町民の方にスポーツに親しんでもらえるよう各種イベントを開催しております。特にインクルーシブスポーツの推進として、子どもから高齢者、また障害のある方まで一緒に楽しんでもいただけるボッチャの普及に取り組んでおります。

また、各交流センターで活動している文化団体へのサポートとして、広報に活動内容などを掲載しております。高齢者や障害のある方の生涯学習活動を支援する取組につきましては、関係各課と連携して実施してまいります。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。図書館につきましては、町民の文化活動や生涯学習活動を支援しております。この一環として、学び直しなどには、関連書籍を探すサービスやレファレンスサービス（調べ物サービス）を行っており、当館に所蔵のない関連資料なども調べ、提供しております。図書館は、所蔵資料による情報の拠点であり、生涯学習のための学習拠点でもあります。この機能を十分に発揮させ、町民の皆様が学び続けられるよう支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（３）、（４）について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 質問項目４の（３）につきましてお答えいたします。

老人クラブ活動は、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的としています。少子高齢化が進む中、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動、役割が期待されています。嵐山町では、社会福祉協議会が事務局となり、老人クラブ連合会や単位老人クラブへの活動支援を実施しています。近年、クラブ数や会員数の減少という課題に苦慮しておりますが、地域の方や事務局のご尽力により、令和５年度には１クラブが新規に結成されました。町といたしましては、引き続き社会福祉協議会と連携し、老人クラブ活動のより一層の活性化を図ることにより、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目４の（４）につきましてお答えいたします。町は、高齢者の就業等の機会を確保、提供することにより、生きがいづくりや社会参加を促進し、活力ある地域づくりと福祉の向上に取り組むシルバー人材センターの活動に対し支援を行っています。シルバー人材センターの活動は、町が取り組む高齢者の介護予防や地域包括ケアシステムの構築においても、その活動や役割が期待されています。近年は、会員の高齢化や会員数の減少が課題となっており、シルバー人材センター事務局では新たな就業機会の開拓の推進とともに、会員拡大に向けたさらなる取組を強化しました。令和４年度末には208人まで減少した会員数が、本年10月末には新規加入者が14人で、退会者が５人ありましたが、総数217人と増加しています。

町といたしましては、引き続きセンター事業の促進を支援するとともに、連携を図り、誰もが住み慣れた町で生き生きと安心して暮らせるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員） （１）からお願いいたします。

ここにスポーツのイベントもいろいろ開催しているとあります。それで、私がスポーツの表彰と申しますか、いわゆるせんだって行われたスポーツフェスティバルのことでしかないのですけれども、空手で日本一になった人がいたのだよね、表彰された人の中で。それで、すごいなと思って、ちょっと名前が確認できなかったのだけれども、ある知っている人のお孫さんというか、子どもさんだったということなのですから、あの表彰なんかの仕方も、これ100年時代とちょっと離れてしまうのだけれども、あの辺の表彰の仕方というのは、ああいうような形で、来た人に皆さん表彰しますよというような形で、皆さんに集まってもらって見ているような状況ではないとか、自然に行われてしまっているというような感じ。何ていうか、淡々と流れているというような感じ。

だから、この人がこういう賞を取ったなというのがあまり分らないうちに、あの表彰式も終わっているような気がするのね。その辺については、課長、ああいうスタイルというか、フェスティ

バルになってからああいうふうになったのだということなのかどうか、いかがでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

表彰につきましては、以前町民体育祭という形でやっているときには、町民体育祭の開会式のところで、あのような表彰をさせていただきました。スポーツフェスティバルになってから、コロナ禍ということもありましたので、昨年も招集しないで開会式をした経緯がございます。今年も会場が広いということもありますし、室内のスポーツ等もありましたので、全員を集めるということではなくて、居ながらにして開会式を実施しようという形になりましたので、ああいった形になったという経緯でございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） やっぱり、長い期間を通じての表彰とかそういったことというのは、取った本人にとってはすごく名誉のあることで、またそれによって励みも違ってくるわけだよね。ですから、やはりそれを精進して努力した人を、もう少し町としても褒めたたえるというようなところはあってもいいような気がするのですが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

表彰につきましては、表彰規定というものがございまして、そちらに該当する何か基準がないとなかなか難しいところもございますので、その基準をクリアした方を表彰するという形に今のところなっております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） スポーツ、非常に嵐山も力を入れているわけですし、町民体育祭がああいう形に変わって、いろいろと何ていうか、出入り自由なようなスポーツになってきているから、非常に参加しやすいというか、そういうこともあるし、やっぱりその辺はその辺でスポーツを通じた健康というものを大事にしていってほしいと思います。

私はちょっと違う視点なので、文化的なところの話を申し上げたいのですが、今各ふれあいセンターなどで行われているのか、いないのかあれですけども、かつて言われた蝶の里町民講座だとか、そういった講座的なものだとか、そういったようなものは今止まっているような状況なのかどうか、ちょっと確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

蝶の里町民講座、こちらにつきましては見直しが行われていない状態です。コロナ禍になりまして実施もされていなかったのですが、講師の方が高齢になったりですとか、行政編につきましては職員も替わったりしてできることが変わってきているということで、全面見直しをする方向で今検討しております。内容的にはまだできていませんので、今のところ全面見直しをするという予定でいます。

それから、交流センター等で開催している講座につきましては、やはりコロナ禍で休止しておりました。今年度もまだ再開できていない状態ですので、できれば以前の質問でもお答えしたのですが、今年度に少し開催したいということで考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） よその市や町のことはあまり言いたくありませんけれども、やっぱりパソコンなどを除くと、ずら一つと充実している教室などもあります。それを同じく嵐山町にやりなさいと私は申しませんが、そういったさっきもここに出させてもらったいわゆる将来像ですよ、将来像、この辺はやっぱりしっかりと見据えた生涯学習教育がなくてはならないだろうということから、今回これ質問しているのです。

それで、今の何ていいますか、子どもさんのところも異次元のいろいろあってもなかなか届かない。昨日も出たような草刈りもグラウンドもなかなか届かないというようなところ、多々あるわけですが、その中で今現実進んでいるわけです。それで、ちょっとあるお年寄りの方でしたけれども、もう少し捉え方として人を、今確かに生活していくことが精いっぱいな感じで、忙しい、忙しい、忙しい。その中にある程度潤いだとか与えていくのは、こういった分野だと私は思うのです。

ですから、何らかの形でも、そのお年寄りの中でも私もお世話になった方が、今回、この町の広報紙に名前が載ってまして、ああお元気なのだ、100歳まで元気にこられたのだという。あの企画は非常によかったと思います。それで、ああいうような形で写真に写るだけでもいいと思いますし、それとやっぱりその方は、本当に筆の達人ぐらいの方で、私も何枚か書をいただいているのですが、そういう方もいるので。だから、その団体だとか個人とかに限らず、そういった人たちをもう一度再発掘していくとか、もう一回。そして、そこに関心を持ってくれる、勉強したい、学びたい。そこにやっぱり人が集まるようなまちづくりになっていかなくてはいけないのだろうと、私は思っている。

ですから、そういう今見直しをしているという中で、なかなか予算面、それから人的な面もあるのだろうと思うけれども、その辺をふれあいセンターを利用したりしている団体とか含めて、もう少しその辺を知恵を出していけば、もっともっと多くの人がそこに寄って来たり、これに関心ある

なという形ができていけるのではないかと、そんなにお金を使わなくても、というふうに私は思うところですけども、課長、どうです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、町民の方がいろんなところに参加して、生きがいを持って生活していくというのは大事なことだと思っておりますので、先ほども答弁の繰り返しになってしまいますが、蝶の里町民講座等を全面的に見直して、新しい講師の方とかも発掘できるよう、皆さんに情報提供させていただいて、情報収集しながらいい形のをできればというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その辺は大いに期待したいと思っています。

次に移ります。図書館活動、これも大きく見ますと生涯学習活動の一環だと思いますが、私がここに図書館活動とうたわせてもらったのは、10月、9月だったかな。図書館に行きましたら、前永岡文科大臣の表彰の盾が入口のところに立派に飾ってありました。私は広報ではちょっと見落とししてしまったので、分からなかったのですよ。長年のやっぱり地道な苦労がああいう形で、嵐山町だけだったという形で紹介されていて、まず私はそれに対して、図書館活動がやっぱり知識の森、図書館ということで進んできた成果はあるのだなと思って、その賞というのは、課長、どういう賞なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、子どもの読書活動優秀実践図書館、実践校ですとか図書館団体もあるのですけれども、こちらの図書館の部門ということで文部科学大臣賞、表彰いただきました。こちらにつきましては、子ども読書活動推進計画を策定していない町も多い中、嵐山町は策定した計画に基づき、地域のボランティアと協力しながら活動を実施しており、限られた人員の中で幼稚園、保育園などへの出張サービスをはじめ、学校との連携といった子ども読書活動推進事業、これを多岐に実践していること。また、ビブリオバトルなども実施したことがあるということで、子どもの発達段階に応じた活動を実践しているということを評価されて表彰されたものと聞いております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） いろいろな読み聞かせのボランティアさんとか、そういった方たちのご支援もあって、そういった賞につながっているのだと思います。

それで、図書館の中で、私が今回この図書館のことを申し上げるものだから、ちょっと調べた中で2つほど、嵐山幼稚園に行っても出張していろいろな仕事をやっていらっしゃるといようなこともうたわれていましたので、実際に図書館から嵐山幼稚園に行っていてやっている作業内容というか、支援事業というのですか、そのような内容分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

幼稚園だけではないのですけれども、幼稚園、保育園、保育所、放課後子ども教室など、計5団体に外向いて行って、図書館の司書が外向いて行って、そちらのほうで本を読み聞かせしたりとか、図書館利用の促進を進めるために、そういったことを事業展開しているというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） それで、私もインターネットですぐ調べられてしまうのですけれども、ユニークな図書館というのが4点ほど載っていたのですけれども、そのうちの一つ、今課長が保育園だとかいって答えてくれた中に、あるこれは地名言ってしまいますと、海老名市なのですけれども、海老名市で絵本づくりというのがあるのですって。これは小学1年生から4年生ぐらいなのですって。これは先着10人で、毎回もう予約がいっぱいになってしまうぐらいの形らしいのです。

これ私読んでいて、小さいうちから人生100年時代につなげていくためにも、いわゆる親と一緒に図書館に行くという、そういう習慣というのはそのぐらいのときしかできないらしいのだよね。それの中で親と一緒にいった図書館の思い出が、その先に生かされていくと。そして、そこで絵本作りをするのだって。それは3日ぐらいだそうです。1時間ぐらいで。それは図書司書さんが教えてくれて、書いて、最後はパッチまでしてくれてできる。自分しかない一生ものの絵本というようなことで、すごく人気があるのですよ。課長、ご存じかな、ちょっと知ってたら。そういうのは一つの、予算がどのぐらいかかるかちょっと申し上げられないけれども、いい企画ではないかなと思うのですが、課長、どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

すみません。図書館の出張サービスでやっているかどうかというのを、すみません、今確認できていないのですけれども、放課後子ども教室とかではいろいろな事業を、そういったことも含めて展開をしております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 嵐山町の図書館が、決算の委員会でも説明ありましたが、相当の冊数を皆さん貸出しをして借りているということも、これは高く評価できることだと思います。

それで、図書館の話はあと1点ですけれども、私がちょっと申し上げておきたいのは、昨日年齢方から言われたのは、図書館なんかの利用の仕方が、もう少し工夫が必要ではないかという中で、いわゆるその方はかなり前にいろいろな形に携わっていたのですよ。ですけれども、今はパソコンだとかいろいろなものがあるから、情報がすごく速い。

ですけれども、私、大事だなと思ったのは、いわゆるその本を読んでどうだったかという読書サークルというのかな、そういう読後感をいわゆる図書館を利用してやっているという。それがまたすごくはやってきて、ただ何ていうか、課題本と自由本と違ってあるらしいのですけれども、何かそういったようなものを、今図書館の中でも読み聞かせをしたりするグループがあるので、そういったようないわゆる例えばある作家の小説に対して、ある程度のグループの人たちが集まってその話をしているとか、そういうようなことというのは図書館では行われていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 答えいたします。

現在行っているかどうかというところはちょっと確認できていませんが、以前はビブリオバトルといまして、自分が読んだ本を推薦するという討論会みたいな、そういったことは実施しておりました。その辺も今回表彰された活動の中の一つとして入っております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） もし、町民の中で例えば誰々の作家の本を読んで、その読后感想会をやりたいといったときに、図書館の中でそういった部屋を貸出ししたりとか、お借りして活動をそこでやっていくと、やっていきたいというグループがあったら、それには対応できますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 答えいたします。

そちらにつきましては部屋がございますので、貸出しをして実施していただくことは可能かと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ぜひ100年時代の中にも、この図書館というのは本当に大事なウエートを占めてきて、嵐山町の図書館、確かに中央の真ん中にしかないかもしれません。ですけれども、最大限町民の皆さんに利用してもらって、そしてやはり100年時代につなげていってもらうということは大事なことだなと思います。

次に移ります。

○森 一人議長 では、会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時50分といたします。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時50分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番、青柳賢治議員からの再質問です。どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 老人クラブの活動の関係でございますけれども、私もこの間、うちの地区で11月だったかな、年代を分けたわけではないのですけれども、1区、2区、3区で合同のグラウンドゴルフをやりました。そうしたら、80幾つぐらいの方が非常にいい成績を出されて、やっぱり毎回練習している成果だなと思いつつ感心させられましたけれども、それだけでもすごいことだと思っています。それで、そのときにいらっしゃった会長さんが、なかなか新しい会員が入らないのだよねって。恐らく老人クラブに限らず、今はいろんな団体が高齢化をしたり、そういうことは共通した問題だろうなと。別の角度で町としても考えていかななくてはならないかなと思っています。

それで、私、その老人クラブ活動というのが、いわゆる徐々に衰退してきているということをよく考えてみると、その活動の中に老人クラブというのが持っている、ネームがどうのこうのではなくて、老人クラブの活動というものは何なのだろうなというところへ、もう一度考えてみるという必要があるような気がします。

それは、やっぱり昔から言われるように、例えばある高齢のお年寄りがお一人亡くなると、その町の図書館が一つ亡くなるぐらいのいろいろな知識を持っていらっしゃる、お年寄りの方は。よくそう言われています。ですから、何らかのそこに出ていくこと、まあそれはグラウンドゴルフもあつたり、何でもいいのです。いろいろあると思うのです。ただそこに行って参加して、そこに自分の存在意義というか、いわゆる人生100年乗り越えていくというような思いも含めると、何らかのそういったような思い出語りというのですけれども、そういうような活動が、そのときそこでは聞かなかったですけれども、あまりコロナ禍でやられていないし、輪投げだとか、そんなことだと聞いています。

もう一度、年を取ることを含めて、高齢者になっていくということの中で高齢者の力みたいなもの、そういうことがやっぱりさらにこう大切なのかな。その中に、できればその地域の若い子どもたちだったり、さっきから出ているようなちょっと学校には行けなくなってしまった子どもたちだとか、そういったような子どもたちも吸収していけるような、いわゆる年寄りの知恵というか、そういったものが何らかの形で包み込めるのではないかというのを私は思っています。

そんな中で課長のほうにお聞きしたいのは、そんな老人クラブ活動の中でそういったような思い

出語りというか、昔のことを回想して話すということは、認知症の予防にも非常にいいらしいです。今、図書館の活動の中でも、そういうことをやっている地域もあるらしいです。ただ、嵐山町でどうでしょうか。そんなようなことで、老人の何ていうか、魅力、年を取るわけです、誰も。ですけれども、やっぱりいい年の取り方をしたよねというようなところの何らかの前向きな、前を向いていくということは大切なような気がしますけれども、課長、どんな嵐山町のクラブでは活動がやられていますのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

嵐山町の老人クラブの活動ということなのですが、連合会活動としては、議員さんおっしゃったとおり、輪投げ大会だったりとか、グラウンドゴルフ大会だったりとかを実施しております。

また、単位クラブの活動といたしましては、コロナ禍のとき、令和3年度に社協がアンケートを取った内容なのですが、各地区、雑巾作りをしたりとか、あと道路のごみ拾いだったり、あと小中学生の見守り、あとひとり暮らしの高齢者の方たちの見守り等を行っているということでした。また5年度に入りましてからは、大分コロナも落ち着いてきたところで、それぞれのクラブでゲートボールであったりとか、グラウンドゴルフであったりとか、そういう活動を始めているというのは聞いております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ぜひ、クラブの数が減っていってしまうのは、これはもう避けられないだろうと。ですけれども、やっぱりいい年の取り方をしようというような老人クラブであってほしいなど私は思うのです。

そういう中であって、今のそのいわゆる思い出語りではないですけれども、それは1単位ではできないかもしれません。年に1回でもいいのです。自分の体験談を話す。みんなの前で話して、それを記録しておく。そして、それがずーっと残っていく。そういったようなことも貴重なものではないかな。それ恐らく、今はそういったカメラだとか何か進んです。ですから、ある程度据え付けてやれば動画にもなるし、音も撮れる。ほとんど費用はかからないような気がします。そんなことも、社協が管轄になってくるからあれかもしれませんけれども、ぜひひとつその中に入れ込んでいって、そしてそこに子どもたちも巻き込んで、お年寄りの体験談を聞くというようなことというのは、非常にやれそうだけれどもやれない、なかなか。だから、そういうこともできるといいかな、そんなことも指導していただけたらなというふうに私は思っていますけれども、課長、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるお子さんたちも巻き込んでの活動ということなのですけれども、これはまさに世代間交流ということで、長寿生きがい課で事業実施しております地域包括ケアシステムの構築にも重要な役割になってくるかと思っておりますので、町としての事業と、あと社協としての事業と連携を図りながら、何らかの形でやっていけるようにしたいと考えます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） クラブの担当している役員さんは、いろいろ苦勞されながらやっているわけでございますけれども、年齢に限らず、準会員だとか、協力会員のような形の集め方をしながら、幅広くやっぱりその組織も維持をしていけるような形、これがあつたらいいのかなというふうに思います。

以上、次に移ります。シルバー人材センターの事業ですけれども、これも今1人、何ていいますか、活動が1人増やしていこうというような活動の中で、217人と増加しているということで、非常にそれぞれのリーダーの皆さんがご苦勞されているなというふうに思っているところでございますけれども、私もシルバー人材センターのシルバー人材通信がありますね、12月号だったかな。これを見ると、仕事をある程度断っているというような状況もちょっとそこに書いてありましたけれども、その辺の部分で、課長でも副町長でもいいのですよ。どういような仕事をお断りしなくてはならないのか、その辺がある程度分かっていたらお答えいただきたいと思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

主に派遣の事業に関しましても、会員さんの中で、そういう派遣に係るお仕事を希望している方がいなくて、お断りをしているのが多いと聞いております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） やっぱりこのシルバー人材センターが元気でいてくれるということは、非常に介護保険を含めて、嵐山町の国民健康保険を含めて、非常に助かってくるわけございまして、仕事を断らなくてはならないというところ、今派遣の話も出ましたけれども、その辺のところの何ていうのか、私もそこところがボランティアでできる作業ではないだろうなと思いつつ、何かいい方法があればなというふうに思ったりしているところですが、草刈り含めて、副町長、いかがでございます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答え申し上げます。

シルバーのほうから、具体的に草刈りというのですか、草むしりというのですか、特にむさし台の都計道が通っておりまして、その植樹帯の草むしりを、特に女性の会員の方がやっておられるのですけれども、それがもうできないのではないかとこの話を伺っています。したがって、ではどうしたらいいのかなど。事業者さんに頼むこともできますけれども、ただそれにはそれなりのお金がかかります。

ちょっと考えておりますのは、今、嵐山まもり隊という組織があります。特にむさし台の中では、青年部がそれに活動しておりまして、今いろいろ相談しているのですけれども、自分たちの住んでいる都計道の草むしりができないかという形で、ちょっと今青年部と協議をしております。ただ、嵐山まもり隊の場合には資機材の提供というのとはしてありますけれども、報酬だとか手間賃の提供というのはないわけです。ただ、その辺をいろいろ考えていかないと、実際にはなかなか難しいのかなというふうに思っています。

したがって、地域支援課とも協議をしているのですけれども、まもり隊に対してどういう応援ができるのかなというのを一つの焦点にして、来年度に向けてちょっと考えていきたいなというふうに思っています。各地で高齢化だとか人手不足化によって、草刈りが本当にできないと、ある方から連絡をいただきまして、それはやっぱり区長さんと相談しながら、ではここのところはどうしていったらいいかというようなことだとかいうものを、個々にいろいろ相談に乗ったり、ではどういう対策が取れるのかというのを、しっかりと考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そのようなことは、なかなかその1団体だけではできないことだと思います。そこの知恵を出し合って、まもり隊の幅広い活動というか、地域を分けたような活動が求められてくるのかと思います。また今後研究して提案させていただきたいと思います。

以上、終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 小 林 智 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号6番、小林智議員。

初めに、質問事項1の学校プール授業の現状と課題並びに民間委託についてです。どうぞ。

○6番（小林 智議員） ただいま議長のご指名ありましたので、一般質問させていただきます。議席番号6番、小林でございます。

1 番、学校プール授業の現状と課題、並びに民間委託について。町内 5 校の町立小中学校にはプール設備があるが、菅谷小学校、志賀小学校以外のプールは整備がなされておらず、不稼働の状態である。実稼働させている 2 校での水泳授業や民間委託での授業が行われている。今後の学校再編においても、水泳授業とプール設備は大きな課題であると思われます。以下質問します。

(1)、各学校のプール設備の現況、利用状況、課題。

(2)、今年度の各学校の民間委託を含めた水泳授業の状況。

(3)、菅谷小学校プール設備は災害対策との複合的な利用（飲料水確保等）を行っているが、地域防災計画での位置づけと具体的な活用、あるいは想定する活用は。

(4)、学校再編等水泳授業合理化を踏まえ、民間委託の活用、拡大の考えは。

以上、お願いします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）、（4）につきまして、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目 1 の（1）、（2）につきまして併せてお答えいたします。

小学校では、菅谷小学校は菅谷小学校のプールを、志賀小学校と七郷小学校は志賀小学校のプールを使って、各学年平均 8 時間ほどの授業を実施いたしました。中学校では、菅谷中学校、玉ノ岡中学校の両校とも、東松山スイミングスクールにて、各学年 2 時間掛ける 3 日分の水泳授業を行いました。スイミングスクールの指導者と事前に連携を取り、泳力別のグループ設定を行い、当日は指導者と同様に教員も指導に入っております。指導者 2 人と教員 2 人の合わせて 4 人での指導となっており、きめ細やかな指導を行うことができました。中学校は水泳授業が委託となりましたが、小学校では志賀小学校のプールの老朽化が進み、維持が難しくなっていることが課題となっております。

続きまして、（4）につきましてお答えいたします。プールの維持管理は、設備修繕や水道料金等の経費がかかることのみならず、教職員にとっても水泳授業期間中のプール管理は大きな負担となっていることから、近年では多くの学校で水泳授業の民間委託が検討、実施されてきています。本町でも、令和 4 年度から玉ノ岡中学校が、令和 5 年度からは菅谷中学校も東松山スイミングスクールにて水泳授業を実施しています。今後、学校再編により、小学校は現在の菅谷小学校のプールを使用することを予定しています。中学校はプール建設の計画はございませんので、当面は民間委託を継続していく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（3）につきまして、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より質問項目 1 の（3）につきましてお答えいたします。

町及び比企広域消防本部では、菅谷小学校のプールを消防水利と位置づけております。また、災

害時、特に大地震時には、消防水利として使用した後に残ったプール水を、生活用水として活用したいと考えております。担当としましては、仮にプール水を浄化しても飲料水とはせず、洗濯、手洗い、洗面、掃除、トイレなど、生活用水として活用する想定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 再質問は各項目関連がありますので、順次行いますけれども、一括して行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に、今回この質問をするに当たって、最近私も七郷小学校、自分の孫の関係ですけれども、よく行く機会がありまして、お迎えに行ったりすると、必ずプールの横を通って迎えに行くのですが、なかなかやっぱり管理が行き届かないといえますか、使用されていないプールですので、管理が行き届かないと。答弁にもありましたけれども、消防水利の関係で、水を抜くことが多分できないのではないかなということも想定されまして、そういう状況を毎日見て、毎日というか行くたびに見なければならぬ。子どもたちは毎日見ていると、そんな状況であります。

各学校とも実際プールが利用されていない学校のプールも、似たような状況にあるのかなと推測されます。実際プールを利用されている学校でも、冬の間は当然利用されません。消防水利の関係で、水を抜くことができないということが実情だと思いますので、そうするとなかなか冬の間まできれいに維持するというのが困難なのではないかなと。非常に見た目的にもあまりよろしくないのかなという印象を受けています。

そんなことを見聞きしていましたので、この学校のプールとは一体今後どうなるのだろうかということが、課題として挙がっているのではないかなということで、少し調べたりなんかもして、こんな実情についてちょっとお伺いしたいなど。こんなことが、今回質問の発端でございます。

そこで、再質問のほうに入らせていただきますけれども、まず各学校の実際のプール授業というか、設備の状況は答えいただいたとおりで、2校のプールを使っているというところだと思うのですが、この管理、先ほど私も申し上げたのですけれども、使っていないプールの管理と、使っている学校の管理と、具体的にどのようなことをどなたが担当で、どなたというか、誰がやって、どのように管理されているのかというのを聞かせただけたらと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

現在使用している菅谷小学校のプール、志賀小学校のプールにつきましては、学校管理となっております。使用期間中は、水質の検査、また浄化槽の浄化設備を回しまして、水質の管理をしながら利用している状況でございます。また、利用していないプールにつきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、水を張った状態にて管理をしているような状態でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

当然、使っているプールは学校管理でということなのだと思うのですが、水質検査等もや
っていかねばいけないうし、冬の間はそのまま水を張っておかねばいけないうしという
ことで、管理も大変なのかなと思います。

やっぱり使っていないプールというのは、管理上も実際は施錠されたままで維持されて
いるのではないかと思います。一応これは管理責任といえますか、そういったことは学校
長ということなの
でしょうか、その辺を伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

使用している、いないにかかわらず、学校のプールは学校の管理下にあります。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

先ほど、今回の質問の発端はというお話もしましたが、そんな中で一応いろんな調
べをしていく中で、ある雑誌の記事なのではございますが、具体的に言うとこれは
ネットで取ったみたいなのではございますが、「プレジデントウーマン」という
雑誌のコラム記事なのではございますが、学校での水泳の授業は必要なのか。
60年前に大量に造られたプールが老朽化で維持できない大問題という表題
で、3、4ページのコラム記事が載っておりました。ここに課題の整理がされて
いて、なくなりつつある学校のプールということで、スポーツ庁の体育施設の
一体調査、これは2023年5月発表の記事が出て、全国の小学校にアンケート
を調査したと。教育委員会さんなのではございますが、した結果で、どの
くらいのプールが稼働しているかと。

そうすると、それは当然大体ほぼできている、あるのではございますが、
現在の小学校のプールの設置率というのは90、ごめんなさい、プールですよ。
小学校で87%。ところが、この調査、3年前にもされているということな
のです。これは令和3年の調査なのではございますが、平成30年にもされ
ていて、そのときは94%、全国小学校の94%に屋外水泳プールはある
けれども、令和3年の調査では、2018年ですね、2018年で小学校は94%、
中学校は73%であるけれども、今は小学校で87%、中学校で65%。
このたった3年から数年の間に、これだけの数がプール自体も減っている
というのが日本の現状である。これはやっぱりそれぞれ課題があるから
という分析を、このコラムの中でもされております。

いろいろ管理上の問題、例えば水の入替えの費用であるとか、1回に20万円
ぐらいかかるのでは

ないとか、費用もかかる。それから教員、昨今の話題では教員の操作ミスで漏水したために、その教員に負担を持たせるというようなニュースになった課題も出ています。それも解決はいずれ私は聞いていませんけれども、見ていませんけれども、そういう課題も、結局現場の学校の管理下にありますから、学校の職員なりが事実上管理しているということになりますから、その管理責任と管理事務たるや、やっぱり結構な負担になっているのではないかなというところがございます。

それから、最終的に設備管理と水泳指導や監視は大きな負担、今申し上げたような負担になっているということで、このコラムの結論では長くは読みませんで、簡潔にお話しすると、学校のプール、そして水泳はこれから縮小、あるいは部活動と同様に地域移行させていくほかないだろう。これはコラムを書いた人の結論ですからあれなのですけれども、こんな記事が載っていました。こんなことで、同じ課題は全国の学校で起きているし、嵐山町でも起きているのだというふうに思います。

そんな中で今聞いたのが、学校プールの現状の状況なのです。やっぱり似たようなことが起きているし、町民の目からもそういう目に映っているよなど。私がフェンス越しに見ても、あんまりきれいとは言えない状況が見えているのだらうと思います。

そんな中で管理負担にもなっているということなので、一つの答えは、答えといいますか、やむを得ざる判断なのが、嵐山町でも民間委託が始まったということです。民間委託が始まって、中学校が一昨年はどこでしたっけ、一昨年と今年は菅中と玉ノ岡と両方がやっているという状況です。私、これを聞いたときに、これ一つの答えだなと思ったのです。プールの管理というのは維持管理、これは公共施設としての維持管理も大変な負担がかかっているし、だとしたら今後の課題解決というのは一つ、職員、先生の管理も大変だし、としたらこれは一つの答えだなとも思ったのです。

そこで、私、教育のことだと不得手なものですからお聞きしたいのですけれども、学校のプール授業というのは学習指導要領でどうなっていて、嵐山町はどういう方針で取り組んでいるのか、お聞かせいただければと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

プール授業につきましては、学習指導要領にもあるとおり、水泳は子どもの発育、発達はもとより、命にも関わる学習内容であることに加え、成人及び高齢者のフィットネスや健康づくりなど、生涯スポーツの観点からも価値のある運動、スポーツであり、幼保小中高等学校の全ての教育課程において学修すべき活動、内容領域として取り扱われているところでございます。そういった観点からも、できるだけ水泳授業のほうは続けていきたい考えでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

続けていくといいますか、学習指導要領ではそうなっていて、ただやっていない学校があるというふうにも聞いたのです。学習指導要領にあってもやらない学校もあるのだというのは、私びっくりしたのですけれども、そういうことなのだとということなのです。これは一例として挙がっているのですけれども、さっきの記事なのですから、北海道の函館市では、コロナ禍に入ってから3年間中止していたプール授業を、23年度以降も中止するというふうになら発表したと。これはどういうことかということ、あるのですけれども、プールのある学校だけで水泳事業を行うと教育格差が生じることから、全体的に中止という判断となった。これ本末転倒なのかどうかよく分からないのですけれども、こういう判断する市町村も出てきたということでもあります。これって、先ほど各学年で習得すべき授業だというふうな説明があったのですけれども、なくてもいいということとはこれは可能なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

学習指導要領上に水泳の授業に関しましては定められてございます。指導内容についても書いてございますが、議員お尋ねのように、実はこれは私も調べたときに、特別な事情がある場合には、水泳の授業は行わないこともできるということがございまして、そのときに調べたときには、特別な事情というのは、寒冷地であって近くにそういう水泳等のできる設備がないとか、そういう状況においては、水泳は行わないことができるということは理解をしているところでございます。

嵐山町においては、今学校にあるプールと民間委託等がございまして、町としてはこういった水泳も生涯生きていく上の体力、それから健康づくりで大事な要素になるので、ぜひこれはできる限りはきちっと進めていきたいと思っております。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ほかに例えれば福井県でも、鯖江とか中央とか東洋の各市では中学校の老朽化した学校プールの廃止を決めて、水泳の実技授業を取りやめたという学校が、これは特異な例かもしれません。まだまだ少ない例かもしれませんが、こういうことも行われる。

実際、学校で水泳授業って何のためにやっているのかなというところで、これもお聞きしたいのですけれども、普通考えられるのは、水泳、泳ぐことの技術の習得ですね。溺れないための技術の習得。もう1個は、今溺れないためと言いましたけれども、水難の安全管理の生き残るためのすべを学ぶという、大体大きく言ってその2つなのかなという気もしますが、その辺が指導要領とかにはうたわれているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

例えば中学校の学習指導要領によりますと、まず1つは水泳の基本的な泳法であったり、泳ぎ方であったり、そういったことを身につけるということがございます。もう一つの観点としては、水に親しむということと、それから先ほど議員ご指摘のように、この水泳の授業を通して水難事故等から命を守るという、こういうことも学習指導要領上に水泳の指導を通して行うこととして定められているものでございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

それで、最初の答弁にもあったとおり、小学校では各学年平均8時間ほどの授業が実施できたと。これ年間ですよ。1年通じて8時間。これは平均であって書いていただいたということは、もっと多いところともっと少ないところがあったということなのではないでしょうか。その辺の事情はわかりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

水泳授業につきましては、天候に左右されるところも多くございますので、近年では水温が低いとかそういうことではなく、逆に暑過ぎて入れないというようなこともございますので、安全管理を行った上でプールをやっていく上で、多少実施時間の差が出てきているものと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 数字的に恐らくこの前後、8時間の前後になるのだらうと思うのですが、そうすると少ないところは6時間で終わってしまったのかなとか、多いところはもっとやれたということですね。多いところがあるということは、これは何時間受けさせようというカリキュラムになっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、体育及び保健体育の授業としての年間の授業時数というものは決まっておりますが、その中で水泳に何時間割かなければいけないというのは、これは教育課程上、明確に明記はされているものではございません。私も今までの教員だった経験上で申し上げますと、おおむね10時間、多くても10時間ぐらいのところが多いかなと承知しているところでございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） すみません。教育方面私も詳しくないので、そういう質問で申し訳ありま

せん。

最初の答弁にも、今度は中学校では2時間掛ける3日分の水泳授業を行いました。これは委託ですから、東松山スイミングスクールまで行ったのですよね。ですから、これは多分平均も何もなくて、みんなこのとおりにやれたのではないかと思います。ということは2時間掛ける3日分ですから、二三が六時間中学校でやっていたということですよ。ということで、プールの施設から考えると、極端な考え方ですけれども、プール施設の効率的な活用という観点から考えて、年間6時間から8時間の授業のために、この施設をずっと維持しなければならないというのは、行政としてもかなりの負担になってくるのではないかなと思います。

そういうことも踏まえて、最初の私の問題意識といいますか、それに立ち返って、最後の(4)番のところにも書きましたけれども、これ民間活用でいいのではないのという判断もあるのではないかなと思うのです。当然、これは再編計画とも絡んでくるので、再編の中では小学校で、特に小学校のプールにつきましては、菅小のプールにつきましては改装、改築というのですか、それして、平成28年でしたか、されてありましたよね。それからまだそんなにたっていない。7年ぐらいたったのかな。7、8年たっているということなので、これは使わざるを得ないという判断も一方であるし、校内に設備があれば有効に活用できるという利点も当然あるから、これは活用していくのだという、再編計画の中では一つの判断かなとは感じました。

一方で、さっき言ったように合理的にプール、例えば公立学校の施設として、嵐山町のプールは要らないという判断があったとしたら、そういう極端な判断も可能ではあるのですよね。水泳授業は維持するけれども、これは全部民間委託でやる。あるいは先ほどの極端な例みたいに、もう水泳授業は要らないよと。各保護者に民間のスイミングスクールへ行かせるなり、それに任せるよという判断もあるかもしれませんよね。ただ、必ず義務教育の中でやりたいのであれば、民間委託でもできるということであれば、民間委託でもいいのではないかなという判断は一つ私はあると思うのです。

先ほどのような理由でプールも、一方では小学校のプールはまだ残ることなのですからけれども、これは質問するのはちょっとあれなのですからけれども、例えば今回の再編計画の中でも検討しましたよね。その中で、この菅小のプール施設が計画するに当たってのネックになったようなことというのは、課題になったようなことというのはどうなのでしょう。なかなか聞きにくい話でもあるのですけれども、それでお答えできるようでしたらお答えいただきたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

この審議会の中でも、学校の位置について十分審議はされてきたというふうに承知はしているのですが、その中にプールがあることを前提として、そこを学校の場所を統合校の位置を決めたとい

う審議の記録というのは、特には見受けられてございません。ですから、プールありきの統合ではないというふうに私は考えております。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

当然そのとおりだと思うのです。やっぱりプールが、施設があるから使わざるを得ないから、そういう答えなのですよというのは本末転倒のような気がしますので。

4番の方向性につきましても、先ほどもご答弁いただきましたので、いずれにしても結果として小学校は1つのプールを使います。中学校は、これは民間委託ですよね。これで維持していきます。これはもうこれから先ずっとということですよ、新しい学校ができたなら。多分そういうことになるのだと。その先に中学校をまたプールを造ろうかという判断が働くのかどうか、その辺の考えはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

中学校のプールでございますが、現在民間委託で行ってございまして、その中で子どもたちの評価であり、教員の評価というのは非常にいい評価をいただいております。ですから、当面はこの民間委託による体育の授業、中学校というのは続けてまいりたいと思っておりますが、今回再編計画の学校の施設の中にプールは入ってございませんが、このプールをどうするかということについては、まだ正直、当面これは民間委託がよかったので、続けていきたいという考えはあるのですが、これをずっとこのまま続けていくのか、やはりプールはあるべきなのかということは、まだそこまでというのは議論が煮詰まっているわけではございませんので、今後民間委託の成果も踏まえながら、プールの在り方というのは考えていきたいと思っております。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

これは令和11年に再編が済んだ後に、その先でプール事業をどうするかというのは、改めてまた考えていく。要するにまたプールを造るかもしれない。そんな費用はなかなか出せないのではないかと。

そこで、誰もあれは使えないというのが出てくるかと思うのですけれども、今、今度生涯学習課長も来ていただいておりますが、B&Gのプール、あれが今後どうなるのだろうか。それ次第であそこを活用するという手もあるのではないというのが、その辺はいかがなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

今、教育長のほうからお答えがあったとおり、今現在学校再編に向けて、プールについては何も決まっていない状態ということですので、今後その方向性が決まってから、B&Gのプールをどのように活用するかということで検討してまいりたいと思います。ですので、現時点では何も決まっていないという状態でございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

その前提として、現在B&Gのプールも使えなかったりということがあれなのですけれども、状況と、この先の方針はどのようなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

B&Gのプールにつきましては、コロナを機に休止しております。数年使っていない状態ですので、再開するには相当といたしますか、修繕が少し必要になってまいります。その修繕をどのようにするかということも、そこにも費用がかかってまいりますので、そういったところも費用対効果といたしますか、プールを開けたときの維持費ですとか、そういったことも絡んでまいりますので、再開に向けてどういうふうにするかということも踏まえて、総合的に検討していきたいと思っておりますので、現時点では再開の予定は今のところないという形です。

以上です。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） 分かりました。

このまま小学校の使わないプールと同じような状態になっていくのかなと、ちょっと心配しておったのですけれども、一応その辺は、当然ニーズがどのくらいあるかという問題もありますけれども、あれはプールとして今後とも活用していきたいという方向は、その辺はどう、気持ちがあれば、多分再活用できないのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

スポーツ担当といたしましては、ぜひプールを再開したいという意向はございますけれども、当然そこもどのような形で再開できるのかというのを、総合的に町の政策と含めて考えていきたいと思っておりますので、町民の方からそのようなご要望をたくさんいただければ、またそういったことを参考にしながら、再開に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

今、質問したのも、やはり学校の施設とはいえ、町の施設でありますので、令和4年3月に改定された嵐山町公共施設等総合管理計画改定版、ここに出ています。この中に、これも最初平成29年にできたときから、この内容は当然国の指示できているのですが、要はどの市町村も財政厳しいのだから、このまま公共施設維持できるのですかというのが基本の課題ですよね。この中にも、どこの町村でも全体の結論というのは見えていて、これから人口減少が進み、財政も厳しくなっていくって、こういうものが維持できなくなっていく。この先、おたくの町はどうするのですかという内容のものですよね。

ですから、これは大変厳しい内容が出ています。数値的に見て、数値グラフが全面出てきて、もう維持できませんよ。財政がこれ以上豊かになるかどうか分かりません。人口減少すれば、町税も入ってこない。そんな中でこれをどうやって維持していくのですか。取り壊すのにもお金がかかりますというような危機的な状況にありますよというのが、この本だと思うのです。ですから、それも学校施設も、それからこの本、これからずれる、抜きには考えられないと思うのです。同じように学校施設も同じ課題を抱えていると思いますので、そういうことをこれから念頭に置きながら、これは進んでいくのではないかなど。

最後に、もう一回お聞きします。ですから、これを全部そういうことも踏まえてプール授業の民間委託についての、さっきもどっちかもう一回検討すると言いましたけれども、先々こういうほうに移行するというお考えはないかどうかだけ、最後に確認させてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ずっと先のことというのはなかなかまだ決まっていないところもございます。小学生につきましては、今、プール施設がございますので、有効にプール施設は使っていきたいと思っております。中学生につきましては、今の民間委託のほうが大変うまく回っている現状がございます。この先々という一つのことといたしましては、民間のところも多くの学校が委託をしていきますと、この中でどれくらい入り込めるか、そういうところも将来的には検討しなければいけなくなってくると思ってございます。

そういったことも考えたときには、ずっと民間委託でいけるかどうかということについては、今結論が早急には出せないのですが、当面の間は、今いい方向で回っておりますし、必要な授業数が民間のほうで取れてございますので、このまま中学生については続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

民間委託が全て私は善だとは思いません。当然、民間委託ですけれども、業務の委託というのは常にリスクが伴って、委託先がなくなれば授業がストップします。どんな事業でも、アウトソーシングというのはそういう問題を抱えている。こちらに主導権がないから、先方が値上げするといえ、当然値上げ、物事の考え方としてそういう事態。自分たちに主導権がないという事態になるという、そういう点もあるのだと。デメリットもあるということも考えた上で、全体の把握をやっていくということは正しいことだなど。

特に今回、小学校はプールがあるから、これをまだ活用できるということがありますから、そういう意味では、ある意味ハイブリッドな運用になっているのではないかなど。民間委託も活用しながら自前のプールもある。ただ、小学校のプールは、中学生には使えないみたいな状況があるらしいですけれども、いずれにしてもそういった形で今後も活用していくということでよろしいですね。

それから、最後に菅小のプールの飲料水確保のこれなのですけれども、災害対策として飲料水というのですけれども、飲料水、当初の計画からなぜこれ取り組まれたのかなというのがちょっと疑問だったのです。それでいろいろ調べていったら、これを造ったときの臨時議会でこれを受けているのですけれども、そのやり取りをちょっと読ませていただいたら、プール改修するによって1億4,500万でしたか、それだけかかりますよという臨時議会が開かれて、その中のこの議会でのやり取りも見させていただいたら、いろんな議員から、その飲料水として活用するというのはいいことなのだけれども、どのくらいの量でどうなのだというのがありました。

その答弁の中で、菅谷小中で当時1,300人ぐらいいたのかな。その人が1日3リッター飲むとしたら、それは100日分ですよというような答弁があった。ただ、防災計画を結構真面目に検討していただいたようなので、最初の3日は3リッターでいいけれども、そこから先は1人20リッターだという計算をされた。それを考えると、50日弱だというような答弁がありました。

ただ、やっぱりこれは机上の空論とは言わないけれども、机上の計算での話であって、1,300人って児童生徒の数ですよ。その家族ではないですよ。あとあそこ避難場所になっていますよね。なっていて、あのプールの飲料水ってそもそも何の目的なの。学校の生徒に飲ませるための飲料水なのか、それとも非常、防災計画になって、あそこ避難場所になっていますから、そこで活用できるのではないかと。さっき答弁ありましたけれども、消防水利で使った後は一応水。ただ、飲料水としては使う今の計画はないというお話。ですから、体を拭いたりなんかするのに使ってもらおうというものだと。だとすると、それだけではとても足りない、大災害のときは。当然、普通の水道設備の復旧だとか、本当の大災害になれば、これは自衛隊の支援だとか、そういう方面に行ってしまうでしょうけれども。

だから、そういう意味でも大変中途半端な設備なのかなという気がしたものですから、その辺は地域支援課さんのほうに聞くのですけれども、先ほどの答弁の中で、消防水利に使った後、消防水

利に使った後というか、消防水利が優先で、余っていれば全部それは今度浄水器使いますよ。それは生徒のためというよりも、避難所としての利用ですよということによろしいのでしょうか。その辺をもう一度お聞かせいただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

想定という形でお答えをさせていただきます。まず、議員さんおっしゃったように消防水利が最優先です。大きな地震があった後、想定でも嵐山町でも火災が起きるという想定が数字が上がってございますので、消火栓が仮に止まった場合は、プールの水を使って最優先で消火活動に当たるような形になります。また、電気が復旧していない等のときは、余震もまたありますので、余震にも実際は備えなくてははいけませんので、本当の大きな災害のときには、プールの水、まず最初の消火が終わってすぐプールの水をとというのは、なかなか難しいのかなというふうには考えてございます。

飲み水に関しましては、嵐山町の場合は水道の、なかなか難しいですが、水道のタンクが今3つございまして、第2、第3、志賀の庁舎と七郷の吉田の庁舎には緊急遮断弁といたしまして、震度5弱になった場合、自動的に観測をして弁が閉まる。実際は80%まで閉まるような機能がついていますので、第2、第3のタンクは、地震のときは貯水タンクとしていけるような形になって、もうそういう造りになってございますので、基本的にはその水を使って、町民の皆様は飲料水を確保する。なかなか厳しいですが、水道事業者というのは連携ができていますので、地震のあったその日にはどこどこに派遣しますというのが、水道は物すごくできていますので、多分2、3日後には給水車がかかり来てくれるという計画にはなっておりますので、私どもはそのような形で考えています。仮に、ではこのプールの水はというと、私どもは避難者の方に飲んでいただく水というふうを考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

いずれにしても備えですから、ないにこしたことはないという設備で、現にある設備ですから、活用していただくのが一番正しいのだらうと思います。では、1番につきましては以上で終わりにいたします。

続いて、2番に入ります。七郷小学校150周年記念事業への取組、支援について伺います。明治期に学制が公布されて、令和4年で150年となったことから、全国の多くの小学校が150周年を迎え、周年事業が計画実施されている。町では七郷小学校が今年150周年を迎え、学校行事でも取り組まれている。町及び教育委員会で、周年事業への取組及び支援について伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

今年度、七郷小学校が創立150周年、菅谷小学校は来年度、令和6年度に創立150周年となります。各学校それぞれがPTAや地域の方々と協力し、実態に応じた周年事業を実施計画しております。

具体的には、七郷小学校は11月9日にドローンによる創立150周年記念撮影、11月18日の七小祭りにおいて記念式典、写真展等を実施いたしました。菅谷小学校は、令和6年度に式典等を実施する予定でございます。周年事業はPTAや実行委員会等を中心に、各学校の実情に応じて行われる事業ではございますが、教育委員会としても必要に応じて支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございました。

この質問も、実は今年の7月頃でしたか、小学校に伺う機会がありまして、そのときに小学校の校長先生から、赴任してきていろいろやっていくと、周年事業の準備はまだなかなか進んでないというお話がありまして、立派な校長先生で、いろいろ調べたらアルバムがすごいいいのが出てきたのだよと。これはアルバムをみんなに見てもらったらいいのではないかなとか、そのときも言っただけで、それからもう一つはいろいろ古いものを調べていたら、鶴巻行進曲というのが出てきたというお話がありまして、鶴巻というのは七郷小学校がある地名なのですけれども、校歌にも鶴巻という言葉が出てくるのですけれども、鶴巻という小字だったのですかね。

鶴巻行進曲というのがありまして、ちょっと今手元の資料あれなのですけれども、これは作詞が安藤専一さんで、作曲が藤野秀谷校長先生。私らの世代からすれば、安藤先生はちょっとあれですけれども、藤野秀谷校長先生は、私が小学生の頃の校長先生だったりしますのであれなのですけれども、音楽の先生でして、この方が作曲といました。こういう楽譜が出てきたと今の校長先生がおっしゃっていて、これはぜひ復活させたいのだよというお話をされていました。これは7月の頃です。

そのために音楽の先生に頼んでアレンジを頼んだり、その楽譜を基にしているのだよというようなお話がありまして、ここにも出ていましたけれども、七笑まつりというのが、七郷小学校の祭りですけれども、その場で発表会みたいなことをしていただいて、これ記念式典ですよ。発表会みたいにしていただいて、実際その中に間に校歌を挟んだりしながら、行進曲ですから、鶴巻行進曲、その曲を復元、演奏していただいた。当然、演奏は子どもたちが演奏して、指揮者は校長先生がなされた。校長先生がとてもいい指揮をしてくださるというふうに事前に話も聞いていたので、私も楽しみにしたら、大変熱い指揮ぶりで感動的な指揮をしていただきまして、何十年ぶりですか、恐らく50年ぶりぐらいかの演奏になったのかと思うのですけれども、そういったことで鶴巻行進曲というのが発表されました。

こういうことができたのも、この校長先生がこれだけ一生懸命やってくれたからなのだなというのをつくづく感心して、ありがたい気持ちなのですけれども、地域とかほかのを見ますと、いつも小川町のことを引合いに出して申し訳ないのですけれども、小川町でも4つぐらいの小学校がたしか150周年なのです、今年。今年の春先には、田んぼアートで150周年という文字を浮かび上がらせて、田植えをした後で田んぼアートをつくって、小川町の広報の表紙にもなって、そのほかに八幡小学校というのは大クスノキでしたっけ、大きい古い木があるのですけれども、その木のライトアップをここでやったというようなことが出ています。そのほかにも、小川小学校では、やっぱりライトアップをやりましたよとか、ほかの小学校でもいろんなイベントしましたよということが広報とかで、小川の広報とかでも載ってまして、そうか、そういえば嵐山がなかなか進んでいない、そういうの聞いていないなというふうな思いでいて、そんな中でさっきの七小の校長とそんな話があったものですから、やっぱり一生懸命やったださる方がいたのだと思ひまして。

ただ、私、そのところでやっぱり反省したというか、残念だったというのは、私も地域の一人として、それにみんなで盛り上げようというふうに私も動けなかったというのは、非常に残念なことだと思ひました。恐らく七小のPTAの皆さんだとかも協力しながら、今回のイベントをやっていたのだと思ひます。

一般には小川町の例なんか見ても、実行委員会を組織して、学校のPTA、それから卒業生、それから学校の先生、そういう方たちが実行委員の中において、年間行事として、年間の中でいろいろな行事を組み立てていったということだと思ひます。特に田んぼアートなんていうのは田植えから始まりますから、相当前から準備しなければできない話ですから。ぱっとやろうよといってできない話ですから、こういうふうに取り組んでいたのだなと。その取組ができなかったなというのは非常に残念だなど、私も地元の一人として思っています。そんな中で校長先生がこれだけ立派にやってくれたというのは、本当にありがたいなという思いでありました。

では、嵐山の中でどうなのかなというのを当然考えまして、先般教育委員会さんにもちょっとお邪魔して、七小は今年150年なのだけれども、ほかはどうなのですかと聞いたら、菅小は来年ですよというお話がありました。なので、菅小さんは、やっぱりPTA活動とかいろんな活動も熱心なので、恐らく周年行事、立派にやっていただけるのかなというようなこともありまして、こういうところは、それで今回の質問もさせていただいたのです。

恐らく、これは各学校に教育委員会としてはお任せしているといひますか、答弁の中では必要に応じて支援してまいりますということなので、ちょっと消極的かなという気もするのですけれども、実はそういう盛り上げの影の役割といひますか、教育委員会が前面に出ることではないのかもしれないけれども、周りを盛り上げていただく役割といひものを、ぜひ果たしていただきたいかなと思ひうのです。もちろん、菅谷地区は菅谷の立派な皆さんがいらっしゃいますから、PTAの皆さんとか、学校の先生とか、今取り組んでいらっしゃると思ひますけれども、それを全力でバックアップ

して、立派な事業にといいいますか、町を挙げたような事業でも構いませんので、そういった事業にやっていっていただけるような、そんな後押しというのはいただけないのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

七郷小学校の取組につきましては、小林議員ご承知のとおりでございますが、菅谷小学校の150周年の取組につきましては、既にPTAさんのほうで横断幕を作り、その150周年に向かって事業を進めているところと伺っております。また、内容につきましては、来年の秋に記念式典を行う予定。それに合わせまして、各学年で行うイベント及び学校としてギネスに挑戦のような、何かそういった楽しいイベントを考え中というふうに伺っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、小林智議員。

○6番（小林 智議員） ありがとうございます。

ぜひ大勢の皆さんで地域を巻き込んで、そういった取組が行われればいいことなのではないかと思えます。

今回、実は全体を通してなのですが、1番と2番のこういう質問をさせていただいたのは、当然なのですけれども、これ背景としては、一つは学校再編の問題が今あるということが背景にあります。もちろん1番のほうについては、プール授業についてどうなのだと。再編後はこうになってしまうのだねという話ですね。その辺のことをちょっとお聞きしたのですが、2番の記念行事というのは、今回もいろんな一般質問の中で、再編のことをたくさん言われています。七郷小学校がなくなってしまう話についても、複数の議員からいろんなことをお話がありました。

そんな中で、やはり私はこれから再編が進むことについて、大きく自分の意見を申し上げるということはするつもりはないのです。それはやっぱりそれぞれの機関がきちんと案を出していただいて、その案の是非を私は考えたいなど。一つ一つ点検したいなど、そう思っていますから、私はこうあるべきだということは、直接にこういう場で申し上げるつもりは実はないのですけれども、一つ考えてもらったのは、やはり七郷小学校は、大勢の人が言うとおりになくなってしまうのですよね。なくなってしまうというのは、特に卒業生たちがやっぱり感傷的になる。感情的な思いもある。そういうことがあるから、そういうところへの配慮。

それから、子どもたちも、今の小学校1年生は恐らく最後の卒業生になるのですよね。令和11年だと最後の卒業生になる。小学校2年生以上、最後の卒業ですね。これから入ってくる子が途中から入ることになる。再編学校に入ることですね。今の小学校4年生だと、逆に今度は中学校まで、玉ノ岡中学校の最後の卒業生になるのかな。そんな感じになる計算になるのだと思い

ます。令和11年どおりにいったとしたら。

そういう子たち、その前後の子どもたちが不安のないような、やっぱり夢を抱かれる、新しい学校がこうなるのだ、ああなるのだというふうに夢を抱けるような仕組みをこれからも考えていただいて、決まれば、そういうことに思いをはせていただいて、子どもたちがそういう期間どうなるのだろう。移動についても何にしてもどうなっていくのだろう。そういった子たちとか、あとは地元がこれは寂しくなるね。あれがなくなって、また校歌の碑が1個建つのかという、中学校の校歌の碑の隣に、また小学校の校歌の碑が建つのかというぐらいに感傷的になってしまう。

そういうナーバスな中で、例えば150周年事業だとかこういうことというのは、これ150周年ですよ。七郷小、菅谷小も当然そうなのですけれども、これからの150年なのでしょう、再編というのは、恐らく。そういうことですよ。これから新しい嵐山の学校教育が始まるのだということでしょうから、ここの一つの区切りを非常に大事にしてほしかったなど。この150周年事業があるということで、ぜひそういうことを考えてもらいたかった。そういった思いが私のほうの中にはありました。なので、これから再編を考える中では、こういうものについて、例えばなくなる小学校、志賀小もそうですけれども、そういった子たちがどういう思いでいるかということに心を砕いていただいて、その辺の目配りをぜひ大事にしていきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3時56分)

令和5年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第5号)

12月7日(木) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
第7番議員 藤野和美議員
第8番議員 吉本秀二議員
- 日程第 2 議案第46号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 3 議案第47号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第 4 議案第48号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第49号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 認定第50号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第51号 嵐山町企業誘致条例の一部を改正することについて

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	狩守勝義	議員	6番	小林智	議員
7番	藤野和美	議員	8番	吉本秀二	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	森一人	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
岡野富春	税務課長
贄田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
近藤久代	長寿生きがい課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長
馬橋透	生涯学習課長

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第4回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 これより議事に入ります。

ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第56号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第2号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願につきまして、審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から追加議案の提出がありましたので、報告いたします。議案第57号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定について、議案第58号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定について、以上の2件であります。12月5日に提出されておりますので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第12号 被保険者視点による持続可能な国民健康保険制度の確立を求める意見書の提出について、発議第13号 「人道的休戦」を求める決議に棄権した日本政府の賛成を求める意見書の提出について、以上の2件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、町長提出議案2件及び議員提出議案2件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第8号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 藤野和美議員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号11番、議席番号7番、藤野和美議員。

質問事項1の带状疱疹予防接種費用助成についてです。どうぞ。

○7番（藤野和美議員） それでは、議長よりご指名がありましたので、質問いたします。7番の藤野和美でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、1番目が带状疱疹予防接種費用助成について。带状疱疹の重症化を予防するためのワクチン接種について、その費用を助成する考えがあるか質問します。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 質問項目1につきましてお答えいたします。

带状疱疹ワクチンは、現在、50歳以上の方を対象として任意接種で実施されておりますが、効果の持続性や安全性などを鑑み、国の専門委員会において、法に基づく定期接種とすることの是非についての議論が継続されております。県内でも鴻巣市や桶川市などをはじめとする市町が地元医師会の要望を受け、公費助成を開始しております。嵐山町では、現時点において助成の予定はございませんが、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 私最近、身近な方も含めてこの带状疱疹の話が随分出てきているのです。

非常に頻繁に、ちょっとびっくりするぐらい多くなっているわけです。それで、国のほうで議論が継続ということなのですが、今もこの中で鴻巣や桶川市という名前が出ましたけれども、保険医団体連合会の調べにおいても埼玉県で7市8町、もう既に助成が行われております。例えば川島町では、今年の4月から50歳以上、生ワクチンに対して4,000円掛ける1回、それから不活化ワクチンが4,000円掛ける2回。それから、ときがわ町でも今年の5月からやはり50歳以上で生ワクチンが4,000円掛ける1回、それから不活化ワクチンが1万円掛ける2回という形で助成が始まっております。医師会からの要望ということがこの答弁書の中にもありましたけれども、保険医団体連合会や医師会ということからの要請ということは、国として議論はあるにしてもやはり効果があると、必要だという判断が、ということでこれ始まっていることだと思うのです。ですから、国の動向もさることながら、実際にはこれが効果があるということが言われていると思うのですが、ではその効果に対してはどのように町として把握をしていますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 ワクチンの効果につきましては、生ワクチンと不活化ワクチン2種類あるのですけれども、生ワクチンについては1回打つと5年ぐらい効果がありまして、不活化ワクチンについては2回接種することになるのですけれども、大体10年ぐらいの効果があると言われておりまして、今のところは個人負担で打っていただくことになっている状況です。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 帯状疱疹、その後の痛みがずっと続くとなかなか治らないということで、非常にご苦労される方の話を聞きます。そして、このワクチンそのものの費用が、先ほど答弁の中でもありましたけれども、長期間になって効果のあるワクチンの費用がやはり非常に高価だと。やはり1回約2万、これも各場所によって当然上下はありますけれども、それを掛ける2回やらなくてはならないと。ですから、4万ということで、非常に高額なものになっているわけです。そういうこともあって、今各自治体が助成をして、やっぱりその痛みから少しでも和らぐ、こういう形で、徐々というか、かなりの勢いで助成が始まっていると思うのです。鶴ヶ島においても来年の4月から始まる予定というのは聞いております。そういった意味で、比企管内においてもこういう形で始まってきておりますので、やはりこの段階で嵐山町としても助成をしていくということがやっぱりお年寄り、50歳以上ですけれども、安心して暮らしていけるということのためにも助成をする必要があるのではないかと思います。これについては町長のほうからのお考えもちょっとお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

先ほど課長のほうからも説明がありましたけれども、国のほうで今その持続性、先ほど5年ぐらい、それからこちらの場合には10年ぐらいというようなこと、それからもう一点大切なことはやっぱり安全性、こういったものをしっかりと今検討していると、調査研究している段階でありますので、そういった段階で嵐山町でいち早くそういったものを積極的に取り入れるというのはいかなるものかなというのをちょっと思います。今までもほかのワクチンにおいても国が推奨しているにもかかわらず副反応が非常に大きく出てしまったというようなケースもございますので、これは安全性に関してはある程度しっかりとしたものを、医学的にも科学的にも証明された段階で、そして嵐山町のほうでもそれに呼応していくというような基本的な考えであります。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） そうしますと、国の議論を待っているということになりますとかなりの時間が経過するということが予想されるわけです。現に埼玉県でも7市8町、実際に始まっているわけです。ですから、決して嵐山町が先走ってやっているわけではなくて、医師会の要望や、それから保険医団体連合会の要望もある中でのこういうことなのです。ですから、効果も何年、何年、一応形でそういうのが測定として出されているわけです。ですから、決して危険なもので、嵐山町だけが突出してやるということではありませんので、そういう意味ではしっかりと検討をしていくという考えは、国の議論を待った後ではなくて、嵐山町としてもほかの市町の動向を見ながら検討していくという考えはありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

先ほど議員のほうからも紹介ありましたけれども、今埼玉県のほうでは63市町村あると、そのうちの15市町が実施をしているということで、まだまだ4分の1以下でありますので、そういった件においても各自自治体においてこの安全性というのが今議論されていると、国のほうで。だから、そういったものはやはり重く受け止めている、そういう判断の中でまだその程度にとどまっているというふうに私も判断しております。また、この安全性に関していろんな調査が行われて、そしてさらに安全性が確認できたというような新たな情報が出てきたときには、そういった方向性で考えるということも必要になってくるかなというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） この件に関しては町民の期待が非常に大きいのですけれども、今の町長の答えということで、今の町の考えということは把握いたしました。

それでは、第2番に入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（藤野和美議員） 会計年度任用職員制度について。

会計年度任用職員が一定の任期ごとに雇用の継続がかかった公募を受けさせられ、雇い止めに遭う事態が考えられる。そこで、以下の点について質問します。

（1）、会計年度任用職員の雇用の状況は。

（2）、再任用の際の公募の適用は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目2の（1）についてお答えいたします。

町で雇用している会計年度任用職員の総数は、12月1日現在で120人になります。

続きまして、質問項目2の(2)についてお答えいたします。会計年度任用職員の方が再度雇用を希望する場合は、本人に履歴書を提出していただき、各課、局の職員配置や来年度の業務内容等を見据えて雇用をお願いしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番(藤野和美議員) それでは、再質問を1と2を合わせてやらせていただきます。

そうしますと、今の段階で会計年度任用職員の方が120ということでありました。この方は基本的にはフルタイムというふうに理解していい数字なのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 フルタイムの会計年度任用職員は1名いらっしゃいます。あとの方はフルタイムではございません。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番(藤野和美議員) 私が今回の質問をしたのは、要するに会計年度任用職員の方が、私再任用と書いてあるのですが、正式には再度の任用ということになるわけですが、これまでの国の主なそういう指導というか、マニュアルの中で、2年後、公募の中で雇い止めに遭うという事例がほかの自治体であったのです。ですから、非常にその問題について今回の質問があるわけなのですが、ただ嵐山町の場合ですとフルタイムより任用職員の方が、逆に1人しかいないということなのですね。あとの方は全部パートタイムということなのですね。例えばこれはフルタイムの方が1人しかいないという状況はどういうことなのでしょうか。ほかの、例えば国全体でいろいろ考えても、いろんな情報を取っても、これはこれで問題なのですが、約1割ぐらいということが、そこが問題にもなっているのですが、嵐山町の場合非常に少ないですね、そういう意味では。その事情はどういうことなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

フルタイムの職員は、教育委員会部局で幼稚園に勤務している方が1人いらっしゃいます。私が思うには、幼稚園の先生、育児休暇を取っている職員いますので、そこの代わりでフルタイムで1名採用しているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 非正規の方が非常に役場の業務の中、相当な形で担っているというのが、120という数字で表れているわけですが、その中で一つ、やっぱり雇用の非常に不安定。これは、1年ごとの契約になっているわけですね。一応確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議員さんおっしゃるとおり、会計年度ということで1年の任期の採用となっています。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） では、そのときに、採用の際にはご本人にも履歴書を提出していただいて、その中で雇用を継続するということをやっているということだと思いのです。ですから、その中では公募等は行わないで、逆に公募をしないが……ちょっといいです。そういう意味では、そういう形で継続しているということだと思いのです。ただ、その中で、フルタイムにまたは正規の職員にという、そのご希望の方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 正規の職員を希望する方は、町の正規職員の採用試験を受けてもらえばというふうに思っていますので、今年度についても会計年度さんで受けた方はいらっしゃいましたので、中には正規職員になりたいという方もいらっしゃると思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） では、その正規職員の採用の際、これまでの業歴というか、仕事の内容等の、当然それは考慮して、参考にして採用の基準ということをやっているのでしょうか。その正規職員になる際の採用の基準です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 正規職員の採用につきましては、一般で受ける方、もともと会計年度でいらっしゃる方、もちろんテスト、作文、面接ありますので、面接以外は名前は全て分かりませんので、結果が出てしまいますので、色を足すことはできません。面接についても公平に見ておりまして、微妙なラインになればその働き具合等はあるかと思いますが、一般的には同じラインで、会計年度にいたから何点プラスという、そういう点数はつけておりません。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） こういう事例はあるのかちょっとお聞きしますが、パートタイムの職員の方、これをフルタイムの正規職員にしないために勤務時間を若干減らしているという調整をしているということは、この町ではありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 本来ですと、正規職員で賄えない部分を会計年度さんで仕事をしていただいているという形なので、フルタイムに来るようなという職員がそこ、パートさんが来るということはもちろん足りませんが、フルタイムになるというだけとなれば、本来ならばそこには正職員をつけるべきだというふうに考えております。希望する方の町の仕事量に応じて、例えば週何回の何時間、それに希望する人とその人の適性が合えば採用するという形を取っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 正規の職員の方に対して会計年度任用職員の方、これは全体としては人件費の抑制ということで非常に増えてきていると思うのです。今その待遇そのものが、要するに収入があるいは非常に少ない状態で頑張っておられるという、これが当然今大きな問題になっているわけです。この待遇改善をどうしていくかということが今後の、これは職員の方の生活もそうでしょう。それから、住民サービスの向上という点でも非常に大きな課題だと思うのです。今正規の職員の方と任用職員の方の給与格差というのは、それはどのように考えているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 会計年度の任用職員につきましては、一般事務の方については給料表の1級の11号級を時間給に計算した金額を1時間当たりという形で渡しております。差が出てくるのが、先日、一般職の給与に関する条例の一部改正させていただきましたが、期末手当、勤勉手当、職員は出るわけですが、会計年度さんにつきましては今現在期末手当、ボーナスというのが期末、勤勉という形の2つを合わせてなのですが、会計年度さんについては期末手当は出ますが、今勤勉手当が出ない状況です。まだ来年の話ですが、来年度以降、会計年度さんにつきましても期末・勤勉手当が支給されるという方向性が今なっていますので、また3月議会等でお願ひするかとは思いますが、今現在ではボーナスの部分で期末手当が出ない、勤勉手当が出ないというのが給料の差だと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それから、当然給与改定をされた際、いわゆる遡及適用が、これはどうなっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 先日、一般職員の給与に関する条例の中で、令和5年の4月1日に遡ってというお話しでしたが、会計年度さんについてはこの遡及措置はございません。しかしながら、埼玉県の最低賃金につきまして、今まで987円だったものが10月1日から1,028円に変わりました。嵐山町の会計年度任用職員につきましては、それまで992円ということで、もちろん改正前よりよかったですけれども、1,028円よりも安くなってしまいましたので、10、11月につきましては給料表の直近でその1,028円を超える給料表の部分、1,036円の金額を10、11月分は適用させていただきました。今回、条例のほうは改正されましたので、1級の11号級の単価が1,066円になりましたので、12月以降につきましては、埼玉県の最低賃金は1,028円ですが、1級の11号級の単価1,066円に改めて給料の支払いをしているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 正規職員の方の給与も決して高いとは思っておりませんが、やはり本来正規の職員を増員してやるべき業務をこの非正規の方、任用職員の方が担っているという現状が当然あるわけです。国のほうも先回の国会答弁の中で、この待遇改善について財源も確保しよう、国も賃上げの財源確保をするということも大臣が当然答弁しているわけです。そういう意味で、この問題についてやはり待遇改善をしっかりと住民サービスの向上を担保するという、この問題について町長のほうのちょっとお考えもお聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今の待遇改善というようなことがありましたけれども、嵐山町の一貫して取っている姿勢というのは、これはもう国のほうの人勧からのそういった要請があった場合にはそれに従って給与を上げる、それに従って給与を下げるということで一貫しておりますので、それは国のほうでそういった方向性でいっていただければさらにいい方向性に行くかなというふうに思います。

それからあと、今まで藤野議員のほうから会計年度さんのほうの関係で、それを正規職員にとか云々ということありましたけれども、こういうのを例えば会計年度さんだから正規に比べてマイナスとかなんとかという見方だけではなくて、その方にとっては会計年度のほうが働きやすいという方もいるのです。逆に何で正規に挑戦しないのと言ったら、いや、私はこっちのほうがいいのですよというような方も当然おられます。それから、あとは会計年度さんとしてとても優秀だから、すぐに正規職員にということはありません。これはなぜかということ、会計年度さんは1つの課に特化

して基本的には働いておられますので、正規ということになるとその課だけではなくて全ての課が対象になる。当然人事異動もありますので、そういったことを嫌う方も逆にいますので、ですからそういったところに関しては慎重にしていかなければいけないかなど。

それから、あとはもう一点、正規職員を取るべきところを取らないで人件費を抑制している、これは絶対にありません。そういうことはありませんので、それだけは申し添えさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 少し状況というか、現状を、ちょっとそごがあるかなという感じもするのですが、やはり会計年度任用職員の方をやっている方というのは非常に女性の方が多いと思うのです。やはり全体としては女性の方の賃金、働き方、当然いろんなご事情がありながら時間の中でやっていると、当然あるわけですが、しかしこれまでの全体の流れを見ると、やはり人件費の抑制の中で、もう120人という、この町にとってはすごい私は数だと思うのです。ですから、その問題をやはり今後の方向として、当然それぞれの方ご事情がありながら働いているとは思いますが、しかし、全体としては待遇を改善して、ご希望があれば正規だったり、そういう道をしっかりやっぴり示すというか、町が準備をしていることによって不安なく働くことができると。やっぴり雇用の不安がありながら働く、これは非常に仕事の中ではストレスがたまってくる。当然これはあると思うのです。ですから、その意味で方向として待遇改善を常に考えておくと、町として。当然国の人勧その他あります。しかし、町として対処できることというのは当然あるわけですから。その方向についてはどうでしょうか、町長。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

もちろん人件費を豊富に給料出してあげるといようなことが許されるのであればそれは喜ばれるかもしれませんが、我々はあくまでも全ての事業、全てのことに於いてやはり目を配る中で、人件費の割合はどの程度が適正なのだろうかという中で人員の配置、それから人数も含めて検討しているわけでありまして、嵐山町だけが人件費をどうのと、こんなことができるほど嵐山町は財政的に余裕はないと思いますし、これは嵐山町だけではなくてほかの自治体でもそういうことは相当厳しいと思います。ですから、こういうことに関してはやはり国のほうがしっかりとそういった現状を捉えて適切な政策を打っていただくということによるしかないと思っています。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それでは、3番に入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（藤野和美議員） 学童保育について。

学童保育に希望しても定員の関係で通えない児童がいる。そこで、以下の点について質問します。

（１）、現状は。

（２）、学童保育に通えない児童の居場所の確保についての考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから質問事項３の（１）、（２）につきましてお答えさせていただきます。

質問事項３の（１）につきましては、学童保育室の利用については、児童福祉法に「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」と規定されております。町では、平成31年度より指定管理事業者により学童保育室を運営しておりますが、おおむね高学年からの入室申込みは全学年と比較し少数となっております。令和５年度に関しましては、小学５年生の児童が４名待機となっております。

続きまして、質問事項３の（２）につきましてお答えいたします。保護者の就労等により保育を必要とする小学校就学児童の放課後の居場所は、公的な場所では学童保育室になるものと思われまます。質問事項３の（１）におきまして待機児童数を回答いたしました。４名の児童の保護者に対し、夏休み期間の利用につきましてご案内をいたしましたが、実際利用につながりましたのは１名でございました。放課後児童対策としましては、当福祉課所管の学童保育室と教育委員会所管の放課後子ども教室がございますので、放課後児童の居場所の確保について担当課と引き続き連携を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第７番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） この質問をさせていただいたのは、ある町民の方が学童保育に通えない児童がいると、その居場所が非常に心配だということで、そんなことをお聞きして今回の質問をさせていただいたわけです。今嵐山町では、児童に関しては学童保育だと。児童館がないのです。ですから、学童保育に通えないとなると、ではどのようにしてそれを過ごすのか。自宅で留守番をしているのか、それか図書館なりへ行くのか。その方がおっしゃるには、いろんな今の社会状況を考えますと非常に心配だということをおっしゃっているわけです。これは当然いろんな方法があるわけですが、１つは当然児童館を考えるということもあります。それから、昨日青柳議員の質問の中にもありましたけれども、やはり地元の方の協力も得て居場所として機能させる、あるいは集会所等、そういうことも一つの方向としてはあり得るかと思うのです。だから、いずれにしてもこ

れを、どんどん子どもが減るから、定員でね、何とかという考えもあるかもしれませんが、大きな考えを言えば、やはり児童が放課後、放課後の過ごし方を町としてはどう考えるかということに当然なってくると思うのです。ですから、もう少しやはり今後の方向について練っていくというか、これはもう一朝一夕にはできないかもしれません。しかし、考えておかないとやはり安心して子育てできる町にはなかなかなっていかないと。だから、これも非常に大事なことだと思うのです。それについてどうでしょうか、今後の方向性について。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 今後の方向性ということでございます。待機児童が出ている事実としては今年度に限ったことではない部分でございますが、先ほど指定管理の事業が31年度と申し上げましたが、実際には平成30年度の後半から指定管理事業になってございます。というのは、4つの学童保育室、そもそも公設民営という形で保護者会が運営をしていた期間が長かったのですが、その保護者会からのご要望等もあって運営自体を指定管理というところに変えたのが30年の10月からです。募集の関係が30年の10月から始まって、実際の運営が31年の4月からということでございます。そういった中で、過去にはやはり令和2年度は35人ほどの待機が出たということもございました。このときもそうなのですが、待機の児童は5年生、6年生なのです。当時の担当課でも35名の保護者の方に対しまして、通常の学童保育室の利用については定員が埋まってしまっているのが難しいのですが、夏休み等の長期休みの利用に関して当時指定管理事業者と協議をして、受入れができないものかということで、受入れが可能だという話がありましたので、その旨をお話ししたところ、実際に利用には至らなかったというような状況がございます。もともと児童福祉法も24年の8月に改正されたわけなのですけれども、その当時はおおむね10歳未満というような表現が含まれていたものでございます。確かに待機が出ること自体がやはり問題といえば問題なのですが、高学年になってきますと学童保育室の利用に関しましても、例えば習い事等がございまして、月曜日から金曜日、あるいは土曜日までフルに使うお子さんがいらっしやらないような状況でございます。加えまして、5年生、6年生の自宅等での居場所というところも親御さんのほうからすればやはり不安な要素はあるのですが、低学年、中学年、4年生ぐらいまでのお子さんのほうがよりその辺は心配というところがございまして、これはやむなく1年生から4年生までは何とか確保していくというところでございます。先ほども答弁させていただきましたが、高学年になる申込みの児童の関係が非常に少なくなっております。これは指定管理になってからではなくて、指定管理以前からそのような状況が続いてございますので、箱物の関係をどうにかしていこうという部分でいきますとやはりそれなりの費用もかかってくるということと、今後の学校の関係の見通しも踏まえてその辺は慎重に検討していかなければいけないのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 昨日の青柳議員の質問等の中にもありましたけれども、例えばふれあい交流センターを利用して、地元の年配者の方の協力を得ながら、年配者の方はいろんな得意技とか、持っている方は当然いらっしゃいます。先日の嵐山まつりの中でも拝見いたしました。いろんな形で文化活動をされている方は大勢いらっしゃいます。ですから、そういう方の協力を得ながら、小学校の高学年、非常に自立的、それから行動的にもうなってきたと思うのです。先ほど習い事というような話が出ました。しかも、習い事には当然費用もかかります。しかし、ふれあい交流センターを使った、そういうフリーな使い方ができると。それであれば、年配者の方のやる気、また生きがい等を含めて子どもの居場所と、そういうことで少し展望ができるのではないかなというふうになんか思っているのです。それについてはどうですか。その方向については。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 学童保育室そのものが、まず先ほども答弁させていただきましたが、保護者が労働等によって昼間いらっしゃらないご家庭、保育をしなければいけないということになります。加えて、国の基準の中で利用する面積等を区切っていかなければいけないというようなものもございますので、藤野議員おっしゃるとおり、地域の力を借りてという部分での対応というのは可能性はあるかなと思います。そうしますと、1つは先ほど申し上げました放課後児童教室、そういった事業のほうの充実も含めて並行していくことで、そういった部分の課題は解消する可能性はあると思います。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） いずれにしても、いろんな方法は考えられると思うのです。しかし、これはいろんな要素を絡みながら、ただこれは町として大きな展望を持っていないとその方向には動いていきませんので、ぜひその方向を持って検討をしていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（藤野和美議員） 学校再編について。

学校再編基本計画案が示され、町民への説明会が実施された。そこで、以下の点について質問します。

（1）、財政計画について。

ア、建設基金への2億の積立は今後継続できるのか。

イ、新校舎建設以外の関連費用の見込みは。

ウ、ほかの公共施設の老朽化対策との関係は。

エ、30年後の町の財政規模をどのように考えているのか。

(2)、学校再編による経費の削減効果は。

(3)、スクールバスの運行や通学路の整備、学童保育、跡地利用などの課題についての考えは。

(4)、七郷小を小規模認定校とする考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、ア、イ、ウ、エにつきまして、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目4の(1)の(ア)についてお答えします。

学校再編に向けた公共公益施設建設基金への積立てにつきましては、昨年度2億円の積立てを行い、今年度補正予算において2億円を積み立てる予算を計上し、今年度末には4億円となる見込みとなっております。学校建設には多額な予算が必要となることから、将来の財政負担を軽減するためにも基金への積立ては非常に重要なことであると認識しております。今後につきましても、予算の確保を行い、積立てを継続してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目4の(1)の(イ)についてお答えいたします。新校舎建設以外の関連経費につきましては、財政計画では交通安全対策事業として2億9,180万円、スクールバス運行経費として開校以降毎年2,000万円を見込んでおります。

続きまして、質問項目4の(1)の(ウ)についてお答えします。他の公共施設の老朽化対策につきましては、財政計画では嵐山幼稚園園舎の改修、学校給食センターの改修、道路舗装の修繕を計上しております。その他の公共施設の老朽化対策につきましては、日常的な点検により老朽化、劣化の進行度の把握を行いながら、築年度が古く、かつ健全度が低い日常的に利用のある施設を優先的に実施し、適切な保全をしていきたいと考えております。

続きまして、質問項目4、(1)の(エ)についてお答えします。財政規模を考える上においては、今後の税収等の歳入がどのようになっていくかが重要になると考えております。本町においては、将来を見据え、花見台工業団地の拡張事業、川島地区産業団地整備など、企業誘致に積極的に取り組み、新たな財政の確保を図っておるところでございます。今後につきましても、こうした取組を継続し、新たな雇用の創出、目標人口を上回る人口の確保などにより安定的な税収の確保を図ることにより、財政規模を維持していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)、(3)、(4)について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目4の(2)につきましてお答えいたします。

学校再編による経費の削減については、短期的なものと長期的なものがあると捉えております。短期的なものとしたしましては、再編により学校数が5校から2校になるため、毎年予算計上される学校管理費から主に施設管理に係る経費が削減されると考えられます。光熱水費や施設整備の維持、点検、修理に係るものなどです。長期的なものとしたしましては、3校の校舎の大規模改修や

長寿命化工事に係る経費、またその後に必要な校舎建て替えに係る経費が大きく削減されます。また、再編によって開校する新校の校舎はZ E B R e a d yの基準で建設する予定ですので、新校でのエネルギー使用も抑えられ、ここに係る経費も削減されるものと考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。スクールバスの運行については、地域の方や保護者の方、教職員と共に統合準備委員会において検討してまいりたいと考えております。通学路の整備については、統合準備委員会で危険箇所等を検討して関係課に改善要望を上げてまいりたいと考えております。学童保育跡地利用については、町プロジェクトチームにおいて検討するものと考えております。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。七郷小学校は、その教育環境改善のため統合が必要であると嵐山町立小中学校再編等審議会より答申を頂いているところでございます。仮に七郷小学校を小規模特認校に指定することを検討した場合でも、七郷小学校の学校敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、今後長期にわたり学校として使用していく上で防災上の懸念があること、七郷小学校のさらなる少子化が進む中、相当数の他校からの転入がなければ、クラス替えはおろか、複式学級が発生する可能性も否定できないこと、また町内全体の児童数が減少する中、町内他校からの通学希望は非常に限定的と考えられること、通学手段が保護者の送迎以外にないことが学区外通学者の大きな障害となると考えられること、小規模校を希望選択して学区外から通学する子どもにはメリットがありますが、七郷地区に居住する子どもにとっては学校選択の余地がないためメリットが少ないと考えられること、七郷小学校を小規模特認校としても校舎の老朽化は解決できないことなどから、教育環境の改善は図れないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番、藤野和美議員の再質問からになります。どうぞ。

○7番(藤野和美議員) それでは、(1)に関しましてはいろんな関連がありますので、一緒に質問させてもらいます。

この建設基金、2億、2年間されてきたわけですけども、この2億の積立ては、考えますと1つは財政が非常に厳しい中で、先ほど町長も非常に財政が厳しいということ、これはずっと再三おっしゃっているわけですけども、その中で4億できたというのは、私は1つ、新型コロナの臨時交付金がこの間あったということ、これが非常に大きかったのではないかなと実は思っています。ただ、この後、それが平常時に戻ってくると、これが毎年2億というのは大変な数字ではない

かと思っていますのです。そのときに、ほかの例えば住民サービスとか、いわゆる本来やるべき、また町民から期待されている事業をある意味抑制して2億をつくっていくということになる可能性があるのではないかということをおはちょっと危惧しているわけです。それについてはいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

今回の補正予算でも、インターのランプ内の固定資産税の1億円以上の増額を追加させていただきました。固定資産税につきましては、1年だけというわけではなく、今後もその金額が継続されるというふうに思っております。また、補正予算の中にはふるさと納税、トータルで1億円の寄附があるだろうということで上げさせていただいています、ふるさと納税につきましては、半分は返礼等に係る経費ですので、5,000万円は、目的寄附もありますが、嵐山町で好きに使っていいですよというのが大半ですので、そういう部分も使えると思います。こういうものも含めて毎年同じだけ積めるかというところもあると思いますが、まず使わなくてはいけない経費を削減してまでここにいうわけではなく、必要なものはまずしっかりそちらのほうで支出させていただいて、できるだけ余るよというか、余った金額を建設基金のほうに引き続き積立てを行いたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 町民が例えば期待している、この間の各議員の質問の中にもありました。出ておりましたけれども、例えば学校給食費とか、それから私が先ほど質問した件もそうですけれども、町民が期待する、要望する事業というのは当然これからあるわけです。ですから、確保すべきものというものが今ある経費ではなくて、そういうふうに本来、町長が例えば目指しているまちづくり、そのための費用というのが、インターランプ内の例えば当然1億とか、それからふるさと納税、それが期待されているものでもあると思うのです、費用で。ですから、そこを抑制してでも2億を積み立てるのか、それはちゃんとした事業をやって、やった上で2億をつくっていくのかと、その辺のところは非常に大事なところなのです。ですから、それについてはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 もちろん必要な事業をやって、それでプラスに残りでも、残った部分を少しでも多く積み立てていきたいというふうに思っています。まず、2億円積んで残りをするというのではなくて、しっかり事業を行った上で余った財源、余った歳入について基金のほうに積立てしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 今回の建設の計画で、60億というのが計画されているわけです。これは大変な金額ですよ。年間予算の約8割と言ってもいいと思うのです。これはもう町にとって一大事業と。これまでの説明の中で、30年間にわたって返済していくと。これは、ですからそういう事業です。ただ、この60億というのが、60億だけでは実は済まない。ここに今関連経費として交通安全対策で約3億、2億9,000、それからスクールバスの運行費で毎年2,000万というあれが財政計画として考えられているというのが出てまいりました。そうしますと、実はウとも関連もちょっと出ますけれども、例えば解体費用もそうです。それから、庁舎のメンテナンス費用ですよ。今回の老朽化問題、実はメンテナンスをあんまりしてこなかったということも当然指摘されているわけです。ですから、新校舎ができました、しかし当然メンテナンス費用というのを最初から入れておかないと30年後また同じことを、40年後また同じことをしなくてはならない。それをしないがための当然メンテナンス費用というのはここに入っていないとは思わないと思うのです。そういうことまで含めて実は経費というのは、費用というのは考えておかななくてはならないと。ですから、そうしますと、60億と言いますけれども、さらにこの費用そのものはもっと大きく考えておかないと後になってまた困ってしまうわけです。これは当然あるわけと思うのです。だから、それを単純に今の交通安全事業の2億9,000、それからスクールバス云々かんぬん、それに対して解体費用、跡地利用が出てくる。解体するのか、しないのか。それから、再利用するのであれば、メンテナンス費用というのは当然毎年かかります。では、その費用はどういうふうにして考えているのかということはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 今藤野議員さんから解体費用というお話出ました。跡地利用、廃校となる学校の部分かと思えます。跡地利用につきましては、先日もお話ししましたが、この後、地元、町の考え方は今全くございません。そのまま使うのか、更地にして使うのか、民間にという部分や住居系やとかという、全くありませんので、今その財政計画の中にはもちろん入っておりません。今後、地元の人たちの意見を聞きながら跡地計画は考えていって、またそこにお金がかかるようだったら財政計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 当然ですよ。ですから、当初の新校舎を造るときのお金は出ていますけれども、関連する費用というのは今後いろんな形で出てくるということをまずは指摘をしておきたいと思うのです。

それから、当然ほかの公共施設、極端に言えばこの町役場の庁舎でも当然その問題が出てくると思うのです。もう10年後、20年後。現にもう関連の費用が出ています。ふれあい交流センターもそうでしょう。そういうものがどんどん、どんどん今後出てくる。それは当然上下水道もそうです。今後いろんな計画の中でもまた当然入ってくると思うのですけれども、ですからそういうものとの費用というのが、今の段階で新校舎を計画するのであれば、そこまで踏まえたもので財政計画というのを考えておかないと、その都度、その都度お金どうするのだ、どうするのだが出てくる。これは、1つは10年後、20年後、30年後のときに、例えばこれまで総務課長が年間7,000数百万というのが、この60億に対して返還、町債に対する、そういう話をしていました。30年後に7,000万の負担。今はいろんな形でやりくりして出るという計画があるでしょう。しかし、それが20年後、30年後になったときに、ずっとそれが続いてくるわけですよ。ですから、30年後の財政規模どう考えているかという質問をしましたがけれども、これはやはりその規模の中で7,000万を返し続けなくてはいけない。これは大変な負担になる可能性があるわけです。ですから、そういうところまでこれが考えられているのかどうかということを私は質問したわけです。30年後に対してのいろんな予測不可能なところが当然あると思うのですけれども、その基本的な、例えば税収の柱をもう一回しっかりとちょっとご答弁をお願いできればと思うのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 30年後と考えますと、まず一番大きいのが人口が減っているということだと思います。できるだけ人口を抑えるためにはどうしたらいいか。まず、町内での雇用、仕事ができる場所があれば、そこに住む方は減り方が少ないように思われます。そこで、町では今回花見台工業団地の造成の拡幅もしております。今後、川島地区に都計道を滑川まで抜きまして、そこに産業団地をとという計画もございますので、そこでの雇用を生む。また、固定資産税もインターのランプ内だけでも1億円以上の増収がございました。花見台につきましても、そこまで行かないとしても増収がございました。川島地区についても、産業団地を造ることによって雇用、あと固定資産税等が増えればある程度維持できるのかなというふうに思っております。30年後の財政計画をつくることは難しいというか、不可能ですが、10年後の財政計画をつくっております。それを毎年見直ししながら、来年になればまたその10年後、10年後という形で財政計画を見直していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 花見台で固定資産税というのが約5億今入っているわけです。ただ、これは地方交付税との関係で考えると、調整されながら単純に5億がプラスしていくということで、計算できないことも当然あるわけですよ。滑川町の例で考えると、要するに人口の問題、今課長が

述べた、子育て世代。要するに町税を負担する。滑川町の場合は、町税が大体10%この嵐山町より高いわけですが、ですから、その世代をどうやっぱり嵐山町の中で増やしていくかということだと思っております、先ほど課長が言ったのは、そのためにも子育て世代へのいろんな形の施策、これは町長がずっと言われてきていることだと思っております。ですから、そういう形までも含めた戦略を持っていないと、非常に例えば工業団地といっても、雇用といっても、では町内雇用はどのくらいあるのかと考えるとそれほど、これはちょっとその話今回ないのであれですが、ですから産業団地を造った、ではその企業の中でどのくらい町内雇用、それから町外から移住をしてきていただいてそこへ就職していただくということで、そういうものをやりながらこの30年後を含めて戦略をつくっていくということもなると思っております、ですからそこまで実は考えておかないと、10年後の数字だけではこれはもう届かないということをお私に思っております。それについてはどうですか。これは町長、一回ちょっとお聞きしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 先ほど申しましたが、30年後の財政がどうなっているかというのは多分誰も予想ができないものだと思います。財政計画10年でつくっておりますので、毎年見直しをして、適正な財政運営をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） では、次に行きます。

2番目の学校再編による経費の削減効果ということで出していただいたわけですが、実際には教員の数13名減るとか、これはちょっと直接町とはまた違うかもしれませんが、従来の経費から比べますとそんな極端に経費が削減できるということにはならないような気がするのですが、その辺どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

令和4年度の決算を見ますと、各学校での学校管理費はおおよそ1,000万円ぐらいかかっております。今回、七郷小学校、志賀小学校、玉ノ岡中学校3校の学校管理事業はおおよそ3,200万円ほど令和4年度の決算でかかっておりますので、この中で直接児童生徒に係るもの以外で考えましておおよそ7割程度が学校建物等に係る経費と考えますと、2,100万円程度の削減ができるのではないかと考えております。このうち大きなものとしたしましては光熱水費です。光熱水費が3校合わせておおよそ1,460万円かかっておりますので、この中には基本料金及び使用に関する単価に係るものはございますが、おおよそこの管理事業に係る費用が削減できるものと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） これは跡地利用云々かんぬんと当然関連するのですけれども、例えば跡地をほかの形で使うとかいろんな、なってくると、そうすると実際にはそれは教育委員会からは外れますけれども、町としてはその経費は一定程度当然かかってくるということだと思のです。これは、町として考えるとまたちょっと今の教育委員会とは違う形が当然出てくると思のです。もう一つは、これ新校が約60億近く、かなり豪華な校舎ができます。そうすると、実はそのいわゆる経費というのが、当然これはどのくらいかかるかって今ちょっと出ていないと思のですけれども、これが現在の例えば菅小、菅中で使っている経費よりも当然かかってくるというのは予想はできますよね。先ほど触れたメンテナンス費用もそうなのですけれども。ですから、そういう費用というのは当然必要な経費ですから。ですから、私が申し上げたいのは、跡地をどうするのだとか含めて本来はそこを含めた財政計画を出してもらわないと、新校の建設費だけの財政計画ではやはり判断ができないのです。やっぱりそこまでのものを出してもらわないと本当の意味での財政計画にはならないだろうというふうに思のです。現時点ではそれが出ていないということなので、これ以上私は質問しませんけれども。

それと、スクールバス等の関係もそうなのですが、先回の6月議会のときも学童保育も含めて質問いたしました。そのときは、プロジェクトではほとんど進んでいないという答弁もあったわけです。現在の、本日の答弁もそういう意味ではそれほど進んだ答弁ではないですね。ある意味統合準備委員会のほうにということであるわけです。ですから、これから町の予算の8割を使う大事業に対して、その検討するに値する、やはりそこまで含めたものを計画を出すべきではないかということでは私は6月議会でも指摘をいたしました。しかし、状況としてはほとんど変わりがありません。こういう形のものでは、やはり町民の方の不安というのは、希望を与える計画が逆に不安を、疑問を持たすという。これはどうなっているのだろう、これはどうなっているのだろうと。再編審議会の答申の中でも、附帯事項とかいろんな形がその文書にありました。学童保育の問題、それから通学路の問題。この問題について、やはり全体として答申を尊重するのであれば、そこまで含めたものを計画として出していくと。今の計画は、子どもの数が減る、それから老朽化、これをずっと実は教育委員会が、審議会が始まる前からずっと同じことなのです。これだけずっと言っているわけです。ですから、明るい話がないわけですよね。要するに壊れている、それから少なくなっている。では、今後どうするのだと。これは抽象的な話は、いろんなスローガンは出ています。方針は出ていますけれども、具体的な形が見えてきていない。例えば学童保育一つ取ってみても、非常に保護者の方は心配していると。これは当然ですよね、現状から変わるわけですから。変わる計画ですから。そういう意味で、今回の要するに計画のつくり方、やはりしっかりと踏み込んだ形の総合的なものを出すべきものではないだろうかというふうに思っているのです。その辺改めて、それは逆に

教育長にお聞きしたほうがよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

まず、教育委員会といたしましては、子どもの教育環境というものを第一義的に考えるべきだと思っております。ですから、そういった中で、まず学校再編において、今回は統合コースであったり学校の場所であったり、開校時期であったりということで、まずは基本的なものを案としてご提示した中でご意見をいただいて、今回計画として出させていただきました。これが再編というものがきちんと計画で出る前から跡地のことであったり、案のうちから、では学童のこととか、もちろん同時に考えなければいけないことですが、まずは計画をしっかりと、大きな再編をこの時期にこの場所に行うという計画をお示した上で、そこに附帯する事項ということで併せて、では具体的にこれするのであれば学童のこと、跡地のことということで進めるべきだと思っております。ですから、今回基本計画を出す中にそういった総合的なものというのが、もちろん答申の中にはそういったことも提言の中に考えるようにということではございました。でも、まずは基本的な計画をしっかりとした道筋を出して、それに基づいて様々な生じてくる課題というものを、これは町全体で取り組むべきことだと思っておりますが、関係各課と調整を取りながら進めていくべきだと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 教育長としてはそういう答弁だと思うのです。教育委員会の所管がそういうことですから。ですから、私は今回の基本計画というのは教育委員会の基本計画と。当然町長も入っています。ただ、町長はいろんな、先日の答弁の中にもありましたけれども、町長自身のいろんな疑問点も当然あったでしょう。しかし、それが基本的には教育委員会、今回は教育委員会が所管するところの計画ということでこれは理解していいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

あくまで今回の計画につきましては学校再編基本計画でございますので、あくまで主たるものは学校の再編ということでございます。ですから、今回の計画の中にまちづくりに関わるようなことや周辺事項について具体的なことまでは盛り込んでございません。あくまで教育委員会のものと考えているものでございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それでは、それが確認できました。今後、町として決定していく段階、そ

これは議会としても、こういう形で質問はいろいろしておりますけれども、議会として集中的に審議するという段階ではないのです。今後それをしっかりとやっていくべきだろうというふうに思っております。

では、次の質問に入ります。今度は七郷小学校の小規模校の件ですけれども、これもちょっと確認をいたしますが、再編審議会の中で小規模特認校について議論されたことはありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 現在、正確な記録はここにごさいませんが、小規模特認校ということに特化した議論というものはされたというのが認識してございません。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） そうだと思うのです。小規模特認校という形で私も提起したというのはその後ですから。農村部の学校、これは全国どこもどんどん、どんどんやっぱり少なくなっている。廃校になったり。当然これは続いているわけです。小規模特認校が出てきた。それは、やはり農村部で学校がどんどんやっぱりなくなっていく。地域も荒廃していくと。その中で、どうしたらいいのだらうということが出てきているのがこの小規模特認校という取組なのです。これは文科省自身の仕組みとしてありますので、別に突拍子もない制度でもないわけです。私今回は学校再編基本計画、これはやはりもともとは校舎の老朽化、菅小の雨漏り等がひどいと、この問題からかなり出てきていると思うのです、老朽化。ただ、その老朽化対策と学校再編があまりにもリンクされてしまって、そういうふう新しい学校を造りたいと、欲しいと。これは当然です。しかし、それといわゆる学校の、地域の学校をどうするのだというのがやはり本来は別の次元で検討されるべきだと思うのです。特に農村部の学校をどうしていくのかと。これは重要な問題です。現に今滑川町では福田小を来年度から小規模特認校にする、なっています。ほかの比企の管内でも、農村部の学校というのは当然あるわけです。農村部の学校が単純に少数だからということでなってしまうと、農村部から学校は全部なくなります。ただ、農村部の学校の可能性、私前の一般質問でも紹介したことあったかもしれないのですが、GIGAスクールがここでずっと構想で始まって動いてきているわけです。そうすると、中教審の中の議論の中でも、小規模校に対する認識をマイナスではなくてプラスに考えることができるのではないかとということで、中教審の答申の審議会の中でもそういう議論が始まっているわけです。それは、私も再三一般質問の中で紹介しておりますけれども。ですから、考え方がコロナを経て変わってきているのです、どういう形でやっていくのかというのは。それから、これもほかの議員さんも紹介しておりますけれども、欧米なんかではやはりもうクラスが20人ぐらいの程度でやっているわけです。ですから、文科省がつくった、もう何十年も前の基準ですので、要するにあの過密の考え方というのは世界的にはもう時代遅れになっていると私は思っているのです。ですから、そういうふうな実は流れ、背景を、今回の学校再編の議論の中になかなか入っ

てきていないのです、残念ながら。教員の数も結局13人減ってしまうと。現在、事実上小規模、少人数でやっているわけです。それが新校にもなりますと当然規定どおり35人とか40人。これはなかなか進まないですけれども、全体としては40人が35人になって、いずれこうやってなってくるという方向の流れの中で、今回嵐山町は集めることによって人数が増えていくということになるわけです、1クラスね。現実には、教員の働き方改革いろいろありますけれども、教員の皆さんも現在でも非常に荷重な、頑張っているわけですが、しかしそれでも1クラスが20人とか、それが35人とかの形で今度は増えてくると。そういうマイナス、プラスあるわけです、学校再編に際して。ですから、そこまで考えたときに、やっぱり七郷小学校を、宮本議員もおっしゃっていらっしやいましたけれども、何らかの形であれを残すことはできないのだろうか、あの環境の中でね、ということをおっしゃっていました。これは、学校再編の今回の計画の中でも、七小の複式学級のことについてかなりページを割いて、だから早くしなくてはならないということで強調しているわけですが、複式学級にならないために実は小規模特認校という制度があるということも私もこれまでも指摘してきたわけです。ですから、複式学級を避けるのであれば、小規模特認校という仕組みがあると。これは教育委員会も、前教育長はその複式学級を防ぐメリットもあると、効果もあるのだということをおっしゃっていました、小規模特認校にすることによって。ですから、そういう具体的な手だてが実際あるわけです、複式学級にしないために。これがいきなり七小にこれから何十人も入ってくるということは現実的にはないですが、そのことによってやはり複式学級に少なくともならなくて済むという手だてが現実にあるのに、その手だてをしないで、ああいう形で計画で。これはある意味言えば片手落ち。やるべきことがあるのにやらないで、複式学級になるということで強調して、だから早くという論理はちょっと疑問を持たざるを得ないわけです、その方法は。ですから、いろんな考え方あります。あるでしょう。しかし、農村部に学校は必要ではないのでしょうか。これは一般論でもいいのですけれども。教育長どうですか、それについて。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 一般論で申し上げますと、学校というものはやっぱり必要などころにあるべきだと思っております。ただ、今回のことにつき申し上げますと、この答申の中にこのような文言がございます。「当審議会は、小中学校及び未就学児童の保護者を対象にしたアンケートを会議資料として使用し、審議会は各小中学校、保育園、幼稚園の保護者代表、地域代表、区長を任命するなど、保護者の会、地域の声を反映させながら進めてまいりました。嵐山町町長及び嵐山町教育委員会は、この答申を尊重しながら学校再編の取組を推進していただくことを強く望みます」とございます。こちらにつきましては、この審議会の中で、その保護者の声、学校が地域になくなるということは本当に悲しいと思う方がたくさんいることは私も心情としては理解いたします。ただ、これに当たっては様々なアンケートを取ったり、実際に複式学級のことにつきましても、複式学級

は制度としてあるわけですから、否定されるものではありません。よさもあります。ただ、外から見るとすばらしい制度かもしれません。では、入っている保護者さんの意見であったり、これから入れる子どもたちの保護者さんの意見の中では、地区説明会に赴いたときであったり、それから寄せられる意見であったり、また私は他地区で同じような仕事に就いておりましたが、そのときに寄せられる意見からも、子どもを実際に通わせる保護者の皆様からは解消を願う声が非常に多かったです。今回の中でも「複式学級が生じる可能性があるので、速やかに再編を進めること」というふうにも提言でいただいております。一般論として、学校は必要などころにあるほうがいいと私も思います。しかし、嵐山町で必要な場所というのは、様々な議論をした上で、菅谷小中学校の位置に統合した形の学校を置くということが、これが今までのいろんな意見をいただいたり、審議してきた中で望ましい形ということで進んできたものでございます。ですから、今回も少人数特例校として七小を残すということに関しましても、七郷小学校を残すのであれば少人数特例校にするという考えはあるかもしれません。しかし、スクールバス等の担保によって一つに集めて、学校の環境を改善して、それから議員おっしゃるように人数が減ってくることで老朽化ということは分けて、もちろんそうだと思います。しかし、実際には、子どもの教育環境という大きなくりで考えますと、ソフト面、ハード面、両方とも同時に考えることは必要だと思っております。そのような形で、今回七郷小学校のほうの少人数特例校ということに関して計画の中に盛り込んでいないということに関しましては、こういった答申であったり、ここまでの経緯であったり、そういった中からこのような計画を公表したものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 藤野議員に申し上げます。発言残り時間、残り5分となっております。

第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 前にも指摘したのですけれども、再編審議会の検討していただく情報の中に小規模特認校という制度があるということが入っていないのです。ですから、審議会の中に入っていないから、答申の中にその表現は出てこないです。もともとその情報入っていないのですから。論議されていませんからね。ですから、ちょっとその辺の前提条件というのが、私から見ますと前提がそれ崩れているわけですので。私が保護者の方からお聞きいたしました。実際にこれから七小入って、ちょうど複式学級になるお子さんをお持ちの方でした。その方は、複式学級が決してマイナスとは思っていないと。かえっていい場合もあるのだと。ですから、複式学級をその方は否定をしているということはなかったです。ですから、複式学級をやってきた例というのは教育長も経験されている。それは全国にもいろいろ現実ありますけれども、それでいえばメリットもあると。学習効果もあると。上級生、下級生との関係で、復習をしながらできることによって着実な学力が身につくということも当然メリットとしてあるわけですから、複式学級になることが決して恐怖ではないので。それは一つの制度としてあるわけですから。その中でどう、では教育をやって

いくのかということで皆さんご苦労されているわけです。ですから、取り立ててその問題で、七小の問題をして早く、早くという理由というのはちょっと違うのだらうと思うのです。それよりも、そうであれば菅谷の小学校の老朽化、これを早く改善しなくてはならないというところのほうが本来的には早くの、本来は声だと思うのです。それは、そういうところもやはり、丁寧でいうのであればやっぱり町民の方にそういう説明も当然しなくてはならないだらうと思うのです。答申っておっしゃいましたけれども、議会のほうでは一回特別委員会をつくりましたけれども、途中でそれは終わっています。まだそういう意味では我々自身が議論には本当の意味では参加していないと。質問をしていますけれども、考え方を聞いているだけです。私もいろんな提案はしていますけれども、まだそういう段階です。ですから、先ほどの財政計画にもまた戻りますけれども、やはり教育委員会が持っている基本計画として今回出している、しかし町として町民に説明するのであれば、財政もそう、それから通学路の整備、このことも含めてやっぱり出していくのが本来の責任ある市政ではないでしょうかと思っているのです。それについて町長、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 いろいろ財政の問題から教育的なことからご質問ありましたけれども、ちょっと私の立場が、確認して、ぜひ申し上げたいことは、やるべきことをやらないでこういうふうに積み立てているのではないかと、それだけは全く違いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。私が就任した直後、その前に何人もの議員さんが給食費のことはやりました。しかし、一步も手がかつかなかったのです。それをまずやったこと。それから、あとは医療費だって18歳まで無料化すると。今さいたま市のほうでやると来年度からやります。でかでかと新聞に載っていますけれども、既に嵐山町はやっている。あるいは、川口議員のほうからも指摘された難病の方に対するお見舞い金、こういうことだって実施をしている。そしてまた、これは藤野議員のほうからご指摘があったように、国保のほうの均等割ですか、あれも3子以上の方たちは無償化する。これも実現した。また、つい最近では、藤野議員がこれもおっしゃっていましたけれども、難聴の方の補聴器の補助等々やっぱりありますので……

○森 一人議長 申し上げます。100分超えましたので、ここで打ち切らせていただきます。

藤野議員、ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号12番、議席番号8番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項1の学校給食についてです。どうぞ。

○8番（吉本秀二議員） 8番議員、吉本秀二です。議長からご指名をいただきましたので、さきに通告いたしました大きく3項目について一般質問をさせていただきます。

第1点目は、学校給食についてであります。嵐山町は、令和3年度から町立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食の一部補助に踏み込まれました。子育て世代家庭における家計負担の軽減につながるもので、高く評価するものであります。ただ、この制度には申請要件があり、給食費が期日までに未納になっていますと申請できないことになっています。申請したとしても、審査で却下されることになると思います。もしそうした現実があるとするれば、真に困窮家庭に対する対策にはならないのではないかと懸念がありますので、その点について以下のことについてお伺いいたします。

(1)、令和3年度、令和4年度、令和5年度別の給食費補助状況について。

ア、在籍小中学生が2人で、1人が半額補助を受けている家庭数。

イ、在籍小中学生が3人以上で、1人が半額補助を、3人目から全額補助を受けられている家庭数について。

ウ、給食費の未納月があるため申請できなかった、あるいは却下になった家庭数について。

エ、申請期限が後期にずれ込んで、前期の補助が受けられなかった家庭数について。

(2)、給食費の徴収方法及び徴収状況についてお伺いします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、ア、イ、ウ、エ、(2)について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

アにつきましては、申請者のうち補助金を交付した世帯数は、令和3年度196世帯、令和4年度169世帯、令和5年度147世帯です。

イにつきましては、申請者のうち補助金を交付した世帯数は、令和3年度20世帯、令和4年度22世帯、令和5年度27世帯です。

ウにつきましては、令和3年度はゼロ件、令和4年度は2件、令和5年度は1件です。

エにつきましては、令和3年度は9件、令和4年度は4件です。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。給食費は、学校ごとに毎月口座振替で徴収しております。徴収上の課題といたしましては、徴収業務に多くの時間がかかることです。学校ごとに状況は多少異なりますが、特に未納者への督促業務は大きな負担となっています。口座振替ができなかった家庭には学校から未納の通知をし、現金持参または学校口座への振込を依頼します。入金を確認できるまではその後も通知や電話連絡で対応しておりますが、それでも未納

が続く場合は児童手当の支給の際に教育総務課が窓口で納付をお願いしています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） それでは、全て一括して質問させていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（吉本秀二議員） やはり未納があって手続が取れなかったといった方がいらっしゃいますが、この方に対する救済、あるいはどういう状況になっているのかを確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

この制度は、子どもの数が2人以上いる世帯につきまして、子育て支援の一環として行っている給食費の補助事業でございます。その中で、交付要綱の中に「嵐山町の学校給食費を滞納していないこと」となっております。こうしたことで、給食費を滞納している世帯にはこの補助金を交付することはできないわけですが、前期と後期に分けて申請をさせていただいておりますので、前期の段階で給食費の未納がございますと申請をさせていただいてもこの補助金を交付することはできませんが、後期において給食費が払われていればこの補助金のほうは適用になりますので、ご家庭によりきちんと払っていただくことで補助金を交付することができるようになっております。救済措置ということにつきましては、前期分が交付できない場合でも、後期のところで払っていただければ後期分は補助金が出せるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） そうすると、前期未納があって前期手続が取れなかったと、でも後期に給食費を払えば後期については補助金がいただけると。ということは、前期の分は補助金はいただけないということになるわけですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 はい、そのとおりでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） そうしますと、未納によるものと補助が受けられないもののプラス・マイナスということでは、いざいざどうなるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 プラス・マイナスということで考えますと、前期の分の補助金がいただけなかったことにつきましてはそのご家庭にとってはマイナスになるかと思えますけれども、後期の分こちらから補助できたことにより、そのご家庭にとって子育ての補助になっているかと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。どうぞ。

○8番（吉本秀二議員） この未納の件につきまして、その家庭としてはやはりどういう状況で未納になっているかというところに調査したりとか、そういうことはなさるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

未納の状況の原因につきまして、特に調査をしたことはございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） それでは、給食費の補助の関係については分かりました。

それで、次に（2）に移りますけれども、この答弁書を読ませていただくと大変学校側で給食費の徴収業務に苦慮しているということがよく分かるのですけれども、これは実際に取り扱っていらっしゃるの校長先生なのか、担当者の先生なのかお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

取りまとめといたしましては各学校学校長ということにはなりますが、実務的には各学校に事務職員がおりますので、事務職員が行っている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） そうすると、未納者もそのまんま未納のままの状態であるという状態もまだあるということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 現在、今年の実数について詳しく私のほうで把握しておるわけではございませんが、各学校にまだ未納の方がいらっしゃる現状はあるかと思えます。そういったことに対しましては、いろいろな方法で保護者の方に納付をお願いしているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 分かりました。いまだにそういう補助制度になっても学校の給食費の徴収ということに関しまして学校側で非常に負担になっているという状況は分かりました。

そこで、私思うのですけれども、学校給食の公会計化というものに切り替えたらどうかと思うのですけれども、現在、嵐山町は公会計化になっていますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

現在、嵐山町の給食会計は公会計にはなっておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 今年の8月30日の日経新聞に、学校給食費の徴収が6割超、サブタイトルで文科省が全国調査で公会計化が進んでいないというような記事が新聞に載っておりました。地方自治体の会計に組み入れて自治体が徴収を管理する公会計化を導入しているのは、全国で519教委だそうです。それで、34.8%にとどまっていると。そして、520教委が34.8%は導入の予定もないというようなことを答えているそうです。それで、導入済みが多いのは、山梨県では86.7%、岩手県で80.0%になっているということです。文科省では、今後、公会計化にしていけない自治体をホームページで公表していく方針だというようなことまで書いてありました。埼玉県でどのくらい公会計化になっているかと思って確認しましたところ、ちょっと読み上げますと、川口、蕨、戸田、朝霞、桶川、川越、鶴ヶ島、ふじみ野、東松山、日高、三芳、滑川、川島、吉見、鳩山、ときがわ、東秩父、本庄、横瀬、皆野、長瀨、神川、上里、行田、加須、羽生、越谷、久喜、八潮、三郷、吉川、宮代、杉戸、松伏の34だそうです。これは、54%に当たる市町村だそうです。残念ながら嵐山町も名前が出てこなかったもので、公会計化が進んでいないのだなというようなことが分かりました。

そこで、そういった嵐山町も公会計化にしていくという計画はあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

公会計につきましては、今後、公会計化にしていくべきと考えております。公会計にするにはシステムの導入等、経費等もかかることですので、今後研究をいたしまして、早期の導入を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 学校給食の公会計化にしますと、今やっている給食費の補助の関係も、振

込とか、あるいは申請の手続とか、そういったことを抜きにして、ノンストップでプッシュ型で補助ができるのではないかと私思うのですけれども、公会計化にしてそういうふうになれば非常に先生の手間も省ける、そして保護者等もそんなに煩わしくないという私は感じがしているのですけれども、その点において何かそういうシステムにするのに問題はありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

今議員さんにご指摘していただいたようなことを全て含めまして今後検討させていただきたいと思いますが、現在、学校給食費は保護者の方がゆうちょ銀行を通して各学校が口座振替をしております。これは、手数料が一番安い金融機関がゆうちょ銀行だからというふうなことを把握しております。ただし、そのためにゆうちょ銀行に口座をつくったりだとか、そういうような面があるかと思しますので、今後そういった保護者の方が給食費を納めるのに納めやすい環境というのをつくっていくことも大切だと考えておりますので、現在の市会計のままでも考えられないことではございませんが、公会計にしていったほうがそういった選択肢を増やしていくことなどもやりやすいかと思しますので、そういったことも考えながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 確かにそうだと思うのです。保護者のほうも、あるいは教員の方もあまりそういうことで煩雑なことでなくて、スムーズにいけばいいと思います。

それで、公会計のいろんな資料も見ましたのですけれども、見込まれる効果というので教員の業務の負担の軽減だとか、保護者の利便性の向上、徴収管理業務の効率化、透明性の向上、不正の防止、公平性の確保、給食の安定的な実施、充実と、こういうふうに文科省のほうで広報しているわけです。それで、給食費の補助の関係も、徴収する方法に関して、お支払いにならなかった場合には児童手当からの徴収を行っているという事例もあるそうです。ただ、困っている方に児童手当を有無もなくというのもこれも問題がありますので、やはりそこはちゃんと事前に、こういう場合はこういうシステムになると言ってよく納得していただくということも大事ですし、それからたとえそうなったとしても、事前にご相談をして、これで柔軟に対応できるような、そういう方法で進めていただければ非常に効果があるのではないかなということを感じておりますので、ぜひ公会計制にしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

まず、児童手当からの徴収に関しましては、一方的にこちらから、児童手当から先にいただいて

児童手当を渡すという方法ではなく、当然のことながら保護者の方に丁寧に説明し、ご納得していただいた上でいただいております。そして、公会計化につきましては、この比企郡内でも多くの市町村が公会計化になっておりますので、嵐山町でも早期に実現するよう努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） それでは、大項目2、町民の健康寿命延伸等健康対策についてに入ります。

誰もが健康が一番だよと言われますように、健康が生活の基盤であります。行政としても健康ファースト嵐山町ではないでしょうか。まずは町民の健康を願い、そこから町民の暮らしやすい町につながる行政があるのだらうと思います。年を重ねてもいつまでも介護の要らない生活を送りたい、これは誰もが望んでいることだと思います。町民の健康寿命の延伸を図り、平均寿命も伸ばしながら、その差があまりないことが理想であります。行政もそこを目指して取り組まれているのだと思います。そこで、以下について伺います。

- (1)、健康寿命延伸の重要性に対する認識について。
- (2)、町における前期高齢者と後期高齢者の介護度2未満と2以上の割合について。
- (3)、嵐山町の健康寿命延伸状況の現状分析と今後の方向性について。
- (4)、町民の運動増進対策について。
- (5)、高齢者の社会参加対策について。

よろしく申し上げます。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(3)、(4)について、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

健康寿命延伸のためには、病気を未然に防ぐ、また悪化させないことが重要です。そのためには、特定健診やがん検診を毎年受診し、病気を早期発見、早期治療していくことが大切です。今後も健診の受診率向上対策を実施してまいります。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。令和3年度の嵐山町の健康寿命は、男性が17.96歳、県平均18.01歳、女性が20.51歳、県平均が20.86歳と埼玉県の平均値をそれぞれ下回っている状況です。なお、40歳以上の死因順位の1位は悪性新生物、2位は心疾患となっていることから、今後も引き続きがん検診の受診率向上や生活習慣病予防対策を実施してまいります。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。やすらぎトレーニングルーム、埼玉県コバトンマイレージ利用の促進を図るとともに、血液サラサラ教室やらんらん教室などの生活習慣病予防教室における運動指導を通して健康増進対策を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）、（５）について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。令和５年８月末現在の高齢者数は、前期高齢者が2,745人、後期高齢者が3,211人、合計5,956人で、そのうち要介護、要支援認定者数は前期高齢者が113人、後期高齢者が860人、合計973人です。前期高齢者のうち要介護２未満は44人で、前期高齢者数に占める割合は２％、要介護２以上は69人で３％、後期高齢者のうち要介護２未満は353人で、後期高齢者数に占める割合は11％、要介護２以上は507人で16％となっております。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。高齢者を取り巻く現状では、アフターコロナの中でもまだまだ家に閉じ籠もった高齢者がいるのも現状です。何とか外に出て、町包括支援センターで行う各種事業に参加していただくためにも引き続き周知をすることが必要と考えます。また、元気な高齢者に対しましては、地域とのつながりを持ちつつ、地域社会を支える担い手として社会参加していくことが今後もさらに期待されます。社会参加に意欲的な高齢者を育成、支援し、自身の知識、技術、経験を生かして活躍できる、主体的に活動や町の事業にサポーターとして協力していただく場を提供し、町民みんなで高齢者を支える仕組みを整えていくことが必要と考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員） １から５まで関連していますので、一括で再質問をさせていただきます。

健康寿命延伸の重要性の認識についてご答弁いただきました。このとおりではあるのですが、昨日の青柳議員の質問の中にも出てきましたが、今や日本は長寿国として人生100年時代を迎えます。健康であれば、老いても学び直して、これまでと違った職業にも挑戦できます。また、ボランティア活動や趣味を楽しむなど、個人の老後の生活の質を向上させるだけでなく、労働力不足の力にもなり、医療費や介護給付費の抑制にもつながり、社会保障制度の持続可能性にもつながる国策としての健康寿命延伸対策であります。行政にとってもそこをしっかりと押さえて健康寿命の延伸対策に当たらなければならないと思いますが、その点についていかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

健康寿命の延伸につきましては、まず若いうちから生活習慣を整えて健康を維持していくということが一つだと思います。それから、高齢者になってからやはり介護を予防すること、介護予防に努めること、それから生きがいを持って生活していくことが重要だと考えております。その辺りを考えまして、長寿生きがい課のほうでは介護予防の事業を実施したりとか、あと生きがいづくりの場としていろいろな、高齢者同士で支え合うようなボランティアとかサポーターの育成に努めております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） やっぱり行政の担当課となるとどうしてもそういった具体的な対策になっていってしまうのでしょうか、そもそもの話でいきますと、ちょっと述べさせていただきますと、健康寿命は2000年にWHOによって提唱された新しい健康指標で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生きている期間、こういうふうに定義されています。それ以前は平均寿命というものが非常にクローズアップされて、平均寿命は何年、何年ということによく報道にも載っていました。そこで、2001年時に日本の平均寿命は男性で78.07歳、女性84.93歳、健康寿命は男性69.40歳、女性72.65歳でした。2022年に厚生労働省が発表した令和3年簡易生命表によりますと、平均寿命は男性81.47歳、女性87.57歳、健康寿命は男性72.7歳、女性75.4歳と、平均寿命、健康寿命ともに日本は世界のトップクラスで、いずれの寿命も2001年から年々右肩上がり延伸し、20年間で平均寿命が男性3.4歳、女性2.64歳、健康寿命が男性3.3歳、女性2.75歳延伸しています。

そこで、これまでの日本の国において具体的な健康づくり対策をどのようにやってきたのかと思って調べてみましたところ、昭和53年から第一次国民健康づくり、昭和63年から、10年後ですね、第二次国民健康づくり、平成12年から第三次国民健康づくり、平成25年から第四次国民健康づくり、そして平成12年の第三次国民健康づくりからは「健康日本21（第一次）」として計画がまとめられていました。これで、来年度は、2024年からは2035年の12年間で第五次国民健康づくり、「健康日本21（第三次）」としてその取組が示されてきております。健康寿命の延伸対策が打ち出されたのは、平成12年の「健康日本21（第一次）」からであります。健康寿命の延伸を最大の目標とすることが掲げられました。また、2040年を展望した社会保障・働き方改革本部でまとめた健康寿命延伸プランでは、2040年までに2016年の数字よりも今後17年かけてさらに3年間以上健康寿命を延伸させていくという計画を立てております。男性75.14歳以上、女性77.79歳以上を目指すとしております。埼玉県も「健康埼玉21」として健康寿命の延伸に取り組んでおります。

そこで、一般資料にありますように、ちょっと資料を見ていただきたいのですが、資料1、「埼玉県の健康寿命の推移」とあります。2010年からのものなのですが、少しずつ右肩上がりになっておりまして、男性が平成22年時には16.74年、女性が19.68年でしたけれども、令和3年には男性が18.01、女性が19.67年でした。それで、平成22年から見ますと、男性が平成22年は16.74年、女性が19.67年、令和3年には男性が18.01年で平成22年から1.27年延伸し、女性が20.86年で平成22年から1.18年右肩上がり延伸してきていると、こういうグラフであります。それで、さらに令和8年を目指しておりまして、男性は18.50年、女性は21.28年を目標値としていると。これは県の計画であります。それで、私は今の国の健康寿命が75.幾つ、このように話しました。そして、埼玉県の説明で18.幾つだというふうに健康寿命の指標を示したわけなのですが、どうして国と埼玉県とこの指標の扱いが違うのか、この辺お分かりになりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

埼玉県と国の健康寿命の違いなのですけれども、国のほうにつきましては3年に1度行われる国民生活基礎調査による主観的健康度に基づいて健康寿命を算出しているものです。埼玉県につきましては、国の算出方法と異なりまして、国の方法では地域別に出すことができない、困難なため、埼玉県のほうでは65歳に達した人が要介護2以上になるまでの平均的な年数を算出しています。それとあと、埼玉県の健康長寿ソフトを使って毎年出しているものになります。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 要するにそういった調査と健康指数の出し方が違っているということなのです。これは国と県で違うのはやむを得ないと思うのですけれども、いずれにしましても国も県も健康寿命というものを数年延伸させるのに10年、20年の長期計画をもって臨んでいるわけです。

そこでお伺いしたいのですけれども、嵐山町には町として健康寿命の目標指数というのはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 目標指数はございません。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 県の目標指数を頭に置きながら嵐山町としての目標指数をどこに置くか、それをいつまでに達成させるか、そこに向けて何をやっていくかということを示す必要があるのではないかなと思います。もちろん嵐山町保健事業実施計画、それから嵐山町特定健康診査等実施計画、健康増進計画、こういったものがあるのですけれども、いずれにも健康寿命の延伸ということは言葉が出てくるのですけれども、国や県みたいにいつまでに何歳にするのだというような目標指数がないわけなのです。健康寿命を延伸しますよというのは分かるのですけれども、やはり目標をきちんと定めて、そこに何をしていくか、いつまでにやるのだというようなものがやはり、県と同じでもいいと思うのですけれども、しっかり数字を示していかなければならないのではないのだろうか、私はこのように感じたのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 健康寿命につきましてお答えいたします。

健康寿命の延伸につきましては、確かに嵐山町としては目標指数というのはないのですけれども、

延伸はしましようというふうな目標になっています。町としては、地域によっていろいろ差があるのですけれども、町によって年齢構成とか職業構成とか、あと医療機関の数など、地域を取り巻く状況にもよりますので、町として、嵐山町だから低いとか、そういう地域差とは捉えて対策しておりませんけれども、これから……この吉本議員の資料を見ますと、女性が結構順位が低いのではないかなというふうに、結構女性が健康寿命がちょっと県より低くなっているのですけれども、嵐山町の様々な健康教室とか、あとイベントなんかを見ていると女性の参加がとっても多くて、元気な女性が多いなって感じていたのですけれども、意外と結果を見ると悪いということなので、これからは元気な女性を増やしていきたいなというのと、健康に無関心な方に対して健康意識が高く持てるような対策を検討していきたいなと考えています。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 分かりました。ぜひそうしていただきたいと思います。

それで、令和2年の埼玉県下の健康寿命を見ますと、男性で一番高い自治体が19.17年、一番低い自治体が16.0年、その差は3.17年あるのです。女性で一番高い自治体は21.50年、一番低い自治体が20.03年なのです。その差は1.47年で、男性では3.17、女性では1.47の地域差があります。国が健康寿命を3年延伸させるのに20年という長いスパンで考えているところを見ると、この地域差の3年というのはやはりそのくらいに匹敵するのではないかと私考えてしまったのですけれども、この地域差について大きい数字と考えていらっしゃるのでしょうか。それとも、僅か3年の間に63市町村が入っているわけだから、そんな取り上げる必要はないのではないかと。いろいろ考えもあろうかと思うのですけれども、その辺についてどのように考えられますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

この健康寿命の差なのですけれども、やっぱりなかなか3年ぐらいになると結構大きいなというふうには感じています。少しずつでも上げていければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） そうなのです。やっぱり3年というのは非常に大きな数字だと思います。

対策によってはすぐ数字が上がったり下がったりするものもあろうかとも思いますけれども、なかなかこの健康寿命というものは一朝一夕にして上がるような数字ではないと思います。

そこで、嵐山町の健康寿命の状況ですけれども、（3）で、今課長さんから話もありましたけれども、お伺いをしてご答弁もいただきました。それで、私も県の統計から見た埼玉県各市町村の姿からデータをグラフにしてみました。今課長さんにおっしゃっていただいたとおりなのです。それ

で、一般資料の2の「嵐山町の健康寿命県平均比較」というのを見ていただきたいのですが、この下のほうにあるのは男性です。上が女性の数値です。それで、嵐山町の健康寿命県平均を比較しますと、男性は最初県平均より低かったのですけれども、令和3年では県と同じくらいの規模まで来ております。やや下がっていますけれども。女性の場合は、最初は低かったのですけれども、一時上がって、また下がってきているのです。それで、ちょっと差が開いているというようなこともありますので、先ほど課長さんがおっしゃったとおり、やはりこの辺のところにスポットを当てた対策も必要かなというふうに感じているところでございます。

今度は一般質問資料のグラフの3を見ていただけますか。このグラフは、先ほどの健康寿命の説明をしたのですけれども、これは平均寿命なのです。これで平均寿命もやっぱり先ほどと同じ傾向で、男性は県平均並み、それでやはり女性は県の平均を下回ったままという状況です。菅原課長さんがおっしゃったように、女性のほうがやっぱり元気そうだけれども、数字が少し悪いので、この辺は対策したいなおっしゃっていましたので、この辺は一つ対策が必要かなと私も思っております。

それで、次に一般資料の4を見ていただきたいのです。この表は健康寿命延伸成績表なのですが、まず最初に上のほうの表の左、一番上から2番目に鳩山町があります。この鳩山町を見ますと、男性が平成25年2位、26年1位、27年1位、28年1位、29年1位、30年1位、令和元年1位、2年が1位。女性が平成25年2位、26年1位、27年1位、28年1位、29年2位、30年3位、令和元年1位、2年1位。こういうことに、鳩山町の場合は男女ともにずっと健康寿命の延伸の一番いい、トップをいつているわけなのです。それで、またその資料の全体を見ていただきますと、上のほうが成績のいい自治体、下のほうが成績の悪い自治体。あまりこのように取り上げてというのもどうかと思ったのですけれども、これもちゃんとしたデータに載っている数字ですので、やむを得ないかなと思ひまして載せさせていただきました。やはりいい市町村は男女ともに成績がいいのです。それで、悪いところは男女ともに成績が後ろから10番とか、そういうふうにもう定着してしまっているのです。こう見ますと、偶然やたまたまでこういう順位がなっているというふうには私は思えないのです。やはり長期展望に立った長年の行政の施策があつてこういうふうになっているのではないかと、このように私思ってしまうのですけれども、課長さんいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

確かに鳩山町はとて成績がよくて、鳩山町は結構早くから、もう高齢化が進むということで早くから取り組んでいた成果なのだからこの表を見て感じたところでございます。嵐山町も考えなくてはいけないなというのは感じました。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） ここまでは健康寿命の重要性と、重要性は取組次第では延伸できるという
ような総論的なことをちょっとお話しさせていただきました。これからは少し健康寿命を延ばすた
めの各論的なものについて入っていきたいと思いますけれども、資料5の「一人当たり医療費県平
均比較」を見ていただきたいと思います。

平成23年度は1人当たりの医療費が26万4,857円で、県下平均を下回っていたのです。県下順位も
56位と低かったのです。それが年々右肩上がり、令和4年には39万9,840円になっています。令和
3年、4年の県下の順位は分かりませんが、平成30年度は県下のワーストで、令和元年は大
幅に縮小しましたが、これはコロナウイルスの影響で病院控えが影響したものかと思えます。
令和2年度も県下4番目の高額になっています。私は、嵐山町の女性の健康寿命、平均寿命の延伸
が県下で低い状況や1人当たりの医療費が高額な要因が、高齢者が他市町村と比較して構成率が高
いのではないのかと思ったのです。そこで、それをちょっと調べてみましたところ、資料6を見て
いただけますか。この表は高齢者階級別人口と割合の表なのですが、比企郡の高齢者を全体
で見ますと、比企郡の65歳以上の構成率は、比企郡は上から4番目のところにありますけれども、
比企郡全体の構成率は17.8%、嵐山町は17.9%です。黒枠で囲ったところを見ていただきたいの
ですけれども、これを女性だけで見ると、比企郡全体の65歳以上の女性の構成率は19.3%ですが、嵐
山町は18.7%、75歳以上で見ても比企郡全体の女性の構成は10.00%、嵐山町は10.3%とやや平均を上回
っているだけです。そうしますと、女性の健康寿命が県下平均を下回っていることや医療費が高額
になっているという要因が高齢者の構成率が高いからだということではないなということが分かり
ました。

そこで、1人当たりの医療費が高額な要因をどのように分析されているのかお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

医療費の原因なのですが、細かくはちょっと今手元に資料がないのですが、年代別
に見ますと50代以降の医療費が高い傾向になっているという状況になっています。中でも人工透析
患者が増加しておりまして、コロナになってから糖尿病の方がとても増えまして、人工透析してい
ると結構高額になってしまいまして、またそれによって健康寿命に影響しているというのと、あと
生活の質にまで影響が及んでいるのではないかと考えられます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） そういった要因があるということで、やはり対策としてはどの辺になるの
でしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきましたが、糖尿病が増えているということで、今年度から血液サラサラ教室とか、そういう健康教室を開催させていただきまして、糖尿病の重症化を防ぐということを努めていっているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 分かりました。これもなかなかいろんなものが絡み合っていて、すぐに対策できるというようなものではないと思いますけれども、やはりある程度長時間かけてでもこれを下げていく必要があると思うのです。

資料の5をもう一度、グラフ見てもらいたいのですけれども、ここ10数年、県下の平均を大きく上回り続けているのです。それで、コロナウイルスによる医療控えがなければ、1人当たりの医療費のグラフを見ていただければ分かるように、いわゆるワニ口状に伸びていた状況があるのです。それがコロナによって、医療控えによって県平均の落ち込みと比較してみますとえらい、物すごい格差で嵐山町の医療費が下がっているのです。この辺が、県平均並みに下がるのは分かるのですけれども、嵐山町だけなぜ急激にコロナでこれだけの医療費が下がってしまったのかと。何かこちら辺にスポットを当てる必要もあるのではないかなというような気もしたのですけれども、その辺について分析はできておりますか。急な質問なので、できていなければできていないで結構なのですけれども、その辺も今後調べる必要があるかなと思っているのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

医療費につきましては細かく調べておりませんので、お答えすることはできません。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） ありがとうございます。私のほうの手落ちで、医療費の担当の課をお呼びするのを書いていなかったものですから、これはしようがないなと思っています。その辺、けれども持ち帰っていただきまして、担当の課のほうにお伝え願えればありがたいかなと思っております。

そこで、先ほど鳩山町の健康寿命の延伸の成果、比企郡の高齢化の構成比について話しましたが、比企郡で高齢化の比率が最も高いのが鳩山町なのです。資料6を見ていただきたいと思うのですけれども、先ほど一度見ました資料6の表ですけれども、65歳以上だと全体で46%なのです。

女子だけで見ますと24.5%。75歳以上でも全体で24%。女性で12.8%。比企で最も高くなっているのです。ところが、先ほどお話ししたとおり、鳩山町の健康寿命の県下の順位は先ほど話させていただいたとおりで、そこで鳩山はいい取組をしているのではないかなと私思ったものですから、菅原課長さんからも話ありましたけれども、鳩山町の取組を見てみますと、平成21年から東京都健康長寿医療センター研究所と共同で健康づくり事業や介護予防事業に取り組んでいるのだそうです。健康長寿に影響する2大要因というのは疾病と老化であり、それにより心身機能が低下して要介護状態につながっていくことが分かっているということで、研究所との取組では主に生活習慣病における疾病対策と、老化予防と介護予防のどちらにも共通する対策として、基本栄養、栄養ですね、これと体力、運動、それと社会参加の3つを掲げ事業を展開してきたということです。事業の具体的なところまでまだ調査はできなかったのですが、そのほかにも令和4年には鳩山町健康長寿のまちづくり推進条例というものを制定して取り組まれているようです。条例では、東京都の杉並区でも杉並区健康づくり推進条例というのがありまして、同条例では区長の附属機関として杉並区健康づくり推進協議会というものを設置して、区の健康づくりの推進に関する施策の目標、それから評価にも一緒に関わってもらっているということです。嵐山町もちょっと調べさせてもらったのですが、昭和60年に嵐山町健康推進委員設置要綱というのがありまして、これは現在も委員さんが活動してくれていますけれども、そのほかにも昭和62年に健康な町づくり宣言というを出しているのです。これは条例でも何でもないのでありますが、健康な町づくり宣言を出しております。そのほかにもいろんな、施策だけをつくる、計画をつくるだけの委員も2つぐらいそのほかにあるのですが、何でも条例をつくれれば目的が達成するとは思っていませんけれども、担当職員や町民に対する動議づけになるというようなことがあるのではないかなと思っているのです。それで、小川町には小川町地酒等による乾杯の推進に関する条例というユニークな条例があるのです。これが結構浸透しておりまして、他市町村のまねをしてくださいということではありませんけれども、総論で話したように、町民に健康寿命の延伸というインセンティブを与えるような、そういった明確な方向性の示せる対策が少し弱いのかなというような気がしております。その点の町の取組について伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

吉本議員がおっしゃるいろいろな市町村の条例なのですが、条例制定しているのですが、嵐山町では今のところ条例を制定する予定はございませんが、先ほどもおっしゃられましたとおり、30数年前から健康な町づくり宣言というのを昭和62年に宣言をしておりまして、町民一スポーツということで、生涯を通じてスポーツに親しんでもらって、健康意識向上に向けて取り組んでおります。また、嵐山町では明治安田生命と健康増進に関する連携協定を結んでおりまして、ラ

ベンダーまつりとか嵐山まつりとか、あと健康教室とか食育セミナーなどで簡単にできる健康チェックみたいな、ちょっと指を入れれば血管年齢が分かるとか、手をかざせば分かるというような、そういう簡単にできるものからやらせていただいて、健康意識を持っていただけるような取組を地道にやっていって、健康意識が高くなるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 分かりました。町でもそういった取組をされているということなのですが、鳩山町のそういった、ほかにも大学とタイアップして研究しているというようなところも結構あると思うのです。そういうふうに町だけではなくていろんな機関とも連携して、それで健康寿命というものを、町民のほうにいろんな対策を出していただければいいかなと私は思っております。

それでは次に、生活習慣病対策に、前期高齢者の特定健診と後期高齢者の健康診査の受診率を高めて早期発見、早期治療、重症化の予防が重要だと先ほど課長さんからもお話がありましたけれども、一般資料の7を見ていただきたいのですけれども、これは前期高齢者特定健診と後期高齢者の健康診査の受診状況なのです。後期高齢者のほうは下、それで上のほうが前期高齢者なのですけれども、後期高齢者のデータがなかったものですから中途半端なグラフになってしまったのですけれども、非常に嵐山町も受診率、努力されてかなり伸びてきて、50%まで伸びてきたのです。残念ながらコロナで落ちてしまいました。そしてまた、後期高齢者の健康診査も、県よりも低かったところが輪をかけて激落してしまいました。それが回復していないのです。これからということもあるかもしれませんが、このグラフの流れからいきますとちょっとまだ時間がかかりそうだなというところがあります。やっぱり特定健診等、健診を多くの方に受けていただくと、それで早期発見して、病気があれば重症化しないように早く手当てをすると、そういったことが非常に大事だと思いますけれども、この辺の私の表を見ていただいて、ここまで、先ほどの1人当たりの医療費と同じで、すごく下がっているのです。この辺りのことについて何か分析されているか、あるいは今後どうしようというようなものがあるかどうか伺いたいと思いますけれども、コロナで下がったよとしか私も言うことはないのではないかなとは思っておりますけれども、ちょっと教えていただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

吉本議員がおっしゃるとおり、令和2年のときにコロナでかなり低くなりまして、前期の受診率が38.4%になりました。その次の年は40.2%になっていますので、少し上がりました。令和4年度は、ここは空欄になっているのですけれども、41.2です。ですので、微増なのですけれども、増え

ている状況ですので、今後も、ここの受診率がちょっと、県よりは上がっているのですけれども、特に40～50代の方の受診率が低くなってしまっていて、町としては40歳から55歳の方には特定健診の受診の無料券を配布しておりますので、継続して年代を問わず受診勧奨を実施していきたいと考えております。

後期高齢につきましては、やっぱり同じように令和2年のところが22.6%と低いのです。次の年は、令和3年は23.3、令和4年は25.1とやはり少しずつなのですけれども、上がっている状況です。後期高齢者のほうにつきましては、生活習慣病というよりはどちらかというとフレイル健診というふうに呼ばれているもので、病気を完治させるというのが目的でなくて、これ以上悪くさせないとか、身体の衰えを防ぐといった医療になると考えております。嵐山町でも地域包括システム構築のために様々な試みが行われているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 分かりました。いずれにしても、近藤課長のときにいろいろ同じような健康寿命の関係で質問させていただいて、そのときはかなりグラフも伸びてきたのがコロナでこのようになって本当に残念なのですけれども、もう一回菅原課長でアップしていただきたいと思います。ちなみに、私も12日の日に特定健診へ行ってきましたので、少しはグラフを上げられるかもしれません。

それで、（2）で前期高齢者と後期高齢者の要介護度2未満と2以上の割合についてお伺いしたところなのですけれども、やっぱり後期になるとかなり2以上の人が増えてくるのです。前期高齢者に比べてはかなりの倍数で増えているように見ました。そこで、やっぱり先ほど菅原課長さんから言っていたとおり、1から2に移行させない、そういう対策が必要かなと思います。要するに課長のほうで説明していただきましたフレイル状態で、虚弱な状態ということで、そういう人がちょっと頑張っていれば2までいかないけれども、ちょっと手をかけないとすぐ介護が必要な状態になってしまうというようになるところになると思いますので、その辺の対策もしっかり行っていかなければならないと思うのですけれども、現在、そういうフレイル対策というのは何かあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

高齢者のフレイル対策につきましては、令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という事業が始まっております。この事業は、後期高齢者で実施をしている保健事業と、それから国保部門で実施している保健事業、それから介護部門の介護予防事業という、この3つが一体となって行うものとなっております。一体的に実施することによって前期高齢者から連続した健康管理

ができますので、要介護状態になるのを予防するのに早い時期から取り組むというような事業でございまして、こちらの事業につきましては、ハイリスクアプローチと、あとポピュレーションアプローチとありまして、ハイリスクアプローチのほうが先ほど議員がおっしゃってございました後期高齢者の健康診査、そちらのデータを吸い上げまして、その健診を受けていない方で、なおかつ医療機関にかかっていない方を抽出しまして、包括支援センターの専門職がご家庭を訪問して状態を把握する。フレイル状態であれば個別の指導のほうにつなげたりとか、健診を受けていない方はぜひ受けてくださいということで受診勧奨をしているのが始まっております。また、ポピュレーションアプローチとしては、各地域でいろいろな活動をされている、ぷらっと嵐トレとか、いろいろな自主活動をしているグループに出向きまして、フレイル予防のお話をさせていただいているような状況でございまして。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 細かく随分やっつけいらっしゃるのだなと思います。でも、なかなか一人一人そういう人を把握するというのも難しいかと思います。できる限りの施策で、そういった方を少しでも長く健康でいられるように対策を立てていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、運動習慣のある人はいいのですけれども、そうでない人というのもある一定程度はいるわけなのですけれども、そういった方には動機づけが必要だと思うのですけれども、そういう意味では長年続けてきた町民大会は大切な私スポーツイベントだったと考えているのです。子どもから高齢者まで、各地域が一堂に集まってスポーツに親しんで運動の楽しさを共有できる、まさに健康な町づくり宣言にふさわしい行事だったのではないかというふうに思っております。このイベントがなくなったことが非常に私残念に思うのですけれども、どういう状況でなくなったのか教えていただけたらと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、町民体育祭の件についてお答えいたします。

こちらにつきましては、私がちょうど地域支援課に在籍したときなのですけれども、区長会議というのがございまして、各区長さんに集まっていただいて年4回ほど会議を行っております。その会議の中で、区長さんのほうから、当時コロナで休止していた町民体育祭をまず今年やるのかというところから始まりまして、その町民体育祭の選手を集めるのが非常に大変だと、これを何とかしていただきたいというお声を多数いただきました。選手を集める大変さという話はコロナ以前から出ておりましたので、こちらにつきましては私のほうもどういう形でか、やり方を変えてできないものかということで、こちらのお話を当時の教育委員会のほうに伝えさせていただきました。教育委員

会のほうでは、その言葉を真摯に受け止めまして、現在の秋のスポーツフェスティバルという形で、形を変えて実施するという方向性に転換したものと考えております。こちらにつきましては、当時2月にお話を通しました、教育委員会のほうに。教育委員会では、その年の秋に実施する町民体育祭を、コロナ禍ということもあったので、まず実施するか否かを多分踏まえて検討していたかと思えます。そちらのほうに区長さんからの要望をお伝えしたところ、スポーツ協会ですとか、スポーツ推進委員さんですとか、そういったところの意見を十分踏まえて会議を何回も重ねて今の形に至ったというふうに認識しております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） あんまり時間がないので深くはできませんけれども、確かに体育委員さんは苦勞します。高齢化も進んできております。それで、体育委員さんは選手集めには本当に苦勞されるのですけれども、あの選手集めこそが私、体を動かす場に来ていただいてスポーツに親しんでいただく動機づけになると、そういう役割を果たしてくれたのではないかと思うのです。ぜひ出てください、出てくださいということで、では今年出るけれども俺のときは頼むよとか、そういった交換条件も出して、そういったので奨励する宣伝にもなっていたのです。それがなくなると、運動やろうよ、来てくださいよという、そういうものがなくなって、同好会みたいに好きな者同士集まってやるのとまたちょっと違う意味があったと思うのです。それで、種目も高齢化してきて難しいとかってあるのですけれども、私は年齢別に30メートル競走だっていいではないか、50メートル競走だっていいではないかと思っているのです。走るのが嫌だったらストックついて歩く競走したっていいではないかと思っているのです。そういう競技も取り入れたりして、趣向を凝らして楽しいような運動にしていってもらいたかったなという思いが非常に強いのですけれども、言えばちょっと難しい話になるのだと思うのですけれども、もう一度これをやっていただけるような方法の考えはございませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

今の形になりまして、先ほど申しましたとおり苦勞して今の形に、同じことをずっとやっていることというほうが楽だとは思いますが、一から事業を始めるということで、全く違う形に変えたということで、すごく苦勞して実施されたと思います。今回2回目させていただいたのですが、種目も少し変更して、高齢者の方も参加できるような形で、ボッチャとか輪投げとか、インクルーシブスポーツのほうも追加させていただきました。また、地域の皆さんに参加していただけるよう地区のテントのほうも設置してよいということで、そういう形で少しずつ変化をさせて実施していきたいというふうに考えております。ですので、当面の間は今の形で実施させていただ

いて、内容は都度検討して変えていきたいと思っておりますけれども、この秋のスポーツフェスティバルという形では当面の間続けたいという考えでおります。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） そういうことでぜひ、意義がまたちょっと違うところがありまして、町の分断なんていう話も昨日あたり出てきていましたけれども、こういったものを一緒にやることによって嵐山町は一つだという効果もあると思うのです。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、健康のほう、スポーツに入りましたからもう一つお伺ひしたいのですけれども、マイレージ事業がもうなくなるというわけなのです。それで、県のほうでは1月から別のものでやっていきたいというようなことで、歩け歩け埼玉か何かをやるらしいのです。それで、嵐山町のほうはそれに参加するのか、もし参加するとしたらどのような方向性での事業を考えているのかをお伺ひします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

今まで続けている健康マイレージの件なのですけれども、これが来年の3月31日で終了になりますので、来年の4月1日から今度新しいコバトンALKOOマイレージというものになります。サービス、正式には4月からなのですけれども、来年の1月から試行的に使うことができます。まだちょっと詳しい内容までは県のほうからは来ていないのですけれども、今月担当者向けの講習会をさせていただきまして、来月1月には町民ホールで町民向けに説明会というか、講習会をさせていただこうと考えております。今までと同様に、ポイントがたまると景品があるというようなものなのです。今までは歩数計と、あとスマートフォンにアプリを落としてやっただきさっているのですけれども、今度は歩数計がなくなりまして、スマートフォンだけになる形です。スマートフォンが歩数計の代わりになるという感じです。ですので、高齢者の方に関しては、今まで歩数計を使っていた方はちょっと分かりづらいなという方には、1月に町民ホールで、県で契約した業者が来て、ナビタイムジャパンというところがそうなのですけれども、説明をしていただけるので、通知も出しますし、広報とかにも掲載しますので、ぜひ来ていただいて、ぜひ使っていただければなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 分かりました。それほど前とあまり変わるようなこともないと思うのですけれども、できるだけ予算も頑張ってください、それで予算もつけて、しっかり大勢の人が参加できるような、そういうものにしていただきたいと思います。

まだ聞きたいことがあったのですけれども、要するに高齢者が社会に出ていくような、そういうものをしっかりやっていっていただきたいと思ったのですけれども、簡単で結構ですけれども、ちょっとその辺をどういう活動をしているか教えていただけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

長寿生きがい課で実施している高齢者の社会参加事業ということなのですけれども、1つは認知症サポーター養成講座を受講された方のステップアップ講座を実施しまして、そこを修了された方がチームオレンジというのをつくっております。そのチームオレンジは、町内においてそういう認知症予防の声がけであったりとか啓発等の活動を行っております、昨年度は町民ホールとか図書館等でパネル展示を行いました。今年度は、認知症予防の冊子を作りまして配布をしております。そのような活動が1つ。それ以外にも、運動の自主グループに向けてのサポーターであったりとか、そういうサポーターの養成のほうを幾つかやっております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 昨日の青柳議員の質問の中での答弁で、社協との関係もあるし、シルバーとの関係もあるし、いろんなところと連携してやらなければならないような事業なのです。それで、実際にお年寄りを社会に参加させると、そういう活動をさせたいと思って、主体となる課はどこになるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

高齢者福祉につきましては主に長寿生きがい課が実施しておりますが、様々な事業がありますので、関係課と連携をしながら対応しております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） そうなのですね。連携するということなのですけれども、もしこれを広めていきたいと思うのに、社会福祉協議会もありますし、いろんな関係するところがあって、それぞれにみんなやっているわけですけれども、統一されたような計画がなかなかしづらいなのというのが私思ったのですけれども、健康いきいき課長なり長寿生きがい課長さんなりが窓口になってやるとして、そういうところに話しかけて連携してというのはどういうふうに連携していったらいいのだろうかというような、そういうちょっと疑問があるのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 どのように連携してということなのですが、今実際に社協に委託している事業がありまして、主なものといたしましては、むさし嵐丸庵という高齢者の集いの場なのですけれども、そちらの例を挙げて説明させていただきますと、まず活動に対しての補助金を交付しているというのが1つです。それから、社協さんに事業委託をしているわけなのですが、丸投げではなくて、役場の担当職員も一緒にそちらに出向かせていただいて様子を見させていただいたり、あとは今後のどういう活動をしていこうかという会議なんかにも参加させていただいたりとかしているような状況で、一緒にやっていくというのが基本となっております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 分かりました。いろんな予算面とか職員の派遣とか、そういったことでの連携はできているということは分かりました。体系的なものであれがちょっと足りないのかなと私思うのですけれども、どこかでしっかり企画をして、それはどこにお願いして、どこにお願いしてというような、そういうものがなかなかつくりづらいのではないのかなというような気がしております。これは私の感想だけで結構ですけれども。

最後に、町長に、私長々といろんなことをお聞きしてきましたけれども、健康長寿、延伸対策ということで町として取り組んでいただきたいと思うのですけれども、どのようにお感じになられたでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今いろいろ自治体なんかの具体的な取組だとか、そういうことも紹介をする中で、特に鳩山町のケースですか、非常に印象に残りました。また、そのところでは町の内部だけではなくて、いろんな専門機関と連携をして、そしてそういったすばらしい成績を上げている。また、何といたってもその前の目標設定していないということは、これはもうご指摘いただきましたけれども、やはりそういった目標設定していなければどこまでしっかりと活動ができたのか、どれだけの結果が出たのか、そういうことの比較はできませんから反省点もなくなる可能性もありますので、ぜひその点においては早急に担当課と詰めてまいりたいと思います。

また、それ以外には、健康まちづくり宣言ですか、そういったいろんな示唆に富むご提案もいただきましたので、何といたってもこれからは100歳というのがもう本当に身近にある。青柳議員さんでも紹介していただきましたけれども、今年度、嵐山町だけで100歳を迎える方14名ですから、もう本当びっくりしました。中には一人で住んでいるのですから、100歳の方が。一人で住んでいるということは、自分自身で料理をして、そして炊事、洗濯をするということですからね。だから、本当に

それは遠い目標なんていうのではなくて現実であります。そういった形で年を重ねることができるというのはご本人も嬉しいだろうし、周りの家族にとってもありがたいことだし、地域にとっても大きな目標となると思いますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） ありがとうございます。よろしくお願いします。

すみません。ちょっと不慣れで申し訳ありません。それでは、最後の3番目に……

○森 一人議長 それでは、会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。

一般質問終了後、議案審議も予定されておりまして、15分取りたいところではございますが、10分間の休憩ということで、3時10分再開させていただきます。

休 憩 午後 2時59分

再 開 午後 3時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

冒頭、菅原健康いきいき課長より大項目2番の答弁の訂正を求められておりますのと、教育長より大項目1番につきまして答弁の補足を求められておりますので、この際これを許可いたします。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 貴重なお時間いただきまして、申し訳ございません。先ほどの吉本議員の一般質問の中で、健康寿命の目標値を設定していないと私はお答えしましたが、第5次総合振興計画で具体的な数値を数値としていましたけれども、現在の6次の総合振興計画では健康寿命の平均余命に占める割合として指標を設定しております。この割合は、健康寿命、その数値を基礎として出しております。

以上です。

○森 一人議長 続きまして、下村教育長お願いいたします。

○下村 治教育長 それでは、吉本議員さんの質問項目1の(2)、給食費の徴収方法につきまして、先ほど公会計につきまして教育総務課のほうでお答え申し上げましたが、そのことについて補足と若干の訂正をさせていただきたいかと思えます。

公会計を進めることにつきましては、国のほうが進めているということで十分承知しているところではございます。今回、進めていくというふうな形で断定的な発言をいたしました。公会計を進めるためには教育委員会だけでは、私会計の状態では教育委員会だけで完結をして会計が行えますが、公会計になりますと徴収システム等をつくって町全体の中でシステムを整える必要がございますので、そういったところの関係課との連携が必要になりますということ。それから、もちろん公会計のメリット、デメリットは承知しているつもりでございます。その中で、町ならではの、進

めるに当たってはどんな問題があるのだろうか、またどんなメリットがあるのだろうか、そういったことはもう少し十分に研究をして、他課との連携の下検討をもう少し進める必要があると思います。そういった意味で、公会計につきましてはそういう課題点の洗い出しや、それから他課との連携を踏まえて十分に検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 それでは、第8番、吉本秀二議員、大項目3につきまして質問をどうぞ。

○8番（吉本秀二議員） 3、交通の円滑と安全対策について。

交通の円滑と歩行者の安全通行の観点から、以下の対策についてお伺いします。

（1）、県道菅谷寄居線のむさし台ローソン前交差点は、通勤時に上り車線の右折車両による渋滞が発生するが、道路改良等の計画の有無について。

（2）、町道1—12号線の歩道計画の有無について。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3の（1）につきましてお答えさせていただきます。

県道菅谷寄居線のむさし台交差点につきましては整備計画があり、平成20年度から事業着手をしていただいております。しかし、地権者等の交渉が難航し、現在の状況となっております。

続きまして、（2）につきましてお答えさせていただきます。町道1—12号線において、遠山地区に向かって左側に歩道がございますが、一部歩道がない区間がございます。歩道計画自体はございますが、国、県の補助等もなく、現在休止している状況でございます。なお、桜の木の枝が道にせり出しており、地元の区長様からも伐採の要望がございましたので、今年度伐採する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 1番の関係なのですけれども、私も以前あそこは改良できるよという話をしかる方からお伺いしまして、実に楽しみにして、いつもいつ始まるか、いつ始まるかと思ってあそこを見ていたのですけれども、一向に工事が始まらないので、これはどうなっているのかなという事でお伺いした次第です。

それで、今地権者との、難航しているということなのですけれども、見通し的にはできる可能性としてはあるのでしょうか。それについてお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　むさし台交差点につきましては、先ほど言いましたように平成20年度から着手いただいて、平成23年度まで事業を行っていたというふうに認識しているところでございます。その後、ちょっと地権者の、難航をしております、休止としている状況でございます。その後、町も含めてその地権者に交渉しているのですけれども、ちょっと全く見通しが立っておりませんので、なかなか難しいかなと考えているところでございます。ただ、計画自体はありますし、県のほうも認識しているところでございますので、その地権者の考えが変われば再開していくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員）　分かりました。相手があることですから、幾ら頑張ってくれと言ってもなかなか難しい問題があると思うのですけれども、努力は続けていただきたいと思います。

それと、続いて（2）に行きたいと思っておりますけれども、あそこは本当に、12号線、一部だけ歩道になっていないのです。私一度一般質問しまして、それでその後、一般質問の後に、あそこは補正予算で買っていただいた土地なのです。それで、補正予算で買っていただいたものですから、これはもう工事始まるだろうと思って楽しみにしていたのですけれども、なかなか始まらないのでまた質問しましたところ、一部買えていないところがあるというような答弁でした。その後、その一部についても買えたのか買えないのか、その辺についてお伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

あの箇所の整備、その1—12号線の整備につきましては、やはりなかなか工事をするに当たってかなりの費用がかかるというふうに認識をしております。町ではやっぱり国、県の補助金がないとなかなか整備ができませんので、その見通しもなく買収してもすぐ実現できる見通しはございません。よって、整備の計画というか、財源の確保ができてから用地買収に当たって買収していこうと考えていたところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員）　私も、あそこを使う人の安全とか利便性とかいろいろあるのですけれども、工事自体の欠落した部分をいつまでも放置して置いておくというのもあまり町の事業としてはよくないなど、このように感じております。これも難しい予算面もあるのでなかなかできないのですけれども、地元の人はかなりあそこを要望していらっしゃいます、早くあそこを完成させてくれという事で。これについても鋭意今後努力していただくということしか私からは言えないのですけれども、ぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第46号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第46号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件でございます。番号利用等改正法の交付に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議案第46号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての細部について説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正並びに健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法の医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたこと及び情報連携を行うに当たり所要の改正をするものです。

まず、マイナンバー法の改正についてですが、法律で個人番号の利用が認められている事務の種類は、現行では団体内部での利用については法別表第1で、他団体との情報連携については法別表第2において定めています。情報連携に関する同法別表第2を廃止し、主務省令に規定することで情報連携を可能とするための改正が行われました。次に、医療保険各法の改正については、医療保険証を原則廃止し、マイナンバーカードと一体化する改正が行われました。これらの法改正を受け、マイナンバーの利用に関して定める条例について、マイナンバーの独自利用を行う規定と別表の整理及び文言の整理を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。まず、文言の整理についてですが、マイナンバー法の改正により法別表第2が廃止されることに伴い、第2条に必要となる定義を追加し、第4条中の法別表第2の第

2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に、第5条中の法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改正するものです。

別表第1及び別表第2を御覧ください。マイナンバーの独自利用を行う規定と別表の整理ですが、表内の各事務に関する記載に根拠条例等を明記するとともに、情報連携を行っていない事務を削除するものです。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めており、法律の施行の日から施行し、別表第1及び第2は公布の日から施行するものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号 嵐山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、議案第47号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案47号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第47号は、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件でございます。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布及び国民健康保険制度の見直しに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 議案第47号につきまして、細部説明を申し上げます。

参考資料の表面を御覧ください。嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布されたこと及び国民健康保険制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容についてご説明申し上げます。初めに、第1条の改正です。産前産後期間に相当する被保険者の出産予定月の属する月の前月から多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠すること）の場合には、三月前から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額を免除するものです。関連する条文につきましては、第21条、第22条の3でございます。

次に、第2条についてご説明申し上げます。国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、埼玉県内保険税水準の統一に向け、保険税率の見直しを図るものです。

参考資料中の表を御覧ください。税率について記載をしております。初めに、表の上段、所得割です。改正前、現行税率は所得割合計で11%を改正後は11.6%とし、0.6%税率を引き上げるものです。続いて、表の下段、均等割になります。改正前、現行税率は均等割の合計で5万2,000円を改正後は6万2,000円とし、1万円税率を引き上げるものです。関連する条文は、第5条から第9条まででございます。また、税率改正に伴い、第21条の国民健康保険税の減額規定についても減額する額を変更しております。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日、第2項で適用区分を定めたものでございます。

なお、裏面の第2条の改正参考資料では、令和6年度のモデルケース別の年税額表をお示しております。ご高覧ください。

以上をもちまして細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この参考資料で、産前産後の保険税の免除、これは大変いいことです。この費用をどのくらい見ているのか伺いたと思います。

それから、これが仮に、いい制度をつくるわけですがけれども、国保会計内でやったらその分が赤字になるわけですよ。私はやっぱり一般会計からその分は入れるべきだというふうに思っているのですがけれども、そういうふうになっているのか伺いたと思います。

それから、税率の関係なのでありますが、均等割を大きく上げて、所得割は医療分なんか上げないと、介護と後期の分だけで上げるということなので、この考え方はいかがなものかなって思いま

した。ちょっとどうしてこういう考え方をしたのか伺いたいと思います。

それと、統一を目指す、統一をしていくということの段階で、埼玉県の一統の基準は幾らぐらいになっているのか。パーセント、所得割どのくらいになっているのか。これからどのくらい上がっていくのかもちょっと見てみたいので、伺いたいと思います。

それで、それから均等割が上がるわけですね。今物価高でもう大変だという、今度の第2の補正も出ますけれども、そこでまた給付金も出るということで、そういう手立てを片方で取りながら片方では値上げをするというのは、これだけ大変な生活をしている人にとっては全くたまったものではないというふうに思うのです。その辺は考えているのかということも1点伺いたいです。

それから、7、5、2の軽減を受ける人はどのくらい上がってしまうのか、この引上げによって、伺いたいと思います。

取りあえずそれで。

○森 一人議長 5点になります。答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 お答えいたします。

まず、費用を幾ら見ているのかというお話です。対象者が1人おりましたが、3,800円という金額でしたが、その方社会保険のほうに移られましたので、今のところ5年中は対象者の方はゼロです。産前産後のこれを始めるに当たりまして、この後補正でお願いするのですが、システム改修が130万ぐらいかかります。それを補正でお願いするものでございます。

それと、このかかった場合に費用がかかる、余計赤字になるのではないかとということなのですが、かかったものは国のほうから補助が来ますので、その点は大丈夫かと思えます。

あと、応益応能というのが県のほうで定めていまして、国の推奨として所得割と均等割の国の推奨が53対47となっております。今現在、嵐山町は61対38ということで、応益のほうが少ない状態です。今度、令和6年からのを合わせますと、大体57から43。まだ足りませんが、これは段階的に上げていくということで、比率的にはこのように考えております。

以上です。

〔「統一の基準については」と言う人あり〕

○森 一人議長 統一するに当たって、その県のベースというか、基準的なものはどのくらいと見ているのか。

○贄田秀男町民課長 すみません。お答えいたします。

標準保険税率、今回嵐山町、県内で見ますと令和5年度は63市町村中53番目です。上から数えて53番目。1位の市は、1位というか、一番高いところは、和光市が12.68%の7万9,044円。63番目は東秩父村で、10.89%の6万7,650円。県の平均としましては11.82%、7万3,834円となっております。

○森 一人議長 それでは続けて、岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからは県が示している嵐山町の標準保険税率についてお答えをいたします。

ちょっと細かくなって恐縮ですけれども、医療分の所得割が6.52%、医療分の均等割が3万9,443円。続きまして、後期高齢者支援金分の所得割が2.69%で、均等割が1万5,724円でございます。最後に、介護納付金分につきましては、所得割が2.3%で、均等割が1万6,679円。合計いたしますと、所得割が11.51%、均等割の合計が7万1,846円でございます。

続きまして、軽減の関係でございます。均等割につきましては、現行が合計で5万2,000円ということで、改正後が6万2,000円で、差額が1万円の引上げというものでございますが、令和4年度の実績の1人当たりの軽減額と6年度試算をした場合の1人当たりの軽減額ということでお答えをさせていただきたいと思っております。4年度の実績のほうですけれども、医療分の軽減額が1人当たり1万3,627円、後期の分が6,056円、介護分につきましては7,179円でございます。続きまして、6年度、改正案の税率で試算をして、低所得者の軽減額ということで同じもの、ちょっと時期は違うのですけれども、試算をさせていただいたものです。医療分につきましては1人当たり1万7,754円、後期分につきましては7,533円、介護分につきましては8,628円というものでございます。均等割が上がっていますので、当然軽減額のほうも同じように上がっているという状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 考え方とか、それはよろしいですね。先ほど川口議員は聞かれていましたけれども。

〔「じゃ、いいや。時間があれだから」と言う人あり〕

○森 一人議長 それでは、2回目どうぞ。

川口議員。

○11番（川口浩史議員） 産前産後、これそうするとかかった分は100%国から来るということですよね。ちょっと確認です。

保険税の関係なのですが、これで一番大変なのが7、5、2の人たちです。この値上げは、これ平均なのですね。7割の方が幾つかとかというのをちょっと聞いたかったのですけれども、7、5、2で。それは計算してありますか。ありますね。では、ちょっと次をお願いしたいのですけれども。いずれにしても値上げになるわけですよね。この人たちのことを考えていたのか。考えていたんですけども、統一を優先させたのか。そういう考えで今回、今日提案しているのかちょっと伺いたいと思うのです。

それから、嵐山町は53番目だと。低いほうですよ。これ町民の努力ですよ。これただ単に統一しますから嵐山さん上げてくださいなんて言って、何のインセンティブもないのでしょうか。何か有利なものがあるのだったら私はまだいいですよ。あれば。何か補助金少し出しますからということがあればね。ただ上げてくださいなんて言って、なかなか納得できないですよ。そうではないです

か。ほかは努力しているのでしょうかけれども、和光市は高いということによって、どういう努力をしていたのか私には分かりませんが、はっきり言って冗談ではないですよ、そこに合わされたのでは。そうでしょう。努力している町は、値上げするのだったらほかで何か有利な面を出してくれなかったら、要求しなくてはまずいですよ。私はそう思います。そういうことをしているのか伺いたいと思います。

統一は聞いていますけれども、聞いているというのはほかの人から聞いているのですけれども、いつ頃で、今後どういうふうな値上げをするのかを。ちょっと順番逆になってしまったのですけれどもね。最後怒って終わりにしようと思ったら順番逆になっちゃったのですけれども、これから何回くらい値上げするのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからは現行税率と今回改定案のほうの税率で7割、5割、2割軽減の比較した金額につきましてお答えをさせていただきます。

まず、7割軽減の軽減の額ですけれども、435万8,543円。続きまして、5割軽減ですけれども、225万7,573円。2割軽減につきましては、70万9,887円。合計で732万6,003円でございます。なお、この金額については、税額の場合は100円未満切捨てですけれども、その前の数字ということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 続けて、贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

産前産後100%あるのかということ、これは国のほうから補助が来るものと考えております。

次に、何か努力してきたのかということによろしいですか。それにつきましては、昨日も申し上げたのですが、平成30年に制度改革がありまして、町から県のほうに主なあれが移りまして、町はそのとき、では何をするかということで、そのときから保険者の努力支援ということで、未然に防ぐような医療の適正化に向けた取組を行うと、そのことによって、県に納付金を払わなくてはなりませんので、交付金をいただくために町としましては特定健診の未受診者に勧奨をしたり、また糖尿病になるのを防ぐための予防をしたり、またジェネリックの医薬品を推奨したり、国保としましては収納率の向上または医療費の分析、第三者求償の取組、健康づくりとしては健康いきいき課と協力して人間ドック、がん検診、特定健診等を行うことによってヘルスアップを図るというような取組をして交付金をいただいて、それを県に納める納付金にプラスして、それでも足りないものですから、基金を利用して支払っているというような状態です。

7、5、2割の人たちのことを考えたかということなのですが、一応いろいろ、減免とか軽減につきましては幾つかございますが、その該当する方につきましてはそれを利用していただいて、で

きるだけ軽減等を使っただけであればということで考えております。

あと、統一がいつかということなのですが、一応県のほうで今考えて次に上げてきますのが、今月第3期の方針が出るということなのですが、令和12年に統一、準統一から今度完全統一ということを考えていると聞いております。そのためにどのように値上げをしていくかということなのですが、それは運営協議会のほうに諮らせていただいて審議をしていただき、あと3年間をどういうふうにしていくかということを考えていければと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今回値上げをして、3年間はこの税率、この均等割でいくのですよという、そういうことなのですか。では、3年後にまた引き上げるということなのですか。ちょっとそこがよく分からなかったの。今後の引上げをどういうふうに町は考えているのか伺いたいの、もう一度お願いしたいと思います。

それで、町の努力というのを私は聞いたのではないのですよ。町は努力しているというのは分かっているから、そして町民がそれに協力しているから53番目で済んでいるわけでしょう。努力をしていない人を何で一緒にされてしまう。されていいのかということ、そこを何で怒らないのか私には不思議でしょうがないです。そっちに合わされたり、あるいは中間取って平等でなんて。いずれにしたって嵐山上がるわけなのだから、上がるために今回出されているわけなのだから、冗談ではないって思わないのかということをお聞きしたいですよ、担当課として。そういうことを思わないでやっているわけなの。駄目ですよ、そんなことでは。町民の気持ちが分からないで、分からないようなことで仕事をやっていては。構造上の問題なんてもうとっくに、国保というのはそういう事態を迎えている、そういう面では。これ国がしっかり入らなければ駄目ですけれども、そういうことではなくて、努力している町と、していないなんて言うちょっと語弊あるけれども、現に高いところに合わされたのでは嵐山の町民はかなわないのですよということぐらいは言うことをやってもらいたいと思うのですよ。その考えを伺いたいと思います。

それから、ちょっと7、5、2の関係なのですが、これだけ上がるわけですよ。ちょっと前がどのくらいなのかわからないので。これだとわからないよね。

○森 一人議長 最初に言わなかったっけ。

○11番（川口浩史議員） 各4,000円上がるということ。

〔何事か言う人あり〕

○11番（川口浩史議員） 前のこれ計算すれば分かるのかな。上がる前と上がったからのことを、金額をちょっと聞きたいので。一番困っている人ですよ。低所得だから軽減があるのですから。その人たちに値上げをお願いするわけなのだから。本当はしてはいけないわけですよ。本当に申し訳ないという気持ちがないと駄目だというふうに思います。ちょっと金額伺いたいと思います。

○森 一人議長 以上ですね。順次答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 お答えをいたします。

そうしましたら、今回均等割額が1万円上がるのですけれども、それぞれ医療分、後期分、介護分の額の7割軽減後の額と5割軽減後の額、2割軽減後の額ということでお答えをさせていただきたいと思います。現行の制度では、7割軽減をした場合の実際にお支払いというか、課税をする額が医療分で8,100円、後期の分については3,600円、介護分が3,900円です。5割軽減の場合、現行ということですが、均等割額が丸々の額で2万7,000円ですので、5割軽減で1万3,500円、医療分が、後期分が6,000円、介護分につきましては6,500円ということでございます。最後に、現行分の2割軽減につきましては、軽減後の課税の額ということで、医療分が2万1,600円で、後期の分が9,600円で、介護の分が1万400円ということでございます。

続きまして、改正案でございますけれども、医療分については、10割というか、最初の額が3万3,000円でございます。7割軽減後の額が、医療分が9,900円、後期の分が4,200円、介護分につきましては4,500円です。5割軽減後の額については、ちょうど半分ですので、医療分が1万6,500円で後期の分が7,000円、介護の分が7,500円ということでございます。最後に、2割軽減については、医療分が課税の額が2万6,400円、後期分が1万1,200円、介護の分が1万2,000円でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

この3年間どのようにということなのですが、令和5年度の今の現在で県の標準保険税率、嵐山町は所得割が11.51%、均等割が7万1,846円となっておりますが、運協で審議していただきましたのは、ここに1年でこの額にしてしまうのはあまりにも急過ぎるということで、段階的にというふうな上げ方をさせていただきました。この数字は毎年変わっていくのですが、令和9年度にはこの県の言う、変わらなければこの7万1,846円と11.51%という金額にさせてもらうということになります。

それと、今回の値上げにつきましてどうかというご質問なのですが、昨日、状況を説明させていただきました。町がどこも危機的な状況になって、平成30年に埼玉県のほうが財政運営の主体となって、ただ県のほうも医療費をそれで、町にかかった医療費は全て払っていただけるのですが、その代わり納付金を納めてくれということで、それを納めるために町のほうは、それぞれの町みんな努力していると思うのですけれども、一般会計からは法定外は出さないでほしいということで、それは令和3年から解消したということで、あと払える額というのが基金しかなくて、基金を足してここまでどうにかやってきたと。ただ、ここに来て今度は基金がないということで、大変被保険者の方たちには申し訳ないのですけれども、ここであと準統一も待っていますし、統一がこれから

待っているということで、ご理解をいただければということで上げさせていただきたいと思っております。これから、ではあと来年度の納付書の配付までにできるだけ周知を図って、こういう状態ですということで、こういう税率、金額でお願いしますというような周知をそれまでにさせていただき、ご理解をいただければと考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この提案されている条例なのですけれども、やはり全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築とあります。これについてももう少し説明が足りないのではないかと、提案側から、私は思います。

それで、今回これが先々統一されていくという中で、埼玉県が持っているところの、恐らく185ぐらい基金と言われるものがあるのではないかと思うのですけれども、そういったものの取扱いのようなものは、今回こういう形で値上げになってくるわけだけれども、嵐山だけではないと思います。そういったようなものについては全くこういったところに入り込んでくる余地がないのかどうか。

この2点についてお尋ねしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 県の基金につきましては、例えばこれで各市町村、納付金が払えないというようなときに、特別な事情でということでそれを借りて、返さなくてはならないのですけれども、借りて支払うというためのものということで聞いております。また、県は県で回しておりますので、どういうふうになるか分かりませんが、そのような形で基金は使うということで。あと、このままいくと令和9年度までにもたないのではないかということも各市町村出てきますので、今度の方針に令和8年度に見直しを図るといふ文言を入れるということをこの前確認をいたしました。それがどのような緩和措置をするのかどうか分からないですけれども、一応その2行を付け加えるというようなことはお聞きしております。

全世代型持続可能などというご説明ということなのですが、これいろいろな多岐にわたっているものだと思いますので、私たちは国保のことだけしかちょっと分からないのですけれども。すみません。

○森 一人議長 続けて、第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 危機的な状況にある、それから基金は嵐山町に赤字が発生したときに一旦借りるというようなことの説明分かりました。ただ、国保財政のやっぱり逼迫は理解はしますが、この社会保障制度を安定させていくということはある程度、さっき令和12年度とおっしゃったのかな、その辺のところまでの水準に引き上げていかないと安定、いわゆる国保運営ができないという形で捉えておいてよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 令和9年度の時点でもうかなり引き上げなくてはならないのですが、この12年度はちょっと数字は分からないのですけれども、県の見込みですと、どうしても被保険者が社会保険のほうへ流れて、高齢化で、高期高齢のほうへ流れて今減っていつている状態ですので、被保険者が少なくなれば税額も少なくなると、もうそのような状態ですので、12年度はやはり、ちょっと想像がつかないのですけれども、今の9年度より上がるのかな、県の見込みはそういうふう聞いております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今課長が答弁してくれたように、そういうふうな状況がうかがえるのに、国としてはそれに対して何らかの対応、いわゆる被保険者が減っていくということ、そういったことへの何か国からの支援とか、そういったものについてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 お答えいたします。

これがこれからどういうふうに国が対応してくれるのかというのはちょっと分からないのですけれども、昨日申し上げましたその要望につきましては、昨日ちょっと申し訳ございませんでした。渋谷さんの一般質問で厚生労働省って私はちょっと申し上げたのですが、内閣府に訂正させてください。すみません。内閣府のほうへ要望は今年度、町長によって町村会のほうももう出しております。あと、埼玉県、全国知事会、九都県市首脳会議、関東地方知事会、14大都市圏都道府県国民健康主管課長会といったところが要望書を、財政支援の拡充、制度改正、財政基盤強化、財源確保、軽減の拡充といった内容で出しております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 国保については、今課長が言われたとおり、国への要望、構造的な問題が当然あるわけですので、そこにやっぱり手がつかないと解決の道はなかなかないだろうという見解だと思うのです。ただ、その中で今回の町の裁量の余地が要するにどの程度あるのかということと、それから私が前一般質問の中でちょっと触れたことでもあるのですけれども、国そのものも要するに法定外繰入はしないようにということであるわけですので、減免、自治体の減免については、その自治体の財源ですけれども、財源を使ってやることは構わないという厚労省の通達等があったと思うのです。いわゆる7、5、2のあれもありますけれども。ただ、これは所管外になるかもし

れませんけれども、例えば均等割の、例えば子育て世代への減免とかいうことが理論上は可能だと思うのです。ですから、それが一般会計からの繰入れであったりということで、いわゆる町民の不安をやはり少しでも和らげるという政策を考えている余地があるのかと、方法があるのかということだけちょっとお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 町の裁量の余地ということで、現在、基金の残額が令和5年度末で約1億ということで、それは今年度の取崩しが9,100万円の予定ですので、1億9,000万が1億になってしまうと。それが来年の納付金とかがまだ分かりませんので、計算しないと出てきませんが、また9,100万円もしかかったとするともう基金はない状態になってしまいます。今回、この税率改正によって約2,700万円ぐらいいは税額が上がるのかなというふうには考えておりますが、それはこれから納付金等と、あとは運用をどういうふうにしていくかということなのですけれども、減免につきましては今町で独自にやっておりますのが多子世帯均等割減免ということで、18歳以下の子ども3人以上いる世帯に第3子以降の均等割を全額減免するという事は嵐山町独自でやっておりますが、これは持ち出しと申しますか、補助はございませんので、法定外になりますので、持ち出しでやっております。そのほか、今回渋谷さんの一般質問にもございました18歳以下のお子さんを均等割を全額減免ということで480万ぐらいということだったのですけれども、今お金のない状態でそれがではできると申すことなのです。それとあと、3年後に準統一をしなければならぬというときに、その減免をしていたご家庭はそれがなくなって、さらに均等割が出るというような状態になってしまいますので。あと、県のほうで申し上げますのが、決算補てん等以外の目的の法定外繰入も解消してほしいということで、補てんの、決算補てんだけではなくて、それ以外の法定外繰入も解消するというふうに言われております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 非常に状況的にはほとんどいじめに近い仕組みに今なっていると思うのです。ただ、中でも、財政が非常に厳しい、非常に低所得者の方、困っている方が国保に入っているというのは、これは共通の認識であると思うのですが、しかし全体の財政との中で、やはり学校再編等に基金を積み足していくという、一方ではそういう形が行われもしている。ですから、やはり町として、厳しい、厳しいと言いながら、本当に困っている人に要するに手当をしていくということは、特にこの国保のいろいろな仕組みがありますけれども、私は可能なのではないかと思うのです。当然別の会計云々かんぬんありますけれども、それについて検討する余地がないのか、もう一回ちょっと聞いておきます。

○森 一人議長 発言できる範囲で結構でございますが。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

町として困っている人ということなのですが、国保のこのいっばいの状態ですと今のところ新たな軽減をというところはちょっと難しいのかなと考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず最初に伺いたいのですけれども、これの周知の方法というのですか、具体的にはどうやって周知していくのかなというのをまず伺いたいと思うのです。それが1点。

それから、今のお話ですと令和6年度は9,100万円ほど基金が足りなくなるという形でしたよね。だと思ったのですけれども、そうではないのかな。2,700万円税収が増えると。そうすると、結局6,400万円ぐらいが、もしかしたらこれ9,100万円しか残らないということ。でも、1億円、令和5年度に繰り入れていて9,100万円しか残っていないんだから、やっぱり令和6年度にはもう既に嵐山町の国保の基金というのがなくなって、6,400万円ぐらいが不足するというところに考えられるのではないかなと思うのですけれども、それとは考え方が違う。私の聞き方が違っていたらあれなのだけれども。もう既に嵐山町の国保って破綻している、6年か7年には今の状況だと破綻するということではないですか。この国保の税収が増えたとしても2,700万円ぐらいしか増えていなくて、それで被保険者が減っていくわけですよ。高齢の方が増えていくわけだから、どんどん、どんどん収入が減って、税額を今上げたとしてもまた税額を上げていかないと足りなくなってくるから、どこら辺でこの嵐山町の国保会計が破綻すると予測できるかというのはある程度見込まれるかどうか伺いたいと思うのです。

それと、もう一つ、昨日かおとといのニュースなのですけれども、東秩父村の高齢の方が徴税に来られた職員のところに、もう自殺していて、何かどういう、遺書か分からないのですけれども、そういうのが貼ってあったということで、それでどうやら東秩父村は国保税の徴収率も一番高いですよ。徴収率が高いところは、結局皆さんが納めなくてはいけないという非常にせっぱ詰まった思いがあって、納められないとやっぱり自殺していらっしゃる方が増えていくのだと思うのですけれども、嵐山町で国保税が払えないからという形で自殺された方というのがいらっしゃるかどうか。そのところまでは確認できていないかもしれないのですけれども、だんだん増えてきているみたいなのですが、その点についての把握というのはしていらっしゃるかどうか伺います。

あと、もう一つ、国保税では所得が700万から800万ぐらいの人たちが、保険税を払う人が一番苦しい感じがあるというのですけれども、嵐山町の中で最高額の104万円になるのですか、今度、その上限額に行く方というのはどのぐらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。難しかったかな。とても大変なことをやっているなというのは分かるのだけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長 それでは、私のほうからはどのように周知をしているのかということと、保険税を払えなくて自殺ということと、あと上限額、限度超過額へ行っている方の世帯数の3点をお答えさせていただきたいと思います。

まず、周知ですけれども、今回大幅な引上げということになります。まず町民の方への周知につきましては、今年度中に国民健康保険の特別会計の財政状況等について所管課の町民課のほうで広報等を使い周知を行いまして、その後、税務課から税率の改正等について4月をめどに同じく広報紙やホームページ等で周知を行いたいというふうに考えております。その際、ホームページのほうに国民健康保険税をご自分で試算できる国民健康保険税の簡易試算表というか、計算表というようなものをアップいたしまして、ほかの市町村でもされている市町村がございますので、役場に来庁しないでご自宅等で試算ができるように、それも併せて進めてまいりたいというふうに考えております。また、最後、7月に国民健康保険税の納税通知書を発送するのですが、その発送の際にも税率引上げのご案内を同封いたしまして、加入者の方に対してご理解いただけるように直接周知ができればというふうに考えております。

続きまして、保険税がお支払いできなくて自殺した方はいるかというようなご質問だったかと思いますが、税務課といたしましてはそういったそれが原因で自殺というのは把握しておりませんが、今回引上げも大きくなって当然お支払いができない方という方が増えてくるかなというふうに予想されるのですけれども、そちらについてはまずはその引上げに至った経緯ですとかということと、あと幾ら上がるのだというところの説明を町民課のほうと一緒に税務課でしまして、それでもご理解をいただいてもなかなかお支払いができないという方については、新しいことをやるわけではないですけれども、状況を確認させていただいて、なるべくご負担のないように、払っていただくのは当然払っていただくのですけれども、というふうに考えているところでございます。

あと、上限額ですけれども、6年度に試算したものであるということで世帯数のほうを回答させていただきます。世帯数については、20世帯ということでございます。

以上です。

○森 一人議長 続けて、贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

嵐山町は独自で税率を上げたのが、昨日も申し上げましたが、平成17年。それ以来できるだけ上げないでやってきました。大きな制度改革のときは少し国のほうのを上げるということで上げたのですけれども、独自のは17年から上げてこなかったということで、ここへ来て一般会計からの繰入れは解消するというので、令和3年からの繰入額がその前年より倍以上上がりまして、基金から7,300万円、令和4年度が6,500万円ということで基金からの繰入れが増えたのですが、基金のある

うちはできるだけ上げずにということでやってまいりました。ただ、ここへ来て残りが1億ということで、最悪の場合を考えますと、同じ9,100万円ですともうなくなってしまいますが、そこは納付金が幾らになるかはここら辺で、これから出るのですけれども、2,700万円プラスになって、それでどうにかやっていけないのかという考えで今はいるのですが、もしなくなって赤字になってしまえばその県の基金を借りるとか、そういう方法になるかと思えますけれども、できるだけそうしないようにやっていくために最低限上げさせていただくということで、この3年間で税率を標準税率に上げていくというやり方をお願いしたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 最高限度額の人が20世帯って、そんなに少ないのですかという感じなのですが。嵐山町で繰入れをしていって、そして嵐山町もやっぱり多分こういうふうな形で基金を食い潰してやっていくと思うのですけれども、ほかの市町村も同じ状況であると思うのです。そうすると、県のほうから借り入れて、そしてまた返さなくてはいけないというふうな形になってくると思うのですけれども、県はそのことはどのように対応する予定なのか。それで、一度借りたら3年間で返すような感じではなかったかと思うのですけれども、1遍借りたことがありますよね、県の基金から。たしか借りたことがあって、それで返していったと思ったのですが。大体どこの市町村も非常に厳しい状況になってくると思うのですが、その点について埼玉県はそれでもこれでやっていこうというふうな感じでやっていくのか。

あと、もう一つ、財政に関して言えば、周知の方法なのですけれども、周知で、これだと嵐山町の今の状況を教えた、ではなぜ嵐山町がこういうふうな国保の料金を上げなくてはいけなくなったかということもしっかり周知しなくてはいけなくて、もともと国保会計は国全体で1兆円は不足していると言われていて、県知事会が1兆円を出してほしいって申し入れたのですけれども、3,400億円しか出てこなかったのです。ですから、常に、毎年毎年、2018年から6,600億円ずつ不足しているのです。それを今この保険料で解消していくというふうな形で行っているわけなのだけれども、もう国保財政自体が破綻していると思うのですが、その点について、全世代型の医療、社会保障ではもうやっていけないというふうな状況になっていると思うのですが、そのことについての考え方というのを伺いたいです。言えないか。難しいね。

○森 一人議長 答弁を求めます。贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

県の基金のほうを県は何て言っているのかというご質問なのですけれども、県のほうはもしそういう赤字の状態になれば借りてくださいというようなことは言われているのですが、ただまだ県内借りている市町村は一つもないという状況で、もし借りた場合は全市町村でそれを案分して返していくというふうな形になっているみたいです。

それと、このような状態になってなぜ上げるのかということと一緒に周知していくということなのですが、そのように説明をしながら周知をさせていただきたいと思います。

あと、破綻している状態ということなのですが、一市町村としましては国、県の指示に従っていくしかないのかなと、あとは要望を上げていくしかないのかなと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[「はい」と言う人あり]

○森 一人議長 ほかに。賛成はございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 それでは、第12番、渋谷登美子議員、反対討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。アドリブではないのですけれども、昨日のニュースによりますと本当に、東秩父村の方が多分国保税、高齢の方が税金を払うことができなくて自殺したというふうなニュースがあります。いろいろなところからぼちぼちと税金が払えないので自殺しているという。高齢者の方は特に真面目なので、自殺される方が、そういうふうな状況になってきているというふうなことがあり、それを国が制度を変えないで、それで市町村に押しつけてきて、その市町村がさらに被保険者にまたそれを、もう悲しいなと思いつつもやらざるを得ないので、そういうふうな状況になっているということに対して、それでも保険料を上げなくてはいけないという理不尽さがあるのですけれども、その理不尽さに対しては私は反対していかざるを得ないと思いますので、反対していきます。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第47号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

次の議案に入る前に皆様にも一度確認させていただきますが、ここは質疑の場でございますので、個人の感情に基づく質問であったり、そういったところは討論で行っていただきたいと思っております。この議案に対する疑義があることにだけ質疑をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第48号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第48号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の細部を説明させていただきます。

改正の内容ですが、主には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法、この中で第19条第3項は障害福祉サービスの介護給付等の支給決定のうち施設等に入所されている方の住所取得についての規定をしておりますが、今回の法改正によりまして介護保険法による特定施設、有料老人ホーム等ですね、及び老人福祉法による養護老人ホームが新たに追加されました。重度心身障害者医療費の制度では、住所地特例の要件についてはこの障害者総合支援法を適用していることから、今回改正をするものでございます。

それでは、お手元の条例を御覧いただければと思います。対象者の定義をしている部分が第3条になりますが、この第3条の第1号におきましては「嵐山町内に住所を有する者」と書かれてございますが、括弧書きで「次に掲げる者を除く」というふうに否定してございます。こちらのイに関しまして、先ほど申し上げました介護保険法による特定施設の入所者、ウとしまして老人福祉法による養護老人ホーム入所者を新たに追加し規定しまして、改正前のイからクをエからコに改正させていただきたいと存じます。

続きまして、嵐山町の受給者が他市町村へ転出し、介護保険法による特定施設及び老人福祉法による養護老人ホームに入所した場合、引き続き受給者である旨を第3号、第4号で新たに規定をしまして、改正前の第3号から第9号を第5号から第11号に改正します。

続きまして、第12号につきましては、既に運用されている後期高齢者医療の被保険者に関する規定を追加いたしました。したがって、改正前の第10号については第13号に改正をいたします。

続きまして、第3条の第2項でございますが、こちらの条文は当該制度に該当しないものについて規定をしているものでございますが、第5号から第7号につきまして、既に実施している運用について条例上明記をしたものでございます。こちらにつきましては、埼玉県の担当課より条例改正の指示を受けたものとなります。内容といたしましては、福祉3医療制度として重度医療以外のことも医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の制度があり、平均についての制限を明示したものになります。

続きまして、附則でございます。附則1につきましては施行日についての規定でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。続いて、附則2でございますが、第3条における介護保険特定施設並びに老人保険法による養護老人ホームの住所地特例の適用日を令和5年4月1日以降に入居、入所したもから適用するものでございます。

以上で嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての細部説明とさせていただきます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 住所地特例があった人はどのぐらいいらっしゃるのですか。

そして、それに関しては町のほうに入ってくるという感じでいいのですよね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 介護保険法上の住所地特例の方、この重度医療の関係で何名というのはちょっと把握していないのですけれども、今回、今までもそうなのですけれども、例えば東松山市の受給者さんが嵐山町の障害者のグループホームに入りましたといった場合には、総合支援法上で住所地特例という規定がございますので、従前の東松山市さんが重度医療の適用になるのですけれども、そこに介護保険の特定施設及び養護老人ホームを追加したという形でございますが、来られる方、それから嵐山町からそういった施設に入られる方、両方に関しましてそれぞれ見ていくというような条文を追加したことになります。

以上でございます。

○森 一人議長 補足で、太田福祉課長。どうぞ。

○太田直人福祉課長 今年の4月1日法律が施行なのですけれども、嵐山町内でいきますと、例えば川島地区に特定施設、介護つき有料老人ホームがございます。あちらに4月1日以降重度医療のもともとの市町村で資格を持った方が入ってきた場合は、これまでは嵐山町がその重度医療の資格を付さなければいけなかったのですけれども、それは住所地特例の施設なので、従前の市町村の受給者として取り扱うという形になったということです。逆もありということで。すみません、説明がしづらくて。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第48号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、議案第49号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第49号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第49号は、嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして細部をご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、こども家庭庁設置法の施行等によりまして、国のほうで定めてございます家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、これが厚生労働省令でございますが、こちらの基準省令第25条につきましては、当該基準省令の第1条2号で市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準となっております。したがって、第25条につきまして基準省令が変わったことに伴いまして改正するものでございます。

議案の裏面、条例のほうを御覧いただければと思います。第25条につきましては保育の内容ということで定義、規定してございますが、25条の3行目でございます厚生労働大臣が定める指針、こちらが内閣総理大臣が定める指針に改正されましたことに伴いまして、条例のほうも改正をさせていただくものでございます。

附則につきましては、本改正条例の施行期日を規定してございますが、施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上で嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての細部説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） こども家庭庁が設置されたということでの理由なのですが、厚労大臣から総理大臣に変えたというのは何か理由が書いてありましたか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 国のほうから説明というのが特になのですが、基準がその内容で変わりましたということで……失礼しました。こども家庭庁が、省庁ですけれども、総理大臣直属の機関、内閣府の部局に当たるため、法令の定めについては内閣総理大臣であるということから改正になったということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第50号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第50号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。こども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから細部を説明させていただきます。

嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、市町村における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるに当たりまして、国のほうで特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、こちらが内閣府令ということで基準府令になりますが、の基準に基づいて条例を定めてございます。今回、この基準府令の第15条、第35条、36条が改正されるに当たりまして、同基準府令第1条の2号で基準府令の第15条、35条、36条は市町村条例を定めるに当たって従うべき基準とされているため、同様に改正を行うものでございます。

お手元の条例議案を御覧ください。まず、条例第15条でございますが、こちらにつきましては特定教育・保育の取扱方針につきまして規定があるものでございますが、第2号の中で幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等についての規定が従前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供を推進する法律第3条中、第11項から第10項に改正されたことに伴い、改正後の第2号につきまして同条第10項に改正するものでございます。

続きまして、第4号でございますが、先ほどの家庭的保育と同様でございますが、厚生労働大臣が定める指針でございますが、こちらを内閣総理大臣が定める指針ということで改正されましたので、同様に改正をさせていただくものでございます。

続きまして、第35条でございます。第35条の第3項でございますが、特別利用保育の基準を規定しているものでございますが、右のページに移っていただきますと中段のところ「教育・保育給付認定子ども」とから「利用定員の総数と」までが「教育・保育給付認定子ども」とに改正されておりますので、同様に改正をするものでございます。

続きまして、特別利用教育の基準第36条につきましても、第3項におきまして、施設給付費には特例施設給付費をそれぞれ含むものとして前節の規定を適用する、この場合において第6条第2項中とございますが、こちらの第2項中の後に特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ）とあるのは、特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ）という形で改正がございますので、同様に改正をさせていただくものでございます。

続きまして、最後のページでございますが、第44条といたしまして、特定地域型保育の取扱指針につきまして、こちらの3行目で厚生労働大臣が定める指針というものが内閣総理大臣に改正されましたので、同様に改正をさせていただくものでございます。

続きまして、附則でございますが、本改正条例の施行期日を規定してございまして、施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上で嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての細部説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第51号 嵐山町企業誘致条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第51号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、嵐山町企業誘致条例の一部を改正することについての件でございます。優遇措置の適用範囲を限定することに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、議案第51号の細部につきまして説明をさせていただきます。

初めに、改正の経緯でございます。本条例につきましては、優遇措置を講じることによりまして町内への企業誘致の促進を図り、もって産業振興及び雇用拡大に寄与することを目的といたしまして、10年間の期限を設け、平成26年4月1日から施行されているところでございます。一方、埼玉県と嵐山町の共同事業であります嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地でございますが、3社の企業立地が予定されており、現在、事業を実施中でございます。事業期間でございますが、軟岩地盤であることが判明し、追加の対策工事を行うため、造成計画を変更する必要性が生じたこと等によりまして、当初平成30年度から令和2年度であった事業期間を平成30年度から令和5年度まで延長をしております。仮に改正を行えない場合でございますが、令和6年3月31日で条例は失効いたしまして、花見台拡張地区の立地企業は本来受けられるはずの優遇措置が受けられないこととなり、極めて不利益な状況が生じることとなりますので、これを回避するために改正を行うものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対象表を御覧いただきたいと存じます。第2条でございますが、用語の意義に嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地を追加する改正でございます。

第4条でございます。優遇措置を受けることができる企業等につきまして、「町内のどこに立地しても受けることができる」から「花見台拡張地区への立地企業について受けることができる」へ限定をする改正でございます。

附則でございますが、有効期限につきまして、平成36年3月31日限りを花見台拡張地区への立地企業が土地の引渡しを受けまして建築工事を行い、事業を開始することができるの見込まれます令和11年3月31日に改正をするものでございます。

なお、改正後の条例につきましては、経過措置を設けまして、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第51号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 3社予定しているということで、大体決まりそうなのですか。ちょっと先

にそれを確認したいのと、あとこの優遇措置なのですから、どんな内容になっているのか。その効果はあったのか、この10年間見て。あまり効果はなかったなというものはなかったのか伺いたいと思います。

それから、花見台に限定したということで、ほかを外したということなのですか。ちょっとその理由を伺いたいと思います。今後、川島地区に企業来てもらいたいということでやるわけですよね。それは、その前にまた条例をつくりたいということで、改正したいということで考えているのかちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

3社の立地企業につきましては決定をしておりますが、まだ県のほうで公表はしておりませんので、この場での説明につきましては控えさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

優遇措置の内容なのですから、主にはその対象の固定資産税の3年度間、企業奨励金として交付するというものと、雇用促進奨励金といまして、新たにその立地企業が町民を雇い入れた場合につきましては奨励金を交付するというものがございまして、また、もう一つ、従業員転入奨励金というものがございまして、その立地企業が新たに正規雇用の従業員が嵐山町内に転入した場合には奨励金を交付するという内容でございまして。

続きまして、効果はあったかということでございますけれども、今まで奨励金を交付した事業所につきましては5件ございまして、一定の効果はあったのかなというふうに担当としては考えております。

花見台拡張地区に今回限定をしたということの内容、意味なのですから、平成26年度からこの条例を施行しておりますけれども、当初から10年間の期限を切りまして、集中的に企業誘致を進めていこうというところでスタートしております。その取組といたしまして杉山地区の物流倉庫ができて、固定資産税の補正もございました。かなり大きな効果が出ているのかなと思っております。また、花見台拡張地区も今事業進行中でございます。当初10年間の期限を切ったというところで、本来であれば、これから町も財政的にかなり厳しいということで、企業誘致の取組をこれからも継続していくわけではあるのですけれども、この優遇措置につきましては財政とこれから、なかなか町のほうも厳しい状況がありますので、10年間で本来であれば終わりにするということではあるのですけれども、本来であれば町、県の都合で事業期間が延びているという都合もありますので、そのまま執行してしまいますと極めて不利益が発生するという状況でございまして、花見台拡張地区につきましては優遇措置を残すという考え方でございまして。川島地区につきましては、これから取組どんどん継続して、一日も早く完成できるように取組を進めていくわけですから、当初

10年間ということでスタートしておりますので、川島地区につきましては対象外になるのは、これはやむを得ないところかなというところで考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。3社何で決定しているかということを知ったかというのは、ちょっと内容を変更したほうがいいのかって思っていたので。だけれども、決定するような段階までいっているのだったらもうこのままだったほうがいいのか、変えてしまってもまずいわけですので。分かりました。そうすると、花見台が、工場が来てくれたらもうこういう条例はつくっていかないというわけなのですね。なるほどね。分かりました。

ランプ内の効果って、ランプ内は何か効果があったわけなのですか。固定資産税は軽減されたわけではないですよ、あそこは。この前の説明でね。従業員だって町から行っている、町民が行っているというのはいるのかな。何かそこはあったとは思えないのです。ないのではないのですか。ちょっとそこを伺いたいと思います。

それで、内容面でその効果を検証して、あまり効果のないものは変えていったほうがいいのかというふうに思っていたのですけれども、もうやめるというのであれば、ちょっと私も言ってもしょうがないので。ほかの、新潟で何かやっているのをちょっと言おうと思ったのですけれども、分かりました。いいです。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 杉山の物流倉庫につきましては、固定資産税で今回補正で大きな金額が増になっております。これは一つの、あそこに町の施策として企業誘致を、あの場所で物流倉庫を建築、民間企業による開発ですけれども、町の施策の一つとして進めて、税収の効果があったということでは認識しております。

雇用については、正確な調査というのはできておりませんが、恐らく開発事業者からあらかじめ聞いてるところだと、200～300人の雇用が発生するのではないかということで聞いておるところでございます。そのうち町民が何人いるかということについてははっきり把握できておりませんが、一定の雇用が発生しているということはあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、企業誘致条例を使っただけのランプ内の企業は効果がなかったというから私は聞いたので、誘致条例の関係では別に効果あったわけではないという認識でいいわけですか。ちょっともう一度確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 川口議員さんおっしゃるとおり、杉山の物流倉庫については誘致条例の対象外になっておりますので、誘致条例の立ち位置から見れば効果はなかったということも一面としてはあるかなと思います。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうすると、今の課長の答弁ですと、いわゆるこの企業誘致条例は花見台のB地区をもって終わるということになるように今理解しましたけれども、先ほど出ました今これから進んでいく川島地区の産業団地については、この企業誘致条例がある程度ここで終わりになるわけですね。そういうことによって、その先々の進行して進めていくという事業に対しての支障はないのかどうか、その点を確認しておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 当初から企業誘致条例の作り込みといたしまして、期限は10年ということであらってスタートしております。今川島地区につきましては業務代行方式ということで、民間の開発事業者さんと連携をして進めていっているわけですが、その辺りについても立地については企業誘致条例の今まで打合せの中でも誘致条例云々ということは出たことはありませんので。民間事業者さんについても、そこを頼りにして立地を進めていくということは恐らく考えてはいないのかなど。今の時点においては、支障は出ないものと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 先ほど平成26年からの10年間のこの企業誘致条例だったというお話だったのですが、以前総務経済常任委員会でいろいろ勉強して、こういうことをやるという事で、平成23～24年頃の委員会で町に要望してたしかこの条例ができたのかなと思っているところなんです。そのときのトレンドがこの企業誘致ということで、どこの市町村もこういうのを始めていたときだったのですが、大体よその市町村も10年間ぐらいでもうやめているところがこの近隣、この条例ができた近隣などはもう終わらせているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

今県内のこの企業誘致条例の、企業誘致条例というタイトルにこだわらず、何らかの企業立地に対しての助成制度を設けているというところが、県内63市町村中39の市、町が制度を設けております。嵐山と同様に、今現在、嵐山、町内どこでも適用となって、3か年にわたって奨励金を無制限に交付をしているというところで構えておりますけれども、嵐山と同様の優遇措置を設けているのが15市町ございます。10年間で条例を、施行をやめるというところまではちょっと把握はできていないのですけれども、比企管内とこの近隣に目を向けますと、東松山は同様の奨励措置を設けております。施行期限についてはちょっと、すみません、把握はできておりません。あとは、優遇措置を設けているのは、滑川町、吉見町、ときがわ町は設けておりますが、内容につきましては嵐山町よりは措置としては低くなるものかなと承知をしております。期限につきましても、すみません、ちょっと承知はしていないのですけれども、そんな状況になっております。

以上です。

○森 一人議長 議事の途中ですが、本日の会議は議事の都合により若干延長いたします。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） あのときのちょっと委員長がどなただったか覚えていないのですけれども、総務経済で見に行ったときには大体10年とかという縛りのあるようなところを何か見に行ったかなとは思いますが、もし後で分かれば教えていただきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 奨励金ですけれども、概算でどの程度予定しているか。雇用奨励金と転入奨励金はなかなか難しいかと思うのですけれども、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 これは本当にあくまで概算なのですけれども、花見台工業団地拡張地区で恐らく5,000万円程度になるかなというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号 嵐山町企業誘致条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎延会の宣言

○森 一人議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時05分)

令和5年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第6号）

12月8日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第53号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 2 議案第56号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）
- 日程第 3 議案第57号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定について
- 日程第 4 議案第58号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第 5 請願第 2号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願
- 日程第 6 議員派遣について
- 日程第 7 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
- 日程第 8 発議第12号 被保険者視点による持続可能な国民健康保険制度の確立を求める意見書の提出について
- 日程第 9 発議第13号 「人道的休戦」を求める決議に棄権した日本政府の賛成を求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第14号 国立女性教育会館の存続を要望する意見書の提出について

○出席議員（13名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員
3番	橋本将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	狛守勝義	議員	6番	小林智	議員
7番	藤野和美	議員	8番	吉本秀二	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	森一人	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
贄田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
近藤久代	長寿生きがい課長
藤原実	環境課長
中村寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
大島真弓	会計管理者兼会計課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長

馬 橋
中 村

透
寧

生涯学習課長
農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第4回嵐山町議会定例会第9日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時20分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。

発議第14号 国立女性教育会館の存続を要望する意見書の提出についてであります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、議案第53号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案53号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,202万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 それでは、議案第53号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての細部についてご説明を申し上げます。

補正予算書の66、67ページをお願いいたします。2、歳入ですが、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の産前産後期間の保険税免除措置に伴うシステム改修に係る経費130万9,000円を増額し、補正後の額を13億4,877万6,000円とするものです。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は国民健康保険運営協議会の会議開催の増加に伴い、事務執行に要する経費5万4,000円を増額し、補正後の額を8,307万5,000円とするものです。

次に68、69ページをお願いいたします。3、歳出ですが、1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費の電算委託料として、産前産後期間の保険税免除措置に伴うシステム改修費130万9,000円を増額し、補正後の額を348万5,000円とするものです。

次に、3項1目運営協議会費で委員報酬、費用弁償として5万4,000円を追加し、補正後の額を31万3,000円とするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 運営協議会の経費なのですが、運営協議会、これからあと1回はやるということで、どのようなことを内容として協議するのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 例年開催しています来年度予算のことについて協議をいたします。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第56号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）の件を議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

小林総務経済常任委員長、登壇願います。

[小林 智総務経済常任委員長登壇]

○小林 智総務経済常任委員長 総務経済常任委員会に付託されました議案についてご報告を申し上げます。

町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）の本件でございますけれども、こちらにつきましては可決すべきものと決定しております。以下、審議内容について報告を申し上げます。

本議会において総務経済常任委員会に付託を受けました議案第56号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）の審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会は12月4日午前9時30分に開会、当日は説明員として伊藤まちづくり整備課長に出席を求め、説明並びに質疑を行いました。その後、現地調査を行い、帰庁後、採決という日程で審査を進めました。

審査経過について申し上げます。本件は公共用地使用申請に伴う町道大蔵261号線を廃止するものであります。株式会社太陽ホールディングスが嵐山事業所内に新たに開発棟を建設し、従業員が増加することから、現在の駐車場用地に隣接して新たに当該町道を含んで駐車場用地を拡幅するため、当該地の賃貸借申請書が提出されました。当該道路はこの駐車場用地として使用されるため、本道路を接道として利用されなくなり、かつ隣接地の方の同意等もあることから、今回道路を廃止し、普通財産として賃貸借を行うものとの説明がありました。

続いて、質疑を行い、賃貸料の単価について、平米当たり月10円程度、年間で6,000円弱の契約となること、新たに整備される駐車場は65台分の駐車場を予定、用地の所有者は町を含めて3名、土地4筆であることの説明がありました。

説明並びに質疑終了後、現地確認を行い、帰庁後、審議を再開し、特に指摘事項等はなく採決に移りました。本議案採決の結果は全員賛成であります。よって、本委員会は議案第56号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）を原案どおり全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務経済常任委員会からの付託事案、審査結果の報告を終わりにします。

○森 一人議長 それでは、委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

それでは、討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号 町道路線を廃止することについて（公共用地使用申請）の件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、議案第57号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第57号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,382万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億2,978万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、議案第57号の概要につきまして説明させていただきます。

議案第57号は令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,382万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億2,978万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書の4ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出の今回の補正金額を款項別にそれぞれ記載させていただきます。

10ページ、11ページをお願いします。2の歳入でございます。15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金1億7,973万9,000円を今回補正しまして、補正後の額を3億

1,526万4,000円とするものです。概要ですが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業に対する交付金を補正するもので、補助率は10分の10でございます。二重丸のまず1個目、推進事業メニュー分及び通常分として3,410万1,000円で、7事業分でございます。詳細については歳出で説明させていただきます。

続きまして、二重丸の2つ目、低所得者世帯支援枠分としまして1億4,563万8,000円でございます。

続きまして、19款繰入金、2項3目ふるさとづくり基金繰入金、こちらはマイナスの591万5,000円で、学校給食費補助事業に当てていたふるさとづくり基金を減額するものでございます。

それでは、12、13ページをお願いいたします。3、歳出でございます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(20) 障害者施設等光熱費等高騰対策支援事業でございます。こちらの補助金につきましては、生活サポート事業所への支援に要する経費で、事業所が運用している移送サービス用の登録車両につきまして1台当たり1万2,000円、7事業所に41台分を補正するもので、金額が49万2,000円となるものでございます。

続きまして、(22) 電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業でございます。18節の負担金補助及び交付金で、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業補助金1億4,350万円でございます。こちらにつきましては、価格高騰等の影響の大きい低所得者世帯、住民税均等割非課税世帯への支援に要する経費を補正するもので、1世帯当たり7万円、6月の補正で3万円の補助を行っていますので、今回7万円で合計10万円となるものでございます。2,050世帯分で今回1億4,350万円の補正とするものでございます。

続きまして、2目老人福祉費、(13) 介護サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業でございます。介護サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金としまして、価格高騰等の影響を受けている町内等の介護サービス事業者等への支援に要する経費で、28事業所へ202万7,000円を補助するものでございます。

続きまして、3款民生費、2項2目児童措置費、(4) 子育て世帯応援給付金事業でございます。子育て世帯応援給付金事業補助金1,600万円で、物価高騰等の影響を受けている子育て世帯への支援に要する経費で、対象はゼロ歳から18歳、就労者を除きまして1人当たり8,000円を補助するもので、2,000人分、1,600万円を今回補正いただくものでございます。

4款衛生費、3項1目上下水道施設費でございます。14ページ、15ページをお開きください。(1) 水道基本料金免除事業でございます。水道事業補助金として2,063万1,000円を補正するもので、物価高騰等の影響を受けている町民及び事業所等への支援として実施する水道料金の減免に対し、水道事業会計へ補助するための経費でございます。12月と2月に検針を行っておりまして、その検針分4か月分の基本料金を免除するものでございます。2,063万1,000円でございます。

続きまして、(2) 水道事業電気料金負担軽減事業としまして、水道事業電気料金負担軽減補助金

として360万円を補正するものでございます。こちらにつきましては、電力価格高騰の影響を受けている水道事業に対し、電力価格の高騰分を補助するための経費でございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、(2) 農業者支援事業でございます。農業者フォローアップ事業補助金として236万円を補正するものでございます。物価高騰等の影響を受けている町内の農業者への支援に要する経費でございます。

10款教育費、6項3目学校給食費、(3) 学校給食費補助事業でございます。こちらにつきましては財源更正になっておりまして、基金繰入金を交付金に財源更正をするものでございます。

13款予備費、1項1目(1)の予備費でございますが、今回マイナスの1,702万6,000円を補正し、補正後の額を4,462万5,000円とするものでございます。

16ページ以降の給与費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、議案第57号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第7番、藤野和美議員。

○7番(藤野和美議員) まず、13ページの物価高騰の低所得世帯への経費の補助金ですが、6月に3万円あったわけです。ただ、その際に支給が8月とかかなり遅くなったかなという話を聞いております。今回はその辺支給を、支給月、どのくらいでできるのかお聞きいたします。

それから、15ページの農業者フォローアップ事業のところですが、具体的にはどのような形になるのか、対象件数についてお聞かせください。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから低所得世帯の給付金の関係をお答えさせていただきます。

今回の臨時の補正で計上させていただいてございますが、基本的には対象者は6月補正でしたときと同様と考えてございますが、基準日が12月1日時点ということでございまして、この間に世帯の構成が変わっている方、例えば前回の6月の給付金の中には非課税世帯であった方が課税者が転入されたとすると、対象から外れてくるわけなのですけれども、そういった部分も精査していく必要がございます。この後システム改修等々をして、なるべく早く支給をしたいと考えてございますが、加えて今回はこれまでの給付金、過去4回実施した給付金は全て確認書という書類を該当する世帯にお送りしまして、返送していただくものでございましたが、今回はちょっとニュアンスが違うのですけれども、申請書という形で、既に今年度の給付金を受領されている口座が分かっている方につきましては、この口座でよろしいですかという形の通知をお出しさせていただきまして、変える場合には変更申請という形で、変更後の口座等の情報を提供していただくようにしまして、

できる限り早めに給付をしたいと考えてございます。

ただ、実際にスタートできるのが年明けになってしまうというところがありますので、加えて国のほうでも繰越しは現時点では考えていないと思われまますので、そういった意味ではプッシュ型に類似した形でやりますので、大多数の方が口座を変えないということであれば、1回の通知でほぼ対象となる方に支給できるのではないかと考えてございます。ただ、令和3年度、初めてこの給付金、コロナ対策ということで実施した際にも当初国は繰越しをしないということを申ししておりましたが、今後場合によっては支給時期を見込んで、全国の状況を見込んで繰越しもやむを得ないということもあり得るかもしれませんが、町としましてはできるだけ早い段階で支給していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

こちらのフォローアップ事業、価格高騰重点支援分でございますが、実は令和4年度に同事業を実施したところ、大変農家から好評でした。今回もそのような中、新型コロナウイルスの影響が長期化しておりまして、5類になったといえども、まだ原油価格、物価等が高騰して、燃料、たい肥、資材等が引き続き農家を苦しめているという状況でございます。そこで、町内販売農家の経済的負担の軽減と農業経営の安定を図るために今回も支援するものでございます。内容といたしましては、対象者といたしまして、認定農業者を中心とした町の担い手を対象といたしました。こちらのほうは前回と同様でございます。支給の要件と金額のほうは一律に定めておりまして、認定農業者、これが個人の農業者が5万円、法人の場合は10万円、認定新規農業者、こちらが嵐丸塾を卒業して、新しく就農した若い方、個人、その方が5万円、法人であった場合には10万円、それから認定農業者以外に人・農地プランで定められた農業者が個人の場合は5万円、法人の場合は10万円、次に施設園芸農業者が個人の場合は8万円、法人の場合は16万円、畜産農業者につきましては個人8万、農業法人につきましては16万となっております。

実際の対象者の内訳でございますが、認定農業者の個人が22経営体、認定農業者の法人が1経営体、認定新規農業者が個人で3経営体でございます。そのほか人・農地プランで定められた農家が1経営体、施設畜産農業者が個人が5名でございます。施設園芸農家の法人が1でございます。続きまして、畜産農業者が3名、畜産農業者の法人が1ということで、合計37経営体となっております。

支給、こちらの手続きですが、なるべく農家にとって負担のないような申請方法を考えておりまして、12月末か年明けにはご案内して、可及的速やかに補助金のほうが支給できるようにしたいと思います。2月の中旬頃までには全て対象者は分かっておりますので、事業が実施できると思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それでは、低所得者の方については何とか年度末までにはというふうな感じでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 年度末前には必ず支給をということで迅速に対応していきたいと考えてございます。

○森 一人議長 ほかに。

第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 私のほうからは2点ほど質問させていただきたいと思います。

13ページの子育て世帯応援給付金事業補助金ということなのですが、これはゼロ歳から18歳までの全てのお子さんに対して給付すると、そのように考えていいのでしょうか。そしてまた、この給付時期は大体いつ頃になるのか、これをまずお願いしたいと思います。

それと次に、15ページのところの水道事業電気料金負担軽減補助金ということで、その前に水道事業補助金もあるのですが、ここで物価高騰等の影響を受けている町民及び事業所への支援ということなのですが、この影響を受けている町民の、要するに基準というのですか、それはどのような町民を指しているのか。それから、事業所に対してはどのような基準でこれが、要するに補助金を出すのか、それですね。これ同じように次の電気料金のほうも、これについても詳しく説明してほしいと思います。お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから子育て世帯応援給付金事業の内容でございます。こちらにつきましては、昨年度も実は実施をしているところでございますが、昨年度の児童手当の支給世帯ということで対応してございました。担当と協議をする中で、まず児童手当の世帯ですと、公務員分の児童手当はその方が勤めている勤め先で給付をするという形になりますので、町でプッシュができないということで、公務員分については申請を促して支給していたのですが、そういった意味ではタイムラグが出てきてしまうということで、今回はこども医療費等の受給者を対象とさせていただきます。等というのは、こども医療費以外に障害をお持ちのお子さんの場合は等級に応じて重度心身障害者医療費の制度を利用されていますので、そちらの制度の中で18歳未満のお子さんに対しましても併せて支給を考えてございまして、両方の事業の対象者でいきますと、2,000人の部分で確保できれば間に合いそうな計算でしたので、計上させていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 実施する……

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 失礼しました。こちらにつきましても、この後対象者絞り込みをさせていただきますので、年内給付はなかなか難しいので、年明けになってしまうかと思いますが、こちらにつきましても速やかに支給の手続に入りたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 次に、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、私のほうから水道事業の補助金についてご説明申し上げます。

まず1点目の水道基本料金免除事業でございますけれども、こちらにつきましては町内在住世帯、それと町内に所在している事業所、全ての上水道利用者の方の基本料金を4か月間減免するという事業でございます。件数にいたしますと、全部で8,414件でございます。こちらの基本料金、4か月分全てですと、1万6,828件分の基本料金を減免するものでございます。そちらの金額が2,063万1,000円でございます。

続きまして、(2)の水道事業電気料金負担軽減事業、こちらにつきましては水道施設で運転しております施設の電気の高騰によりまして、そちらにつきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業といたしまして360万円を計上させていただいているところでございます。この360万円の根拠でございますけれども、令和3年度の水道施設の電気料金が約2,700万円でございます。令和4年度につきましては3,700万円でございます。この間が1.4倍になっております。本年度につきましては国の補助金も入っておりますので、昨年度と比較いたしますと、決算見込みで大体700万円ほどの補助が入っていると推測されますので、こちらにつきまして、令和3年度の決算と令和5年度の決算見込み、そちらが360万円ということで、その部分につきましてこの地方創生交付金を活用させていただいて、充てさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番(川口浩史議員) 13ページの介護施設の説明のほうに町内等ってあるわけですね。この等というと、当然町外ということで、どういうことで町外まで認めているのか伺いたいのと、どのくらいあるのか伺いたいと思います。

それから、15ページの水道の関係なのですが、施設のほうで使う水道事業の補助金のほうですけれども、つまりこれは自己水、井戸から汲み上げるときにモーター回しますから、その電気代を補助するということがよろしいのですか。ほかにもっと使うところはあるのかどうか、あれば伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 では、答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、町内等ということで町外が入っているということなのですが、これは連携協定を結んでいる武蔵嵐山病院の系列の事業所に交付することになっております。それで、その事業所ですが、訪問看護、それから訪問リハビリ、通所リハビリ、あと居宅介護支援事業所の4か所になっております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

水道の施設の電気料、これは動力費でございます。議員様おっしゃるとおり。こちらにつきましては、3本の水源、井戸からまずくみ上げるポンプの動力費、それを浄水場まで送る送水ポンプの動力費、そういったもろもろの全て水道の生成に係る動力費でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第57号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第58号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第58号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第58号は、令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額については収入、事業収益に360万円を追加し、総額を5億5,176万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 議案第58号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）の細部をご説明申し上げます。

補正予算書の33ページをお願いいたします。水道事業会計予算執行計画（補正第3号）によりご説明申し上げます。本補正につきましては、国の地方創生臨時交付金によります水道基本料金免除事業及び水道事業電気料金負担軽減事業でございます。収益的収入の1款1項1目給水収益、水道料金を2,269万4,000円減額し、補正後の額を4億4,944万6,000円に、それに伴い1款2項営業外収益の4目消費税還付金を増額し、補正後の額を2,665万6,000円に、同じく5目他会計補助金、一般会計補助金を水道基本料金免除事業分として2,063万1,000円、電気料金高騰分として360万円、合わせて2,423万1,000円を増額するものでございます。以上によりまして、1款事業収益は360万円の増額補正をお願いし、補正後の額を5億5,176万円といたすものでございます。

なお、29ページ以降にございます予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

水道事業会計補正予算3号につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第58号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

ここで、執行部におかれましてはご退場をお願いいたします。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、請願第2号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

吉本文教厚生常任委員会委員長、ご登壇願います。

〔吉本秀二文教厚生常任委員長登壇〕

○吉本秀二文教厚生常任委員長 ただいま議長からご指名がございましたので、報告させていただきます。

令和5年12月7日

嵐山町議会議長 森 一人様

文教厚生常任委員長 吉本秀二

請願審査報告書

本委員会に令和5年11月30日付託されました請願を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

受理番号、請願第2号、件名、脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願。

審査の結果、不採択とすべきもの。

それでは、請願審査の経過をご報告いたします。

12月1日午後1時30分より、請願第2号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の件を審査いたしました。請願提出者は、生活クラブ生活協同組合比企支部代表野原智子様。紹介議員は藤野議員。説明委員に野原様、江口様が出席されました。

まず、野原様からは本請願に至る背景として、生活クラブ生活協同組合では、人間が人間らしく生きるために欠かせないエネルギー分野において、脱原発、脱エネルギーの自費CO₂削減を基本に、生活クラブエナジーを立ち上げて、2016年から再生可能エネルギーの生活クラブ電気という共同事業を始めている。そのようなことから、今回の請願に至った旨のお話後、請願書をお読みになり、請願理由の説明とされました。

要約いたしますと、近年各地で酷暑や集中豪雨など、気候変動による災害が激甚化している。これは世界的な状況で、人類が存在できるかどうかの危機的な状況にあり、大分岐に立っている。2015年のパリ協定で、気温を2100年までに産業革命から1.5度C上昇以内に収めることが努力目標と

して定められ、2023年3月IPCC第6次評価報告書では、この目標達成のために2035年までに世界全体で60%の温室効果ガスの削減、二酸化炭素でいうと65%の削減が必要という、さらなる削減が求められている。先進諸国は2035年までに電力部門の再生可能エネルギー導入目標を70~80%とし、再生可能エネルギーへの転換を加速している。

一方、日本政府は5月にGX脱炭素電源法案を可決し、原子力発電所事故以来、原発への依存度を下げるとしてきた方針を撤回し、原発推進にかじを切っている。この法律では、原子力発電を脱炭素のための電源と位置づけているが、原発はCO₂削減に役立たないばかりでなく、巨大なリスクを抱えている。

また、大手電力会社による新電力の顧客情報の漏えいや不正閲覧等の独占禁止法や電気事業法に違反する行為があるなど、公正な競争環境整備手段としての発電・送配電の所有権分離が不可欠である。よって、次の3点を嵐山町として国に要望していただきたい。

- 1 脱石炭火力、脱原発を脱炭素政策の柱として早急に実現すること
- 2 エネルギー基本計画を早急に改正し、2035年の再生可能エネルギー電力目標を80%以上とすること
- 3 発電と送配電の所有権分離と再生可能エネルギーの優先接続・優先給電政策をすることというものです。

その後、藤野議員から気候変動により世界的、地球的規模で大変な危機が報道されている。この嵐山町においても問題についてしっかりと意思を表明していくという意味で、この意見書について慎重なご審議を望みますとの発言がありました。

請願理由の説明を受け、直ちに質疑を行いました。

質問、頂いた資料に原発は脱炭素に役立たない、原発を増やしてもCO₂は減らないとあるが、その理由は。

答え、発電時だけを見るとそうだが、原発建屋を造るに際しても、原発が終わった後にも老廃物が出る。また、稼働させるまでにどれだけのCO₂を使っているかということを考えれば削減にはならない。

質問、2035年における脱炭素化に向けた住宅への太陽光発電の普及や公共建築物への太陽光100%の設置をはじめ、再エネルギーの普及に最大限取り組んだ場合、80%までアップできるという提言だが、それに伴うCO₂の排出量、金額の試算や施設調達等の試算はあるのか。

答え、出典によるものなので分からない。

質問、再生可能エネルギーを増やしていくということは賛成だが、安定供給を考えたときに、今ある火力発電や原子力発電を除いて、安定供給が10年間の間にできるのかということについての考えは。

答え、重要だと思う。国でどうにか動かしてほしい、加速させてほしいということだ。原発は抑

えていくと言っていたが、原発推進のような政策転換を行ったので、非常に危機感がある。世界的に既に遅れた状況にあり、災害が激甚化しているので、このシステムを一遍化させてもらいたい。

ここで、藤野議員から補足の発言がありました。現実には火力発電、原発が存在する中で、この2035年はある意味短期だ。ただ、再生可能エネルギーの比率は、2020年で日本が22%、ドイツ48%、スペイン44%、イギリス43%、比率的にもかなり遅れている。29%の中国よりも低い。逆に言えば、取組方によっては十分達成可能な潜在力を持っているのだということを確認していただきたい。

質問、送電・配電の問題についてどのようにお考えか。また、このままでは1.5度C気温が上がってしまう状況の中で再生可能エネルギーが80%になるのは大変だということになっている。日本全体とか地球全体がどのような災害に見舞われると予測しているのか。

答え、送配電が地域での小さい規模でできない状況なのが一番大きい。地元でつくったエネルギーを地元で使うことがしづらいのは、送配電が大企業の独占になっているところにつながっている。気候変動で一番現れるのが農産物の被害だと考えている。ここ数年で急速に激甚化し、大規模干ばつも進んでいる。どこからか輸入すればいいという状況ではなくなる。それが徐々にではなく、急激に状態が悪くなってきて、こんなはずではなかったのにとということになる。

ここで、藤野議員から補足説明がありました。今の状態では再生可能エネルギーを発電しても大手電力会社が優先的に使用する形になっているので、例えば災害時も地域、地域で供給したものを賄うことがしづらい状況になっている。今後再生可能エネルギーの地産地消構想を展開していくときに、再生可能エネルギーの普及にとって一種の妨げになっているということもあり、それも併せて整備をしていきたいということである。

質問、ウクライナ、ロシアの紛争がエネルギー供給でドイツなどは大変な影響を受けたと聞いている。さらには日本においてエネルギー価格の高騰で政府も対応策を取っている状況にあるが、このエネルギー価格の急騰をどのようにお考えか。

答え、日本はエネルギーに対しての自給自足ができない国であるということがはっきりした。原発もウランを買わなければならない。そういう点で自給自足できるエネルギーをつくっておくということを十分考える必要がある。地熱であったり、バイオマスだったり、太陽光であったり、また新しいことが出てくるかもしれないが、そういうことを充実させていくことがエネルギー保障ということにつながる。

質問、生活協同組合での再生可能エネルギーの利用は各家庭までなのか、工場のようなところまで広がるのか。

答え、組合員の利用に優先的に使っている。余れば市場に出せることもあると思うが、今はない。市場から買う必要がないのが大きい。

以上の質疑が行われた後、委員による意見交換を行いました。

意見1。人類をはじめ生物の生存に関わる問題だと考えている。IPCC、国連の示している方

向で温暖化ガス、二酸化炭素を減らしていかないといけない、その努力をしていかないといけない。この請願に賛成である。

意見2。現実には再生可能エネルギーは不安定であるということがある。自前での発電は持たなくてはならないことから、このGX推進に切り替えてきていることがある。ドイツは3基残っていた原発も廃止し、燃料が2倍から2.5倍くらいになった。世論調査では原子力発電への賛成者が50%を超えてきたことを考えると、日本の立ち位置としては安定した電源供給が一番に求められている。この請願に反対する。

意見3。作物にも影響が出てきている。気候正義はこれからの若い子どもたち、これから生まれてくる子どもたちにとって絶対必要なことである。また、再生可能エネルギーが増やせないのは送配電を電力会社が持っているからだという問題がある。この請願に賛成する。

意見4。原子力発電はないほうがよいと思うが、現実的には考えなければならない。ドイツはフランスとベルギーから電力を輸入、原発の再稼働という動きにもなっている。生活を守る上で脱原発は時期尚早だと考えている。また、原発はCO₂削減に役立たないなどの記載もあり、意見書には賛成できない。

意見5。原発を減らしていく方向には賛成だが、現実的問題として安定供給ということ考えたときに今の考え方ではまだ不十分だと考える。現行のエネルギーを考慮しながら再生可能エネルギーに転換していかなければならないが、極端に移すということではなく、エネルギーミックスという考え方で徐々に再生可能エネルギーにシフトしていくほうが適切ではないかと考えている。この請願書の内容をもう少し練る必要がある。

意見6。理想的な提案だと思うが、現実問題として場所によって風力、風向き、台風等、安定性という面もあり、賛成できないところがある。

以上のとおり意見交換を終え、本件を採択すべきものに賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手少数であり、本件を不採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、吉本委員長、お引き取り願います。

質疑を終結いたします。

討論を行います。反対。賛成討論はいらっしゃいますか。

それでは、渋谷登美子議員、反対討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、文教厚生委員会の請願審査の結果に反対の立場で討論します。

11月30日よりドバイでCOP28が開催され、日本はまたもや見事に気候ネットワークのNGOから化石賞をいただきました。私も所属している文教厚生委員会において、本請願の採択に反対され

た方に、年齢的には新議会になって若返ったのですが、化石賞を贈ります。気候変動に対して原発は有効な手段ではなく、地震の活発な日本国においては危険な施設であるということを、まず認識しなくてはならないと思います。原発は常に冷却水が必要で、海岸線近くに建設されているということで気候変動によって冷却機能が発揮できず、十分な冷却ができず沸騰し、福島原発と同じように爆発し、危険な化学物質が放出される危険性がとても高いこと。また、現在ウクライナとロシアの戦争において、ウクライナにおいて無人機によって原発が攻撃を受けているという報道はされています。原発は、戦争状態になったとき災害の標的となります。COP28では、日本を含め22か国が2050年までに原発エネルギー量を今の3倍にする宣言を行いました。残念なことに、その宣言に日本も加わっています。それに関して言いますと、10年間で150兆円のお金を使うということでした。原発は、廃棄物の処理が困難なものです。原発は、建設し稼働するのに20年以上必要で、廃棄物の安全性も確立できておらず、気候危機には今の気候危機、1.5度Cに最低でも抑えるには間に合いません。2018年パリ協定では気温上昇を1.5度Cに抑えることが宣言されたのですが、既に2050年には2度C未満の上昇になるだろうということが予測されています。1.5度C以内に抑えないと、日本でも気温変動による災害は増えていきますし、異常気象による真夏日がさらに長く続きます。海拔の低い国は海面下に沈んでしまうのです。

嵐山町においても気候正義、気候民主主義の確立が必要です。そのためには化石燃料によるエネルギーを直ちにやめ、建設には安価で短時間で建設し、安心できる再生可能エネルギーに切り替える必要があるのですが、残念なことに嵐山町文教厚生委員会の審査は、第2次産業革命、昭和30年代、40年代、50年代の重工業の名残を残し、環境悪化を顧みず、富裕国である責任を放置した、そういった審議でありました。現在は第4次産業革命の時代に入っています。ゼロカーボン時代の産業に何が求められているかということの情報と洞察力が必要ですが、今回の請願審査は誠に残念な結果となりました。これからも気候危機をストップさせること、原発によるエネルギー確保の危険性については審議を求められることがあります。そのためには、嵐山町議会は将来の人類と環境と生物に何が求められるかを考えて、一つ一つ丁寧に審査を行い、様々な情報を正しく得て、洞察力を磨くことが必要です。とても残念な結果でした。今回の請願審査報告に反対します。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより請願第2号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、請願第2号は不採択とすべきものと決まりました。

◎議員派遣について

○森 一人議長 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、発議第12号 被保険者視点による持続可能な国民健康保険制度の確立を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、被保険者視点による持続可能な国民健康保険制度の確立を求める意見書の提出について提案いたします。

国民健康保険会計は、国民皆保険の最後のとりでです。しかし、構造的課題である被保険者数の減少、高齢化、低所得者が多いことの解決を都道府県統一水準として、今後被保険者の保険税の大幅な値上げが予定されております。被保険者には過酷な状況になっています。国において新たな財源を確保し、国保の財政基盤を強化するため、被保険者の負担の軽減を求めるため本意見書を提出するのですが、本議案の提案に関して、昨日の議案審査より令和6年度以降の嵐山町の国保の状況を推測してみました。基金が令和4年度末では1億9,800万円でした。令和5年度に9,100万円を取り崩しますので、令和6年度の基金残高は1億円になります。保険料の値上げによって2,700万円の

増になりますが、令和5年度の保険料の予算は3億1,000万円でした。ところが、県への納付金は4億5,900万円の予算でありました。この納付金をそのまま令和6年度に当てはめると、基金の1億円をプラスして、そして2,700万円の保険料予算の同額分が増えますと4億4,800万円になります。令和5年度の予算の納付金は支払いはできるのですが、基金はなくなる、そういった状況になります。財政の豊かな市町村では法定外繰入れを行って維持していましたが、法定外繰入れを行っていない嵐山町ですが、町長の子育て政策によって第3子以降の均等割の免除は行えたのですが、この政策の維持はもう既に難しいという状況になっています。都道府県国保に変更したため、保険給付費については埼玉県が支出しますが、保険料の徴収については市町村の役目であり、それに関して納付を行っています。国保担当は今頭を抱える状況になっています。まして、子育て中の家族に対して社会保険をと、国保では保険料の徴収の考え方がまるで不平等で、課題が大きく、本意見書を提出するわけですが、意見書について裏面を読み上げます。

意見書ですけれども、国民健康保険制度は国民皆保険のセイフティネットとして我が国の公的医療保障の砦である。

しかし、国民健康保険制度設立当初とは年齢構成と、所得階層割合が異なり、被保険者にとって負担当力を超えた保険料水準となっている。年齢構成では65歳から74歳までの前期高齢者が45.4%に及び、加入者の43%が無職である。一人当たりの医療費は、令和3年度の国保の所得平均は世帯あたり140万4,000円で、保険料は13万8,023円であり、国保税が所得の9.83%を占める割合でありました。これは、令和3年度国民健康保険実態調査・厚生労働省からの資料によります。

国民健康保険制度では、他の被用者医療保険制度に比べ、収入に対する保険料率が高い。前期高齢者の比率が高く、一人当たりの医療費は増加せざるを得ない。現在予定されている国保都道府県単位化による市町村保険料水準の平準化の政策は、国保料の大幅値上げを行わざるを得ない。嵐山町の令和5年度の国保の埼玉県国保標準負担比率は11.95%であり、さらなる増税によって被保険者の負担感は増し、国保制度堅持は困難である。

都道府県国保を構成する自治体間の公平性が重視されるあまり、行政として重要である『所得の再分配機能』が損なわれている。国民健康保険被保険者の負担能力に応じた負担水準とする財政支援及び財政基盤の確立を求める。

嵐山町議会は、以下について早急な実施を求める。

記

- 1 国民健康保険制度に係る国庫負担率を上げ、他の被用者保険と均等な被保険者の負担率とすること。
- 2 子育て世代に対する財政支援として実施されている未就学児均等割保険料半額免除を、18歳までとし全額免除とすること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この文面の中で下段なのですが、「『所得の再分配機能』が損なわれている」という文言が入っていますけれども、これは社会保険制度とか、そういった国民健康保険制度がどういうふうに所得の再分配機能が損なわれているということでお使いになっているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 所得の再分配機能というのは、高所得者がそれを皆さんに、低所得者に同じように負担を均等に割り合っていくということなのですが、国保の場合は国保の所得が少ない人のほうが保険料が高額になっているということです。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 要するに所得のある人から低所得者のほうに移動するということだと思うのですが、嵐山町の国民健康保険の最高額はお幾らかご存じですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 最高額の、払っていらっしゃる方ですか、保険料ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） 保険料は、今現在最高額で104万だと思いますよ。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） まさにそれだけの、104万の方もいるという国民健康保険制度ですよ。それがどうしてその再分配機能が損なわれていると言えるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 104万円の所得の方は子どもさんがいても700万～800万ぐらいの所得しかありません。それが社会保険の人は、104万は払わないです、最高額。1,000万円以上あったとしても、2,000万円以上あったとしても9%、そこまでいかないですから、5%ぐらいですから、2,000万円の5%とすると10万円ぐらいですよ。そうすると、社会保険料の均衡が損なわれていて、特に国保の問題というのは、ほかの社会保険や共済保険は子どもの1人当たりの均等割というのがないです。所得に対しての保険料だけです。それなので、国民健康保険に関して言いますと、全く不平等な状況になっています。だから、子どもさんがたくさんいる人ほどたくさん保険料を払わなくてはいけないという現状のシステムがあって、それを少なくとも子育て支援をするために、6歳未満

の子どもさんがいる方に関しては半額にするというのが、今嵐山町だと幾らになるのですかね。半額になると3万3,000円だから、1人当たり1万5,500円ぐらいになった徴収料を払っているということなのですが、7歳以上の人は1人当たり3万3,000円ですか。3万3,000円を所得のほかに上乘せしていくというシステムになっているので、非常に国保に関して言いますと、働く世代の人はもともと少ないのですけれども、自営業者の方などは非常に苦しい状況になっています。それが今の一番大きな問題としてありますが、国保はかつて国の補助金が60%入っていたのです。ですけれども、今国保に対しての国庫補助は23%になっています。ですので、その部分の金額を全部都道府県の支援金と、それから保険料で賄っているという状況になっていますので、国保に関して言いますと、65歳から74歳までの前期高齢者といって、非常に医療費のかかる人たちが多いです。これは43%です。国保の被保険者たちはその部分を子どもの保険料で賄っていかなくてはいけないので、非常に厳しい状況になっている。ですから、昨日も町長が答えましたように、知事会や町村会もこれに関して国庫負担金を上げてほしいという申出をしています。そのぐらい非常に苦しい状況です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、お引き取り願います。

討論を行います。反対討論。ほかにございますか。

それでは、第9番、青柳賢治議員、反対討論をどうぞ。

○9番（青柳賢治議員） この意見書ですけれども、昨日も国保のいわゆる値上げの話で、私は賛成いたしました。持続可能な国保制度が求められたということです。私が反対討論の中で、平成30年の経緯をちょっとお話ししますけれども、ほとんど市町村国保ではもたないということの中から財政を合わせて、県のほうに共同で保険者になってきているという経緯がございます。そして、嵐山町の場合は昨日も課長から答弁がありましたけれども、平成17年、そこから恐らく保険料率の税上げというのはなかったという答弁でございました。それだけ恐らく基金もあったり、そこに加入している人たちの努力もあったということで今日まで進んできているのでしょう。

ただ、今日、令和4年度の国保会計の決算ですと、3,652人の被保険者がいます。そのうち65歳から74歳までの、いわゆる前期高齢者と言われる人たちが1,965人を占めていると。そして、全体の国保税は3億5,720万7,000円。これに対しまして、給付費は幾らかと申しますと13億9,069万2,000円です。それで、まずこの辺のところもひとつ考えていくべきだろうと。全世代型に対応する、いわゆる保険制度というのはどういうことかという、将来世代の安心の保障だと。そして、能力に応じた全世代の支え合いになるのだということで政府のほうは進めております。そんな中で、給付費と負担、この辺のバランスが非常にこの意見書の中に欠落しているのではないかと。

そして、こういう理論でいきますと、いわゆる被保険者視点、何々視点、こういうことで何でもこういう形で出てくるわけです。そして、我々議会としては、これが果たして今の状況の中で、嵐

山町がどういう状況にあって、それを今後県とも相談していかななくてはなりません。そういう中で、昨日の県の基金もあるけれども、今後その基金の使い道、そういったこと、さらにはこの制度を65歳から74歳までの、いわゆる前期高齢者、今行われております後期高齢者の制度へ切り替えていくような理論展開、そういったものが求められてくるということだと思います。

そういう中で、私が思うのはこのバランスを考えたときに、やはり国民健康保険制度、それから今一般に言われている、協会けんぽと言われる社会保険制度、この仕組みがまず違うわけですので、この料率を一律にするということには非常に無理があります。ですから、主張すること、それから意見を出すことは、これは各自自由でございますけれども、嵐山町の議会として、私はこういったバランスを欠いた意見書、これが国に出ていくわけです。それに対しては、私は反対いたします。

以上。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第12号 被保険者視点による持続可能な国民健康保険制度の確立を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手同数]

○森 一人議長 同数でございます。議長決裁になります。議長といたしましては否決いたします。

◎発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、発議第13号 「人道的休戦」を求める決議に棄権した日本政府の賛成を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員、登壇願います。

[11番 川口浩史議員登壇]

○11番（川口浩史議員） 「人道的休戦」を求める決議に棄権した日本政府の賛成を求める意見書の提出についての、まず提案理由でございます。

今回の戦争は、ハマスによるイスラエル攻撃から起きました。これは国際法と国際人道法に反するものであります。この攻撃にイスラエルは反撃をしました。この反撃は当然のことであり、自衛権として認められているわけであります。しかし、この反撃が度を越しており、多数の犠牲者を出したのであります。

国連総会におきまして、10月27日「人道的休戦」を求める決議を121か国の賛成で採択となりましたが、この決議に日本は棄権したのであります。その後、イスラエルは攻撃の手を緩めることなく、病院や学校まで攻撃し、おびただしい犠牲者を出したわけであります。日本の棄権は、この攻撃を容認したのと同じであると理解しております。したがって「人道的休戦」の決議には賛成すべき

であったことを求めるため、本意見書を提出するものであります。

ちなみに、ロシアがウクライナに侵攻したときに、日本はウクライナ侵攻に反対であるということを確認しておりますので、併せてご紹介しておきます。

それでは「人道的休戦」を求める決議に棄権した日本政府の賛成を求める意見書を朗読いたします。

ハマスによるイスラエル攻撃と人質連行は、明らかに国際法、国際人道法に反するものである。同時に、イスラエルによるガザ住民全体に対する攻撃も国際法、国際人道法に違反しており、自衛権を超える戦争犯罪である。

ハマスによるイスラエル攻撃がなければ今回の争いはなかった。その上で国連安全保障理事会でグテーレス事務総長は「ハマスによる攻撃は何もないところから突然起きたわけではないことを認識するのも重要だ」と語り、「パレスチナの人々は56年間、息苦しい占領下に置かれてきた」と述べた。これはイスラエルが数十年にわたって国際法違反の占領を続け、占領地の住民を締め付けてきたことは客観的歴史的に事実であることを指摘している。

そして、グテーレス事務総長は「どんな武力紛争でも民間人の保護が最重要だ」と強調し、「民間人を盾として使う」ことや、「100万人以上の人々に対して避難所も水も医薬品も燃料もない（ガザ）南部に避難するように命じ、その上で南部を爆撃し続ける」ことは、民間人の保護に反すると双方を非難したのだ。

こうしたグテーレス事務総長の非難にも関わらず、イスラエルはガザへの爆撃を続けたのである。このようなイスラエルの攻撃に10月27日の国連総会で「人道的休戦」を求める決議を121カ国の賛成で採択となった。が、この決議に日本政府は棄権したのである。棄権した理由について、岸田文雄首相は「ハマスへの非難が明示されておらず、バランスをかねている」からだというが、アメリカの顔色を伺った結果であって、岸田首相はイスラエルの攻撃を国際法違反とは認めていないことにも現れている。なお「決議」にはイスラエル、ハマス双方の暴力行為を批判している。

その後のイスラエルは地上侵攻を行い、病院や学校まで攻撃をし、多数の犠牲者を出した。日本政府の棄権は、消極的許容ともなるものである。

よって、嵐山町は“非核平和都市宣言”を宣言している町として、停戦及び休戦を強く支持する立場から日本政府の棄権を理解することができない。したがって「人道的休戦」には賛成するべきであった。同時に、これ以上の犠牲者を出さないための最大の努力をするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ関係各大臣であります。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。お引き取りを願います。

討論を行います。ほかにございますか。

それでは、第12番、渋谷登美子議員、賛成討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 意見書提案の11月30日から事態は展開し、休戦が終了し、再び戦争状態になり、悲惨な情報が届いています。昨日、国連のグテーレス事務総長は停戦要請を行ったという報道がありました。なぜ日本が休戦に対して棄権を行ったか考えますと、防衛装備品輸出ルールの緩和を行っていることを考慮しますと、日本国は軍事産業に活路を見出し、非常に危険な道をたも進めているとしか考えられません。今すぐにも休戦、停戦を支持することが必要であり、本意見書提出に賛成します。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第13号 「人道的休戦」を求める決議に棄権した日本政府の賛成を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第14号 国立女性教育会館の存続を要望する意見書の提出についてにつきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10、発議第14号 国立女性教育会館の存続を要望する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員、登壇願います。

[10番 畠山美幸議員登壇]

○10番（畠山美幸議員） それでは、先ほど町長のほうからご紹介というか、お話がございました案件につきまして、意見書として出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

発議第14号、令和5年12月8日、嵐山町議会議長、森一人様。提出者、嵐山町議会議員、畠山美

幸。賛成者、小林智、吉本秀二、藤野和美。

国立女性教育会館の存続を要望する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第99条により提出します。

提案理由。

昭和52年に設立された国立女性教育会館は嵐山町を象徴するシンボリックな機関であり、幼児から高齢者まで幅広く様々な形で利用させていただいている大切な施設機関でございます。また、全国的にも嵐山町は国立女性教育会館があるところという認識をしていただける方も数多くおられます。嵐山町議会としては、これからも国立女性教育会館の存続を強く願い、本意見書を提出いたします。

国立女性教育会館の存続を要望する意見書

昭和52年に設立された国立女性教育会館は、嵐山町を象徴するシンボリックな機関であり、幼児から高齢者まで幅広く様々な形で利用させて頂いている大切な施設機関です。また、全国的にも、「嵐山町は国立女性教育会館があるところ」という認識をして頂いている方も数多くおられます。

嵐山町議会としては、これからも国立女性教育会館の存続を強く願い、下記について要望いたします。

記

- 1 現状どおり、国立女性教育会館として継続すること。
- 2 1が叶わない場合には、今までどおり国管理のもと、将来的に公園化できるように望みます。

以上、地方自治法99条により意見書を提出します。

令和5年12月8日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一人

提出先、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣ほか。です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようでございますので、お引き取り願います。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第14号 国立女性教育会館の存続を要望する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

これより執行部が再入場されますので、このままお待ちください。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に附議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和5年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は11月30日に開会され、本日まで9日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和5年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を、さらには追加議案についても全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、誠にありがとうございました。議案審議並びに一般質問等を通じまして、ご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

さて、季節性インフルエンザが大流行しており、新型コロナウイルスとともに、多くの発熱患者が同時に生じることを危惧しております。医療体制の逼迫防止のため、事前の準備と予防、重症化リスクに応じた受診、療養へのご協力をお願いいたします。

また、暖かい日、寒い日と寒暖差の激しい日が続いております。議員各位にはどうかご自愛いただき、ご健勝にて越年され、引き続きご活躍されますよう心からご期待申し上げる次第でございます。

新たな年が嵐山町と嵐山町民にとりまして、明るく希望に満ちた年となりますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○森 一人議長 閉会に当たり本職からも一言挨拶を申し上げます。

今定例会は、議員各位の熱心なご審議により全議案を議了し、本日ここに無事閉会の運びとなりました。議員、執行の皆様方の議会運営に対するご理解とご協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。また、急遽でありましたが、議員の皆様には国立女性教育会館の存続に対して意見書という形で嵐山町議会としての意思を表明できましたことに重ねて感謝を申し上げます。

終わりに、新年に向けての皆様のご多幸をご祈念し、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 以上をもちまして、令和5年嵐山町議会第4回定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前11時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員